

令和3年3月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月8日】

代表質問

1 草川卓也（結） 42～57ページ

市長の所信について

- 1 4期目を迎えた市長の所信について

施政及び予算編成方針について

- 1 新年度予算の特徴について
- 2 魅力的な拠点の形成について
- 3 新型コロナウイルス感染症総合対策パッケージについて

マニフェストについて

- 1 マニフェストの財政的な裏付けについて
 - (1) 行財政改革の必要性について
- 2 新年度予算に重点的に反映させたマニフェストについて
 - (1) 「健都さふりプロジェクト」の新展開について
 - (2) 三重の玄関口「リニア庭園都市構想」の推進について

代表質問

2 岡本公秀（新和会） 58～69ページ

令和3年度施政及び予算編成方針について

- 1 コロナの災いから市民生活を取り戻し、「快活の年」にすべく行政経営の重点方針について尋ねる

市長マニフェストについて

- 1 「緑の健都」にふさわしい健康都市大学構想について
- 2 子育て世代包括支援センターの拡充と関係機関との連携について
- 3 内陸工業都市として一層発展するため、新たな産業団地と工業用水の確保について
- 4 一律でないオーダーメイド型の福祉「亀山版・重層的支援体制」の確立について
- 5 歴史的風致維持向上計画の第2ステージ構想と「絵になるまち」の実現について
- 6 「駅前のにぎわい」と「新図書館のアカデミズム」の融合による相乗効果について
- 7 新庁舎整備計画について、社会の変革や意識の変化を鑑み、機能や規模の最適化を目指すことについて
- 8 コロナ後のニューノーマル（新しい日常生活）の構築に向けて、価値観の転換に対する市長のリーダーシップについて

令和3年度教育行政一般方針について

- 1 全ての小中学校がコミュニティスクールとなることにより、市の教育にどのような変革と

利点があるのか

- 2 体力向上を目指した「1学校1運動」について
- 3 「かめやま人キャンパス」修了生が「かめやま人」として活躍する場の創出について

代表質問

3 服部孝規（日本共産党） 69～83ページ

市長マニフェストについて

- 1 市長の任期について
 - (1) 政治信念は変わったのかについて
 - (2) 4期目以降はどうするのかについて
- 2 学校施設の計画的な改修について
 - (1) なぜ新年度に改修の予算がないのかについて
- 3 亀山市の都市計画について
 - (1) 亀山駅前再開発で中心市街地活性化を進めながら市郊外にしかできないリニア駅誘致を推進することの矛盾について
- 4 コロナ終息後の「ニューノーマル（新常識）」の構築について
 - (1) 「価値観の転換」とは具体的に何をどう変えるのかについて

令和3年度施政及び予算編成方針について

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) 高齢者施設や医療機関への一斉・定期的PCR検査の実施について

市立医療センターの特別顧問について

- 1 この1年間の業務実績と来年度の雇用について

代表質問

4 森 美和子（公明党） 83～96ページ

市長マニフェスト「NEXT亀山 緑の八策」について

- 1 4期目を担う市長としての決意について
- 2 「新型コロナウイルス」という危機の日常化に対する市長の見解について
- 3 子どもや若者を社会に送り出すための市長の見解について
- 4 亀山市の自然や資源を未来につなぐための市長の見解について
- 5 多様性と人生100年時代に備えるための市長の見解について
- 6 今後の財政運営について

代表質問

5 鈴木達夫（大樹） 97～109ページ

令和3年度施政及び予算編成方針に見る市政の重要課題について

1 ポストコロナ時代の「ニューノーマル（新たな日常）」について

- (1) 「しなやかな地域社会への転換」の意味するものは何か
- (2) 「真の健康都市への深化」の意味するものは何か
- (3) デジタル変革（DX）や「SDGs」への志向は、行政に何をもたらすか
- (4) 必要とされる「市民サービスの在り方」、「行政機能」、「職員の働き方」をどう捉えるか

2 大きな潮流変化の中での「亀山市新庁舎建設」について

- (1) 「新庁舎建設基本構想」（平成31年）から「新庁舎整備基本計画（中間案）」（令和2年）に至って、計画がどのように進展したのか
- (2) 「亀山市新庁舎整備基本計画等検討委員会」等の庁内での議論はどのように成熟したのか
- (3) 「スケジュール」、「建設手法」、「財源」等が未だ示されていない中、新年度中に「新庁舎整備基本計画」は完了するのか
- (4) 大きな潮流変化の中では、より重厚な事業推進が必要ではないのか

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月9日】

代表質問

1 櫻井清蔵（勇政） 113～124ページ

令和3年度施政及び予算編成方針について

- 1 一般会計当初予算は、令和2年度が対前年度比8.1%増の217億9,000万円、令和3年度は同じく6%増の230億9,300万円と、令和に入り年々増額となっているが、その要因について尋ねる
- 2 令和3年度当初予算は、1月に市長選挙が執行された中での予算編成であったが、なぜ骨格予算として提案しなかったのかを知りたい
- 3 亀山駅周辺整備事業について、各種事業費と市の負担分について尋ねる
- 4 亀山市では、新型コロナウイルス感染症の感染者が2月末現在で51名確認されている中、ワクチン接種に対する今後の対応について
 - (1) スケジュールについて
 - (2) 医師会との連携について

防犯カメラの設置について

- 1 安心・安全な生活環境の整備について

関文化交流センター空調機改修工事について

- 1 工期を令和3年7月30日までとして入札を行ったことについて

フラワー道路について

- 1 忘れられたフラワー道路の現状と今後の整備について

代表質問

2 中島雅代（スクラム） 125～139ページ

令和3年度施政及び予算編成方針、並びに市長マニフェストについて

- 1 「クオリティ・オブ・ライフ」の実現について
 - (1) 子どもたちへの施策について
 - ア 亀山版ネウボラについて
 - イ 家族の絆について
 - ウ 発達障がい支援について
 - エ 「きめ細かな給食の実施」について
 - (2) 「セーフティネット・3点セット」について
 - (3) 「リニア庭園都市構想」とJR複線電化について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【3月9日】

1 福沢美由紀（日本共産党） 140～149ページ

議案第24号 令和3年度亀山市一般会計予算について

- 1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第3目 老人福祉費、介護保険地域支援事業、任意事業の生活支援事業委託料について
 - (1) 介護用品（おむつ）支給の変更について
- 2 第10款 教育費、第8項 教育研究費、教育研究事業について
 - (1) 少人数教育推進事業について
 - ア 市の取り組みについて
 - (2) 適応指導教室事業について
 - ア 新たな取り組みについて

議案第31号 令和3年度亀山市病院事業会計予算について

- 1 資本的支出 第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第1目 建設費について
 - (1) 委託費及び工事請負費による施設改修工事の内容について

2 新 秀隆（公明党） 149～157ページ

議案第24号 令和3年度亀山市一般会計予算について

- 1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第3目 老人福祉費、高齢者タクシー料金助成事業及び養護老人ホーム措置事業について
 - (1) それぞれの事業の目的について
- 2 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第3目 老人福祉費、給付事業について
 - (1) 介護給付費等の内容について
- 3 第8款 土木費、第2項 道路橋梁費、第4目 道路舗装費、舗装老朽化対策事業について
 - (1) 舗装箇所の選定方法について
- 4 第8款 土木費、第2項 道路橋梁費、第6目 橋梁維持修繕費、橋梁長寿命化修繕事業について
 - (1) 修繕箇所の選定方法について
- 5 第8款 土木費、第5項 住宅費、第1目 住宅管理費、民間活用市営住宅事業について
 - (1) 事業の内容について
- 6 第8款 土木費、第5項 住宅費、第1目 住宅管理費、空家等対策事業について
 - (1) 事業の内容について

3 前田耕一（大樹） 157～167ページ

議案第24号 令和3年度亀山市一般会計予算について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第7目 企画費、移住交流促進事業の移住・就業マッチング支援事業補助金について
 - (1) 補助金の支給内訳について
- 2 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費、健康づくり事業の業務委託料について
 - (1) 業務委託の内容について
- 3 第7款 商工費、第2項 開発費、第2目 軌道交通近代化促進費、JR加太駅舎改修事業の工事請負費について
 - (1) 改修の内容について
- 4 第10款 教育費、第6項 保健体育費、第2目 体育施設費、運動施設等管理費、施設管理費の用地購入費について
 - (1) 駐車場増設の内容について

4 伊藤彦太郎（勇政） 167～174ページ

議案第12号 亀山市基金条例の一部改正について、及び議案第16号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第12号）について

- 1 基金条例の一部改正、及び一般会計補正予算 歳入 第19款 繰入金、第1項 基金繰入金、第5目 市民まちづくり基金繰入金について
 - (1) 今回の改正が市のまちづくりに与える影響について

議案第24号 令和3年度亀山市一般会計予算について

- 1 コロナ禍による各種イベントへの影響について
- 2 歳出 第10款 教育費、第5項 社会教育費、第5目 遺跡調査費、鈴鹿関跡学術調査事業について
 - (1) 調査の内容について
 - (2) シンポジウムについて

質 疑 内 容 （通告要旨）

【3月10日】

1 前田 稔（スクラム） 177～182ページ

議案第24号 令和3年度亀山市一般会計予算について

- 1 歳入 第1款 市税について
 - (1) 税込について
- 2 歳出 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防衛生事業について
 - (1) 新型コロナウイルスワクチン接種について
- 3 歳出 第7款 商工費、第1項 商工費、第3目 観光費、亀山7座トレイル整備・活用推進事業について
 - (1) 令和3年度第68回東海高等学校総合体育大会（三重大会）登山競技について

2 森 英之（結） 182～191ページ

議案第9号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

- 1 改正する目的と経緯について
 - (1) 亀山市長の給料及び期末手当を5%、退職手当を20%減額する理由について

議案第16号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第12号）について

- 1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、住居確保給付金支給事業の減額補正について
 - (1) 事業の内容と減額の理由について
- 2 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、消費喚起対策事業の減額補正について
 - (1) プレミアム商品券の購入率と使用率について

議案第23号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第5号）について

- 1 収益的収入 第1款 病院事業収益、第1項 医業収益、第1目 入院収益及び第2目 外来収益の減額補正について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の影響について
- 2 収益的収入 第1款 病院事業収益、第2項 医業外収益の増額補正について
 - (1) 補正額と財源について

3 服部孝規（日本共産党） 192～201ページ

議案第24号 令和3年度亀山市一般会計予算について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第7目 企画費、リニア中央新幹線整備促進事業の各種調査業務委託料792万円について

(1) この調査が必要なのかについて

議案第9号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

1 なぜ、市長のみ5%減額なのかについて

議案第12号 亀山市基金条例の一部改正について

1 なぜ今まで改正しなかったのかについて

4 櫻井清蔵 (勇政) 201～210ページ

議案第9号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

1 これまで、市長、副市長、教育長、病院事業管理者の4人が給料及び期末手当を5%、退職手当を20%減額するとしてきたが、今回の改正で、市長一人の減額としたことについて尋ねる

議案第16号 令和2年度亀山市一般会計補正予算(第12号)について

1 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、消費喚起対策事業の減額補正について

(1) 補正の内容について

議案第24号 令和3年度亀山市一般会計予算について

1 第8款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費、亀山駅周辺整備事業について

(1) 予算の具体的な内容について

2 第10款 教育費、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、中学校給食実施事業について

(1) 業務委託料の内容について

3 第10款 教育費、第5項 社会教育費、第4目 図書館費、図書館整備事業について

(1) 保留床購入負担金の内容について

(2) 工事負担金の内容について

5 草川卓也 (結) 210～219ページ

議案第24号 令和3年度亀山市一般会計予算について

1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第14目 行政情報化推進費、電子自治体推進費について

(1) AI・RPA等の新たなICT技術の導入について

(2) 期待される業務効率化の効果について

2 第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業について

(1) 概要について

3 第7款 商工費、第2項 開発費、第1目 開発費、企業誘致推進事業について

(1) 工業水道調査の概要について

(2) 期待される効果について

4 第9款 消防費、第1項 消防費、第3目 消防施設費、消防指令業務共同運用事業について

(1) 概要について

(2) 期待される効果について

5 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第7目 企画費、移住交流促進事業について

(1) 令和2年度の実績と新年度予算の関連について

6 豊田恵理 219～227ページ

議案第16号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第12号）について

1 第1款 市税、第1項 市民税、第2項 固定資産税の減額補正について

(1) 補正の理由について

2 第22款 市債、第1項 市債、第8目 減収補てん債の増額補正について

(1) 補正の理由について

議案第24号 令和3年度亀山市一般会計予算について

1 第1款 市税、第1項 市民税及び第2項 固定資産税について

(1) 税額の算出根拠について

2 第19款 繰入金、第1項 基金繰入金について

(1) 基金の運用について

3 第22款 市債、第1目 臨時財政対策債について

(1) 臨時財政対策債の起債の考え方について

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月11日】

1 福沢美由紀（日本共産党） 232～244ページ

（仮称）発達支援センターをいつ設置するのかについて

- 1 療育とは何か。また、なぜ必要なのか
- 2 療育を必要とする就学前児童の人数及び割合の推計について
- 3 市の療育の現状について
- 4 保育士の加配について
- 5 発達支援センターの必要性の認識について
- 6 発達支援センターの規模と設置の見通しについて
- 7 必要な職種、職員数及び研修について

小学校の給食について

- 1 小学校における学校給食の教育目標と評価について
- 2 地産地消について
- 3 2008年に教育委員会から出されている『亀山市立幼稚園及び小学校における学校給食の実施方針（平成20年9月決定）』について

2 新 秀隆（公明党） 244～255ページ

防犯カメラの設置について

- 1 市内防犯カメラの現状について
- 2 企業との連携について

獣害対策について

- 1 有害鳥獣の確保実績について
- 2 猟友会の高齢化について
- 3 狩猟免許の取得支援について

道路管理のICT化について

- 1 ICT化の考え方について
- 2 フィックスマイストリートを活用について

総合防災マップの活用について

- 1 他市との比較について
- 2 市民への周知と活用方法について

下水道事業について

- 1 亀山市下水道ストックマネジメント計画と更新目標について
- 2 機能強化対策事業計画と更新目標について

3 伊藤彦太郎（勇政） 255～265ページ

多選の弊害について

- 1 平成21年の市長マニフェストにおける「市長の任期を最長3期12年に制限」の意味について
- 2 多選の弊害に対する市長の考え方について

鈴鹿関跡の国史跡指定について

- 1 今後の取り組みについて

4 森 英之（結） 266～279ページ

今後の市政運営について

- 1 市長マニフェスト「緑の八策」、令和3年度施政及び予算編成方針、並びに教育行政一般方針の具体的取り組みについて
 - (1) 第二次総合計画・後期基本計画における行財政改革について
 - ア 事務事業のスクラップ&ビルドについて
 - イ 人材育成システムの改革について
 - ウ 働き方改革の推進について
 - (2) 教育環境の深化について
 - ア 少人数教育推進の現状と課題について
 - イ ジュニアスポーツの活性化について
 - (3) 防犯対策の強化による体感治安の向上について
 - (4) 新型コロナウイルスのワクチン接種について

5 豊田恵理 279～290ページ

選挙について

- 1 投票率の推移について
- 2 投票率向上に対する取り組みについて
- 3 新型コロナウイルス感染症対策について
- 4 選挙ポスター掲示について

新型コロナウイルスワクチン接種について

- 1 現在の状況について
- 2 今後の予定について

庁内業務の新型コロナウイルス感染症対策について

- 1 現状について
- 2 テレワーク導入の考えについて
- 3 今後のあり方について

質 疑 内 容 (通告要旨)

【3月26日】

1 櫻井清蔵 (勇政) 305～309ページ

議案第41号 和解について

1 和解金3千万円の算出根拠について

令和 3 年 2 月 2 5 日

亀山市議会定例会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

令和3年2月25日（木）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 令和3年度施政及び予算編成方針の説明
- 第 5 令和3年度教育行政一般方針の説明
- 第 6 議案第 8号 亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第 7 議案第 9号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第10号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 第 9 議案第11号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第10 議案第12号 亀山市基金条例の一部改正について
- 第11 議案第13号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
- 第12 議案第14号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第13 議案第15号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
- 第14 議案第16号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第12号）について
- 第15 議案第17号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第16 議案第18号 令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第19号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第18 議案第20号 令和2年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第21号 令和2年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第22号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第23号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第5号）について
- 第22 議案第24号 令和3年度亀山市一般会計予算について
- 第23 議案第25号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 第24 議案第26号 令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 第25 議案第27号 令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第26 議案第28号 令和3年度亀山市水道事業会計予算について
- 第27 議案第29号 令和3年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 第28 議案第30号 令和3年度亀山市公共下水道事業会計予算について
- 第29 議案第31号 令和3年度亀山市病院事業会計予算について
- 第30 議案第32号 市道路線の認定について
- 第31 議案第33号 市道路線の認定について
- 第32 議案第34号 市道路線の認定について
- 第33 議案第35号 市道路線の認定について

- 第 34 議案第36号 市道路線の認定について
 第 35 議案第37号 市道路線の認定について
 第 36 議案第38号 市道路線の認定について
 第 37 議案第39号 市道路線の認定について
 第 38 議案第40号 市道路線の廃止について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	古田秀樹君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	青木正彦君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部次長	谷口広幸君	産業建設部参事	田所学君
健康福祉部参事	豊田達也君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田邦敏君
消防署長	原博幸君	地域医療統括官	上田寿男君
地域医療部長	草川吉次君	教育長	服部裕君
教育部長	亀山隆君	教育委員会事務局参事	桜井伸仁君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	木崎保光君

選挙管理委員会
事務局 長

松 村 大 君

●事務局職員

事務局 長 井 分 信 次 書 記 水 越 いづみ
書 記 西 口 幸 伸

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長 (中崎孝彦君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年3月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

2番 中 島 雅 代 議員

11番 鈴 木 達 夫 議員

のご兩名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月26日までの30日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から3月26日までの30日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

なお、久野産業建設部参事は、公務のため、本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

次に、亀山市土地開発公社、公益財団法人亀山市地域社会振興会、公益社団法人亀山市シルバー人材センターから、令和3年度事業計画書及び収支決算書がそれぞれ提出されておりますので、ご覧おきください。

次に日程第4、令和3年度施政及び予算編成方針の説明を行います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和3年亀山市議会3月定例会の開会に当たり、市政運営に対する所信の一端を申し上げます。

まずは、このたびの市長選挙におきまして再選の栄を賜り、引き続き市長の重責を担わせていただくこととなりました。身の引き締まる思いであり、この上は公の責務に最善を尽くす覚悟でございますので、議員並びに市民の皆様の深いご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

さて、現在、私たちは新型コロナウイルス感染症との闘いの中にいます。本市は、一連の総合対策「緊急政策パッケージ」を展開してまいりましたが、この先においても総力を挙げ、この厳しい局面を乗り越えてまいります。同時に、コロナ終息後の「ニューノーマル（新たな日常）」を見据えた、しなやかな地域社会への転換、真の健康都市への深化を目指してまいります。

また、少子高齢化の進展を背景に人生100年時代に備えた安心の共生社会の構築、若者の定住促進や魅力ある市街地の再生を急ぐとともに、DX（デジタル変革）によるスマート社会への対応にも万全を期してまいります。

さらに、新市施行以来、市民力で地域力が輝くまちづくりが進んでまいりましたが、地域予算制度のバージョンアップやかめやま文化年と歴史的風致維持向上計画などの新展開により、亀山市の強みである地域力と文化力に磨きをかけてまいります。一方、次なる4年は、四半世紀以上にわたり積み重ねてきたリニア中央新幹線市内停車駅の誘致が新たな局面へと入ります。これを確かなものとするべく、オール亀山の英知を結集、多様な産業・雇用の創出と併せ、次なる活力と未来へ向けた着実な取組を進めてまいります。

私は、これらの政策展開により、第2次亀山市総合計画が掲げる将来都市像「緑の健都 かめやま」の実現を目指すとともに、今後の国と地方財政の厳しさが指摘される中であって、引き続き強い意思を持って行財政改革を進めてまいります。

ところで、先般、現下のコロナ禍にあって感染防止に期待が寄せられる新型コロナウイルスワクチンが国内で初めて薬事承認されました。本市としては、これまでのワクチン接種に向けた準備に加え万全を期すため、去る2月8日、新型コロナウイルスワクチン接種推進本部を設置するとともに、総合保健福祉センターあいあいにて新型コロナウイルスワクチン接種室を新設し、推進に向けた全庁体制を整えたところであります。

また、さきの第1回臨時会で可決いただきました緊急政策パッケージ（第7弾）の関係予算の実行と併せ、来る新年度においても新型コロナウイルス感染症対策を総合的に展開してまいります。そのため、全市民へのワクチン接種をはじめ、市立医療センターにおける発熱外来診察室の新設、保育所や学校等の感染症対策の充実、健康増進による免疫力維持を目指す取組など、新年度予算案として総額約4億円の総合対策パッケージを取りまとめたところであります。

さて、我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にありますが、感染拡大の防止策を講じる中で持ち直しの動きも見られるところであります。こうした状況の下、国は骨太方針2020に基づきポストコロナ時代の新たな日常の実現に向け、新型コロナウイルス感染症の感染防止策とともに、成長力強化のためのデジタル社会・グリーン社会の実現や全世代型の社会保障制度の構築などに取り組み、経済・財政一体化改革の着実な推進を目指しております。こうした国等の動向は、市民生活や本市の行財政運営に影響がございましたので、引き続き的確な情報把握等に努めてまいります。

一方、先般、令和3年度の行政経営の重点方針を定めたところであります。新年度は、コロナ禍を乗り越え、将来に向け持続可能な自治体経営を推進すべく「快活の年」と位置づけた上で、その重点方針として、新型コロナウイルス感染症対策の推進と全市民へのワクチン接種の実施をはじめ、政策・財政・組織の3側面から、第2次総合計画前期基本計画の必達と後期基本計画の策定、第3次行財政改革大綱重点方針15の必達、組織の横断的連携と働き方改革の実現の取組を掲げ、職員一人一人の考動と確かな一步を踏み出すべく取り組んでまいります。

こうした中、新年度の予算編成に当たりましては、第2次総合計画前期基本計画の最終年度として、第2次実施計画の必達に向け事業費を計上いたしております。中でも、一般会計の歳出では、建築工事等が本格実施となる亀山駅周辺整備事業や新図書館の整備をはじめ、JR加太駅舎の改修や国民体育大会の開催、小・中学校の学校給食の公会計化、さらには新型コロナウイルスワクチンの全市民への接種のための経費などを計上いたしました。その結果、一般会計予算案は、平成20年度当初予算に次ぐ過去2番目に大きな規模の予算額となっております。

また、歳入では、市税が減収となりますが、亀山駅周辺整備事業などの補助事業費の増加による国県支出金や市債の増額を見込み、財源調整のための財政調整基金繰入金は前年度より減少いたしております。

なお、各会計別の予算額は、一般会計予算が前年度比6%増となる230億9,300万円といたしましたほか、国民健康保険事業特別会計は44億890万円、後期高齢者医療事業特別会計は10億4,010万円、農業集落排水事業特別会計は4億9,540万円、水道事業会計は18億3,320万円、工業用水道事業会計は9,910万円、公共下水道事業会計は25億2,580万円、病院事業会計は21億320万円で、一般会計、特別会計、企業会計を合わせまして、前年度比3.5%増の355億9,870万円の当初予算額といたしております。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、都市づくりの推進につきましては、引き続き土地利用制度の検討や都市計画道路の見直しを進めるとともに、都市マスタープランにおける戦略方針を具体的に推進するため、エリアプランの策定を行ってまいります。また、居住誘導区域への転入者等を対象に子育て世帯等の住宅取得を促進し、定住促進と既成市街地の活性化につなげてまいりますほか、計画的に地籍調査事業を進めてまいります。また、JR亀山駅前において、現在、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合により、令和4年の完成を目指し市街地再開発事業による施設建築物及び公共施設の整備工事が進められております。市といたしましても、JR亀山駅周辺拠点力向上プロジェクトの積極的な推進を図るべく、庁内連携を強め、引き続き当該再開発組合への支援を行うとともに、駅周辺道路の整備に向けた工事等を計画的に進めてまいります。

一方、公園の整備につきましては、本年開催の三重とこわか国体の会場となる西野公園において、電気設備、外周柵や中央広場等の改修を行い、国体会場の環境整備と公園利用者の利便性の向上を図ってまいります。

次に、住環境の向上につきましては、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、民間賃貸住宅を活用することにより、既存の市営住宅と併せ必要な住宅供給を行ってまいります。また、空

き家情報バンク制度による移住希望者と空き家所有者のマッチングや空き家活用のPRに努め、移住希望者の市内への定住を促進してまいります。次いで、上下水道の充実のうち、上水道事業につきましては、安全でおいしい水の安定供給を図るため、基幹管路等の計画的な耐震化を進めてまいります。また、住山町西部地区の水量・水圧低下を解消するため、引き続き住山加圧ポンプ室の建設工事を進めるほか、水道法の改正により作成が義務づけられた水道施設台帳を作成し、計画的な水道施設の更新など適切な施設管理につなげてまいります。

一方、公共下水道事業につきましては、流域関連亀山市公共下水道事業計画に基づき、川崎町、川合町、阿野田町地内等で管渠布設工事等を行うとともに、良好な生活環境を確保するため、事業区域の拡張に伴う事業計画の変更を行ってまいります。

また、下水道管渠長寿命化対策事業につきましては、本年度策定いたしました亀山市下水道ストックマネジメント計画に基づき、みどり町地内で管渠改築工事を行ってまいります。さらに、農業集落排水事業につきましては、本年度策定しました機能強化対策事業計画に基づき、辺法寺地区処理場において施設の更新工事等を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、道路の保全・整備につきましては、産業振興と市民生活の根幹を担う道路ネットワークである市内環状道路の整備に向け、和賀白川線と亀山市斎場線との接続部において、交差点改良工事等を実施してまいります。また、道路施設の適切な維持管理を図るため、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を踏まえた交付金等を活用し、計画的に老朽化が進む路線の舗装改修や橋梁の長寿命化に取り組み、道路施設の安全性の確保を図ってまいります。

次いで、公共交通網の充実につきましては、本年4月1日からコミュニティ系バスの運賃改定に併せ、交通系ICカードや定期券の導入によるサービス拡大により利用促進を図るほか、野登・白川地区自主運行バス路線を2系統に路線再編し、新たに運行を開始することで、沿線地域の交通利便性を一層高めてまいります。また、のりあいタクシーのりかめさんにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策における生活支援と地域経済支援の観点から、本年度に引き続き、全ての登録者を対象に無料体験乗車券を配付するとともに、本年4月1日から特定目的地停留所を拡充し、より細やかな地域間移動を可能とすることにより、一層の利用促進を図ってまいります。このほか、持続可能な公共交通ネットワークの形成と地域の交通手段の確保を図るため、令和3年度で計画期間が終了する亀山市地域公共交通計画の次期計画の策定に取り組んでまいります。

一方、来月13日から交通系ICカード「ICOCA」の利用エリアが亀山駅から加茂駅まで拡大されますことから、バスとの相互利用も含め鉄道の利用促進を図ってまいります。また、西日本旅客鉄道株式会社から無償譲渡を受けたJR加太駅舎につきましては、鉄道利用者の利便性向上をはじめ、歴史観光資源や地域のにぎわい交流・情報発信の場として活用していくため、新年度において駅舎改修工事を実施してまいります。

次に、安全・安心なまちづくりの推進につきましては、東日本大震災の発生から早くも10年を迎えようとしている中、先日、その余震である震度6強の地震が東北地方で発生いたしました。被害を受けられた方々の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。本市も、こうした巨大地震を教訓に発生が危惧される南海トラフ地震等に備え、木造住宅の耐震化の促進をはじめ、公道に面したブロック塀等の撤去による安全対策の推進、橋梁の計画的な耐震化、防災重点ため池の耐震調査の実施など、亀山市国土強靱化地域計画の総合的かつ計画的な推進を図ってまいります。

また、地域の特性に応じて地域が主体となって取り組む地区防災計画の策定を支援するなど、市民・地域における自助・共助の強化を図るとともに、コロナ禍における複合災害に備え、避難所の衛生環境を確保するため、備蓄資材の充実に努めてまいります。

さらには、本年度作成作業を進めておりました鈴鹿川等6河川に関する洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、ため池ハザードマップなどの様々な情報を集約した「総合防災マップ」が近く完成いたしますので、来る4月1日号の市広報と併せ、市内各戸及び企業等へ配布を行い、市民の皆様がこのマップを活用し、日頃からの備えや避難行動など自助・共助の活動の一助となるよう取組を行ってまいります。

一方、消防力の充実強化につきましては、多種多様化する災害に的確に対応するため、消防施設・設備の充実や人材育成に取り組んでまいります。中でも、津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会において調査・研究を進めてまいりました消防指令業務の共同運用につきましては、人員面、財政面での効果はもとより、広域災害時や市境界線付近での災害対応など、各地域の様々な課題を解決できる取組であります。これらを踏まえ、新年度は、3市の消防長等で構成する検討会を設置し検討体制を強化するとともに、共同運用可能なシステム機能の検討、整備場所の比較検討、必要経費の試算等を行うため、3市で共同運用に係る基礎調査を実施してまいります。

また、昨年12月に発生した廃プラスチックリサイクル工場の火災につきましては、三重県内消防相互応援協定に基づき県内の4消防本部に対して応援要請を行うなど、本市にとって甚大な災害となりました。このことから、改めて防火対象物への立入検査を強化し、火災予防の推進を図るとともに、隣接消防本部との応援・受援訓練を通じて、安全で迅速・的確な消防活動を実施するための技術の向上、連携体制の強化に努めてまいります。

次いで、低炭素・循環型社会の構築のうち、本市の環境関連計画を一体的に取りまとめる第2次亀山市環境基本計画の策定につきましては、このほど計画案の取りまとめができましたので、県等の関連計画との整合を図りつつ、今後、亀山市環境審議会への諮問やパブリックコメント等を経て、本年5月の策定を目指すとともに、策定後、関連する環境施策の積極的な推進を図ってまいります。

また、ごみの減量化・リサイクルの推進につきましては、昨年10月から新たに雑紙等の分別収集を試行的に開始したところ、順調に移行が進み、回収量も増加しておりますので、本年4月から分別収集を本格実施し、資源物の有効利用と環境負荷の低減に努めてまいります。

一方、廃棄物処理施設の適正管理につきましては、ごみ溶融処理施設及びし尿処理施設の大規模整備工事を引き続き実施し、老朽化した設備・機器の計画的な更新等により、施設の延命化を図ってまいります。

次に、自然との共生のうち、森林の保全につきましては、水源涵養、土砂災害防止など森林が有する多様な公益的機能の向上を図るため、森林間伐に取り組むとともに、森林環境譲与税を活用し、鈴鹿森林組合等と連携しつつ、引き続き未整備森林の整備を進めてまいります。このほか、みえ森と緑の県民税を活用し、森林環境教育・木育の実施、改修を行うJR加太駅舎への地域産材を使用した木製備品の導入など、森林や木材の持つ魅力を発信するとともに、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会の活動を支援することで、源流域への愛着と誇りの醸成につなげてまいります。

また、農地の保全につきましては、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮と耕作放棄地の発生防止に資するため、農地、農道、水路の維持など地域資源保全活動を支援するとともに、持続

的な農村景観と田園環境の保全を図るため、一団の農地に景観作物を作付する農家や営農組織等の取組を支援してまいります。

次いで、歴史的風致を生かしたまちづくりの推進につきましては、本市の魅力的で地域性のある歴史的風致の維持向上を図るため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、亀山市歴史的風致維持向上計画（第2期）を策定し、東海道を基軸としながら、生活の中に息づく街道文化を大切にしつつ、亀山宿、関宿、坂下宿の3宿とそのつながりを生かす取組を進めてまいります。また、関宿伝統的建造物群保存地区の修理修景事業を着実に進めるとともに、明治天皇行在所の修理工事に向けて設計業務を行ってまいります。

次に、歴史文化の継承・活用のうち、鈴鹿関跡学術調査事業につきましては、鈴鹿関跡の国史跡指定を記念したシンポジウムを開催し、市民への周知を図ってまいります。鈴鹿関跡の指定範囲は遺跡全体の一部でありますことから、今後も引き続き発掘調査等を実施しながら、調査研究成果を積み重ね、鈴鹿関跡の歴史的価値を明らかにし、国史跡指定範囲の拡大に努めてまいります。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」についてご説明申し上げます。

まず、地域福祉力の向上のうち、亀山市地域福祉計画につきましては、新たに社会福祉法に位置づけられた相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援などを一体的に行う重層的支援体制の整備や、ひきこもり、成年後見といった喫緊の福祉的課題にも対応できるよう、令和4年度からの後期計画の策定に取り組んでまいります。

また、地域福祉力強化推進事業につきましては、市内2地区で取組が始まりました、ちょっとした困り事に地域で対応するちょっとボランティアの活動を継続的に支援するとともに、こうした取組を拡大していくため、各地域まちづくり協議会へ働きかけを行い、住民同士の助け合い、支え合いの風土と仕組みの確立に努めてまいります。

さらに、生活困窮者自立支援事業につきましては、引き続き、自立相談支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金の各事業を展開し、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、生活困窮に陥る方を含めた生活困窮者への支援に努め、自立の促進に努めてまいります。経済的困窮に加え、社会的孤立など複合的な課題を抱えた困窮者等の自立に向けましては、亀山市社会福祉協議会に設置したCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を中心とした多機関連携による包括的支援をさらに充実してまいります。

一方、3つの「暮らしのセーフティネット」として、犯罪被害者等に寄り添った支援策を推進するための（仮称）亀山市犯罪被害者等支援条例の制定をはじめ、認知症高齢者等が偶然な事故により損害賠償責任を負う場合や、子供が自転車に起因する偶然な事故により損害賠償責任を負う場合の損害賠償責任保険を支援する仕組みづくりを進め、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるための万が一に備えてまいります。

次に、健康づくり・地域医療の充実のうち、健康な暮らしの支援につきましては、引き続き亀山市健康・医療推進計画の基本理念である、市民の皆様が住み慣れた地域で豊かな食生活と健康で充実した暮らしを続けられ、安心して医療を受けることができるよう、次期計画の策定に向けた取組を進めてまいります。

また、健康づくり事業につきましては、引き続き三重県との協働事業としてかめやま健康マイレージ事業を実施するとともに、新たに制作した健康体操を出前健康講座で広めてまいります。さら

に、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が開発したモチ麦、お茶等の機能性農産物を複合的に組み合わせた機能性弁当を食べることによる身体の変化や健康の維持・増進の効果を調査し、免疫力を維持するプログラムを探る（仮称）免疫力維持プログラムを実施し、健康づくりに取り組む市民の増加及び市民の健康寿命の延伸につなげてまいります。

一方、医療センターにつきましては、新年度も引き続き亀山医師会の協力を得ながら、亀山地域外来・検査センター及び亀山発熱検査外来を運営し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めるとともに、三重県が運営する新型コロナウイルス感染症の軽症者等が療養する宿泊療養施設の運営にも引き続き協力してまいります。また、現在、亀山地域外来・検査センター等として使用するプレハブにつきましては、新年度に設置の期限が参りますので、新たに医療センター敷地内に感染症の診察室を兼ねた発熱外来診察室を建設し、地域医療の充実に努めてまいります。

また、安心できる公的医療保険制度の運営につきましては、亀山医師会と連携し国民健康保険の保健事業として実施しております糖尿病性腎症重症化予防事業を、新年度から後期高齢者医療においても実施し、糖尿病の重症化予防を通じて医療費の適正化を図ってまいります。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実ににつきましては、本年度策定いたします亀山市高齢者福祉計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、住まい・医療・介護・予防・生活支援のサービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを深化させ、地域共生社会の実現を目指してまいります。

次に、障がい者の自立と社会参加の促進のうち、障害者総合相談支援センター事業につきましては、基幹相談支援センターの機能強化に向けた検討を進めながら、障がい者が地域で安心して生活できる基盤やネットワークの整備に努めるとともに、地域の計画相談員や支援事業所の資質向上や多機関連携による相談体制の充実に図り、障がい者の自立と社会参加を促進してまいります。

また、障害者基本法に基づく第2次亀山市障がい者福祉計画につきましては、本計画の基本理念である「障がい者が生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまち かめやま」の実現を目指し、亀山市地域自立支援協議会での審議を重ねながら、本計画の中間見直しに取り組んでまいります。

次いで、文化芸術の振興につきましては、文化芸術基本法の改正に伴い、新たに（仮称）亀山市文化基本条例の制定及び地方文化芸術推進基本計画の策定に取り組み、亀山市の歴史文化等の魅力の発信とともに市民文化活動等を支援してまいります。

次に、スポーツの推進につきましては、本年開催予定の三重とこわか国体において、本市では、ウエートリフティング競技、軟式野球の正式競技2競技及びカローリング、ビリヤード、ユニカー、スポーツ鬼ごっこのデモンストレーションスポーツ4競技を実施いたします。大会開催に当たりましては、関係機関・団体と綿密な調整を行い、着実に準備を進めるとともに、市民や関係団体と一丸となって機運醸成を図ってまいります。全国からのアスリートなど大会関係者に対し心の籠もったおもてなしを行うとともに、市民がトップレベルの競技を通じてスポーツを身近に感じることで、市民のスポーツへの関心を高め、気軽にスポーツに取り組める環境や拠点づくりを行いつつ、地域に根差したスポーツ活動の充実に図ってまいります。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」についてご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・働く場の充実ににつきましては、昨年12月に新たに1社との立地協定を

締結し、民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」の新分譲地10区画のうち9区画へ6社の企業誘致を行い、既にそのうち2社が操業を開始されたところであります。引き続き、本市の地理的優位性や高速道路が結節する交通アクセスのよさ、自然災害に強いBCP対策に適した産業団地であること等の強みを生かして、残る区画等への積極的な企業誘致を展開してまいります。

また、新年度は、終期を迎える亀山市産業振興条例の見直しを行うとともに、今後の工業用地への水の安定供給に関する調査を実施し、新たな産業団地の開発に向けた検討を進めてまいります。

一方、市内企業におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、雇用の維持及び確保が重要な課題となっております。今後も亀山市雇用対策協議会、鈴鹿ハローワーク、亀山商工会議所等の関係機関と連携して、雇用確保に向けた支援を実施してまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化につきましては、亀山商工会議所や市内商業団体と連携を図りながら、引き続き市内事業者が地域に根差し、活発な経営が行えるよう、まちゼミ等の取組を支援してまいります。このほか、創業セミナーの開催や空き店舗等活用支援事業補助制度の運用により、創業を志す若者や女性を支援し、にぎわいのある商業地域の形成を進めてまいります。

また、本市の特産品等を市内外に戦略的に発信するため、先月、亀山市地域ブランド推進協議会を設置し、本市独自の地域ブランド創出事業をスタートさせたところであります。新年度は、市内特産品のブランド認定を行い、効果的に魅力発信を進めてまいります。

次いで、農林業の振興につきましては、三重県、JA鈴鹿等の関係機関と連携し、認定農業者等への利用集積を推進するとともに、担い手農家や営農組合、新規就農者等への取組を支援し、農業生産力・経営力の向上を図り、農業経営の安定化に努めてまいります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営努力では避けられない農業者の収入低下に備え、収入保険制度への加入を支援してまいります。さらに、四日市ポーククラスター協議会の中心的な経営体を実施する肥育舎・浄化処理施設等の整備に対し補助金を交付し、養豚農家の規模拡大や畜産環境改善を支援してまいります。

ところで、三重県内でも発生しました豚熱につきましては、新年度から感染防止を図るため、豚熱ワクチンの接種費用に対し補助を行ってまいります。また、引き続き三重県や関係機関と連携した鳥インフルエンザ対策も実施し、感染予防対策を講じてまいります。

一方、林業の振興につきましては、林業事業体の木材生産の向上のため、引き続き、林業事業体による施業集約化、利用間伐など林業生産活動を支援するとともに、公共建築物等の木造化、木質化など地域材の利用促進に努めてまいります。

次に、まちづくり観光の推進につきましては、本市の新たな観光資源の掘り起こしを進めるとともに、関宿を中心とした観光地の魅力を効果的に情報発信し、訪問者との交流促進を進めてまいります。また、まちづくり観光のコーディネーターである亀山市観光協会に対して、引き続き観光イベントの開催、ホームページでの観光情報発信、フィルムコミッションのロケ誘致等について、運営支援を行ってまいります。

さらに、亀山7座トレイル整備・活用推進事業につきましては、亀山7座の魅力を経験していただくトレッキングイベント等を通じて、鈴鹿川等源流域における自然のすばらしさを発信するとともに、新年度に亀山7座の一つである高畑山で開催される第68回東海高等学校総合体育大会登山競技を契機に、亀山7座や関宿の一層の知名度向上につなげてまいります。

次いで、広域的な交通拠点性の強化のうち、リニア中央新幹線市内停車駅誘致の推進につきましては、県及び県内全市町で構成するリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会において、会長である三重県知事の提案を受け、事業主体に対するリニア県内駅位置候補の要望に向けた駅候補地の検討作業が進められております。去る1月には、三重県期成同盟会として、会員市町への駅位置候補の意向把握を通じて、本市を県内駅位置候補とすることが決定され、今後、市内において駅候補地の検討が進められていくこととなりました。これにより、官民一体となって四半世紀以上にわたり活動を続けてまいりましたリニア誘致も新たなステージへと入ることとなりましたので、新年度は、リニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議での取組を通じて、一層、駅誘致活動の機運醸成を図るとともに、新たにリニア駅を生かしたまちづくりの可能性に関する調査に取り組んでまいります。

一方、広域道路網の強化につきましては、今月16日、三重県により平成25年度から手続が進められてまいりました地域高規格道路「鈴鹿亀山道路」の都市計画決定が行われ、建設に向け大きな節目を迎えました。当該道路は、高速道路ネットワーク網の強化はもとより、地域の活性化、災害時における道路機能の強化等の関連から重要な路線でありますので、関係市町等で組織する鈴鹿亀山道路建設促進期成同盟会での活動を通じ、早期事業化に向け取り組むとともに、関連する国道306号川崎庄内バイパス及び（仮称）川崎下庄線インターチェンジの整備に向けた県等との調整を進めてまいります。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」についてご説明申し上げます。

まず、安心して産み育てられる環境づくりの推進につきましては、安心して産み、健やかに子育てができるように、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠から出産、育児と切れ目ない支援を行っておりますが、県内でも新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、外出自粛等により孤立する妊婦や乳幼児のいる家庭の増加が懸念されるところであります。それぞれの家庭の状況やお子さんの成長に合わせ、必要な時期に必要な支援を行うことが重要になってまいりますので、感染防止対策を徹底した上で各種相談や訪問事業等の機会を通じた支援を行ってまいります。

また、適切な就学前教育・保育の提供体制の確保に向けたこれらの施設の再編につきましては、本年度策定いたしました就学前教育・保育施設の再編方針において、待機児童解消に向けた基本的な考え方や重視するポイント等を整理いたしました。新年度は、この方針に基づく事業に着手し、まずは短期的な効果を発揮できる事業として、和田保育園の敷地内での保育室等増築を行う保育所増築事業に取り組んでまいります。こうした事業を計画的に進めることにより、待機児童の解消に向けた環境整備を着実に進めてまいります。

一方、市内保育所及び認定こども園等において、新型コロナウイルス感染症対策として、低年齢児が使用する保育室を優先に床の抗菌化を行うとともに、抗菌化対策を行う民間保育所への財政支援を行うことにより、必要な保育を安全に提供できるよう努めてまいります。

また、子ども総合相談につきましては、引き続き、子ども家庭総合支援拠点として、虐待対応や育児支援のため、専門スタッフによる相談体制を整え、保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携しながら、安心して子育てができる切れ目のない支援に努めてまいります。さらに新年度は、県立子ども心身発達医療センターで実施されるみえ発達障がい支援システムアドバイザー育成研修を活用し、専門スタッフの人材育成の強化も図ってまいります。このほか、放課後児童クラブ事業に

つきましては、新年度から民間事業者により整備される1施設を加えた23施設の放課後児童クラブを運営する地域組織等を支援し、子供たちが安心して生活できる居場所の充実に取り組んでまいります。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」についてご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進につきましては、引き続き、地域まちづくり協議会へのアドバイザー派遣や地域予算制度による財政的な支援を行うとともに、地域まちづくり協議会の組織強化につながるよう、担い手の発掘や地域リーダー養成のためのスキルアップ研修等を開催し、地域まちづくり計画に基づく地域が主体となった活動を促進してまいります。

一方、地域まちづくり活動の拠点となる地区コミュニティセンター等の整備につきましては、関文化交流センター空調機改修工事の早期完了を目指し、現在、工事発注に向け準備を進めているところでございます。また、各地区コミュニティセンター等に防犯カメラを設置するなど、施設管理の充実と市民の安全確保に努めてまいります。

次に、市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進のうち、協働事業提案制度につきましては、事業成果報告により市民へ事業紹介を行い、その周知に努めることで市民提案の協働事業を進めるとともに、職員を対象とした協働に関する研修等を行うことにより、多様な主体との協働によるまちづくりを進めてまいります。

また、市民活動応援制度につきましては、毎年、登録団体数も増え、制度の内容や応援券の使い方等について定着が図れてまいりました。今後も検証を重ねながら、活用促進を図り、市民活動の活性化につなげてまいります。

一方、移住交流の促進につきましては、亀山市移住・交流促進アドバイザーの協力の下、インターネット等を活用して首都圏等において本市への移住のPRに努めるとともに、移住フェアや三重県と連携した移住相談会等を通じて本市の魅力を発信することにより、首都圏等の地方への移住希望者に本市が移住先として選ばれるよう取り組んでまいります。

なお、本年度、市のホームページのリニューアル作業を進め、新年度当初からの運用開始を予定いたしておりますので、こうした情報媒体によりシティプロモーションの観点からも、さらに情報発信性を高めてまいります。

次いで、共生社会の推進のうち、人権を尊重し合えるまちづくりにつきましては、新型コロナウイルス感染症に起因する人権侵害や性的マイノリティーの人たちへの偏見等、複雑・多様化する人権問題の解決に向け、法務局等の関係機関と連携した相談支援体制の充実に取り組んでまいります。また、令和3年度は、第55回三重県人権・同和教育研究大会が本市と鈴鹿市の2市を会場として開催されますことから、地域、学校、三重県人権教育研究協議会、関係団体等と連携して人権啓発活動に取り組んでまいります。

一方、男女共同参画の推進につきましては、雇用対策関連部署と連携しながら、市内事業所等の働き方改革の推進や市民一人一人の意識の向上に取り組むとともに、家庭や地域生活等においても多様な生き方ができる社会の実現に向け、ワーク・ライフ・バランス推進事業の再構築に取り組んでまいります。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず、職員の能力を生かせる組織力の強化のうち、組織機構につきましては、平成30年4月に

現在の部・課・グループの3層体制に再編してから3年が経過しようとしております。この間、第2次総合計画に位置づけた事業の着実な推進を図ることができたものと認識しておりますが、前期基本計画の最終年度を迎えるに当たり、組織の機能をより高め、各施策の目的達成を図るため、課の所掌事務やグループの体制等の見直しを実施いたします。

一方、依然として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が予断を許さない状況にある中、職員の感染防止対策として、職場における接触機会の低減を図るため、勤務時間の弾力化制度等の活用により、勤務体制の削減を実施しているところであります。

次に、財産・情報の適正な管理・活用のうち、行政情報の適切な管理につきましては、マイナンバーカードを活用した行政サービスとして、本年3月から順次マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになりますことから、今後も引き続きマイナンバーカードの取得促進に努めてまいります。

また、業務の効率化によるスマート自治体への転換を進めるため、本年度、市税に関わる業務においてRPAを導入いたしましたところ、業務の効率化の効果が期待できますことから、新年度は活用業務の拡充を図ってまいります。さらに、庁内のペーパーレス化を推進するため、幹部職員等に対しタブレット端末を導入してまいります。これらは、市議会本会議等でも活用してまいりたいと考えておりますので、その運用につきまして、議会とも協議させていただきながら進めてまいります。

一方、新庁舎の整備につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による市民サービスの在り方や職員の働き方の変化、デジタル変革（DX）の視点等も踏まえながら、新庁舎の機能や建設予定地等について検討を行い、新年度中の亀山市新庁舎整備基本計画の策定に向け進めてまいります。

次いで、持続性を保つ健全な財政運営のうち、多様な手法による安定した財源の確保につきましては、新年度、固定資産の評価替えを行うに当たり、宅地評価について都市計画区域外に準路線価評価を導入し評価方法の見直しを行い、公平・公正な課税に努めてまいります。また、キャッシュレス社会への対応として、市税等の収納についてスマートフォンを活用した収納サービスの拡充等に取り組んでまいります。

一方、基金の有効活用を図るため、亀山市基金活用指針の見直しを行い、これにより閑宿にぎわいづくり基金については、閑宿やその周辺の整備を推進するための資金及び閑宿における伝統的建造物の保存・活用に資する事業にも充てることができるよう、また市民まちづくり基金については、市民参画等に寄与する活動の支援に加え、施設の整備にも充てることができるよう、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

ところで、後期基本計画の策定につきましては、本年度、庁内検討組織を通じ、前期基本計画の総括を中心に策定作業を進め、近くその取りまとめができますので、議会へもご報告申し上げたいと存じます。これらを基に新年度は施策方向の整理や施策立案など具体的な計画策定作業を進め、亀山市総合計画審議会への諮問等を経て、令和4年3月定例会における関係議案の提出を目指してまいります。

また、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、昨年11月11日から本年2月10日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約につきましては、契約実績はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、施政及び予算編成方針について、ご報告を申し上げます。私は、議員各位並びに市民の皆様のご鞭撻を得つつ、市政に全力を尽くす覚悟でございますので、皆様の深いご理解と一層のご支援を心よりお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

市長の施政及び予算編成方針の説明は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時09分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、令和3年度教育行政一般方針の説明を行います。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

令和3年亀山市議会3月定例会の開会に当たり、教育行政の方針についてご説明申し上げ、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず国の情勢であります。政府は今日2日、公立小学校の1学級当たりの上限人数を35人とする義務教育標準法改正案を閣議決定しました。現在、小学校2年生以上の上限人数は40人となっておりますが、新年度以降2年生より1学年ずつ上限の引下げを行い、令和7年度には小学校全ての学年が上限35人となる見込みであります。

また、新しい時代に必要となる資質・能力の育成や主体的・対話的で深い学びの実現を目指して、新年度より中学校においても新学習指導要領に沿った教育活動が本格実施されます。教科書も刷新され、全国でデジタル教科書に関する実証実験も始まる中、文部科学省は、少人数学級と情報通信技術（ICT）の活用により、一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導や学びが可能になるとしています。

次に、県の情勢であります。文部科学省が進める教職員定数の改善を受けて、今まで行ってきた「みえ少人数学級」の在り方を見直すとともに、コロナ禍における教育活動の継続を支援するため、多様な人材が学校の教育活動に参画する取組を進めているところであります。

また、本年度県内を目的地とする修学旅行等に対して体験活動や宿泊費用に対する補助が行われましたが、新年度も引き続き実施する予定としております。

一方、知事との1対1対談で本市が県に提案したオンライン学習で活用できる学習コンテンツの強化に対して、県教育委員会が作成した「三重の学-Viva!!セット」を児童・生徒がタブレット端末で直接回答し、すぐに結果を確認できるようにするなど、オンラインで活用できる教育コンテンツの整備が期待されます。こうした国や県の動向・施策を見極めつつ、教育委員会といたしましては、引き続き亀山市教育大綱の基本理念「学びあふれる教育のまち かめやま」を念頭に置き、着実なる教育実践を推進してまいります。

なお、新年度は亀山市教育大綱及び亀山市学校教育ビジョン、亀山市生涯学習計画につきまして、その計画期間が残すところ1年となります。今後、それらの改定に向けて本市における現状と課題の整理を行った上で、施策の方向性を検討してまいります。

それでは、教育行政の各部門にわたり、新年度の取組及び事業計画をご説明申し上げます。

初めに、学校教育関係についてご説明申し上げます。

まず、新型コロナウイルスの感染を防止する取組としましては、引き続き日常に使用する手指消毒用アルコールや学校健康診断時に必要な衛生資材等を整え、学校医や学校薬剤師の指導の下、感染症対策に努めるとともに、子供たちの学びの保障に注力して学校教育活動の工夫充実に努めてまいります。

また、各学校で行われる行事等につきましては、その重要度を勘案し、精査の上、内容等についての検討を行うとともに、ICTを積極的に活用する取組を進めてまいります。

次に、学校体制の充実につきましては、本年度よりスクール・サポート・スタッフ、学習指導員の全校配置を行いました。今後、部活動指導員や学校ボランティア等、学校の教育活動を支援する外部人材の積極的な活用を進めてまいります。

次いで、少人数教育推進につきましては、国が進める小学校の35人学級編制に先行して本市は取組を進めてまいりました。これにより、おおむね過密学級の解消ができています。引き続き、県のみえの少人数教育推進事業等を補完し、1学級35人以下の少人数指導や過密学級解消を推進するため、市単独の少人数教育推進教員を配置し、小・中学校におけるきめ細かな指導に取り組んでまいります。また、個の学び支援事業におきましては、学習生活相談員の効果的な配置や介助員、看護師等の適正配置に引き続き努めてまいります。

次に、コミュニティ・スクールにつきましては、新年度から新たに亀山東小学校、亀山中学校の2校で学校運営協議会の設置が予定されております。これにより、市内全小・中学校がコミュニティ・スクールとなり、各学校におきましては、学校・家庭・地域が一体となって子供たちを育む地域とともにある学校づくりを強化・充実できるよう支援してまいります。

次いで、教職員の働き方改革の取組といたしましては、各学校が教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に基づく様々な取組を進めた結果、時間外労働時間は小・中学校ともに確実に減少しております。今後も引き続き、教職員個々の意識改革や組織的取組により適正な働き方に努めてまいります。

続きまして、教育研究関係についてご説明申し上げます。

まず、教職員の研修関係につきましては、教育現場の教育力の向上を目指し、令和3年度亀山市教育関係職員の研修方針を定め、引き続き情熱と誇りを持ち、学び続ける教職員を目指す姿勢とし、中学校区の連携や保・幼・小・中の連携を大切にしつつ、時代の変化に対応して求められる資質・能力を身につけるために効果的な研修を組み立ててまいります。

次に、学力向上につきましては、児童・生徒一人一人の確かな学力の向上を目指して、亀山市学力向上推進計画（第3版）に沿って、書く力・読む力・読み取る力の育成を柱とする取組を充実させるほか、教科横断的・小中系統的な視点に留意した教育課程を編成し、学習の基盤となる資質・能力、言語能力、情報活用能力、問題発見・活用能力の育成にも取り組んでまいります。

次いで、新しい教科書に関しましては、学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証

事業により、学習者用デジタル教科書を活用した取組を進めるとともに、課題等についての検証も行ってまいります。

次に、体力向上につきましては、子供たちが体育・保健体育の授業を通して運動の楽しさや喜びを味わうことができる授業づくりを進めるとともに、各学校における体力向上の目標設定や1学校1運動を推進し、運動の日常化に取り組みます。

次いで、豊かな心を育む教育につきましては、新型コロナウイルスの感染対策を十分に行いつつ、コミュニティ・スクールとしての強みを生かした地域学習及びゲストティーチャーの活用、様々な体験活動の充実を図ることにより、子供たちの地域への愛着感を醸成していくとともに、自己肯定感・自己有用感の育成を図ってまいります。また、市立図書館や歴史博物館、文化会館等と連携・協力を図りつつ、文化芸術や地域の伝統文化に触れる機会を可能な限り確保してまいります。加えて「かめやましファミリー読書リレー」や「かめやま読書チャレンジ」の継続的な取組により、読書活動を推進してまいります。

次に、生徒指導につきましては、いじめや暴力行為等を許さず、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、魅力ある学校づくりを進めてまいります。不登校児童・生徒への対応としましては、適応指導教室の機能を強化するとともに、NPO法人等と連携し、訪問型支援の実施を含む子供の居場所の開設を目指すなど、学校内外における支援策を講じてまいります。いじめ問題につきましては、亀山市いじめ防止基本方針の下、引き続き、いじめの実態を確実に把握するとともに、未然防止や早期発見・早期対応に努め、各校でいじめを許さない仲間づくりを進めてまいります。

次いで、人権教育につきましては、亀山市人権教育基本方針に沿って、全ての教育活動の中で行われるという基本認識の下、自他の人権を守るために積極的に行動する力を育むとともに、新型コロナウイルスの感染に関する差別や偏見、いじめ等の防止に向けた取組についても引き続き行ってまいります。

次に、情報教育につきましては、これからの学校教育を支える基盤的なツールとして1人1台端末を日常的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを実現してまいります。

次いで、経済的理由等で家庭での学習環境が整いにくい中学生を対象に個別の学習支援を行う学習教室の開催につきましては、6年目を迎えることとなりますが、今後もコーディネーターや各中学校と連携・協力し、学びの定着と主体的な進路選択が実現できるよう、受講生徒数の拡大と、きめ細かな支援に努めてまいります。

次に、特別支援教育の推進につきましては、障がいのある子供の自立や社会参加に向け、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、保健・医療・福祉・教育と家庭との一層の連携を進め、切れ目のない支援を充実させてまいります。

次いで、学校給食関係につきましては、公金化による学校給食費の適切な管理、教職員の業務負担軽減及び給食の安定的な実施を図るため、新年度から、県内の自校方式を導入している給食提供自治体に先駆けて、給食会計の公会計化を実施いたします。また、中学校給食については、栄養管理された安心・安全な献立を提供するデリバリー給食を継続しつつ、全員喫食制の給食実施に向け、本年度末をめどに取りまとめる新たな方針に基づき取組を進めます。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

関学校給食センターにつきまして、既存の空調機が老朽化により修理部品等の調達が困難な状況であるため、本年度の業務委託による詳細設計に基づき、新年度、空調機の更新工事を実施いたします。そのほか、各学校施設の実情を見極め、必要に応じて工事・修繕を実施し、児童・生徒の学習環境の整備を進めてまいります。

また、本市独自の取組である通学路交通安全プログラムにつきましては、新型コロナウイルスの感染防止や感染状況等に配慮しつつ、PTAや地域住民の皆様のご協力を得ながら、通学路の安全確保に努めてまいります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、開講から3年目を迎える「かめやま人キャンパス」は、新年度におきまして第1期カリキュラムが修了する予定でございます。第1期修了生が「かめやま人」として地域で活躍する場の創出を検討するとともに、第2期カリキュラムの編成を進めてまいります。

また、公民館講座につきましては、引き続き新型コロナウイルス感染対策を万全にして地域に密着した学びの場を提供してまいります。

次に、家庭の教育力向上につきましては、新型コロナウイルス感染の影響下、家庭での過ごし方がますます重要となっておりますことから、家庭の時間をより大切にいただくため、「かめやまお茶の間10選（実践）」のさらなる浸透・定着に向けた取組を継続して進めてまいります。

次いで、図書館整備事業につきましては、昨年12月定例会におきまして公益保留床に関する財産取得の議案が議決されましたことから、本年1月12日に亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合と参加組合員契約を締結いたしました。亀山駅周辺整備事業との緊密な連携の下、計画的に事業の進捗を図ってまいります。

さらに、亀山市立図書館整備基本計画に掲げる取組を具現化するため、新図書館におけるサービス内容や管理運営体制の協議を進めるとともに、図書館フォーラムや市民ワークショップを開催し、令和5年新図書館開館に向けての機運を高めてまいります。また、ニュースレターの発行など多様な形で情報発信に努めてまいります。

次に、現市立図書館につきましては、亀山市子どもの読書活動推進計画が最終年度となりますことから、現計画に基づき子供読書活動の推進を進めるとともに、新図書館における運営を見据えた計画策定に取り組んでまいります。また、新型コロナウイルス感染対策を万全にし、ボランティア団体と連携しながら市民の読書活動を支える取組を進めてまいります。

最後に、教育に関する情報発信といたしまして、教育を取り巻く環境及び市としての取組などの情報を市広報に「かめやま教育通信」として掲載するなど、市民の皆様が教育に関心を持っていただけるよう積極的に発信してまいります。

以上、令和3年度教育行政の方針についてご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

教育長の教育行政一般方針の説明は終わりました。

次に日程第6、議案第8号から日程第38、議案第40号までの33件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第8号亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてでございますが、行政不服審査法施行令が改正され、審査請求書への押印を要しないものとされました。固定資産評価審査委員会への審査の申出の手続については、地方税法の規定により、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならないとする行政不服審査法の規定を準用することとされていることから、所要の改正を行うものでございます。

また、口頭審理における口述書の提出者等に義務づけている署名・押印についても取扱いの見直しを行うことから、併せて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、審査申出書には、審査申出人が押印しなければならないとする規定を削除いたします。

2つ目といたしまして、口頭審理における口述書に当該口述書の提出者が署名・押印しなければならないとする規定並びに審査申出人の口頭による意見陳述、口頭審理、実地調査または議事についての調書に意見を聞いた委員、審理もしくは調査を行った委員または議事に関与した委員及び調書を作成した書記が署名・押印しなければならないとする規定を削除することといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第9号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、平成29年4月1日から令和3年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の給料及び期末手当の額については、本条例第2条第1項に規定する給料の額からその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額としております。

また、同期間に支給する市長及び副市長の退職手当の額については、本条例第4条第3項に基づき計算した額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じた額としております。現下の厳しい経済情勢等を総合的に勘案し、市長については、令和3年4月1日から令和7年2月5日までの間に支給する給料、期末手当及び退職手当の額を引き続き減額するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、令和3年4月1日から令和7年2月5日までの間に支給する市長の給料の額は、本条例第2条第1項に規定する給料の額からその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額といたします。

2つ目といたしまして、令和3年4月1日から令和7年2月5日までの間に支給する市長の期末手当の基礎となる給料の額は、本条例第2条第1項に規定する給料の額からその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額といたします。

3つ目といたしまして、令和3年4月1日から令和7年2月5日までの間に支給する市長の退職手当の額は、本条例第4条第3項の規定により計算した額からその額に100分の20を乗じて得た額を減じた額といたします。

なお、施行日は令和3年4月1日といたします。

また、教育長の期末手当及び退職手当の支給については、亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例第4条及び第5条において市長及び副市長の例によると規定しており、また、

病院事業管理者の期末手当及び退職手当の支給については、亀山市病院事業管理者の給与に関する条例第4条及び第5条において市長及び副市長の例によると規定していることから、附則において、各条例を改正し、令和3年4月1日から令和7年2月5日までの間については、副市長の例による特例措置を設けることといたします。

次に、議案第10号亀山市職員給与条例の一部改正についてでございますが、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例で引用している新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が廃止されたことから、本条例における新型コロナウイルス感染症の定義を改めます。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第11号亀山市手数料条例の一部改正についてでございますが、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が改正され、現在、非住宅部分の床面積の合計が2,000平米以上の建築物を対象としている建築物エネルギー消費性能適合性判定について、令和3年4月1日から非住宅部分の床面積の合計が300平米以上の建築物を対象とするものに見直されます。これにより、市が所管する規模の建築物についても、新たに適合性判定の対象となることから、所要の改正を行うものでございます。

また、低炭素建築物新築等計画認定等の審査業務等に係る所要時間は、適合性判定と同等として差し支えないことが国から通知されたことから、併せて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、適合性判定の対象となる建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料及び建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更該当する旨の証明書交付申請手数料を定めます。

また、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料、低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料について、共同住宅等の共用部分及び非住宅建築物の床面積の区分に床面積が300平米を超え1,000平米以内のものを追加し、適合性判定に係る手数料と同等の手数料を定めるとともに、非住宅建築物の場合で一定の方法以外の評価方法により評価されたものである場合の手数料を適合性判定に係る手数料と同等の金額に改定いたします。

なお、施行日は令和3年4月1日といたします。

次に、議案第12号亀山市基金条例の一部改正についてでございますが、市民まちづくり基金及び関宿にぎわいづくり基金は、合併特例債を活用して設置したものであり、市民まちづくり基金については、市民参画・協働及び地域づくりに寄与する活動の支援に要する資金として、関宿にぎわいづくり基金については、関宿及びその周辺地域のにぎわいづくりに寄与する活動の支援に要する資金としてそれぞれ活用おります。

これらの基金については、平成30年度末をもって当該基金に係る合併特例債の元利償還を完了したことから、これまでの活動を支援する事業に加えて、施設等を整備する事業にもこれらの基金を活用することができるようになりました。このことから、市民まちづくり基金については、地域まちづくり協議会の活動拠点施設などの施設の整備に要する資金に、関宿にぎわいづくり基金につ

いては新市まちづくり計画に位置づけられる関宿賑わいゾーン・周辺整備事業を推進するための施設等の整備に要する資金にそれぞれ充てることができるよう、所要の改正を行うものでございます。

また、伝統的建造物群保存基金は、既に積み立てた基金の全額を取り崩していることから、関宿における伝統的建造物の保存及び活用に資する事業については、関宿にぎわいづくり基金を活用することができるよう見直した上で廃止するため、併せて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、市が設置する積立基金について、市民まちづくり基金及び関宿にぎわいづくり基金の設置目的を改め、伝統的建造物群保存基金を廃止いたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第13号亀山市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、本条例で引用している条項が削除されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例で引用している新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2が削除されたことから、本条例における新型コロナウイルス感染症の定義を改めます。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第14号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額の引上げ及び令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴う国民健康保険税の軽減判定基準の見直しが行われたことから、所要の改正を行うものでございます。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、本条例で引用している条項が削除されたことに伴い、併せて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、国民健康保険税の課税限度額及び減額の対象となる所得の基準について、国民健康保険税の基礎課税額（医療分）及び介護納付金課税額（介護分）の課税限度額を政令で定める課税限度額に改正することといたします。

また、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることといたします。

2つ目といたしまして、本条例で引用している新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2が削除されたことから、本条例における新型コロナウイルス感染症の定義を改めます。

なお、施行日は令和3年4月1日とし、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することといたします。ただし、本条例における新型コロナウイルス感染症の定義を改める規定の施行日は、公布の日といたします。

次に、議案第15号亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてでございますが、道路構造令が改正され、本条例で引用している条項が繰り下げられたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例で引用している道路構造令第41条が第42条に繰り下げられたことに伴う規定の整理を行います。

なお、施行日は公布の日といたします。

続きまして、議案第16号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第12号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ3億7,666万3,000円を減額し、補正後の予算総額を280億3,664万円といたしております。

今回の補正につきましては、各費目にわたり決算見込額を調整の上、計上しましたことから減額補正が多くなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最初に、繰越明許費補正につきましては、健康づくり事業など、年度内に完成が見込めない8事業について繰越明許費を追加し、また橋梁長寿命化修繕事業及び亀山駅周辺整備事業について、財源調整による組替え補正や国の事業費の追加配分により限度額の変更をいたしております。

次に、債務負担行為補正につきましては、契約額の確定により、文字情報緊急告知システム管理事業など2事業について限度額を変更いたしております。

次に、地方債補正につきましては、減収補てんを追加し、また事業費の確定などに伴い、7事業について限度額を変更いたしております。

続きまして、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費につきましては、一般職員の退職手当を増額するほか、木造住宅補強事業について決算見込みにより減額し、民生費につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金を増額するほか、特別定額給付金給付事業について決算見込みにより減額いたしております。

衛生費につきましては、特定健康診査事業やがん検診推進事業について決算見込みにより減額し、商工費につきましては、消費喚起対策事業のプレミアム付商品券事業について決算見込みにより減額いたしております。

土木費につきましては、橋梁長寿命化修繕事業や亀山駅周辺整備事業について財源調整による組替え補正や国の事業費の追加配分により増額し、公共下水道事業会計の補正予算に伴い、繰出金を減額いたしております。

消防費につきましては、車両整備費を減額し、教育費につきましては、入札差金により井田川小学校教室増設等の事業費について、また私立学校等助成事業など、決算見込みにより減額いたしております。

公債費につきましては、利子償還金を減額し、諸支出金につきましては、庁舎建設基金積立金を増額いたしております。

続きまして、歳入の主な補正内容をご説明申し上げます。

市税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和2年度で徴収猶予を行った法人市民税等が減収になるため、法人市民税や固定資産税などを減額いたしますが、一方で決算見込みにより個人市民税は増額いたしております。

使用料及び手数料につきましては、白鳥の湯の浴場使用料や市営斎場の葬儀場使用料などを減額し、国庫支出金につきましては、決算見込みにより特別定額給付金事業費補助金を減額し、社会資本整備総合交付金について道路橋梁費等に係る事業費配分の確定に合わせ調整いたしております。

県支出金につきましては、国民健康保険基盤安定負担金を増額し、子ども医療費補助金など決算見込みにより減額いたしております。

財産収入につきましては、各基金の収益金を増額し、寄附金につきましては、ふるさと納税による寄附金等を計上いたしております。

繰入金につきましては、今回の補正に係る財源調整として財政調整基金繰入金を減額し、市民まちづくり基金は、この3月定例会に基金の活用範囲をソフト事業に加え、ハード事業にも活用できるよう亀山市基金条例の一部改正を提案しているところではございますが、さきの一般会計補正予算（第7号）で計上いたしました関文化交流センター空調機の改修工事等の財源として充当するため、繰入金を増額いたしております。

諸収入につきましては、広域連合委託金を減額し、市債につきましては、一般廃棄物処理施設整備事業債など事業費の確定により補正するほか、新たに減収補てん債を計上いたしております。

次に、議案第17号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ679万円を追加し、補正後の予算総額を46億6,578万5,000円といたしております。

主な補正内容は、歳入において、特定健診等に係る特別交付金の交付決定により県支出金が減額となるほか、保険基盤安定繰入金の確定により一般会計繰入金を増額し、歳出において、特定健康診査に係る事業費などを減額し、国民健康保険事業運営のため基金への積立金を増額いたしております。

次に、議案第18号令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ534万5,000円を追加し、補正後の予算総額を10億6,003万7,000円といたしております。主な補正内容は、令和元年度療養給付費市町負担金の精算に伴い、歳入において、後期高齢者医療広域連合からの返還金を増額し、歳出において、一般会計への繰出金を増額いたしております。

次に、議案第19号令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ192万6,000円を減額し、補正後の予算総額を4億9,309万6,000円といたしております。主な補正内容は、歳出において、処理施設維持管理費の修繕料などを減額いたしております。

次に、議案第20号令和2年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、主な補正内容は、資本的支出において、建設改良費のうち委託料の確定により200万円を減額し、補正後の予定額を5億9,290万円といたしております。

次に、議案第21号令和2年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、主な補正内容は、資本的支出において、建設改良費のうち、量水装置設置工事費の確定により547万9,000円を減額し、補正後の予定額を3,822万1,000円といたしております。

次に、議案第22号令和2年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、主な補正内容は、資本的支出において、建設改良費のうち流域下水道建設負担金の確定により600万円を増額し、補正後の予定額を13億8,866万5,000円といたしております。

次に、議案第23号令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第5号）についてでございますが、主な補正内容は、資本的支出において、建設改良費のうち売店移設工事の中止等により2,955万円を減額し、補正後の予定額を1億3,685万円といたしております。

以上が、今回提案いたしました一般会計及び各特別会計並びに各企業会計の補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第24号令和3年度亀山市一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、230億9,300万円で、前年度当初予算に比べて13億300万円、6.0%の増といたしております。

初めに、歳入でございますが、市税につきましては、個人市民税が増収となる一方で、法人市民税や固定資産税は減収を見込んでおります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に徴収猶予を行った市税について令和3年度の収入を見込んだところ、前年度と比べ2億8,350万円、2.8%の減となる100億1,840万円を計上いたしました。

地方交付税につきましては、前年度と比べ1,000万円、0.7%増の14億5,900万円を計上いたしました。内訳でございますが、普通交付税10億5,900万円、特別交付税4億円でございます。

国庫支出金につきましては、亀山駅周辺整備事業に係る社会資本整備総合交付金や新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費負担金の増などにより、前年度と比べ6億1,514万5,000円、20.0%増の36億9,738万9,000円を計上いたしました。繰入金につきましては、財政調整基金から8億9,200万円の繰入れを行い、財源といたしております。

市債につきましては、普通交付税から振り替えられる臨時財政対策債14億5,000万円のほか、亀山駅周辺整備事業に係る合併特例債や都市計画事業債など、前年度と比べ9億200万円、50.5%増の26億8,660万円を計上いたしました。

続きまして、歳出でございますが、令和3年度に取り組む主な事業について、第2次総合計画の施策大綱別にご説明申し上げます。

初めに、「快適さを支える生活基盤の向上」に係る施策でございますが、亀山駅周辺整備事業において、市街地再開発組合により2ブロック地区における施設建築物等の整備工事が順調に進められていることから、令和4年度の完成を目指し、引き続き当該組合への支援を行ってまいります。また、和賀白川線整備事業につきましては、和賀白川線と亀山斎場線の接続部において交差点改良工事を実施し、JR加太駅舎は地域のにぎわい交流等の場として活用するため、駅舎改修工事を進めてまいります。さらに、地震等で大きな被害が想定される防災重点ため池の耐震調査や津・鈴鹿・亀山の3市において消防指令業務の共同運用に係る基礎調査を実施いたします。

次に、「健康で生きがいの持てる暮らしの充実」に係る施策でございますが、全市民を対象として新型コロナウイルスワクチンの速やかな接種に努めるとともに、感染症の影響による生活困窮者等への支援や市民の免疫力を維持するプログラムを実施してまいります。

また、認知症高齢者等が偶然な事故により損害賠償責任を負う場合や、子供が自転車に起因する偶然な事故により損害賠償責任を負う場合の損害賠償責任保険を支援する仕組みづくりを進めてまいります。さらに、本年開催が予定されます三重とこわか国体において、本市ではウエートリフティング競技、軟式野球の正式競技の2競技のほか、デモンストレーションスポーツ4競技を実施いたします。

次に、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」に係る施策でございますが、終期を迎える産業

振興条例の見直しを行うとともに、企業誘致のため今後の工業用地への水の安定供給に関する調査を実施し、新たな産業団地の開発に向けた検討を進めてまいります。また、亀山市地域ブランド推進協議会を設置し、市内特産品の魅力発信を進めるほか、リニア中央新幹線市内停車駅誘致活動が新たな局面を迎えたことから、市内停車駅を生かしたまちづくりの可能性に関する調査を2年にわたり実施いたします。

次に、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」に係る施策でございますが、コロナ対策として、保育所の保育室等の抗菌化や小・中学校、保育所等への衛生資材の充実を図ってまいります。また、待機児童対策のため和田保育園の保育室増築事業に着手し、放課後児童クラブ事業として、民間事業者1施設を追加した23施設で事業展開を行うほか、県内自治体に先駆けて小・中学校の学校給食費の公会計化を図ってまいります。

次に、「市民力・地域力の活性化」に係る施策でございますが、亀山市移住・交流促進アドバイザーの協力の下、本市への移住のPRに努めるほか、自立した地域まちづくり活動の促進のため、地域まちづくり協議会の組織強化につながるよう担い手の発掘や地域リーダー養成のためのスキルアップ研修の開催など引き続き支援をしてまいります。

次に、議案第25号令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は44億890万円で、前年度比4.8%の減といたしております。これは、保険給付費の減によるものでございます。

次に、議案第26号令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は10億4,010万円で、前年度比1.1%の減といたしております。これは、後期高齢者医療広域連合納付金の減によるものでございます。

次に、議案第27号令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は4億9,540万円で、前年度比0.8%の増といたしております。これは、主に建設改良費の増によるものでございます。

次に、議案第28号令和3年度亀山市水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は18億3,320万円で、前年度比0.4%の増といたしております。

主な事業としまして、資本的支出において、住山加圧ポンプ室建設や管路の耐震化、水道施設台帳の整備等を実施いたします。

次に、議案第29号令和3年度亀山市工業用水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は9,910万円で、前年度比10.6%の減といたしております。これは、主に営業費用の減によるものでございます。

次に、議案第30号令和3年度亀山市公共下水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は25億2,580万円で、前年度比3.6%の増といたしております。

主な事業としまして、資本的支出において、川崎町、川合町、阿野田町などで管渠布設工事及び舗装復旧工事を行ってまいります。

次に、議案第31号令和3年度亀山市病院事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は21億320万円で、前年度比2.4%の増といたしております。主な事業といたしましては、発熱外来診察室新設工事、内視鏡システムの導入等を行ってまいります。なお、収益的収支の不足する額につきましては、一般会計補助金7,607万9,000円を計上いた

しております。

以上、簡単ではございますが、一般会計及び各特別会計並びに各企業会計の令和3年度当初予算の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第32号から議案第39号までの市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である川合45号線、北鹿島10号線、北鹿島11号線、名越27号線、名越28号線、羽若39号線、羽若40号線及び野尻12号線の市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第40号市道路線の廃止についてでございますが、一般交通の用に供する必要がなくなった、みずほ台56号線の市道路線の廃止について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、本議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午後 0時08分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、副市長に令和2年度各会計補正予算及び令和3年度各会計予算の補足説明を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

それでは、まず本年度、令和2年度各会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第16号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第12号）についてでございますが、補正予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費補正につきましては、健康づくり事業など10事業について、事業進捗や国の事業費の追加配分により年度内完了が見込めないことから、やむを得ず翌年度へ繰越しを行うため、繰越明許費の追加及び変更するものでございます。

次に、第3表 債務負担行為補正につきましては、文字情報緊急告知システム管理事業など2事業について、契約額の確定により、既に定めた債務負担行為限度額を変更するものでございます。

次に5ページをお願いします。

第4表 地方債補正につきましては、減収補てんを追加するとともに、一般廃棄物処理施設整備事業など7事業について、各事業費に合わせ限度額を変更するものでございます。

次に、予算に関する説明書から説明を申し上げますが、最終の補正でございますので、事業費の確定や決算見込みによる減額補正が多くなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最初に、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

27ページをご覧ください。

下段の第2款総務費、第1項総務管理費、一般職員人件費2,247万7,000円につきましては、死亡による退職者等2名分に係る退職手当を増額いたしました。

33ページをご覧ください。

中段の木造住宅補強事業632万5,000円の減額につきましては、決算見込みにより住宅耐震診断委託料などを減額するほか、住宅除去事業補助金について増額いたしました。

次に、35ページをお願いいたします。

下段の第3項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業1,197万5,000円のうち、通知カード・個人番号カード関連事務委託交付金1,242万4,000円の増額につきましては、令和2年度個人番号通知書・個人番号カード関連事務委託等交付金の請求見込額が地方公共団体情報システム機構から通知されたことにより増額をいたしました。

次に、39ページをお願いします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、上段の特別定額給付金給付事業3,674万4,000円。

それに、43ページをお願いします。

第2項児童福祉費、下段の福祉医療費助成事業4,300万円につきましては、それぞれ決算見込みにより減額いたしました。

次に、49ページをお願いします。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、上段の特定健康診査事業1,237万4,000円、次のがん検診推進事業1,400万7,000円、次の子育て世代包括支援事業1,136万6,000円につきましては、受診者の減により減額いたしました。

次に、59ページをお願いいたします。

第7款商工費、第1項商工費、中段の消費喚起対策事業6,095万5,000円につきましては、プレミアム付商品券事業における決算見込みにより減額いたしました。

次に、63ページをお願いします。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、上段の橋梁長寿命化修繕事業300万円につきましては、財源調整による組替えにより増額いたし、下段の第4項都市計画費、亀山駅周辺整備事業5,450万円につきましては、国の事業費の追加配分により増額をいたしました。

次に、67ページをお願いいたします。

第9款消防費、第1項消防費、中段の車両整備費860万円につきましては、購入を予定していた特定車両が新型コロナウイルス感染症の影響で一時製造停止となったことから、年度内の購入ができないため減額いたしました。

次に、69ページをお願いいたします。

第10款教育費、第2項小学校費、中段の井田川小学校教室増設等事業2,564万円につきましては、入札差金を減額いたしました。

次に、79ページをお願いします。

下段の第11款公債費、利子償還金3,067万8,000円のうち、長期市債利子償還金3,000万円につきましては、令和元年度の繰越明許に伴い、借入額が減少したことにより減額いたし

ました。

次に、83ページをお開きください。

第12款諸支出金、第1項基金費でございますが、上段の庁舎建設基金積立事業4,920万1,000円の増額につきましては、今回の補正予算における財源により、本年度の積立額を5,000万円といたしました。

続きまして、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、11ページをお願いいたします。

第1款市税でございますが、今回、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した個人や法人に対して適用される徴収猶予の特例により、申請のあった現年課税分の納期を1年間延長したことから、各税目において本年度の収入を減額いたしており、その合計金額は1億1,930万円となっております。

まず、上段の第1項市民税、個人の所得割8,440万円につきましては、給与所得者の所得割額が当初見込みより増となったことなどから増額いたしました。

次の法人の法人税割4,220万円につきましては、法人税割全体では当初予算に対し約3,000万円の増額が見込まれますが、徴収猶予による減収約7,300万円と合わせて減額いたしました。

中段の第2項固定資産税、償却資産1億4,610万円につきましては、法人における設備投資が見込みより減少したことにより約1億3,000万円、徴収猶予により約2,000万円を合わせ減額いたしました。

その下段の第4項たばこ税2,530万円につきましては、健康志向による喫煙者の減少等により減額いたしました。

次に、15ページをお願いいたします。

上段の第14款使用料及び手数料、第1項使用料、浴場使用料650万円、次の葬儀場使用料500万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により減額いたしました。

下段の第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、保健衛生費、ワクチン接種事業費負担金296万5,000円及び17ページ、第2項国庫補助金中段の保健衛生費、ワクチン接種事業補助金1,623万5,000円につきましては、12月定例会の補正予算でお認めいただきました医療従事者等へのワクチン接種に係る事業費1,920万円の財源として充当するため計上いたしました。

同じページ上段の総務管理費、地方創生臨時交付金2,178万7,000円につきましては、国の第三次補正予算における地方創生臨時交付金において、国庫補助事業に係る地方負担分に充てるための交付金として予算計上されたものでございまして、文化施設感染防止対策事業として実施いたしました市文化会館の空調機改修工事などに充当するため計上いたしました。

次の社会福祉費、特別定額給付金事業費補助金1,600万円及び同事務費補助金2,074万4,000円につきましては、歳出の決算見込みにより減額いたしました。

次の道路橋梁費、社会資本整備総合交付金5,075万9,000円の減額及び、次の都市計画費、社会資本整備総合交付金5,460万円の増額につきましては、亀山駅周辺整備事業など、国の事業費配分に合わせ補正をいたしました。

次に、19ページをお願いいたします。

中段の第16款県支出金、第2項県補助金、児童福祉費、子ども医療費補助金1,700万円につきましては、決算見込みにより減額し、次の21ページでございますが、上段の第17款財産収入では、財政調整基金収益金65万3,000円など、各種基金の収益金を増額、その下段の第18款寄附金では、社会福祉費寄附金172万円など、ふるさと納税などにより増額いたしました。

次に、23ページをお願いいたします。

中段の第19款繰入金、財政調整基金繰入金3億2,121万2,000円につきましては、今回の補正予算の財源調整により減額いたしました。

次の市民まちづくり基金繰入金につきましては、地域まちづくり協議会支援事業の精算等による減額124万6,000円と、9月定例会の補正予算でお認めいただきました関文化交流センターの空調機の改修工事への財源充当として7,095万円を新たに繰り入れるため、合わせて6,970万4,000円を増額いたしました。

なお、市民まちづくり基金及び閑宿にぎわいづくり基金につきましては、より一層の有効活用を図るため、基金活用指針を見直し、従来のソフト事業への活用に加え、ハード事業にも活用できるよう、今議会に条例改正を提案いたしましたところでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

中段の第22款市債につきましては、一般廃棄物処理施設整備事業債1,340万円の減額など、事業費の確定により補正をいたしました。

また、最下段の減収補てん債につきましては、令和2年度の普通交付税算定時の基準財政収入額に見込んでいた収入が減収となった場合に、その減収分を補填するための地方債であり、後年度元利償還金に対し交付税措置がなされるものでございます。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響による減収分を補填するため、その対象に特例的に地方消費税交付金が追加されたところであり、市たばこ税、地方消費税交付金、地方揮発油譲与税の減収から算定した本市の借入見込額1億160万円を計上いたし、その充当先については制度上、公共または公用施設の整備事業に充てるとされていることから、本年度実施いたしております井田川小学校教室増設等事業の財源として充当をいたしました。

なお、減収補てん債に係る元利償還金の交付税算入率は、市たばこ税と地方消費税交付金の税率引上げ前の従来分は75%、地方消費税交付金の引上げ分と地方揮発油譲与税は100%となっております。

続きまして、議案第17号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、101ページをお願いいたします。

歳出の第3款国民健康保険事業費納付金の一般被保険者療養給付費分、それから後期高齢者支援金等分及び次のページの103ページ上段の介護納付金分につきましては、財源を変更いたしております。

次に、中段の第5款保健事業費、特定健康診査等事業費529万8,000円につきましては、今年度の支出実績を勘案した決算見込みにより減額いたしました。

次に、105ページでございますが、第6款諸支出金、国民健康保険事業運営基金1,280万円につきましては、国民健康保険事業運営のための基金への積立金として増額いたしました。

続きまして、歳入でございますが、戻りまして97ページをお願いいたします。

中段の第4款県支出金、特別交付金578万2,000円につきましては、保険者努力支援交付金及び特定健康診査等負担金分の交付決定により減額をいたしたところでございます。

下段の第6款繰入金の保険基盤安定繰入金1,485万4,000円及び財政安定化支援事業繰入金117万4,000円の増額につきましては、一般会計からの繰入金の確定によるものでございます。

続きまして、議案第18号令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、115ページをお願いいたします。

歳出でございますが、下段の第3款諸支出金、一般会計繰出金494万9,000円の増額につきましては、令和元年度療養給付費市町負担金の精算に伴うものでございます。

戻っていただきまして、113ページの歳入をご覧ください。

中段の第4款諸収入、雑入494万9,000円の増額につきましては、令和元年度療養給付費市町負担金の精算に伴う後期高齢者医療広域連合からの返還金を計上いたしております。

続きまして、議案第19号令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、125ページの歳出をお開きください。

第1款事業費、処理施設維持管理費100万円につきましては、決算見込みにより修繕料を減額いたしました。

戻っていただきまして、123ページの歳入をお願いいたします。

下段の第4款繰入金、一般会計繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整として一般会計からの繰入金を196万8,000円減額いたしました。

続きまして、議案第20号令和2年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、131ページをお願いいたします。

中段の資本的収入につきましては、事業費の確定により工事等負担金を1,725万9,000円減額し、下段の資本的支出につきましては、委託料の確定により200万円を減額いたしました。

続きまして、議案第21号令和2年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、141ページをお願いいたします。

上段の収益的収入につきましては、水道料金収入の減により給水収益を405万2,000円減額し、下段の資本的支出につきましては、量水装置設置工事費の確定により547万9,000円を減額いたしております。

続きまして、議案第22号令和2年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、151ページをお願いいたします。

上段の収益的収入につきましては、収入見込みにより公共下水道使用料を1,200万円増額し、また、今回の補正に伴う一般会計負担金1,311万6,000円及び一般会計補助金488万4,000円を減額いたしました。

下段の収益的支出につきましては、執行見込みにより動力費300万円、負担金275万円など決算見込みにより減額いたしております。

次に、152ページでございますが、上段の資本的収入につきましては、国庫補助金160万円及び受益者負担金800万円など、財源が増加したことから、公共下水道事業債960万円を減額し、資本的支出の流域下水道建設負担金が600万円増加したことから、流域下水道事業債600

万円を増額いたしております。

続きまして、議案第23号令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第5号）についてでございますが、159ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございますが、上段の病院事業収益につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による患者数の減少に伴い、入院収益1億4,614万6,000円、外来収益4,500万円、その他医業収益のうち、室料差額収益604万2,000円をそれぞれ減額する一方で、亀山地域外来・検査センターの運営に係る県からの業務委託料4,595万3,000円、院内保育所運営に要する経費の増額に係る一般会計負担金128万4,000円、国・県から交付される新型コロナウイルス感染症に係る補助金1億5,123万5,000円をそれぞれ計上いたしたところでございます。

また、下段の病院事業費用につきましては、院内保育所の利用に係る待機児童館運営委託負担金の増額に係る経費128万4,000円を計上いたしております。

次に、160ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、下段の資本的支出につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、特に緊急を要しない工事を取りやめたことなどにより、建設改良費2,955万円を減額いたしました。

一方、上段の資本的収入につきましては、これら工事の取りやめなどに伴い、その財源となる企業債2,910万円を減額いたしました。

また、人工呼吸器の購入に当たり、県から交付される補助金499万9,000円を計上いたしましたが、この購入の財源に充てることとしていた一般会計からの出資金200万円につきましては減額いたしました。

以上で、本年度、令和2年度各会計補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、新年度、令和3年度各会計予算について、新規事業や前年度と比較して大きく変わったものを中心に補足説明をさせていただきます。

まず、議案第24号令和3年度亀山市一般会計予算についてでございますが、予算書6ページをお開きください。

第2表 債務負担行為につきましては、会議録検索システム管理委託料など新規13件を計上いたしました。

次に、第3表 地方債につきましては、臨時財政対策債など8事業、限度額合計26億8,660万円を計上いたしました。

次に、歳入につきましては、予算に関する説明書から順次ご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

第1款市税のうち、市民税の個人につきましては、納税義務者数の増加を見込みまして、前年度比3,320万円増の26億5,590万円を計上いたしました。

次に、法人につきましては、主要事業所の決算見込額調査を基に、また法人税割の税率が9.7%から6.0%に改正されたことなどから、前年度比1億2,900万円の減の5億2,280万円を計上いたしました。

次に、下段の固定資産税につきましては、令和3年度は評価替えの基準年度に当たりまして、宅地の下落修正による減少、また家屋は在来家屋の評価替えによる減少を見込んだところであり、償却資産は主要事業者の見込み調査による減から、12ページ上段の合計額のとおり、前年度比1億5,920万円減の56億520万円を計上いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度で徴収猶予となった市税、合計で1億1,930万円について、納期限の延長により令和3年度に納付されることから、市民税や固定資産税など、それぞれの税目の滞納繰越分に含んで予算計上をいたしております。

次に下段の市たばこ税につきましては、喫煙者の減少等を見込み、前年度比2,700万円減の3億1,200万円を計上いたしました。

次に、16ページをお願いいたします。

上段の第2款地方譲与税から、大分飛びますが22ページ上段までお進みいただきまして、第12款交通安全対策特別交付金までにつきましては、地方財政計画や令和2年度決算見込額を勘案し、計上させていただいたところでございます。

このうち、20ページでございますが、下段の第11款地方交付税につきましては、前年度比1,000万円増となる14億5,900万円で、内訳は普通交付税が10億5,900万円、特別交付税が前年度同額の4億円を計上いたしましたところでございます。

次に、22ページ下段の第13款分担金及び負担金、第2項負担金につきましては、小学校費及び中学校負担金において、学校給食費の公会計化による保護者からの学校給食費負担金を増額するなど、合計欄のとおり、前年度比1億5,876万5,000円増の3億4,978万3,000円を計上いたしております。

次に、28ページをお願いいたします。

上段の第15款国庫支出金、第1項国庫負担金につきましては、保健衛生費負担金の新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業費負担金の増などにより、合計欄のとおり、前年度比1億7,980万1,000円増の20億3,743万3,000円を計上いたしました。

次に、下段の第2項国庫補助金につきましては、総務管理費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、30ページでございますが、中段の都市計画費補助金の亀山駅周辺整備事業に係る社会資本整備総合交付金の増などにより、合計欄のとおり、前年度比4億3,530万円増の16億4,958万5,000円を計上いたしました。

次に、34ページでございますが、第16款県支出金、第2項県補助金につきましては、下段の農林水産業費補助金の畜産施設等整備事業費補助金や36ページ中段の保健体育費補助金の三重とこわか国体運営交付金の増などから、合計欄のとおり、前年度比8,914万5,000円の増の5億6,336万9,000円を計上いたしました。

次に、40ページをお願いいたします。

中段の第19款繰入金、第1項基金繰入金、財政調整基金繰入金につきましては、令和3年度予算の財源調整のため、前年度比4億800万円減の8億9,200万円を計上いたしました。

次に、44ページをお願いいたします。

上段の第21款諸収入、第3項貸付金元利収入につきましては、亀山駅周辺整備事業に伴う市街地再開発組合からの返還金であります都市開発資金貸付金元金の増などにより、前年度比1億4,

600万円増の1億7,404万4,000円を計上いたしました。

次に、48ページをご覧ください。

下段の第22款市債につきましては、臨時財政対策債で地方交付税からの振り替え分として、前年度比6億6,760万円増の14億5,000万円を計上いたしました。

土木債では、亀山駅周辺整備事業や舗装老朽化対策事業などに合併特例債や道路整備事業債などを充当することなどから7億4,060万円を計上いたし、教育債では、図書館整備事業に合併特例債などを充当することなどから2億7,810万円を計上し、市債合計で昨年度比9億200万円増の26億8,660万円を計上いたしました。

以上が歳入の主なものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

新年度におきましては、新型コロナウイルス感染症総合対策パッケージとして、引き続きコロナ対策の予算を各費目に計上させていただいております。

それでは、77ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、中段のリニア中央新幹線整備促進事業1,082万円につきましては、本市における市内停車駅を生かしたまちづくりの可能性を調査するための費用のほか、リニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議補助金において、シンポジウム開催に係る経費を増額計上いたしました。

次に、79ページをお願いいたします。

上段の移住交流促進事業730万円につきましては、定住支援員及び移住交流促進アドバイザーの配置、移住体験ツアーの開催及び東京圏からの移住者が三重県登録の企業に就職し、市内に居住された場合の支援を行う移住・就業マッチング支援事業に要する費用を計上いたしました。

次に、85ページをお願いいたします。

上段の地域まちづくり協議会支援事業3,120万円は、地域まちづくり協議会の活動を支援するための経費で、地域予算制度として地域活性化支援事業補助金660万円と地域まちづくり交付金2,200万円のほか、地域まちづくりを推進するためのアドバイザー派遣や地域の担い手育成のための研修会開催に要する経費等を計上いたしました。

次に、97ページをお願いいたします。

上段の第2項徴税費、地価調査・地番図整備事業1,540万円につきましては、土地の適正な評価を行うため、土地地番図や公図データの移動、修正、令和6年度の評価替えに向け雑種地評価基準の見直しや市内の代表的な宅地90地点を鑑定し、市内全域の宅地に対して時点修正を行うため、要する経費を計上いたしております。

次に、105ページをお願いいたします。

第4項選挙費、中段の衆議院議員選挙費3,300万円につきましては、令和3年10月21日、任期満了に伴う衆議院議員選挙費用で投票立会人報酬やポスター掲示場設置、選挙人名簿作成などの委託料、また、開票作業において使用する投票用紙読み取り集計機や投票用紙計数機の備品購入費などを計上いたしております。

次に、121ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、中段の老人福祉一般事業の267万8,000円のうち、手

数料1万4,000円、業務委託料9万7,000円、負担金18万7,000円の合計29万8,000円につきましては、後期高齢者を対象とした糖尿病性腎症重症化予防を行い、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの低減を図るための経費として計上いたしております。

次に、133ページをお願いいたします。

第2項児童福祉費、中段の民間保育所補助費4,380万円につきましては、民間保育所の行う事業に対する支援として、障がい児保育事業費補助金284万7,000円などを計上するほか、今回、感染症対策事業補助金として、衛生資材の購入のほか、新たに保育所の抗菌化など1,630万円を計上いたしております。

次に、137ページをお願いします。

上段の待機児童館費の施設管理費4,313万円につきましては、待機児童館の管理運営に要する費用で、新たに感染症対策として保育士の抗菌化を行うための業務委託料240万円を計上いたしております。

次の放課後児童クラブ運営費1億8,297万円につきましては、市内22施設ある放課後児童クラブに加え、令和3年度から新たに開設される民設1施設を加えた合計23施設の放課後児童クラブに対する運営費を計上いたしました。

次に、143ページをご覧ください。

下段の保育所費の施設管理費5,840万円につきましては、保育所の施設管理に要する費用で、新たに感染症対策として保育士の抗菌対策を行うため、業務委託料2,030万円を計上いたしました。

次に、145ページをお願いします。

上段の保育所増築事業686万円につきましては、本年度策定いたしました就学前教育・保育施設の再編方針に基づく事業として和田保育園の増築に着手するもので、建築に向けた用地測量や実施設計のための委託料を計上いたしました。

次に、157ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、上段の健康づくり事業814万円のうち、業務委託料646万9,000円につきましては、コロナ対策で健康増進による免疫力維持の取組として、新たに制作したかめやま健康体操の啓発や機能性弁当を活用したプログラムの実施などに係る委託料を計上いたしました。

次に、161ページをお願いいたします。

上段の予防衛生事業4億3,907万円につきましては、従来からの定期予防接種等に係る経費に加え、新型コロナウイルスワクチン接種の体制整備や接種に係る経費として、予防接種委託料など4億4,375万8,000円を含めて計上いたしました。

次に、175ページをご覧ください。

第2項清掃費、中段の溶融処理施設管理費の大規模整備事業1億2,600万円は、ごみ溶融処理施設の基幹的整備改良工事の対象外設備機器について、年次計画により改修を進めるもので、令和3年度は副資材共有設備の部分補修、溶融炉設備の下部止弁の更新などに係る工事請負費を計上いたしました。

次に、185ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農林水産業費、上段の農業振興事業の一般事業873万円のうち、補助金99万5,000円につきましては、コロナ禍による農業者の収入減の備えのための新たに設けました収入を補填するための三重県農業共済の収入保険料の2分の1を交付する収入保険制度支援対策事業補助金でございます。

次に、189ページをお願いいたします。

中段の畜産業対策事業223万5,000円のうち、補助金130万円につきましては、新たに豚熱(CSF)感染防止対策として、市内養豚業者がワクチンを接種する費用の2分の1を交付する補助金を計上いたしました。

次の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業1億983万9,000円につきましては、畜産クラスター計画に基づく肥育舎及び浄化処理施設等の新設に対する補助金を計上いたしました。

次に、191ページをお願いいたします。

中段の団体営ため池等整備事業3,000万円につきましては、関町木崎地内の新池など、防災重点ため池6施設の耐震調査を実施する委託料を計上いたしました。

199ページをお願いいたします。

第7款商工費、第1項商工費、中段の地域生活交通再編事業1億3,570万円につきましては、市内バス路線や乗合タクシーの運行に係る業務委託料でございます。

なお、乗合タクシーにつきましては、コロナ禍におけるタクシー事業者への支援並びにワクチン接種時の利用など、さらなる利用促進策として、昨年度に引き続き登録者全員に無料体験乗車券の配付を行ってまいります。

次に、207ページをお願いいたします。

第2項開発費、中段の企業誘致推進事業の一般事業380万円のうち、各種調査業務委託料328万円につきましては、今後の工業用地への水の安定供給に関する調査を実施するものでございまして、次の産業振興奨励事業4,187万5,000円につきましては、産業振興条例に基づき、令和2年度に事業所の新設及び増設を行った奨励措置指定事業者2社に対する奨励金を計上いたしております。

次に、209ページをご覧ください。

上段のJR加太駅舎改修事業3,855万円につきましては、JR加太駅舎の利便性を向上させるとともに、歴史・観光資源に位置づけ、地域のにぎわい交流情報発信の場として改修整備するもので、工事請負費等を計上いたしました。

次に、217ページをお願いいたします。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、中段の市単道路整備事業4,400万円につきましては、小野白木線測量設計委託料や今福下白木線整備工事などを計上いたしております。

219ページをお願いします。

上段の和賀白川線整備事業8,400万円、下段の舗装老朽化対策事業6,600万円、それから、221ページ上段の橋梁長寿命化修繕事業2,700万円、それから次の耐震化補強事業700万円につきましても、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、道路や橋梁の整備等を行うため、計上いたしております。

225ページをお願いいたします。

第4項都市計画費、下段の亀山駅周辺整備事業15億6,300万円につきましては、亀山駅前広場整備事業負担金4億3,500万円や亀山駅前線整備事業負担金2億8,300万円、市街地再開発組合事業補助金6億6,710万円などのほか、工事請負費や用地購入費などを計上いたしました。

次に、229ページをお願いいたします。

中段の西野公園改修事業3,200万円につきましては、本年開催される三重とこわか国体に向け、西野公園の外周柵や中央広場の修繕に係る工事請負費を計上いたしております。

次に、243ページをお願いいたします。

第9款消防費、第1項消防費、消防指令業務共同運用事業184万円につきましては、津市、鈴鹿市、亀山市の3市で行う消防指令センター共同運用に向けた基礎調査業務に係る経費を計上し、次の車両整備費では、高規格救急自動車1台の更新費用3,950万円を計上いたしております。

次に、247ページをご覧ください。

第10款教育費、第2項小学校費、学校管理費の一般管理費2億8,669万6,000円のうち、賄材料費1億4,777万円、それから、255ページの第3項中学校費、学校管理費の一般管理費5,627万6,000円のうちの賄材料費1,260万円につきましては、令和3年度から実施いたします学校給食費の公会計化に伴い、給食に係る食材費を計上いたしました。

次に279ページまで飛びますが、よろしく申し上げます。

第5項社会教育費、中段の図書館整備事業6億250万円につきましては、保留床購入負担金21億8,820万円のうち、令和3年度負担分として4億円を計上し、また書架の設置費用については、亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合施行の工事として進めますことから、工事負担金として2億円を計上いたしました。

次に、281ページをお願いします。

下段、鈴鹿関跡学術調査事業780万円につきましては、国史跡に指定される予定の鈴鹿関跡の学術調査や記念シンポジウムを行うための経費を計上いたしました。

次に、293ページをご覧ください。

第6項保健体育費、下段の国民体育大会開催事業1億1,716万5,000円につきましては、会場設営やシャトルバスの運行に係る経費など、第76回国民体育大会の開催に必要な実行委員会に対する負担金等を計上いたしました。

次に、316ページをご覧ください。

人件費でございますが、各費目にわたっておりますので、ここで説明を申し上げます。

まず上段の1. 特別職でございますが、前年度と比較しまして合計欄の最下段、1,848万4,000円の減額といたしました。

内訳でございますが、その他の特別職につきましては、令和2年度に計上いたしておりました国勢調査の指導員及び調査員の報酬が不要となることなどから、報酬を1,233万2,000円減額いたしております。

また、その他手当につきましては、令和2年度の市長の退職手当に対しまして、令和3年度は副市長の退職手当を計上いたしましたことから、前年度と比較して598万4,000円の減額となっております。

続きまして、中段の2. 一般職でございますが、合計欄下段、4,390万8,000円の減額といたしました。

内訳でございますが、次ページのア、会計年度任用職員以外の職員、すなわち正規職員でございますが、職員数の減などによる給料の減額、また令和2年度の国家公務員の給与改定に準拠した期末・勤勉手当の支給率の引下げや退職手当の減額などにより、合計8,205万9,000円の減額といたしております。

次に、イ、会計年度任用職員につきましては、多くの職員について6月期の期末手当の支給に係る在職期間割合100%となることから、期末手当を2,278万6,000円の増額といたしております。

以上、一般会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、各特別会計予算について補足説明を申し上げます。

最初に、議案第25号令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算でございますが、334ページの歳入をお開きください。

第1款国民健康保険税につきましては、令和2年度の課税データから所得、被保険者数、世帯数を見込み、一般被保険者国民健康保険税は前年度比2,160万円減の8億3,870万円を計上いたしました。

次に、336ページでございますが、中段の第3款県支出金32億2,944万9,000円のうち、普通交付金31億4,541万4,000円は、市が支出する保険給付費に対して交付されるものであり、特別交付金8,403万5,000円は、市が実施する保健事業など、個別の事情に応じて交付されるものでございます。

次に、下段の第5款繰入金3億2,426万2,000円につきましては、一般会計からの繰入金であり、保険基盤安定繰入金や職員給与費等繰入金など、法定繰入れ分を計上いたしました。

続きまして、346ページの歳出をご覧ください。

中段の第2款保険給付費、第1項療養諸費につきましては、被保険者の状況を考慮し、医療費の実績から伸び率を見込み、348ページ上段の合計欄のとおり、前年度比2億188万8,000円の減の27億4,057万1,000円を計上いたしました。

次に、中段の第2項高額療養費につきましても、被保険者の状況と医療費の伸び率を見込み、下段の合計欄のとおり、前年度比324万8,000円減の4億1,480万3,000円を計上いたしました。

次に、352ページでございますが、中段の第3款国民健康保険事業費納付金につきましては、財政運営主体である県への納付金であり、第1項医療給付費分は、中段の合計欄のとおり、7億5,818万2,000円を、354ページ上段の第2項後期高齢者支援金等分は2億6,192万円を、中段の第3項介護納付金分は6,808万4,000円を計上いたしました。

次に、議案第26号令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございますが、372ページの歳入をご覧ください。

第1款後期高齢者医療保険料につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の積算資料から、前年度比1,353万5,000円減の4億6,175万6,000円を計上いたしました。

下段の第3款繰入金につきましては、一般会計繰入金として法定繰入れ分5億7,679万1,0

00円を計上いたしました。

次に、378ページの歳出をご覧ください。

下段の第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、療養給付費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金など、広域連合への負担金で、前年度比1,191万3,000円減の10億2,632万2,000円を計上いたしました。

次に、議案第27号令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、392ページの歳入をご覧ください。

中段の第2款使用料及び手数料、農業集落排水処理施設使用料につきましては、収納実績により1億1,141万9,000円を計上いたしました。

次に、394ページをご覧ください。

第5款繰入金につきましては、財源調整として一般会計繰入金3億4,237万2,000円を計上いたし、起債の償還に充てるため、農業集落排水事業債償還基金から繰り入れて1,000万円を計上いたしました。

次に、396ページの歳出をご覧ください。

第1款事業費、第1項業務費につきましては、人件費や14地区の汚水処理施設の維持管理費など、398ページ下段の合計欄のとおり、2億5,068万4,000円を計上いたしました。

次に、400ページでございますが、上段の第2項建設改良費につきましては、施設機能強化事業に係る業務委託料や工事請負費2,050万円を計上いたしました。

続きまして、各企業会計予算について補足説明を申し上げます。

まず、議案第28号令和3年度亀山市水道事業会計予算についてでございますが、413ページをご覧ください。

収益的収入につきましては、給水収益は給水実績などを踏まえ、9億2,100万円を、北勢水道給水収益は3億500万円を見込み、計上させていただいております。

以上、水道事業収益を14億3,470万円としております。

次に、414ページ以降の収益的支出につきましては、北中勢水道に係る受水費2億9,530万円を計上するほか、人件費、減価償却費などを計上し、水道事業費用を12億710万円としております。

このうち、第2目配水及び給水費の415ページ上段の委託料でございますが、各施設の維持管理に伴う委託のほか、漏水修理業務委託など、6,010万円を計上いたしております。

次に、417ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、舗装復旧工事や公共下水道事業に伴う工事負担金9,243万円などを計上し、合計9,850万2,000円としております。

次に、418ページをご覧ください。

資本的支出につきましては、水道施設台帳作成業務委託など、委託料5,610万円を計上するほか、住山加圧ポンプ室建設工事など、工事請負費3億9,732万5,000円。企業債償還金1億6,964万6,000円などを計上し、合計で6億2,610万円としております。

次に、議案第29号令和3年度亀山市工業用水道事業会計予算についてでございますが、435ページをお願いいたします。

収益的収入につきましては、給水収益6,866万円などを計上し、工業用水道事業収益を7,480万円としております。

下段の収益的支出につきましては、動力費などの事業管理費や配水地等草刈り業務委託料、水源地施設の修繕料などを計上し、工業用水道事業費用を5,440万円としております。

次に、437ページをご覧ください。

資本的支出につきましては、水源施設更新など工事請負費1,791万3,000円などを計上し、合計で4,470万円としております。

次に、議案第30号令和3年度亀山市公共下水道事業会計予算についてでございますが、451ページをご覧ください。

収益的収入につきましては営業収益で、公共下水道使用料4億8,940万円などを計上し、営業外収益では、一般会計負担金3億2,490万3,000円、長期前受金戻入2億4,715万4,000円などを計上し、下水道事業収益を10億9,020万円としております。

次に、452ページ以降の収益的支出につきましてはでございますが、営業費用でマンホールポンプのオーバーホールなど修繕費1,000万円や、流域下水道維持管理負担金2億7,980万7,000円を計上するほか、453ページ下段の減価償却費4億8,811万3,000円などを計上いたしております。

また、454ページ上段の営業外費用では、企業債利息1億3,045万2,000円などを計上し、下水道事業費用を10億8,240万円としております。

次に、455ページをご覧ください。

資本的収入でございますが、公共下水道事業及び流域下水道事業に係る企業債6億8,230万円のほか、一般会計負担金1億5,923万8,000円、国庫補助金2億6,450万円などを計上し、合計で12億240万円としております。

次の456ページからの資本的支出につきましては、下水管渠布設工事など工事請負費6億6,610万円、流域下水道建設負担金2億1,647万1,000円、企業債償還金4億3,842万7,000円などを計上し、合計で14億4,340万円としております。

最後に、議案第31号令和3年度亀山市病院事業会計予算についてでございますが、475ページをご覧ください。

収益的収入につきましては、医業収益で入院収益9億7,890万円、外来収益5億8,780万円、一般会計負担金4,852万7,000円などを計上し、また医業外収益では、一般会計負担金1億1,569万9,000円、一般会計補助金7,607万9,000円などを計上し、病院事業収益を19億1,330万円としております。

次に、477ページ以降の収益的支出につきましては、給与費、薬品費などの材料費、減価償却費のほか病院管理運営に係る経費などを計上し、病院事業費用を19億1,330万円としております。

次に、481ページの資本的収入につきましては、企業債元金償還金に対する一般会計出資金1,067万9,000円、施設改修及び医療機器購入に係る企業債1億2,760万円などを計上し、合計で1億3,828万円としております。

次に、482ページの資本的支出につきましては、工事請負費、器械備品費、リース資産購入費、

企業債償還金など合計で1億8,990万円としております。

以上で、新年度各会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

明日26日から3月7日までの10日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

明日26日から3月7日までの10日間は、休会することに決定しました。

次の会議は3月8日午前10時から開き、令和3年度施政及び予算編成方針等に対する代表質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 2時05分 散会）

令和 3 年 3 月 8 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

令和3年3月8日（月）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 令和3年度施政及び予算編成方針等に対する代表質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	古田秀樹君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	青木正彦君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部次長	谷口広幸君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	田所学君	健康福祉部参事	豊田達也君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田邦敏君	消防署長	原博幸君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	櫻井伸仁君	監査委員	国分純君

監査委員事務局長 木 崎 保 光 君

選挙管理委員会
事務局長

松 村 大 君

●事務局職員

事務局長 井 分 信 次 書 記 水 越 いづみ
書 記 西 口 幸 伸

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（中崎孝彦君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から例月出納検査結果報告書2件が、また社会福祉法人亀山市社会福祉協議会から令和3年度事業計画書及び収支決算書がそれぞれ提出されておりますので、ご覧おきください。

次に、日程第2、令和3年度施政及び予算編成方針等に対する代表質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

おはようございます。

会派結の草川でございます。

代表質問をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

まず初めに、4期目を迎えた市長の所信についてでございます。

櫻井市政のスタートから12年、亀山市を1本の木に例えれば、「緑の健都」という枝葉、これを青々と茂らせ、深く広く地中へとたくましい根を張り、今まさに未来へ満開の花を咲かせようとしたところに新型コロナウイルスという未曾有の嵐が到来した、まさに今そういう状況かと存じます。

まずは、市民の命と健康、暮らしという太い幹を守ることが最優先であります。そして希望を絶やさず、未来に咲くつぼみを育てなければなりません。亀山市という一本の木のたくましが問われる中で4期目を迎えた市長の所信をまず伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

1番 草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

4期目に当たっての市長の所信とのお尋ねでございましたので、その所信の一端を申し述べたいと存じます。

ご案内のように、私たちは現在、新型コロナウイルス感染症との長い闘いの中にごさいます。

また、都市自治体におきましては、好むと好まざるとに関わらず、少子高齢化の進展やスマート社会が加速をいたしてありまして、地方創生に伴う地域間競争と相まって大変厳しい局面を迎えております。こうした基本認識の下に、私はこの現下のコロナ禍の厳しい局面をオール亀山の英知で乗り越えて、同時にコロナ終息後のニューノーマル、いわゆる新たな日常を見据えたしなやかな地域社会への転換、真の健康都市への深化を目指して、着実な歩みを進めてまいりたいと考えるものであります。

また、人生100年時代に備えた安心の共生社会の構築や若者の定住促進、魅力ある市街地の再生を急ぐとともに、DX（デジタル変革）によるスマート社会の対応をしっかりと進めるほか、本市の強みであります地域力と文化力に磨きをかけてまいりたいと考えるものであります。

さらに、次なる4年におきましては、四半世紀以上にわたり積み重ねてまいりましたリニア中央新幹線の市内停車駅誘致が新たな局面へと入ってまいります。これらを確実なものとするべく、多様な産業・雇用の創出と併せて、次なる活力と未来に向けた着実な取組を進めてまいらねばなりません。

私は、これらを「NEXT亀山 緑の八策」と題して、4期目の政策公約として掲げさせていただいたところであります。この具現化によりまして、我がまち亀山の持続的成長と、5万市民のクオリティー・オブ・ライフを高めて、現在進めております第2次総合計画の将来都市像「緑の健都かめやま」の実現を目指すとともに、引き続き強い意志を持って行財政改革に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

まだまだ亀山市には多くの魅力と可能性がございます。就任以来、希望と信頼の開かれた市政と持続可能なまちづくりを基本理念に、全庁一丸となって確実な歩みを進めてまいりました。この歩みを礎に、亀山市を次なるステージへとさらに進化させてまいりたいと決意を新たにいたすところであります。今後とも、議員並びに市民の皆様の倍旧のご理解とご協力を衷心よりお願いを申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

市長が所信に込めた思い、受け取りましたが、その実現の見通しについていろいろと確認をしてみたいと思います。

それでは、まず施政及び予算編成方針についてでございます。

まず、新年度予算の特徴について確認していきたいと思ひます。

市税収入の減少にもかかわらず、過去2番目に大きい予算規模という一見するとアンバランスな予算編成とも言えるかと思ひますけれども、これをどう考えられるか、新年度予算の特徴について伺いたいと思ひます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新年度予算につきましては、この特徴でありますけれども、第2次総合計画の前期基本計画の最

終年度として、それから第2次実施計画の必達に向けて積極的に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対策の徹底と、財政健全化による持続可能な行財政運営の確立を目指して予算編成を行ったところでございます。

一般会計の総額は230億9,300万円となりまして、前年度当初予算額に比べて13億300万、率にして6.0%増となりまして、ご指摘のように過去2番目に大きな予算額となったところであります。

その特徴なんですけど、まず歳出におきましてはコロナ禍からの克服快活予算として、全市民の皆さんへのワクチン接種や感染防止対策の充実、また地域経済への支援など、新型コロナウイルス感染症総合対策パッケージ、約4億円を計上いたしました。また、ここ直近で年々増加をしてまいりました扶助費につきましては、障がい者・児支援事業の増加などによりまして過去最高の予算額となる約33億円を計上し、亀山駅周辺整備事業におきましては、施設建築物や公共施設の整備工事の本格実施により16億円を計上いたしております。

一方で、歳入におきましては、市税が前年度比約3億円減となります一方で、国庫支出金が約37億円となりまして、これは先ほどのワクチン接種に係る費用、それから亀山駅周辺整備事業に係る国費の増によりまして、それから、臨時財政対策債につきましては、コロナ禍での地方税収の減により、それぞれ過去最高となる予算額、約15億円を計上いたしましたところであります。

議員が少し収入と、いわゆる税収と歳出のバランスについて、アンバランスではないかというご指摘でございましたが、少し国費の増等々との絡みも含めまして、私どもとしては、そのバランスを考え、そして優先的に進める政策等々も、それから将来の財政等々への影響等も踏まえて予算編成をさせていただいたところであります。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

国費が増加しているというところで調整をしながらというところで、歳出に関しても扶助費が過去最大というところで、非常に難しい、また特殊な財政運営が求められているところかなと思います。

その中身についてももう少し整理をしていきたいと思いますが、市税収入の部分、コロナ禍の影響で県内各市町どこを見ても市税収入は大幅に減少しております。その中でも本市は、2.8%の減少というのは、これは比較的持ちこたえたなという印象を受けております。その要因について伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

おはようございます。

市税の令和3年度当初予算でございますが、100億1,840万円で、前年度の103億190万円と比較しまして2億8,350万円、2.8%の減となっております。

主なものといましては、市民税が9,580万円、2.9%の減、固定資産税では1億5,920万円、2.8%の減となり、その他の市税では2,850万円、2.3%の減となっております。

コロナ禍にありながら前年度比2.8%の減少率であった要因といたしましては、まず、影響の大きい法人市民税や固定資産税の償却資産につきまして、主要事業所の決算見込み調査を基に、企業の業績や各種経済調査の結果を反映し、算定いたしましたところで、当市の特徴であります液晶産業をはじめ、自動車産業、電気関連製造販売業などの多様な製造構造によりまして、総額では減少が抑えられたものと考えております。

次に、個人市民税につきましては、納税義務者の増加や納税義務者の8割を占めます給与所得者の平均所得額の落ち込みが小さいことから、前年度比3,320万円、1.3%の増収を計上いたしました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した個人や法人に対して適用されます徴収猶予の特例によりまして、納期を1年延長したことにより令和2年度から繰り越した1億1,930万円の収入を見込んでおるところでございます。このように景気の悪化の影響は受けるものの総じて影響は小さいものと見込み、当初予算を計上したところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

市税収入、持ちこたえた一方で、財政指標に関して見ていきますと、歳出では実質公債費比率、これが上昇しております。歳入では自主財源比率の減少、また経常一般財源比率の減少というものが見られます。これらの指標を見ますと財政の硬直化という問題を一般的に読み取ることができるんですけども、この要因と今後の見通しについても伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

3つの比率について、ご質問を頂戴いたしました。

公債費負担比率でございますが、公債費に充当した一般財源の一般財源総額に対する割合でございます。比率が高いほど財政構造が硬直化しているとされており、一般的に15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされております。

令和元年度決算では12.2%、2年度見込みでは12.5%となる中で、令和3年度当初予算では14.0%を見込んでおるところでございます。なお、平成28年度の14.6%以降は下降しておりましたが、令和3年度の見込みでは市税が減収となったことによりまして再び上昇したところでございます。

次に、自主財源と依存財源の比率でございますが、自主財源は地方公共団体が自主的に収入できる財源としての市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金などを申します。一方、依存財源は自主財源に対する区分といたしまして、地方譲与税、地方消費税交付金などの各交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、市債が当たります。

令和3年度の一般会計当初予算230億9,300万円のうち、自主財源は120億9,502万3,000円、比率といたしまして52.4%となっており、また依存財源は109億9,797万7,000円、依存財源比率は47.6%となっております。

自主財源の増減の主なものといたしましては、市税が前年度比2億8,350万円減、分担金及び負担金は学校給食費の公会計化による学校給食費負担金の増により、1億2,528万2,000

円の増、財政調整基金繰入金など繰入金は、4億147万2,000円の減などがございます。

また、依存財源の増減の主なものといたしましては、亀山駅周辺整備事業に係る補助金、交付金や新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金等国庫支出金の増、6億1,514万円、臨時財政対策債や亀山駅周辺整備事業に係る市債の増などがございます。

なお、今後につきましても、引き続き第3次行財政改革大綱に掲げる収納率の向上や受益者負担の適正化、また新たな財源の確保に着実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、経常一般財源比率でございますが、経常一般財源比率は歳入構造を分析するための比率であり、市税、地方譲与税、地方消費税等交付金、地方交付税や経常的に収入される使用料、手数料、財産収入、諸収入などのうち、用途を特定されない経常一般財源収入額の標準財政規模に対する割合でございます。この比率が100を超える度合いが高いほど経常一般財源に余裕があることを示しており、歳入構造が弾力的であるとされております。令和元年度決算では96.5%、2年度見込みでは92.3%となる中で、令和3年度当初予算では84.3%を見込んでいるところでございます。

なお、この比率は市税、普通交付税と臨時財政対策債の額が大きく影響するものであり、令和3年度におきましては、市税が対前年度比2億8,350万円減となったものの、臨時的な一般財源となる臨時財政対策債が対前年度比6億6,700万円増となったことなどから、低下する見込みとしております。

これらの指標を見て、財政が硬直してきているのではないかとのご質問でございましたが、公債費負担比率につきましては、川崎小学校改築事業や野村布気線整備事業に係る償還金が増加したことから指数は上昇いたしておりますが、15%を超えていないことから財政の硬直化には至っていないと考えております。

また、自主財源比率については、市税が減収となったものの、国庫支出金などの特定財源が大きく増となったことから依存財源の比率が増となり、自主財源の比率の減少が大きくなったものでございますが、同じく財政の硬直化には至っていないと考えております。

さらに、経常一般財源比率におきましては、市税の減収、臨時財政対策債の増加により、比率が大きく減となっておりますが、臨時財政対策債は臨時的な一般財源であり、普通交付税でありますので実質比率は減ではないと考えており、財政の硬直化には至っていないと考えております。

いずれにいたしましても、市税収入がこれらの指数に大きく影響いたしますことから、今後におきましても、引き続き行財政改革の取組を着実かつ強力に推し進めるとともに、企業誘致を一層進めることで財源確保を図る必要があると考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

非常に丁寧な答弁をありがとうございました。

市税収入の減少というところ、これは非常にやっぱり大きく指標に表れるところかなと思います。行財政改革、これは一つ重要な今後のテーマになってくると思いますので、引き続き質問していきたいと思っております。

その前に、財政調整基金の繰入れなんですけれども、今回8億9,200万円で昨年度の当初予

算と比較しても4億円以上当初予算でも減少しております。市税の減少に加えて大規模事業、ピークにある中でも繰入れ、圧縮できた原因、この要因は何かということと、併せて長期財政見通しとの比較、また年度末の見通しに関しても伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

財政調整基金の繰入金でございますが、前年度比4億800万円減となった要因でございますが、当初予算額が増加した要因であります事業につきましては特定財源を活用しておりまして、充当した一般財源が少額であること、また一般財源であります臨時財政対策債が増加したことなどがその要因でございます。

また、第3次行財政改革大綱の取組期間は、令和7年度までとなっておりますところでございますが、中間年度である令和4年度と最終年度である令和7年度末の財政調整基金残高の目標値は20億円以上を保持することといたしております。現行の長期財政見通しの令和2年度末残高では約20億円となっていることに対しまして、令和2年度3月補正後の残高見込みが約24億円と、約4億円の上ぶれをしております。このことから、令和3年度末での財政調整基金残高におきましても約21億円を見込んでいらっしゃるところでございまして、今後におきましても、引き続き行財政改革の取組を推し進めるとともに、企業誘致を一層進める必要があると考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

今ちょっと触れられましたけど、行財政改革大綱の中にも財政調整基金の目標値、これはやっぱり20億円以上というのが一つ重要なポイントかなと考えております。これを維持していきながら市長のマニフェスト、政策を実現できるかどうか、ここは一つ重要なポイントだと思いますので、引き続き質問をしていきたいと思っております。

ただ、その20億を確保するために、例えば、大規模事業だけじゃなくて市民の関心の高い交通安全に関わるような地域の生活道路の改良とか、そういった地域の要望を受けて計画的に進めている事業に関しても、こういったところも着実に計画的に予算を充てられるように経常事業、あと主要な予算の事業に関しても先送りすることのないように、行財政改革を進めながら実行していただきたいと思いますと思っております。

次に移ります。それでは、新年度予算のうち、大規模事業の代表格でもあります魅力的な拠点の形成に移りたいと思っております。

予算規模の大きいJR亀山駅周辺整備事業や新図書館、こういったものをきっかけとして駅周辺の中心的都市拠点全体のにぎわい、これをいかに再生していくか、こういう議論をこれからしていくべきだと思っております。

まず整理したいのですが、マニフェストにはJR亀山駅前地区をまちの玄関口と記載しております。一方、ちょっとリニアの話にもなりますけれども、リニアに関しては「美し国三重の玄関口」と表記しています。このまちの玄関口と三重の玄関口、これの都市機能としての違いはどのように考えているのか、まずここを整理したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず中心的都市拠点につきましては、都市マスタープランにも位置づけをさせていただいておりますとおり、市の都市力の中心となる区域として、都市機能の集約及び公共交通の拠点として居住機能を強化し、市の顔づくりを進める区域と位置づけさせていただいております。

J R 亀山駅を中心に、その鉄道利用者など市民生活に密着した交通拠点、ターミナル拠点であることから、まさに本市の玄関口としての機能を担っており、現在、第一種市街地再開発事業や新図書館の整備を通じまして、魅力ある中心的市街地のにぎわいの再生に鋭意取り組んでいるところでございます。

一方で、国土の新たな大動脈となりますリニア中央新幹線の停車駅につきましては、まさにリニアによって形成される巨大都市圏、いわゆるスーパー・メガリージョンと呼称されておりますけれども、1 県 1 駅の設定でありますことなどから、三重県の玄関口の役割も担う、いわゆる広域交流交通の拠点、いわゆるハブの拠点としての機能を持つものでありまして、三重県における交流・滞在のハブとしての機能や、県のブランドイメージの向上につながるような存在であるというふうに考えるものであります。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1 番（草川卓也君登壇）

ざっくりと言うと、まちの玄関口の部分は市民生活の中心拠点になってくるのかなと思います。それで、リニアのほうは交流の拠点という、ざっくり言うところといった位置づけになるのかなと理解しております。であれば、その市民生活の中心拠点の形成についてなんですけれども、私、この市民生活の中心的都市拠点の求心力を大きく左右するのは新庁舎の存在だと思っております。新庁舎の建設予定地が決まらなければ、先ほど市長の答弁にもありました都市マスタープランが掲げる亀山駅周辺まちづくりのエリアプランの作成に取りかかることができないほど重要な存在だと認識しております。

確かに、新庁舎については、テレワークや行政手続のオンライン化とか、そういったものが進展していけば今まで以上に検討の候補、予定地に関しても選択肢は広がってくるんですけども、あくまで市民生活の中心となる都市拠点の求心力向上のためには新庁舎が必要ではないかというふうにも私は考えられるんじゃないかと、そのように考えています。

市長のマニフェストにも中心都市拠点の構想、ここに新庁舎というものが位置づけられているのかどうか、市長としてどのような方針で検討していくのか、ここを伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

新庁舎でございますが、新庁舎につきましては当然でございますが、まちづくりの拠点となり得る施設でありますことから、建設地につきましては、医療、福祉、商業等といった都市機能との連携を図るため、人口の重心や新庁舎へのアクセス性なども考慮し、現時点では亀山市立地適正化計

画に位置づけます亀山中央都市機能誘導区域内に整備することを基本として、検討いたしております。

しかしながら、都市機能誘導区域内では必要な敷地面積を確保できない場合など、条件によりましては区域外への新庁舎整備につきましても検討していく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、建設候補地の選定につきましては、まちづくりとの整合性や利便性、さらには安全性、実現性、経済性といった新庁舎建設基本構想でお示しします条件に照らし、新庁舎整備基本計画を作成する中で慎重に協議を重ねて決定してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

都市機能誘導区域が基本であるという答弁はあったかなと思います。ただ、今の段階ではやっぱりまだまだ検討中だということだと思うんですけども、施政方針のところにもあったかと思えますけど、令和3年度中に建設基本計画をつくるという話がありました。私、この令和3年度中というのは、コロナ前に設定したスケジュールだと思うんです。ここに果たして固執する必要があるのかということの一つ問題提起として掲げたいと思います。

アフターコロナの新しい生活様式に必要な新庁舎の機能は、本当に見えてくるのはコロナ禍が終息して検証も完了した数年先ではないかなと考えています。このニューノーマルをじっくりと見据えて、新庁舎の機能と建設候補地、そして中心的都市拠点の在り方も含めて再検討できるというのはこの亀山市の一つのメリットじゃないかなと思うんですけども、これの市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回、既に考え方をお示しをさせていただいておりますが、新庁舎整備基本計画の策定を1年間延長させていただくこととさせていただきました。これは新型コロナの影響によるものもあり、このコロナ終息後において国が示す新たな日常の定着とか、さらに急速なデジタル化による行政サービスや職員の働き方改革の変革とか、またあらゆる生活の場面において、いわゆるニューノーマルを構築していく必要があるという判断の下に、この検討を1年しっかり、もう一回積み上げるという考え方を持たせていただいたものでございます。そうした中での新庁舎整備の検討については、これまでの検討内容を多方面から改めて見直す必要があるかと思えますし、現時点においては、基本構想に掲げておりますスケジュールとか令和10年度開庁を目指して、令和3年度中の基本計画の策定に向けて鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

しかしながら、少し触れていただくような要素、あるいは庁舎機能や建設候補地の選定等につきましてもしっかりと検討する必要がありますことから、さらに時間が必要であると判断しました場合には、当然スケジュール等、速やかに議会にお示しをさせていただきたいというふうに考えておるものでございます。

ご指摘のリニアの駅の正式決定にはもうしばらく時間を要すことになろうかと思いますが、新庁舎の建設予定地と直接関連性を持たせることはできませんけれども、しかし、このリニアの亀山中

間駅の設置につきましては本市の将来、未来のまちづくりに大きな影響を及ぼしますことから、駅位置が決定次第、鋭意調整を図っていく必要があるかというふうに考えておるものであります。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

では、ちょっとこの項目最後の質問にしたいんですけれども、まちの玄関口の再生をしていくという中で、ちょっとJRのほうの話になるんですけれども、市民の声として多いのは、駅前再開発が進む中でJR亀山駅の駅舎は今の古いままでいいのかということをよく聞きます。何なら新庁舎と直結の新しい駅舎建設、そういった計画をJRと検討するぐらいがあつていいんじゃないかなと個人的には思いますけれども、まちの玄関口にふさわしいJR亀山駅の駅舎の在り方について、市の考え方がありましたら伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

亀山駅の駅舎につきましては、以前からJR東海に対しまして、亀山駅周辺整備事業と合わせた駅舎改修の要望をしております、今後の駅舎の整備の考え方についても併せて伺っている状況でございます。現時点では、JR東海において駅舎を改修する旨の考えは示されていない状況でございますが、亀山駅の駅舎についてはJR東海の所有物でございまして、市といたしましては、市の玄関口にふさわしい駅前広場の整備や再開発ビルへの図書館の設置等により、駅利用者の増加や、にぎわいの創出を図ることで、今後JR東海において駅舎の整備等につながるよう、JR東海と様々な場面におきまして密に連携を取ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

せめて駅舎外部のお手洗い、トイレの老朽具合が、これもまた何とかしてほしいという声も正直よく聞きます。これについても要望をぜひ願いたいんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

亀山駅のトイレにつきましては、JR東海所有の施設でございまして、駅の構内に設置されたトイレをJR東海が、また駅構外のトイレを市が管理しております。JR東海が管理いたします構内トイレにつきましては、近年、多目的トイレが増設されておまして、一部利便性の向上が図られているところであります。一方で、市が管理する駅構外のトイレにつきましては、利用者のご要望等を踏まえ、女性用トイレの入り口を改修する工事を以前に実施しておりますが、トイレ設備が老朽化しており、またトイレが狭小であることにより、バリアフリーへの対応が図れない状況にあります。

このような状況であることから、市が管理する構外トイレにつきましては、現在JR東海より土

地、建物が貸付けされております駅構外トイレを改修する方法や、今後整備される図書館のトイレを代替とし駅構外トイレを廃止する方法、または、他の場所へ新たにトイレを整備する方法等につきまして、利用者の声を聞きながら、今後JR東海の考え方も踏まえまして協議等を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

構外トイレが市の管理だと初めて知ったんですけど、ぜひ、先ほどいろいろと今後の検討についてもご答弁いただきましたけど、駅舎そのものの在り方ということも含めて、ぜひJRとの検討を進めていただきたいなと思います。

それでは、引き続きまして新年度の中でも一つ特徴として大きい新型コロナウイルス感染症総合対策パッケージについてでございます。主に、2億4,376万円を予算計上しているワクチン接種の実施について伺います。

先月2月の22日に、会派結として市長へ提出した新型コロナワクチン接種の円滑な実施に対する提言書7項目のうち、幾つかに絞って対応状況について伺っていききたいと思います。

まず、高齢者・障がい者等が受けやすく、地域の実情に応じた接種体制の構築についてという項目を上げました。あいつの集団接種会場だけではなく、かかりつけ医の病院など個別接種とのハイブリット方式、こういったものの体制の構築はどのように進んでいるか。今後の接種スケジュールと併せて確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず接種に係るスケジュールでございますけれども、ワクチン接種の基本となるワクチンの確保ですけど、これは国の役割となっております、皆様もニュース等でご存じだと思いますけれども、国から配分が来ます、都道府県がそれを受けて市町村へのワクチンの配分をすることになっております。このワクチンの確保が随分と現在遅れております。また、配分されるワクチンの量もごく少量という状態でございます。

まず、医療従事者用のワクチンといたしましては、当初は3月初旬ぐらいには開始できる見込みでありましたものが、三重県に配分されるワクチンの量が1箱1,000人分程度、約1,000人分が22箱ですので、2万2,000回分にとどまっております。それが今のところだと19の医療機関、これは基本型接種施設といっておりますけれども、そこに配分されることになっておりまして、亀山市はその中、19に含まれておりません。ですので、そういうことから考えても医療機関の従業者等の接種も3月下旬以降にずれ込む可能性は非常に高くなってきております。

また、高齢者向けのワクチンにつきましても、三重県内全ての市町にワクチンが配分されるのは4月の最終週ということになってまいりました。その量も、先ほど申し上げたようにごく僅かでございます。ですので、市のほうへ、亀山市へ配分されるのも4月中に1箱あるいは2箱、そういうふうな状況でございますので開始も4月の下旬以降になってこようかと思っております。

接種方法につきましてですけど、先ほどちょっと議員も言っていただきましたように、接種に

つきましては16歳以上の市民を対象に2回の接種が必要となってまいります。ある一定の期間に接種を完了させるために、集団接種と個別接種の併用方式で実施をしまっている計画でございます。

今現在、詳細につきましては亀山医師会と最終的な協議をしている状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

明確なスケジュールとその体制に関して、まだまだ協議中でございますけれども、非常にこれ市民の関心の高いところでございます。この接種計画、ぜひ、出来次第この定例会中でも、議会・市民に広く情報開示していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

そして、もう一つ伺いたいと思っております。

より多くの市民が早期に安心して接種を受けられる体制の構築、こういった項目もまた提言をいたしました。市民の皆様のワクチンに対する不安をできる限り取り除くことが早期接種と接種率向上、ひいては市民の皆様の命と暮らしを守ることにつながると考えます。それには、副反応に対する救急医療体制や市内医療機関の連携体制が整っているということが重要だと思っております。亀山市には市立医療センターという自治体病院がある、この強みを生かして安心・安全の亀山モデル、これをぜひ市民に示していただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず副反応でございますけれども、現在薬事承認されておりますファイザー社製のワクチンにつきましては、接種後に起こる可能性がある副反応としては、注射した部位の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等が上げられております。これらの症状の多くは、1回目の接種よりも2回目の接種時に高い頻度で確認されるとの調査結果もございます。また、まれに起こる副反応として、急激な血圧の低下や意識を失うことがございますアナフィラキシーショックもございます。ワクチンの副反応による発熱は、接種後1日から2日以内に起こり、2日程度で減ずると言われております。

医療センターの役割ということでございます。それが亀山モデルにつながっているとは思いますが、医療センターの役割といたしましては、医療従事者の優先接種を医療センターのほうでやっておくことになっております。また、市民の接種においては、個別接種の一部を医療センターに担っていただくことも計画しておるところでございます。

集団接種の会場といたしましては、現在、あいあいを考えておりますけれども、そのあいあいの目の前に医療センターがございますので、そういうところで、例えば先ほど申し上げましたような、万が一のアナフィラキシーショックの対応等には医療センターのご協力をいただいた迅速な対応が可能かというふうにも考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

いろいろと情報を集めていると、亀山市は比較的ワクチンの接種体制の構築に関してはかなりス

ムーズに進んでいるほうだというふうには伺っておりますけれども、そういった亀山モデルになり得るような要素、これもいいことをやっても市民に伝わってないとやはりもったいないと思うんですね。こういったところをしっかりとPRしていくことも、今は特に接種率を上げていくためにも重要だと思いますので、そういうところもぜひお願いをしたいと思います。

あともう一つ、高齢者の移動確保に関しても伺おうと思っておりましたけれども、時間がないので、施政方針にも3,000円分の乗合タクシーの無料券、これも配付するという話もありました。こういったところもしっかりとPRして利用促進、それによって高齢者の方々の移動確保、これもぜひ努めていただきたいと思います。

もう一つ、これは対策パッケージとは直接関係ないんですけれども、気になることとして白鳥の湯についてでございます。コロナ対策という観点で関連してちょっと聞きたいんですけど、3月10日から白鳥の湯は営業再開だと伺っております。営業を再開するのはぜひ、これはいいことなんですけど、受付とか清掃、運営に関わっているのは主にシルバー人材センターの方々の、基礎疾患を持つ方々も多いというふう聞いております。

意外にも、白鳥の湯って市外だけじゃなくて県外からもお客さんがいらっしゃると聞きます。利用者に関しては、しばらくは市内在住者に限定すべきじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

総合保健福祉センター内の白鳥の湯につきましては、国の緊急事態宣言や県の緊急警戒宣言の発令を受けて本年1月20日から運営を見合わせておりました。明後日の3月10日から再開する予定でございます。再開に当たりましては、従前より引き続き、浴場内への入場者を男湯、女湯それぞれ16名までとする人数制限は行うものの、市外や県外の方の利用を制限するような措置は現在のところは考えてございません。

白鳥の湯につきましては、長きにわたって市内・県外の方、たくさんお客様にご利用いただいております。現在のところ、近隣市町の新型コロナ感染の状況も非常に落ち着いてきている状況である中、市外・県外の方だけが感染リスクが高いわけではないという観点から、市外の方のご利用を制限する考えは現在のところございません。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

近隣市町のそういった感染状況を引き続きしっかり注視して、ぜひ柔軟な対応をお願いしたいなと思います。

それでは、最後の項目です。

マニフェストについて、その財政的な裏づけについてまず伺ってまいります。

さきに触れましたように、第3次行財政改革大綱、ここには20億円以上の財政調整基金を維持するという目標が設定されています。これを維持しながら、4年間でマニフェストを具体的にどのように実現していくのかというところ、実現に必要な予算総額や、先4年間の財政状況をどのよう

に見据えてこのマニフェストを作成したのか、市長に伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この政策公約の財政的裏づけということについては、これは極めて重要でございますし、過去からもこの財政的裏づけとしての財源確保と政策とのバランス、これを非常に心に刻んで総合的に事業展開を、あるいは行財政運営を行ってきたところでございます。

そのような中で、行財政改革大綱で様々掲げさせていただいておりますが、今後もそこに掲げた15の基本的施策をしっかりと徹底する。それから、今回の図書館の整備等々、駅前の再生等々もそうですが、国・県の補助金制度とか、国の有利なこの仕組みを有効にやっぱり活用しながら、そして確実に一般財源や将来の負担を抑えて施策を展開していくような財政運営が求められておると、このように思っております。

さらに、企業誘致につきましては、しっかりと徹底した取組を進めてまいりたいと考えておるところであります。今、1年間の一般会計で二百二、三十億、4年間にしますと850から900億、特別会計、事業会計を入れますと年間350億ですから1,400億、これをしっかりと政策として展開をしていくという視点の中で、今までもそうでありましたけれども、例えば、選択と集中、事務事業のスクラップ・アンド・ビルド、本当に長期にわたって継続していく事業もございまして、その目的等々についてはしっかりと検証しながら、継続の有無や事業の再編等々についてもしっかりと対応しながら、政策の推進とこの裏づけのある財源の確保に取り組んでいくということに尽きようかというふうに思っております。事業の優先度、緊急度、しっかりと勘案をさせていただいて、既存事業を見直して真に事業化が必要なものは確実に予算へ入れていくと、そのような政策判断が大事であろうというふうに認識をいたしております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ぜひ行財政改革、これがやっぱり先ほども答弁がありましたようにキーワードとなってまいると思います。特に強調したいのは企業誘致、かつ新しい産業団地の部分かなと思っております。身の丈に合ったという言葉もありますけれども、私としてはこのポテンシャルのある亀山市であるので、身の丈を伸ばしていくのが市長の一つの重要な使命かと思っておりますので、ここに関してもぜひお願いをしたいと思います。

次に、新年度予算に重点的に反映させたマニフェストについて伺っていきます。

特に私、ここで伺っていきたいのは健都さぷりプロジェクトの新展開の部分、マニフェストには、今回また再度上げていただけました不老フード運動でございます。

不老フード運動とは、新年度の主な事業に含まれている免疫力維持の機能性弁当プログラムのことと考えてよろしいのでしょうか。健康づくり事業全体でも606万円という程度の、程度というのはあれですけど、予算規模ですけれども、この不老フード運動はこの予算規模以上の期待をしております。市長のこのビジョン、これはどのようなお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど35年ほど前に、当時、日本をはじめ世界中で、例えばハンバーガーとかフライドチキンなど外食産業が隆盛を極めまして、また家庭におきましてはインスタント食品とか冷凍食品などの普及が一気に進んだことをごさいます。これら手軽で安価な食べ物などを称したファストフードに対して、その土地の伝統的な食文化や食材、有機農業、あるいは手作り弁当などを見直そうとする運動、いわゆるスローフード運動がイタリアから始まって、日本でも一時期静かなブームとなったところをごさいます。

健康都市を目指します本市は、現在まで食生活の改善、肥満の防止などの啓発を行ってきてはいるものの、依然、糖尿病の罹患率が高い傾向とか、子供たちにおいては歯槽膿漏予備軍の増加の傾向などが懸念をされておるところであります。いま一度、食習慣の改善は全市的な急務であるというふうに考えておるところであります。

不老フード運動とは、かつてのスローフード運動にちなんだ私の造語ではありますが、12年前から提唱させていただいておるものであります。その目的は、市民の皆さんの日々の生活習慣病予防とフレイル対策などに確実につながるよう考えるものをごさいます。機能性食品等々の新年度予算等々、これもそういう一つであろうかと思ひますし、これに限らず、健康づくり、あるいは免疫力アップ、こういうものに全市的に、少し中長期的に、しっかりこれを高めていく必要があろうというふうに考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

そこでちょっとリニアのほうも伺いたいと思ひます。

継続は力なりということで、先輩諸兄から連綿と受け継がれたリニア誘致運動、これが一つ形として県内停車駅候補地、これが亀山市に定まったと言つていい状況かなと思ひます。これから、その力を未来へ生かすべき時代を迎えました。新しいステージを迎えたこの所感とともに、マニフェストにあるリニアガーデンシティ、リニア庭園都市構想というのはこれほどのような考えなのか、これを市長に伺いたいと思ひます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

四半世紀以上の長きにわたりまして、本市は官民一体となって積み重ねてまいりましたリニア中央新幹線市内停車駅誘致の活動も、県の期成同盟会におきまして、本市が県内唯一の駅位置候補に決定されたことにより新たなステージへと入ってまいりました。長年のいろんな取組を考えますと、感慨深い思いをいたしておりますし、これを確かなものとして、しっかりと次への着実な取組を進めてまいらねばならないと感じているところでもあります。

こうした中で、リニア庭園都市構想を政策公約に掲げさせていただきました。

今後、その具体化に向け取組を進めてまいりますが、その考え方はリニア市内停車駅のインパクトを生かして、本市が「美し国三重」の玄関口にふさわしい都市を目指し、その充実を図ってまい

りたいということでもあります。このリニア庭園都市とは、ライフスタイルやビジネススタイルを多様にするリニアの大幅な時間短縮効果の要素ももちろんであります。かつて、英国のE・ハーワードが提唱しましたガーデンシティのように、いわゆる庭園都市あるいは田園都市というコンセプトであったかというふうに思いますが、亀山市が環境と共生したそういう魅力あふれる持続可能なまちづくりを展開していくと、そういうようなイメージの基に、将来への新たな文化とか、あるいは定住とか、様々なそういう新しいものがそこからまた生まれ出すような都市形成を図っていきたいという思いをリニアガーデンシティ構想という中に盛り込んだものであります。

今後は、具体的にこれらを詰めていくような作業があるかと思えますけれども、どうぞ、この新しい展開に入りました中で、しっかりと多くの市民の皆さんの力が結集できて、次へ展開できるように期待をいたすものであります。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ぜひ、その詰めていく段階でご検討いただきたいこととして、提言をしたいと思えます。

リニア市内停車駅を生かしたまちづくりとして、不老フード運動、これを発展させ、内閣府が選定するSDGs、先ほど市長も持続可能な、環境と共生したと言われましたけれども、SDGs未来都市への登録、これを目指しませんか。これをリニアガーデンシティ構想に加えて、後期基本計画の目玉としてぜひ考えていただきたいなと思っています。

SDGsの3つの柱、社会、経済、そして環境のうち、社会はこれは分かりやすい、市民の健康づくりだと思います。経済の部分はそういった食材を、例えば農業、地元の農業、稼げる農業として実現していく、そしてそういった不老フードを開発・研究していく、また流通、加工をしていく、そういった企業を誘致していく、これは経済の部分かと思えます。そして、環境はやはり、環境と共生ということもありましたけど、そういった農業を発展させていくことで、耕作放棄地再生、また里山の再生、こういったものにつなげていく。この3つの柱が実現した暁に、リニアに乗って亀山に来て健康になろうという、こういったPRをしていく。それでリニア開通に期待されるそういった交流人口の受皿をつくっていく。こういったことがこれからのまちづくりのテーマかなと思っております。

後期基本計画の目玉事業として、不老フードでSDGs未来都市、リニアに乗って亀山に来て健康になろう、そしてリニアガーデンシティ構想と、市長の考えを、所感を聞きたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

都市の多彩な資源を活用して、心豊かに健やかに生活できる活力ある社会を構築していくという意味では、このリニア庭園都市構想や、あるいは今の健康都市、あるいはSDGsの考え方、これらは本当に関連をするものというふうに、包括できるものというふうに考えておるところであります。

いずれにいたしましても、それらの様々な要素がしっかりと組み上がって、この本市が持続的に、そしてさっきの健康を売りにできるようなそういう魅力的なまちとして広く評価いただけるような

選ばれるまちになっていくということは、ここに暮らす市民にとりまして、多くの愛着とか誇りにつながるものというふうに考えております。

不老フードの視点も含めまして、そんな真の健康都市を目指していく、持続可能な都市を目指すということで後期基本計画の策定、新年度はその作業を進めてまいりますけれども、しっかり多面的な検討を加えて、本当にそういうまちづくりのビジョンにつなげていくことができればというふうに現時点で考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

もっと聞きたいことがたくさんあったんですけど、最後に1つだけ聞きます。

県の期成同盟会との協議について、さきの県議会で知事答弁でもありましたけれども、今年の9月までに市内停車駅の候補は亀山市が選定して県に提出するという答弁がありました。今後、詳細な駅位置を確定させるのにどのようなスケジュールで進めていくのか、市の意向をどれだけ反映することができるのか、確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現時点における今後のスケジュールでございますが、県の期成同盟会が本年9月の駅位置候補案を提出するよう求めていますので、それに合わせてリニア駅を生かしたまちづくり可能調査を実施して、市内における駅候補地案の調査・検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、県におきましては、新年度において本市が提出した候補地案について有識者による分析・評価を行うこととしており、この分析・評価結果等も踏まえて、本市はもとより同盟会会員、市・町の検討を重ね、令和4年中には同盟会総会で駅候補地案を決議する予定というふうに伺っております。この段階で駅候補地案が固まってまいりますので、亀山市といたしましては県と十分な連携を取りながら、事業主体でありますJR東海について詳細な詰めを行ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

以上で終わります。

最後に、疾風に勁草を知るとい言葉がございます。コロナ禍という疾風が吹き荒れる中でございますけれども、4期目を迎えた市長と切磋琢磨しながら亀山市という一本のたくましい木を貫き立てたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

1番 草川卓也議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時03分 休憩）

(午前11時11分 再開)

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 岡本公秀議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

新和会の岡本です。

通告に従い、ただいまから代表質問をさせていただきます。

まず最初に、令和3年度施政方針及び予算編成方針についてお伺いいたします。

まず、櫻井市長の4期目に当たり、去年はコロナの災いで本当に日本中踏んだり蹴ったりという状況だったんですが、その災いから市民生活を取り戻し、今年は快活の年というフレーズを市長はおっしゃっていますんで、その快活の年にすべく施政の重点方針をお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

12番 岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

行政経営の重点方針を問うということでした。

現在、ご案内のように、私たちは新型コロナウイルス感染症との長い闘いの中におります。こうしたコロナ禍の厳しい局面を新型コロナウイルス感染症対策と新型コロナウイルスワクチンの接種を着実に進めていくことで乗り越えて、人生100年時代に備えた共生社会の構築や若者の定住促進、中心市街地の再生、さらには新たな展開へ入るリニア構想など、中・長期的な視点に立った取組を手がけていくことで、市全体が明るく活力を回復させていきたいとの思いや、市民の皆さんのクオリティ・オブ・ライフを創出して将来世代へと確実に継承させたいとの考え方から、来る令和3年度を快活の年と位置づけたところであります。その上で、新年度の行政経営の重点方針といたしまして、まずは新型コロナウイルス感染症対策の推進と全市民へのワクチン接種の実施を掲げますとともに、さらに政策推進の視点からは本市の将来都市像「緑の健都かめやま」の実現を目指すべく、第2次総合計画前期基本計画に掲げた施策の最終年度でありますので、これの必達と、令和4年度からスタートする後期基本計画の策定を進めていくものであります。

また、財政健全化の視点からは、第3次行財政改革大綱に位置づけました15項目の重点方針の必達を、そしてさらには組織活性化の視点からは、組織の横断的な連携とワーク・ライフ・バランスの推進による職員の働き方改革の実現を掲げたところでございまして、これら4つの重点方針を踏まえた中で、新年度の行政経営を展開していこうとするものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

今年は先ほどでもワクチンの話が出ましたが、なかなか予定よりも少ないとか、そういう話ですけども、やはりワクチンが現実に出てきて、多少時間はかかっても、それを接種することによってかつての市民生活が取り戻せるとなると、本当に私も期待をしておるところでございます。そういうことから、市長も快活の年というフレーズで、そういった希望というのかなり含まれておる

と思いますが、ぜひ今年はそういう市民生活を取り戻す年になっていただきたいと希望しております。

続きまして、市長マニフェストについて幾つかお伺いをいたします。

まず最初に、市長がよくおっしゃる「緑の健都」という言葉がありますが、この「緑の健都」の一環である健康都市大学構想ということに関して、どういうふうな構想であるのか。これはマニフェストですから4年間で実現ということがあるわけですが、その構想についてお伺いをいたします。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

施策公約で掲げました健康都市大学についてのお尋ねでございます。

亀山市が目指します将来都市像「緑の健都かめやま」にふさわしい市民の学びと交流の場として、健康都市大学の開設を実現したいと考えるものでございます。その考え方ではありますが、まず触れていただきましたが、昨年の春以降、心と体の健康や健やかなる地域社会について誰もが深く考えさせられた一年ではなかったかと存じます。本市は、平成22年の7月にWHOが提唱する健康都市、健康寿命の考え方に賛同して、全国で14番目の健康都市連合に加盟いたしました。以来10年、健康を単に身体面のみならず、精神面や社会面を含むものとして総合的な施策の展開に努めてまいりました。しかし、これらの取組の中には市民の皆さんの参加などが十分でないことや、自らの健康を含む生活や人生の質を伸ばし高めるという市民の主体的な健康づくりにはなかなかつなげてこなかったのも事実ではなからうかと感じております。くしくもこのコロナ禍で多くの方が自らの健康をコントロールし、生活習慣を改善するなどの実践が起こったところではありますが、これを一過性の取組とすることなく、全ての市民が健やかで心豊かに生活できる活力あるまちにするために、なお一層、健康都市政策や健康づくり運動、先ほどの不老フードもそうですし、免疫力のアップ等々、それからコミュニティを強化することが不可欠だというふうに考えております。そのための基盤として、市民の学びと交流の場となる健康都市大学を開設したいと考えるものでございます。

この健康都市大学は、市民が受講生として講義を聞いて学ぶだけではなくて、市民の皆さんが自らが持つスキルや知識、経験を基に講師となったり、気軽に交流できるようなオープンな場にできればと思っておりますが、その具体につきましては、今後の後期基本計画策定の中で検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

確かに日本人の寿命というのはかなり伸びたわけでございますね、世界でもトップクラスに伸びたわけですが、最近言われることに健康寿命という言葉がございますね。生きておられるのもその状況が問題やと、要は。だから健康寿命というのを最近何かとよくあちこちで言われて、この健康都市大学もやはり健康で長生きをするための一つのフィールドとして、これからもこういうのを立ち上げていただいて多くの市民が健康寿命というものを享受する、そういうふうにこれから構想を

練るとのことですが、やっていただけるとよいかと思います。

次に、マニフェストに子育て世代包括支援センターというのが書いてございますが、若い世代の方に関係のあることですが、この切れ目のない支援ですね、例えば小学校を出たら終わりとか中学校を出たら終わりとか、そういうふうな感じやなくて、切れ目のない支援を目指す子育て世代包括支援センターというものをもっと拡充すると同時に、亀山市もいろんな機関がありますので、各機関との連携というものを具体的にどう行うのかということについて伺います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

議員の話にありました子育て世代包括支援センターなんですけれども、そもそも亀山市は子育てに優しいまちを目指してきたところではありますが、今まで以上に安心して妊娠、出産、子育てができる環境を整えるために、平成30年度に子育て世代包括支援センターを設置いたしました。ここでは主には母子保健型で、母子の担当のほうの主が主に所管しているということもあわせて、母子健康手帳交付時に、主には保健師なんですけれども、専門職が面談を行いつつ支援プランを作成し、妊娠中は妊婦健診、妊婦教室、パパママ教室といった場面を通じて、おなかの中の赤ちゃんの成長や妊婦さんの体や心の変化を赤ちゃんや妊婦さんを取り巻くご家族の方も含め、健康管理に取り組めるよう、またそれぞれの教室に参加される方同士の仲間づくりも目的といたしまして、妊婦さんやそのご家族が孤立しないよう支援しております。

出産後になりますと、産婦健診や赤ちゃん訪問、育児相談や離乳食教室など各種母子保健教室、幼児健診などで、子供の成長を通して子育てに不安や困り事のある保護者に寄り添った関係を築くことで妊娠期から切れ目のない支援を行っておりまして、保護者だけでなく、関係機関の支援者との顔の見える関係づくりを大切にしているところではあります。

今後どのような関係機関ともっとつながっていくのかということでございますので、部内で申しますと、子供のいろんな総合相談をしております子ども未来課や地域福祉課、それから社会福祉協議会のほか産婦人科や小児科、訪問看護ステーション、市内保育園や幼稚園、こども園、小・中学校、地域で申しますと民生委員・児童委員など関係の機関と連携を行うことで、その支援の輪が広がりまして、それぞれが役割と責任を持って支援を行っていくというふうに考えております。お互い情報共有することで、支援者同士も孤立してしまうのではなくて、引き続きその支援者同士も顔が見える関係づくりをしっかりと進めていき、子育て家庭への支援がずっと切れ目なく充実していくようなことを考えております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

それで、もちろん子育てというのは予想もせんことがいろいろ起きてきて親御さんは大変なわけですが、情報の共有と先ほどおっしゃいましたけど、なかなかこの情報の共有と、かつそれをうまく連携して、その情報が途中で途切れてしまう、要はいろんな問題があるとそんなことは聞いておらんだとか聞いたけど忘れておったけどとか、また関係機関に連絡するのを忘れたと、そういうようなことがあったら、せっかくいろいろやっていただいても、そこでぷつと情報が切れ

ると、それが後につながらないでいろんな事件も起きかねないんですけど、そういうふうな情報の共有とか、次の別の組織へきちっと連絡を出す、そういうことに関して何か不完全な部分とか、そういうものはございませんか。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

議員ご指摘のように、その情報を共有していくということは本当に非常に重要なところかと思っています。それぞれ今関係機関と述べさせていただいて、形的には、仕組み的には整っているかと思うんですけども、本当に中身、細やかなもちろんプライバシーに配慮したいろんな大事なこと、デリケートな部分も含めたそういう細やかな配慮もしながら情報を伝えるということについては、まだまだやはり支援者同士が一旦情報を伝えたつもりがうまく共有されていなかったりという、そこは足元をしっかりともう一度確かめながら、しっかりとしていかなければならないことだと思っています。それから、口で言っておしまいとかいうのではなくて、それらをしっかりとつなげていくツールも今あるものもうまく活用しながら整えていくべきところかと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

確かにいろいろ虐待事件があると該当者が転居した、引っ越した、県をまたいで引っ越した、そうすると連絡がもうまいこといかなかったというのが、その事件のきっかけということは多々聞くもんですからね、そういうふうな事件が起きないように、そして情報をきちんと連携組織につなぐと、そういうふうなことに努力をしていただきたいということを希望します。

次に、亀山市は内陸工業都市としてあるわけですが、昔は臨海工業地帯、例えば四日市もそうですね、京浜工業地帯とか阪神とか、みんな臨海ですわね、海に面して大きな船がやってきて、そこから燃料とか資材とか原材料をばっと下ろしてやると。それが一番効率的で発展したわけですけど、この前の津波以来、効率は確かに臨海のほうが10万トンクラスの船がやってきてばっと下ろせるんですけども、そういうことがあると恐ろしいということで、亀山市は内陸工業地帯ということで、これからまだまだ発展する余地があると私は考えておるわけですが、これから一層企業誘致ということも努力してもらわなあかんわけですけども、今現在ある産業団地の状況もちょっと説明していただきたいし、新たな産業団地を、やはりもう今のがいっぱいやからもう、はいこれで打ち止めと、そういうことではいけないんで、そういうことも努力してもらわなあかんし、そういう産業団地ができると当然水というのが大きな要素となるわけですが、その水の過不足の心配とか、そういったこともやはりせなあかんのかと思うんですけども、それに関してマニフェストにもちょっと触れられておるんですが、この新しい産業団地及びそれに伴う工業用水の確保ということに関して、どういうふうな構想があるのかご説明をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この産業政策、その中でも企業誘致につきましては、これまで中部、近畿両圏の中間に位置する

地理的優位性や高速道路が結節する利便性の高い交通アクセス、さらに津波の心配がない内陸工業都市など、そして将来のリニア駅の誘致などの立地環境など、本市の強みをPRしながら積極的な誘致を進めてまいっておるところであります。その結果、近いところでは、昨年の12月に立地協定締結を行いました株式会社エクセディを含めまして、この10年で13社の企業立地を実現し、現在亀山・関テクノヒルズの残り区画も新分譲地の1区画を含め6区画となってまいりました。今後につきましては、亀山・関テクノヒルズ周辺での新たな産業用地の形成に向けた検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、これに伴いますご指摘のような新たな工業団地の検討を進めるに当たっては、工業用水道、上水道に関わらず、安定供給できる水道はなくてはならない重要な要件の一つでございます。今回、新年度予算で実施いたします調査につきましては、三重県北中勢水道用水の運用についてございまして、その調査結果については、今後亀山・関テクノヒルズ周辺における産業団地整備の検討材料にしたいと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、先ほど草川議員のご質問もございましたが、極めてこの産業立地は重要な要素でありますので、しっかり確実に前へ進めていく必要があるかと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

この新しい産業団地の開発、産業立地、これはやはりずうっと継続的に続けていくべきことでもあります。それに関しましては、市長自らのトップセールス、お忙しいと思いますが、やはり以前も東京へ行っていただきましたね、ああいうふうな展示会のようなものに。そういうところで市長のトップセールスというの、新しく進出しようという企業はそれなりに社運をかけて何十億という投資をして亀山市へやってこようかということがあるんですから、やはりこちらもそれ相応に進出企業に安心感を与えなきゃならん。市長がやはりそういうところに出ていっていただくというのは、向こうも安心すると私は思うんですよね。ということで、市長のトップセールスもおそろかにしてはいけない、ひとつこれからもよろしく企業の進出に力を尽くしていただきたいと思っております。

次に、福祉のことですけれども、オーダーメイド型の福祉とマニフェストには書いてあります。亀山版・重層的支援体制の確立と、この重層的支援体制というものはどういうものであるのかちょっと簡単に説明していただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

重層的支援体制整備事業につきましては、令和3年4月から新たに創設される法定事業と位置づけられております。これまでの相談支援等の取組を生かしまして、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応する支援体制を構築するための包括的な相談支援を行う体制づくり、社会とのつながりをつくるための参加支援、世代や属性を超えた交流を図る地域づくりに向けた支援、この3つを一体的に実施するものでございます。市町村の創意工夫により各分野の属性、例えば子供、高齢、障がい者、生活困窮などを超えた支援体制の整備を行うものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

福祉というのは大体当然制度があって、その制度は個々の人間にぴたっと合う場合もあるし合わない場合もいろいろあるわけですね。昔の旧日本帝国軍隊では兵隊さんに靴を支給される、その靴が合わんと靴を換えてくださいと言ったら、靴に足を合わせとか何とか言われたという話もありますが、この福祉の制度に人間の現状を合わせというんじゃないで、やはりその困っておられる個々の人の状況に制度を合わせるとするのが一番望ましいわけです。ここに書かれているのがオーダーメイド型の福祉と、そういうふうに書かれておるわけですけど、少しでも靴に足を合わすんじゃないで、足に靴を合わす方向に少しでも進んでいっていただけると、やはり福祉が一層生きてくるといいですかね、血の通った福祉になると思うんですよ。このことは、やはりどうしても制度やから一律性という部分が当然出てくるのは仕方ないんですが、少しでもそういうふうな血の通った福祉になるオーダーメイド的な要素を取り入れることは多少は可能なんですかね、ちょっとお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

現在のところ健康福祉部内の各分野、例えば子供、あるいは高齢、あるいは障がい、生活困窮など、また学校や民生委員、警察などの様々な窓口において相談を受け付けております。この相談につきましても、複雑化・複合化した皆さん福祉課題を抱える案件がございます。分野を超えた関係機関での情報共有を行うために、つながるシートというものを作成して活用しております。それが社会福祉協議会に設置したコミュニティソーシャルワーカー、CSWに集約する体制を現在整えておるところでございます。

CSWにつながった案件におきましても、特に具体的な支援が必要な場合は、教育、医療、福祉、就労など、庁内・庁外を問わず、あらゆる関係機関の参加による相談支援包括化サポート会議を開催して、きめ細やかな支援につなげているところでございます。こうした各世帯の実情に合わせた最善で柔軟に対応できるオーダーメイドの支援体制は、今後の地域共生社会の実現に向け必要不可欠な取組であると認識しておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

私もこのオーダーメイド型福祉、これはできるだけ早く実現して、制度が合わんとか、あまりそういうことの、困っておられる方に制度がこうなっていますんでこれはできません、あれはできません、そうじゃなくて血の通った福祉を実現していただきたいと思います。

次に、歴史的風致維持向上計画というのがあるわけですがけれども、その第2ステージに今度また移るということで、亀山市の「絵になるまち」を実現したいと、そういうことがマニフェストにも上げられておるわけですがけれども、その構想についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

「絵になるまち」の実現、その構想についてのお尋ねであります。

平成21年にご案内の国の第1次認定を受けて取組を進めてまいりました亀山市歴史的風致維持向上計画につきましては、第1期計画において、本市の歴史的風致の根幹であります東海道周辺の歴史的施設の整備を実施いたしてまいりました。亀山公園の園路整備、旧亀山城多門櫓の保存整備、関の山車会館の整備等、歴史文化の拠点施設の整備を中心に実施をいたしてまいりました。それによりまして、旧亀山城多門櫓の県有形文化財指定等の成果を得ることができました。第2期計画におきましては、東海道を基軸としながら生活の中に息づく街道文化を大切にしつつ、亀山宿、関宿、坂下宿の三宿と、そのつながりを生かすさらなる取組を進めて拠点施設周辺の道路、ポケットパーク、案内サイン等の環境整備を実施する予定としておりまして、各施設をより有効に活用することで整備効果をさらに高めていく計画といたしてまいります。

また、当市におきましては、平成22年に景観行政団体へ移行をいたしておりまして、良好な景観の保全、創出に努めてまいりました。この歴史的風致維持向上計画と連携をして、景観計画等々もそうでありまして、これらをうまく活用しながら次のステージに進んでいきたいと考えておるところであります。

ご案内の当市の誇れる歴史資産の個々の施設整備にとどまらず、周辺環境の整備も進めることで歴史的施設の連携による相乗効果を生み出して、活気と情緒のあふれるまとまりのある景観の形成に努めてまいりたいと考えます。あわせて当市の景観の大部分の背景となります豊かな自然、この豊かな自然環境につきましても守り育み、「絵になるまち」としての魅力を向上させてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

確かに「絵になるまち」というのは、その裏づけとしてももちろんハードウエアですね、建物とかいろんな施設を整備する、それも当然必要やけど、やはり目には見えないソフトウエア、文化の薫りというものが、目には見えんけれども文化の薫りというのがあるって、それとハードウエアの整備との相乗効果を持って、それでええところやなあとか、私たちが例えば金沢へ行ってみるとか、京都へ行ってみるとか、そういうところはやはり文化的背景が当然あるし、我々もそれが頭に入っておるから文化の薫りというのを感じられる。亀山市もそういうふうな、これからはハードウエアは当然のことながらソフトウエアにも力を入れて、今まであまり気がつかなかった説明文ですね、建物の説明文とか、そういったことにも細かく気を配ってやっていただいたらよいかと思います。

次に、今現在工事中の駅前のにぎわいと新しい図書館のアカデミズムとの融合による大きな効果が出るんじゃないかと思うんですけども、この駅前のにぎわいと新図書館のアカデミズムの融合によって一層よくする効果を出す、そういうことに関してどういうふうに考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この亀山駅周辺の再生につきましては、平成26年5月に策定の亀山駅周辺市街地総合再生基本計画の地区整備の基本的な考え方におきまして、公共交通の拠点としての強みを生かし、新たなにぎわいの創出を図るため市民が交流活動する施設の整備を図るとしておりまして、この考え方を基に市民が交流活動する施設として多機能型の図書館を設置することでにぎわいの創出、まさに今触れられたソフトウェア、あるいは人づくり、知の拠点としての存在機能を生み出していこうと考えるものであります。

そういう中で、亀山駅はまさに市の玄関口で鉄道やバス等の公共交通の結節点でございまして、日常生活の動線上の図書館の整備によりまして、これまでなかなか今の現図書館の位置的なことから考えますと図書館を利用してこなかった方々、地域性もあり、あるいは学生さんでもなかなか非常に少ないという特徴というか分析が出ておりますが、今まで利用されてこなかった新たな利用者の皆さんの増加にもつながることが期待できますので、さらなるその意味でのにぎわいの創出等々、それから本当に知の拠点として知的好奇心を本当に刺激するような、そういうものとして整備ができたらと考えるものであります。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

今現在、亀山市はもう駅前には工事に入って具体的に進捗して、新しい図書館に関しましていろいろとアイデアを練って検討をしておられるみたいですね。この前も私どもでニューズレターなんか頂きまして、いろんなことを検討しておられるということがよく分かりますが、図書館というのは基本的にアカデミックな要素というのをなしというような図書館はあまり見たことがないと思うんですよね。その他にはいろんな機能、今度の図書館は大きいからスペースもあるし、床面積も大きいし、いろんな機能を持たせるんやけど、やはりそこにはアカデミックな要素もそこそこ入れていただきたいと。そういうアカデミックな施設と駅前のにぎわいという静と動とが一緒になって相乗効果を発揮するというか、そういう要素があったら非常によくなるのではないかと私は考えております。

そういうことで、これからまだ時間があります。それで図書館に関していろんなことを検討してもらおうと思っておりますけど、やはりそのアカデミックな要素というものを除外したような図書館になったら、ちょっとそれは格調が落ちるなあと思っておりますので、よろしくご検討をいただきたいと。

次に、新庁舎のことですが、今まで新庁舎の整備計画というのをやってきておると思いますが、今までは例えば新しい庁舎を整備するにはどういうふうなことを考えるかという、職員が何名おってどんだけのセクションがあって、会議はどのぐらいで会議室が幾ら要ってとか、そういうふうな数字で表される物理的な要素からはじき出して床面積とかそういったことをやる場合が多いと思うんですよね。だけど、今回のこのいろんな社会の変化によって、数字には表せない市民とか職員とかそういった人の意識とか、そういったものがかなり社会全体で変化したわけですね。それはなかなか数字には出やんけど、だから職員が何人おるでこんだけの面積やで、それは昔みたいな単純に電卓をたたいたら出てくるような要素だけでは決まらん面が出てくると思うんですよね。

それで、こういうふうな社会の意識変化というものを鑑み、例えばみんなが出勤するんじゃなくてテレワークというのも大分と定着してきたと、そういう要素がもっと市の業務にも入れるんじゃ

ないかとか、そういうことも今まではなかったことですね、みんなが全員出てくるのが当たり前やったから。そういったことを考えて、これから検討をしようというような意図があるのかなのか、ちょっとお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

新庁舎の整備計画につきまして、現下のコロナ禍におきましては、市民の意識や価値観はもとより、生活のあらゆる局面におきましてニューノーマルの構築が求められておるところでございます。そのような中、新たな環境下での新庁舎整備につきましても、従来にはない視点での検討が必要不可欠であると考えております。

具体的には、新たな生活様式の実現に向けた取組であるDX（デジタル変革）の進展により、オンラインでの行政サービスやAI、RPAを活用した業務の効率化、リモート会議、テレワークの導入などが上げられます。行政サービスのデジタル化が進み、各種申請や手続がオンラインで完結することになりますと、来庁の必要がなくなることから窓口数の削減や執務空間全体のレイアウトが変更となるほか、既存施設を活用した分散型の行政サービスについても改めて検討する必要がございます。

一方、感染症対策の面からは、待合スペースの確保など感染症対策を備えた新しい基準に沿った庁舎整備についても検討が必要であろうと考えております。こうしたことから検討に当たりましては、庁舎機能にとどまらず行政機能の集約や建設規模、建設場所などあらゆる面におきまして改めて新庁舎の在り方を検討していく必要があると考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

確かに先ほどの答弁にあったように、テレワークとかそういうのがどんどん進むと、例えば経済新聞なんかを読んでいますと、東京のほうの企業ではもうテレワークは定着したから、もう本社が要らないんだというような、本社を売ってしまうとか、極端なことを言うと本社スペースを半分に減らして家賃を減らすとか、そういうこともやっているんですね。だから、そういうこともやはり亀山市が新しい庁舎を造るときには、やはり以前と同じようなワンパターンの思考ではやはり無駄が起きると思います。

次に、マニフェストでは、コロナがいつまでも続くわけじゃないから、そのコロナが終わった後の新しい日常、ニューノーマル、先ほども出ましたけれども、それに向けて価値観の転換ということが書かれておりますが、その価値観の転換に対する市長のリーダーシップ、これはどういうふうにご検討されているのかお伺いしたい。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

このコロナ禍を境にしまして人々の暮らし、社会の在り方、大きな転換期を迎えたと感じております。人々の生活については、こういう感染症の予防行動もそうなんですが、基本的なマスクをし

たり手洗いうがいをしたり、そういうことも当たり前のことなのですが、この重要性に気がつく、あるいはいろいろ経済的大きな痛手も業種、業態によっても様々生じてまいりましたけれども、あるいは事業が継続できないと、そういう中からまた新たなビジネスなり、新たな転換の発想が生まれてきたりもしております。さらにお触れいただきましたこの日本はデジタル化が遅れていましたので、なかなかリモート会議とか、あるいはテレワークが進んできて、現実はまだまだのところではありますが、マイナンバーカードもそうなのですが、しかしこのデジタル変革にしっかり対応するための新たな企業の中の環境整備とか、行政においてもそうではありますが、そういうものが一気に動き出したところであります。

この社会全体が一変いたしました中におきまして、私ども亀山市といたしましても、この環境の変化に好むと好まざるとに関わらず大きなデジタル化の流れでありますとか、今回のコロナに伴います環境変化にしっかり適応しながら、まちの積み上げたものよさとの調和を図っていく必要があるかと思ひますし、亀山のスピードもあろうかと思ひます。

そういう中で、市長の価値観転換へのリーダーシップはとのお尋ねでございますけれども、こういう変化の世の中にありまして環境変化、さらにはストレスに直面しても本当に素早く適応し、レジリエンスというか復元していく力、さらに成長していくそういう強靱さにつきましても、もっとしなやかに地域社会を目指していくことが大事ではないかと、このように考えておりますので、行政機能におきましても、例えばAIやDXの技術を効果的に導入することによりまして、行政サービスがよりよいサービスにつながりますよう、限られた労力でそういうものが提供できるような、そういう行政の在り方をしっかりとつくり上げてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、こういう変革期、私自身もこの変化に、しっかり将来を見定めながら適用させていくという意味で、5万市民の皆さんの様々な状況はあろうかと思ひますけれども、しっかり将来を見据えてそのリーダーシップを発揮していきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

国も地方もこういう変革期に今直面していますので、ぜひそれを誤ることなくリーダーシップを発揮していただきたいと思ひます。

続きまして、マニフェストのことはこれで終わります、令和3年度の教育行政の一般方針について伺います。

まず、教育行政の説明であったんですが、亀山中の全ての小・中学校がコミュニティ・スクールとなると、以前からなっておるところもあるし、今度なるところもあるわけですね。最終的には全てとなると。その結果、亀山市の公教育、公の教育にどのような変革があるのか、またその利点があるのかお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まずコミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置している学校ということになります。教育委員会から任命されました保護者や地域住民などが学校運営協議会委員として一定の権限を持

って学校の運営への参画、そして支援を促進し、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるものでございます。

この学校運営協議会は、校長が作成いたします学校運営の基本的な方針の承認を通じまして、地域住民等が学校運営に責任を負うという意識と、学校運営の最終責任者である校長を支え、学校を支援する役割を担うことが明確となるものでございます。学校といたしましても、今まで以上に地域と共にある特色ある学校づくりを意識するようになり、それによって学校、地域双方の信頼関係や協力体制が強固になることが期待されるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そういうふうな学校運営協議会というのが存在していろいろ機能するというのですが、以前からコミュニティ・スクールになっている学校の例を見ても、学校運営協議会があつてよかった、そういう具体的な例があつたらお示し願いたいです。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど申し上げましたように、やはり地域住民が学校に参画をしていくというふうな取組、そういった意識の高まりというものがあるわけでございます。現実問題といたしまして、やはり地域の方々が学校に関わり、そして子供から高齢者まで、その学校を核とした交流の場が活発になるといったようなメリットがあるというふうなものでございます。

また、現実に学校の運営に関して地域の要望、そういったものを直接教育委員会のほうともお示しをいただくような、そういった中で学校のより地域の将来の担い手を担う子供たちの育成というものを地域、学校、そして家庭も含めて考えることができる、そういったものが今進められているというものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

それでは、最後に伺います。

その体力向上を目的とした1学校1運動というのが提唱されておりますが、これについてご説明をお願いしたいと、今やっておられる学校はどのような状況なのか簡潔にお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

1学校1運動でございますが、これは三重県が県内市町と協力をして行う体力向上の取組として、体育の授業以外で運動の日常化を目指した取組でございます。これは三重県の教育ビジョンにも体力向上の主な取組内容として記載をされているものでございます。

本市におきましては、全校参加の遊びやスポーツ大会の実施、そして竹馬や縄跳びといった運動を休み時間に実施するなど、運動に親しみ、それが習慣となるように各学校が工夫した取組を行っ

ているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

12番 岡本公秀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午後 0時02分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して質問します。

順番を入れ替えて質問をいたします。最初にコロナ対策、次に特別顧問、最後にマニフェストの順であります。

まず、令和3年度施政及び予算編成の方針のうち新型コロナウイルス感染症対策であります。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言は、首都圏1都3県について21日まで再延長されることになりました。菅首相は5日の記者会見でこの再延長に当たり、延長の理由としてリバウンドを防ぐと言及し、3月末までに3万か所の高齢者施設で検査を行い、市中感染探知のため無症状者のモニタリング検査を大都市で実施すると表明をされました。

現在、高齢者施設や医療機関でのクラスターが多発、大きな問題になっております。こうした事態を受けて、少なくとも18都府県が高齢者施設などでの社会的検査、つまり日本の行政検査は症状がある有症者や濃厚接触者ら疑わしい人に限る、こういうことですが、この社会的検査というのは元気な無症状者から感染する新型コロナの特性を踏まえ、幅広く徹底検査を行おうというものです。これを実施しております。さらに自治体レベルでの実施も計画は広がっております。

そこで、まず高齢者施設や医療機関への一斉・定期的PCR検査を実施すべきだと考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

現在までに県内でもたくさんのクラスターが発生し、特に医療機関や高齢者の施設でのクラスター発生時には、多数の陽性患者の発生源となっております。クラスターが発生した医療機関や施設には保健所や県のクラスター対策班が派遣され、必要に応じて入居者、入院患者、従業員等のPCR検査を実施いたします。また、クラスターでの陽性患者の濃厚接触者についても、保健所がPCR

R検査を実施いたします。

陽性患者が未発生の状態での施設や医療機関でのPCR検査につきましては、クラスター発生を予防するためにも有効であるとは考えております。しかしながら、陽性患者未発生でのPCR検査は保健所における法定の検査ではなく、基本的に有料での任意検査となっております。当市の医療センターに設置済みのPCR検査センターにおいて、検体採取が可能な人数が1日当たり大体10名程度でございます。また、原則としてほかの医療機関からの紹介が必要であり、現在その紹介によりPCR検査を実施していることから、医療センターに設置のPCR検査センターにおいて、施設や医療機関全員の検査を実施することは非常に困難な現状でございます。また、この社会的検査につきましては、1回限りの検査では効果が限定的でありまして、定期的な検査が必要になるとなりますと、さらに困難な状況になってまいります。

医療センターにおきましては、判定結果までに時間がかかるPCR検査のほかに、15分程度で結果が判明する抗原定性検査も実施しております。しかしながら、この抗原定性検査は早く結果が判明する反面、検査結果の正確さが低いと言われております。そこで今回、医療センターでは抗原定性検査よりも精度が高く、判定結果の時間も10分程度とさらに短時間な機器を導入する計画がございます。その機器が今後高齢者の施設の入居者等の検査に活用できるかどうかにつきましては検討してまいりたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

社会的検査が有効であるということはお認めになりました。私たち共産党は、高齢者施設や医療機関での集団感染は重症化や死亡に直結する極めて深刻な緊急事態だというふうに考え、全額国費で高齢者施設や医療機関などへの社会的検査を行う仕組みをつくることを政府に強く求めています。

問題は幾つか言われました。1つは検査の体制の問題があります。

例えばですけれど、愛知県豊明市にある藤田医科大学、これは報道もされましたけれども、川崎重工が開発した自動PCRシステムを大学敷地内に導入し、試験運転を開始、3月初めから本格運用開始の準備を進めてみえる。この内容は、ロボットを利用した移動式自動PCR検査システムで、1日最大16時間の稼働想定で2,500検体が検査可能だというふうに言われております。こういうような新しい技術であるとか、こういう検査体制を進めるようなものがどんどん進んできております。問題はいろいろあると思えますけれども、やっぱりこういう社会的検査を受けてくれるところ、医療センターに限らず受けてくれるところを広く当たる、そのことによって何とか実施できないかということを検討すべきだと思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

現在、市内では市立医療センターのPCR検査センターが唯一の検査機関となっております。ただ、医療センターの中でPCR検査を実施するのではなく、検体を採取して民間の検査会社に委託をして出しておる現状です。ですので、出して検査結果が返ってくるまでに約2日間ほどかかっているのが現状でございます。県下の医療機関ではほとんどがそういう体制になっております。県

下の医療機関で、自分のところでPCR検査が実際に最後まで実施できるところはごく僅か、多分私の知る限りでは2か3の医療機関のみとなっております。ですので、今のところ例えばご自分をご希望をされて、その医療機関でPCR検査ができるということは全く県下の医療機関では聞いておられない現状でございます。ですので、今後はそういうところが増えてきさえすれば、もう少し柔軟な検査体制になってくるのではないかというふうに考えています。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この問題は、一たび出ると本当にその施設がもう大変なことになるということになります。医療崩壊にもつながっていくというような問題もありますので、やっぱりこれはぜひいろんな手だてを使って検査体制ができないかどうかということはしっかりと検討していただきたいと思います。

それからもう一つ、今度はその検査を受ける施設の側のほうの問題やと思うんですけども、例えば高齢者施設や医療機関の協力がなくなかなかこれはできないかと思えます。施設のほうでも集団感染を防ぐためにあらゆる手だてを講じておりますけれども、例えば検査でこういう社会的検査をやった結果、職員に陽性者、濃厚接触者が出ると、その職員を休ませなければならないということになるんですね。そうすると、そのカバーをどうするのかというような問題も現実問題として抱えているわけですね。だから、必要は分かるけれどもなかなか踏み切れないような、そういう状況もあるんですね。

そういう意味では、こういう事態に対応できるような双方の協力体制のようなものが要と思うんですけども、この点についてどんなふうな状況なのかお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

県下では、大きなクラスターが発生してまいりました。例えば記憶に新しいところでいいますと、お隣の鈴鹿市の中央総合病院におきましては、本当に100人を超えるような皆さんが感染をされました。もう一つ、介護保険の高齢者の施設になりますと、同じく鈴鹿市の高齢者の特別養護老人ホームでもございました。その高齢者の特別養護老人ホームでのクラスターの発生を機に、県下の施設での介護従事者の協力体制というのが出来上がったようにお聞きしております。ですので、他の施設からそういうふうな施設には応援に入っていくというような協力体制が出来上がっております。

また、医療機関におきましても、例えば看護師さんが不足するという実は鈴鹿市の中央病院でもそういう状態が起きてまいりました。そういうときには、他の医療機関から応援体制で看護師さんが行くということもお聞きしているような現状でございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そういう協力体制もあるということですので、ぜひやっぱり前向きに積極的に進めていただきたいと思えます。

日本のコロナ対策の問題として、外国との比較で検査数があまりにも少ないという問題が言われています。例えば人口1,000人当たりの検査数がイギリスは8.1だと、フランスは4.4、アメリカは3.9で日本は0.5だということですね。だから、いかに広く検査をしていないか、それから無症状の人が感染を広げている、そういう危険性が多いという問題があります。だから、やっぱりこれは社会的検査を実施して無症状の感染者を早く見つける、それを保護する、そして感染症対策の基本であるこれをきちっとやるというのがやっぱり今一番大事なことではないかと思います。

最後に櫻井市長にお聞きしたいんですけども、こういう方向での取組をぜひ進めていただきたいと思いますが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

社会的検査の必要性については、ご指摘のところは一定理解をさせていただくんですが、非常に中央政府、各国としてのコロナ対応の基本的な対策とか、考え方とか、政策判断とか、いろんなものがあるかと思います。ぜひ中央政府の中でそういう環境が整えられていくように、このようには思っております。

もう一方、すごく気になっておりますのは、三重県も先行される都道府県のように、高齢者施設等々でのこの社会的検査の導入について検討をされているやに伺っておるところであります。何をどのようにというのは全然聞いておりませんが、そういう方向性を示されております。

さて、基礎自治体としてそれがどこまで何が対応できるのかということについても非常に課題であろうと、先ほど申し上げた課題もあろうというふうに思っておりますので、しっかり今後の国・県の動き等々も見極めながら、ただ、もう一点気になっておりますのは、病院であろうと、あるいは高齢者施設であろうと、この陽性患者が出たときにいろんな協力体制の問題もしかり、クラスターが拡大しないように対策していくような例えば保健所のフォロー体制とか、なかなかこれは三重県に限らず、全国的にもマンパワーも含めまして非常に厳しい局面にあります。そうしますと、この陽性患者を追っかけていくことができない、ここのところが非常にクラスターの拡大とか大きな課題の一つでありますので、こういうことについては、これも県の保健所の体制等々、中央政府との政策判断も関係するかと思います。しっかり地方自治体の立場からも、これは国・県に対してしっかり要請をしていかななくてはならんというふうに考えておるところであります。

そして、現在の取組といたしましては、この社会的検査もそうなんですが、ワクチンの接種を円滑かつスピードを持って亀山市民の全員の皆さんに対応ができるよう、これを最優先として頑張っていかななくてはならんというふうに改めて感じておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ぜひ国・県待ちでなく、何よりも市民の命を守るという一番やっぱり市政にとって最優先の課題だという点からも、市として取り組むということの努力をいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

じゃあ次に移ります。

次に、市立医療センターの特別顧問についてお伺いします。

この特別顧問は、昨年4月に医師確保のために設置をし、昨年3月末で病院事業管理者を退任した伊藤誠一氏を会計年度任用職員として4月から任用したものであります。そこでまず、任用から1年がたとうとしておりますが、1年間の実績はどうだったのかお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

上田地域医療統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

医療センターにおきましては、医師数が充足しているとは言い難い状況が慢性的に続いていることから、医師の充足を目指すために医師確保担当として、議員がおっしゃられたように特別顧問を昨年の4月に設置したものでございます。

医師確保のためには、積極的に三重大学を訪問するなどの必要がございますが、本年度においては新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、そのような行動を制限せざるを得なくなってしまったことから、結果的に思うような業務実績を残せなかったものと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

何でもコロナのせいにするというのはいけないと思いますね。実績はないということなんですよね。

この問題について、私、情報公開を請求しました。勤務実態と業務実績が分かる資料を出してほしいと言いました。勤務実績については実績報告書は公開されましたが、業務実績というのは何一つ資料が出ませんでした。ないということであります。

この問題については、昨年6月議会に中崎議長が質問で取り上げております。特別顧問の仕事である医師確保の目標というのを聞かれて、病院事業管理者はこのように、医師の充足状況はまだまだ安定した状況ではないと述べた上で、このような状況を解消するため、このたび設置いたしました特別顧問に医師確保に専念してもらい、私をはじめ院長や事務局が一丸となって安全で質の高い医療を持続的に提供できる医療体制を築くことを目標としている、このように答弁された。ところが医師確保については、先ほど言われたように見るべき成果がない。そういう意味では特別顧問を設置したけれども、成果が出ていないということであります。

さらに、この同じ6月議会での質問で、なぜ3月まで病院事業管理者だった人を任用したのかという質問に対して、市長から特別顧問の設置と前病院事業管理者を充てる提案がされ、それに基づき決定をしたというふうに答弁をされております。ということになれば、基本的に任用の権限というのは病院事業者にあるんですけれども、今回の経緯を見ると、実質的には市長の提案であったということでもあります。

そういう意味で市長にお伺いしたい。この1年間の特別顧問の業績をどのように評価しているのかお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当時として、この特別顧問を設置する考え方はこの場で申し上げたとおりでございますし、非常に本市の地域医療の中核を担います医療センターがその役目をさらに強化していく、そのために医師確保、看護師確保はもう絶対的に重要なファクターでございました。さらに各病院、あるいは医院との関連、関係する地域包括ケア等々の体制を今充実を図ってきておりますが、その中においても非常に大きなテーマでございました。そういうことも鑑みますと、今の地域医療統括官を先頭にこの体制で頑張っていっていただくんですが、今日までの様々なノウハウや経験や人脈をフルに生かしていただいて、その任に当たってもらいたいということでの設置でございました。

今、統括官がお答えしたようなコロナ禍におけます様々な課題の中で、なかなか三重大学自体も厳しい局面に、それ以外も含めてあったかというふうには承知をいたしております。しかしながら、議員もご記憶に新しいと思いますが、昨年度、国は厚労省が医療センターが国の病院再編統合の対象に組み入れられて、これが公表されました。亀山市としては、これに対して本当に大変怒りというか地域医療の実態を把握していない、こういうことについて本当に残念に思ったところでありませう。

こういうことを受けて、現顧問、前統括官であります。本年度におきましてもこの自治体病院のありよう、それからこの必要性、あるいは国のそういう再編統合の問題点、こういうことについてはその先頭に立って様々な場面でその働きかけをしてきておるところでありまして、亀山市としては今申し上げましたコロナ禍という厳しい局面であります。亀山市の全ての資源、マンパワーを結集して、この厳しい局面を乗り越えて市民の皆さんの命や健康を守り切るような体制をつくっていくということで、そこは統括官先頭に、現顧問の役割分担や協力もオール地域医療のスタッフ全員の方で乗り越えていってほしいと、このように考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いろいろ答弁されましたけど、結局見るべきものがないんですよ、実績というのはね。こういう実績がありましたと言えないわけですよ。

私は、この来年度の本題に触れますけれども、予算案が今提案をされております。その中で、この来年度の予算にもまた雇用するという前提で予算が盛られているのかどうか、この点が1点。それから待遇の問題ですけれども、この特別顧問というのは医療センターの中でどういう位置づけになっておるのか、それから勤務条件や年収などはどうなっているのか併せてお聞きしたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

上田統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

来年度の予算でございますけれども、来年度予算におきましては、特別顧問の給与を計上した上で本議会に提案をさせていただいたところでございます。詳細については、地域医療部長からお答えをさせていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

特別顧問の雇用条件でございます。身分は会計年度任用職員で、年間勤務日数は204日以内の通常は月17日勤務。勤務時間が8時半から17時15分の7時間45分でございます。給料につきましては時間給2,277円の設定で月額30万円程度。年間支給額としますと、給料と期末手当合わせて約400万円の支給となっております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私は、この特別顧問を設置するときに言いましたけど、医療センターは本当に厳しいんですよ、赤字赤字で。そんな中で400万円も入れて、実績が出なかった人をまた来年度も雇うって、これは市民の理解を得られませんよ。やっぱり結果を出して初めて、それも医師確保に絞っておるわけですよ、ほかの仕事はしていないわけですよ、医師確保だけをしてください、専念してくださいと、こういうことで結果が出なければ、やっぱりこれは来年度はやめるべきだというふうに思います。

今回この特別顧問の設置については、市長自身が特定の個人を重用するという、私はこれは後でもやりませうけれども、3期12年の長期政権のおごりやというふうに私は思います。4月までまだ時間がありますので、ぜひ医療センターの中で特別顧問は要らないということで決断を下されるように求めて次の質問に移ります。

最後に市長選マニフェストについてであります。市長選に初立候補した2008年12月に発表されたマニフェストで、市長の任期を最長3期12年に制限するという公約をされました。ところが、これが4選出馬で破られました。私が記憶している限り、4選出馬を表明した際に、任期を3期12年に制限するという公約を破ってなぜ出馬するのかということについて市民に語ったというのは記憶にありません。市民への説明責任を果たしていないというふうに思います。ようやく昨年の12月議会に櫻井清蔵議員から質問をされて初めて語ると、こういうことであつたんだろうと思います。

そこで、まず市長に3期12年に制限するという公約を破って出馬した、このことに対する市民への説明は必要なかったのか、このことについてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず今回の出馬につきましては、様々な場面、出馬の表明等々、これは公式の機会等々も含めてそのような場面で考え方を申し上げてまいったところでもあります。また、先ほど触れられました去る12月議会等々で櫻井議員のご質問も含め、過去にもこの基本的な考え方について、私自身の考え方についてはお示しをさせていただいてきたものでございます。

マスコミの皆さんからの出馬表明の記者会見等々通じまして、この件についても様々な角度からご質問もございましたし、私自身もそれ以外も含めて可能な限りのお話を、考え方をお伝えさせていただいてまいったと承知をいたしております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

全く事実に反する言い分ですね。聞かれたら答えていますよ、それはさっきも言いました。そうではなくして私は3期12年、制限すると言ったけれども、今回それを破って出るんだと、それはこうこうこういう理由だと、こういうことは説明されていません。

マニフェストでは、その中で絶対的権力は絶対に腐敗するというアクトンの言葉を使って、強大な権限を持つ市長の任期を制限する、だから制限するんだと、こういうふうに言われているわけですね。これが私はあなたの政治信念だと思います。このことが結局破られたということは政治信念が変わったのかというふうに思うんですが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これは以前からこの場でも申し上げてまいりましたが、首長は地方自治体の広範囲な事務を執行する大きな権限を有しますことから、行政の硬直化やなれ合い、権力の腐敗につながりやすいという側面があるかというふうにも思います。その一方で、地方分権の時代において、多選によって政治的実行力の向上や長期的な政策推進のメリットは指摘もされておりますが、私自身は基本的に期数が長くなること、あるいは高齢多選については望ましくないという考え方を持っておるところでございます。

いずれにいたしましても、どの自治体におきましても政策課題や地域事情がございますので、多選と申し上げても一概に言えないものもあろうかと存じますが、公選職であります首長は与えられました4年間の任期の中で何をなすのか、その責任を全うすることが最も大切ではないかと考えておるところでございます。これが基本的な私自身の考え方でございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

全く質問の答えになっていないです。あなたはとにかく3期12年、年数だけを取り上げて、これはもう権力は腐敗するという信念から禁止すべきだと、制限すべきだとあなたが言わはったでしょう、これはね。だから、中身がどうかそんなことじゃないですよ、年数だけなんです。とにかくどんな人がやっても3期12年でもう辞めないかんと、これがあなたの公約なんです。だから4期目の出馬というのにはあり得ないですよ。

もし、あなたがこのマニフェストに忠実にそれを実行しようと思うならば、4期目の立候補をやめればいいだけです。櫻井清蔵議員の質問でも、法律改正がどうたら条例がどうたらと言われましたけれども、全く関係ないです。あなたの信念を通すためには4期目の立候補をやめれば済んだ。それをしなかったんです。だから、これは全く説明がつかないですよ。それで政治信念はと言うと変わっていないと言うんです。だから、そんな説明がつかんようなことを言っていたら、本当に聞いてみえる市民は何を言っておるんやということになると思いますよ。

それで、もうこれで4期目に入りましたのでお聞きしたいんですけども、4期目以降どうするのか。つまりあなたは、わざわざ年数を区切って制限をされるということを言われたわけですよ。これは、4期目以降になると年数に関係なく続けていかれるのか、この辺のことについて市長にお

聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず12年前の政策公約に掲げました、今議員も引かれましたが、ジョン・アクトンの言葉「絶対的権力は絶対に腐敗する」と、まさに200年ぐらい前のヨーロッパの専制君主政治の中での、そういう時代の中で絶対的権力に対する一定の考え方が示されたものでございます。こういうことも踏まえまして、私も先ほど申し上げた基本的な考え方の中で、いわゆる高齢多選等々、当時15年、20年前というのは地方自治体の硬直化が進んでおりました。そういう中で、やはりそういう新たな仕組み、いわゆる期数を制限することが必要ではないかと、そのような考え方に、これは多分全国的にそういう運動も起こったところではありますが、そういう背景の中に申し上げたところでございます。さきの市長選挙で市民の皆様から負託をいただいて、新たな任期がスタートいたしました。この時期に4年後の進退について申し上げることはあり得ないというふうに考えております。

とにかくこれは議員もそうですし、私どもいわゆる公選職としては、4年間市民の皆様からのご期待に応えると、この負託に応じていくと、このことが何よりも重要でございまして、そのような考え方でこの4年間しっかりその公の責務を全うさせていただくと、そういう信念でございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

まあよく言いますよね。私は、任期について年数は関係ないと思っています。例えば1期、2期でももう辞めてもらわなあかん市長はおりますし、5期、6期でもぜひ続けてやってほしいという人がいるんですよ。だから、これはやっぱり要は市民のためにどれだけのことをやってくれるかということでもいいんですよ。それをあなたはわざわざ年数を区切ったんですよ。

だから、もうそんなまどろっこしいへ理屈ともつかんようなことを言うておらんと、あなた自身が公約は間違っていましたと、当初はそう考えたんだけど市長をやる中で変わったんだと、そういうふうに変ったから今4期目に市長をやっているんだと言やあいいやないですか。そのほうがよっぽどすっきりしますよ。3期12年と公約しました、政治信念は変わっていません、4期目はやりますって、こんなことは理屈として通らんのですよ。だからもう公約は間違いでした、市長をやるうちに多選の必要性もあるというふうに思うようになったから出たんだとなぜ言わないんですか。言えませんか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申し上げましたように、基本的な考え方は申し上げたとおりでございます。また、それぞれの自治体、あるいは今の亀山市の状況について、当然しっかりその施策の推進等々、私自身がこれを全うしていくと、このことに尽きようかというふうに考えておるところであります。

公選職でありますので、それは本当に私どもというか、この首長におきましても議会の皆さんに

おきましても、やっぱりこの4年間の任期の中でおっしゃるように何をなすべきなのか、このことが問われるものでございまして、そのために専制君主の時代ではありません、民主主義の現在においては様々な民主主義の仕組みの中で、私どもはその責務を果たすということが大事ではなかろうかというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もう本当に答えないですね。職務を全うするとか、そんなこと当たり前のことなんです。私が問題にしているのはそんなことやないんですよ。あなたが3期12年と年数で区切ったからそのことを問題にしているんです。もう話になりません、これね。市民がこれこそ判断するんやと思いますよ、聞いてもらっておる市民がね。私の言うておることがまともなのか、市長の答えがまともなのか、この点は市民の判断に委ねたいと思います。

次に、manifestoの学校施設の計画的な改修に移りたいと思います。

老朽化し更新時期を迎えつつある教育施設の改修、一部残った理科室などの特別教室の空調設備やトイレの洋式化、避難所となる体育館の電源・空調の整備など計画的に進めますとmanifestoでうたっております。しかし、来年度予算を見るとこうした予算は全くありません。学校の建て替えというのは何年もかかるんですね。だから、僅か4年しかない任期のうちの1年目にやらなきゃ一体いつやるんやということですよ、今でしょうということですよ。

そこで聞きたいのは、一体いつから計画的に進めるのか、この点についてお聞きしたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回もそうなんですが、亀山市として公共施設等々の更新、あるいは改修、あるいは再編、廃止等々、これを総合的に計画的に対応していく必要があるかということの中で、ちょうど4年前に亀山市公共施設等総合管理計画を策定させていただきました。これは非常に長期的な更新時期も大きな施設というのは数十年単位での更新時期がありますので、そういうことも踏まえますと、この60年間の間に約、本市でいきますと……。

○16番（服部孝規君登壇）

いつからやるの、それだけ。いつから始めるの。

○市長（櫻井義之君登壇）

1,200億に近い改修更新費用が必要と、このようにお示しをさせていただいておるものでございます。したがって、長期的、それから短期的にこの施設の長寿命化とか更新をどうするのか、しっかりこれは中・長期の計画の中で整理をしていく必要があるかと思っておりますので、学校施設等々の更新もそうですが、この10年でいきますと、例えば溶融炉等々の更新もどうしていくのか、極めて大きなウェートを占めるところでありますので、こういうものについては中・長期の計画としてしっかり整理をさせていただく必要があるというふうに思っておりますので、こ

の予算編成のタイミングでこれを示させていただくことには至っていないということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

要するに計画がないということですよ、まだ。ここに至って計画がない、これは問題ですよ。私、ずうっと亀中の体育館の問題を取り上げてきた。2005年ですよ、更新時期を迎えたのが、もう15年経過していますよ。

亀中の体育館を聞きましたら、来年度の予算で500万で床を改修すると言われた。ところが、この500万ではごく一部しか直せやんというんですよ。あの体育館って傷んでおると、例えば剣道は素足でやりますよ。それからバレーボールはレシーブするときに手を床に擦りますよね。そういうような場合にささくれ立っておたらけがしますよ。だから本当にこれは深刻な問題ですよ、床がこんな状態であるということね。そういうことを本当に今まで放置してきた。

なぜ今までこんな建て替え計画が立てられずに放置されてきたのかということなんです。この点について、なぜこんなことになってきたのかお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

学校施設の改修については、例えば関中学校、川崎小学校など計画的に実施をいたしてまいったものでございます。これはご案内のように学校施設はその数も多く、老朽化している施設も現状としてございますが、学校全体的な大規模改修といたしましては適切に実施をいたしてまいったものというふうに考えておるところであります。

今の例えば亀山中学校の体育館のささくれ立ったああいう状況につきましても、本当に部分改修という形で対応してきたり、雨漏り等々、東小学校もそうなんです、その対応は局面によってはさせていただいてきたものでございますが、数千万円から億を超えるような大規模改修については、それよりも緊急性を要するような、例えば東小学校や、井田川小学校でいくといわゆる急激な児童数の増加に伴うような教室の増築とか、給食室の改修とか、こういうものを優先的に対応してきたものでございましたので、今ご指摘の亀中の体育館、あるいは東小の雨漏り等々になかなか部分改修でしか対応ができてこなかったという背景があったかというふうに認識いたしております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

要するに計画がないんですよ。資料を出していただけますか。

これは、学校教育系施設の更新時期を更新時期別に更新費用、これは市の公共施設白書から出したものですね。これを見てもらうと一目瞭然ですけれども、2026年から2030年はぐうっとずば抜けて多いです。ここでピークが来るんですね、1つのね。まずは一番左ですけれども、2015年までのもの、それから2016年から2020年まで、この間で三十数億もう既に更新費用が要ということなんです。これはできていないんですよ、できていないのが大部分ですよ。さらに2021年度からはまた三十数億かかるんですよ。そして、この2026から2030年のこ

の5年間は60億ぐらいかかるんですよ。大変なこれは、だからこういうのを見ていけばどういふふうに計画を立ててやっていかなこれが更新できないかというのが分かるわけですよ。何も難しい問題やない。計画がないから今のような状態が起こっているということですね。

例えば市長もちょっと触れられましたけど、この2026年から2030年って、この5年間って大変なんですよ。今言いましたように学校だけで60億ですよ。それに新庁舎がちょうどこの時期なんですよ、建設が。これも数十億かかります。それから、今言われたごみ焼却施設、これもしかもうこの時期に稼働を終えるということになっていますので、だからもうこの時期までに造らなきゃならん、これもまた数十億です。学校は60億、庁舎は数十億、それから焼却施設も数十億、こんなことをこの5年間でできるはずがないんですよ。やっぱりこういう予測の上にやるべきやと思うんですけども、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず今申された、公共施設白書自体は、今の総合管理計画が4年前でしたので、さらにそこから遡ること7年前ということでございますので、少しこの捉え方については、数字は動いておろうかというふうに思います。しかし、今申されましたこと、それから例えば今学校施設をおっしゃっておられますが、保育園の在り方についても議会からは多くのご指摘もいただいております。それから、非常にこの維持管理をどうしていくのかということの中で、いわゆる長寿命化ができるような平時から対応していくということの重要性についても、そういう取組を充実・強化をいたしてまいりました。

それらを踏まえまして、先ほど申し上げました今後60年間で本市のいわゆる改修・更新、あと2世代ぐらいあろうかと思いますが、その長期の計画の中でそれぞれの10年とか20年とか、これについての的確な政策判断をしていくということになるかというふうに思っておるところであります。それらにつきまして、財政との絡みもあろうと思いますし、施策の優先度等々もあろうかと思いますが、そういう視点からの中・長期の計画が極めて重要だというふうに考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私は、やっぱり学校のこういう状況を放置して、駅前にお金をつぎ込んでいるということが大きな原因やと思いますよ、そっちを優先させたということですよ。図書館なんか耐用年数はまだ残っているんですよ。それがもう新しい図書館を造るといふ、もうこれは順序として絶対おかしいですよ。だから、そういう問題があつてこういう放置されたような状態が起こっているということですね。

時間がないので次に行きます。

もう一つ、マニフェストで新しい図書館を核とする亀山駅前地区の再開発をきっかけににぎわいと魅力の創出、若者のまちなか居住というような都市の拠点性を高めるというのがあります。

ちょっと資料を出していただけますか。

これは、リニア岐阜県駅ができる中津川市の中津川市リニアを活用したまちづくり構想というところから取っています。このJR中央本線の美乃坂本駅周辺で構想されていますまちづくりのイメージ図です。在来線としては、のどかな美乃坂本という駅のすぐ北側になるんですかね、リニアの駅ができるということで、この周辺に400億をかけて新しいまちづくりをする。これを見ますと、駅前広場は当然ですけど、マンション、ホテル、商業施設、公共施設など、それはすごいものが計画されています。これは本当にのどかなまちなんですよ、美乃坂本というのは、亀山で言うと下庄のような駅なんですよ。そういう駅前が、これは表現からすると近鉄四日市駅前のようなものを造ろうというんですよ。こう言うと亀山のことが分かりやすい。こういうものを目指しているということですか、亀山市は。そういうふう理解してよろしいか。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在、お示しをいただきましたのは岐阜県中津川のリニアの想定した駅のイメージということでございます。亀山市におきましてはリニアの駅の誘致を目指しておりますが、まだ亀山市に正式な決定を受けたわけではございません。市が目指すまちづくりといたしましては、これから順次積み上げていきたいというふうに思っておりますが、岐阜県のような状況をすぐさま目指すような考え方ではないということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

すぐさまは目指さないけど将来的には目指すということで取っておきます。

亀山市の今の都市計画ですけれども、いわゆる立地適正化計画があつて、中心市街地活性化を図るということで亀山駅前の再開発を進めるということを考えておるわけですね。こういうものと今回のマニフェストは一致するんですけれども、ところが一方で中心市街地から外れたところにリニアの亀山駅ができるという、こういうことなんですよね、二極化するんですよね。

それから庁舎も、午前中も触れられた方が見えましたがけれども、確実に中心市街地内に造るとは言っていないですよ、外もあり得るという。そうなってくると、中心市街地の活性化ということで一生懸命駅前にお金を入れて立派なものを造ったけれども、リニアが来たら中心市街地が違うところに行きます、庁舎も中心市街地から離れたところに建てることありますと、これで一体亀山市都市計画と言えるんですかということですよ。こんな都市計画では矛盾しませんかということですよ、この点について見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、リニアの車両特性を勘案しますと、在来線のJR亀山駅とは別の場所にリニア停車駅が設置されることについては非常に可能性が高いというふうに考えております。こうした想定も含めて、新年度から2年間をかけて実施しますリニア駅を生かしたまちづくりの可能性に関する調査において、候補地を検討してまいりたいというふうに考えております。

仮に中心的都市拠点以外にリニア駅が設置された場合、市の方針に合わないのではないかと
ご指摘でございますが、そうした場合にはリニア駅周辺を新たな拠点として位置づけて、市の方針
であります総合計画や都市マスタープランにおけるコンパクト・プラス・ネットワークの考え方を
継承していくものと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

全く都市計画じゃないですよ。要するにリニアが郊外になったら、中心市街地から離れたら、
そこを一生懸命やるというんですよ。そうしたら、もう駅前は放りですか、中心市街地活性化な
んて言っておいてたくさんのお金を入れておいて、そうなったらもうそれは放りですか。そういう
ことになるじゃないですか。

もう一点言うと、マスタープラン、これは議会でも審議をしました。これは土地の利用とか、い
ろんなことを決めています。この中で、鉄道駅を中心とした既成市街地への都市機能及び居住の誘
導をやるんやということを書いています。具体的には亀山駅周辺と関宿周辺、井田川地域という3
つの地区を指定して、ここでやりますとっておるわけですよ。この中に入らなければ、これもま
た矛盾するわけですよ、都市マスタープランと。こういうことを本当に都市計画として進めてい
いかということが問われているわけですよ。どうですか、都市マスタープランと矛盾しませんか。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

確かに都市マスタープランにつきましては、中心的都市拠点と井田川、関の副次的都市拠点とい
うことで、3拠点をそれぞれの核としてまちづくりを進めるという形で計画が進められております。
私、申し上げましたように、例えばリニアの駅位置が新しく、それ以外のところに候補地が選定さ
れたといたしましたら、やはりその地点につきましては、4番目の拠点として考えていく必要があ
るものと、そのように考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市長にお聞きします。そんな調子でやっていったら、リニアができたら、そこをまた金をかけて
やる、それから庁舎がまた郊外にできたらそこへまた金をつぎ込む、当然庁舎ができたなら周りは開
発されますからね、だからそんなことをやっていたら幾らあっても足りないですよ。さっき見せた
ような表ですよ。少なくとも学校や、そういう更新というのはもう時間の問題なんですよ、来るの
がね。それをやっていかんなんですよ、必ず。そういうこととプラスそんなものができるんです
かという話です。一体これは財政的にできるんですか、市長。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

行政の施策ややるべきことは多岐に及んでおりますので、その全体の最適を判断していくと。こ

れはリニアのみならず、福祉、教育、環境、様々な要素、そのバランスが大事だというふうに思っております。

それから、中心市街地との関係なんですが、やはり既存の亀山市としてのまちの構造というのは、現状の中心的市街地、あるいは副次的市街地、これを核に複数の周辺の緑豊かなクラスターが存在しておると。これは亀山市の構造の根幹にある基本的な構造と、このように考えておるところであります。

今、部長が申し上げた、将来、リニアの新駅がこの中心部以外にできた場合、そこをどうするかということではありますが、先ほど前段申し上げました亀山市としては、これらの持続可能なまちづくりとか、あるいは都市計画とか、環境と共生をするようなそういうまちづくりが必要であろうと思いますので、今後様々な場面があらうかと思いますが、しっかりその調整、検討していくことが大事であろうというふうに思っております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私が言いたいのは、財政的にも限られているんですよ。だから、あれもこれもできない。そうなったときに、あなたが言われるようなリニアであるとか、庁舎をとということになっていたら学校は放られるんですよ。だから、そういう問題があるからやっぱり考えなきゃなんということをやっているわけですよ。あなたが現に12年間放置してきた、学校を。川崎小学校1校しか建て替えできなかった、駅前を優先したからですよ。そういうことを申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時56分 休憩）

（午後 2時06分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

10番 森です。公明党を代表しまして、質問させていただきます。ご答弁のほう、よろしくお願いたします。

新型コロナウイルスが日本で確認されて、1年が過ぎました。この瞬間も新型コロナウイルス対策に尽力されている医療関係者をはじめ、全ての皆様に感謝申し上げます。

1月31日の市長選挙では、無投票ではありましたが市長は再選をされました。櫻井市政の4期目スタートに当たり、この4年間をどのようにリードされていくのか、「NEXT亀山 緑の八策」に具体的な政策が示されておりますので、マニフェストを通してお伺いをしたいと思います。

まず1点目、4期目を担う市長としての決意については、午前中、草川議員の所信でも述べられ

ましたので、これは割愛をさせていただきます。

次に、新型コロナウイルスという危機の日常化に対する市長の見解についてお伺いをしたいと思います。

既に1年以上、未曾有の危機が日常化された中で、私たちは生活を営んでおります。報道では感染者数や死亡者数が連日発表されております。既に死者数は8,000人を超えております。阪神・淡路大震災の死者数6,434人を優に超えている状況であります。一瞬の大災害と、1年以上続くコロナ禍での命の捉え方に違いがあってはならないと思っております。

以前、ドイツのメルケル首相のコロナ危機をめぐるこのような演説がございました。これは単なる抽象的な統計数値で済む話ではありません。ある人の父親であったり、母親、祖母、あるいはパートナーであったりする。実際の人間が関わってくる話なのです。そして、私たちの社会は、一つ一つの命、一人一人の人間が重みを持つ共同体なのです。危機の日常化というべき現象が広がる中であって、その言葉の重みを再確認する必要があるのではないのでしょうか。

いよいよ日本でもワクチン接種が始まりました。新年度予算にも、国の負担金として約2億円計上がされております。2月の臨時議会でも同僚議員が確認されておりましたが、市長の考えを聞く前に確認をしたいことがございますので、よろしく願いいたします。

当初、高齢者の接種時期については4月1日からと見込まれておりましたが、大分ずれ込んでおります。市内の医療従事者をはじめ、まず初めに接種をされる方の接種はいつ始まるのか。従事者等の範囲、医師、看護師のほか保健師、訪問看護師、消防までの接種時期の見通しについて、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

10番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、医療従事者等の接種の開始時期はというお問い合わせでございます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種につきましては、これは国、都道府県、市町村が役割分担をして、実際には市町村が接種を実施するものでございます。

医療従事者用のワクチンとして、当初は3月の初旬からワクチン接種を開始する予定ではございましたが、先ほどもご答弁させていただきましたが、三重県に配分されるのが3月初旬から約2万2,000回分でございます。1箱約1,000人分ですので22箱しか入ってまいりません。亀山市の配分は、この時点ではございません。ですので、その後、亀山市で配分がされる予定でございます。ですので早くても3月の下旬以降に配分され、接種はそれ以降になる見込みでございます。

また、医療従事者等の範囲でございますけれども、先ほどちょっと議員が言うていただきましたように、当然ですけれども医療従事者、医療機関にお勤めされる方のほか、消防の救急隊員、あるいは市の行政の保健師等もその中に含まれてまいります。接種時期は、医療従事者等に含まれますので同時期を考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

かなりずれ込んでいる状況が確認できました。

次に、高齢者、障がい者等で本人の意思確認ができない場合、そういう方がいらっしゃいますけど、そういった方の接種についてはどうなっていくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

このコロナウイルスのワクチン接種につきましては、妊婦を除く16歳以上の国民の皆さんに努力義務が課せられておりますが、強制ではございません。

接種の際は、予診票にあるワクチン接種希望欄に自署していただくことが接種の意思確認になります。

先ほど議員が申されました、意思確認が困難な、例えば認知症がひどい高齢者の方等でありましても、ご家族や、また介護施設等に入所している場合は嘱託医等の協力を得ながら本人の意思確認をし、接種についての同意を確認できたときのみ接種ができるものと国が定めておりますので、何とか自署をしていただくことになると思います。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

確認をさせていただきました。

次に、広報についてお伺いをしたいと思います。

2回目の緊急事態宣言で、誤った捉え方が問題になりました。例えば、午後8時以降の不要不急の外出自粛という呼びかけに対して、昼間の外出はオーケーと捉えられたり、飲食店での宴会は控えるという呼びかけに対して、自宅での宴会はオーケーとかいう捉え方でございます。

情報をどのように発信していくかは、感染症対策の鍵になります。どうしても注意喚起の情報発信になり、受け取る側の過度の不安や、不安を避けたいための不信になりかねません。受け取る側の視点に立った丁寧なメッセージが必要となります。

人の行動や心理を分析する行動経済学の知見を生かした取組として、ナッジという方法が取られております。個人の選択の自由を残しつつ、ちょっとした伝え方の工夫などを手助けすることで人々に賢い選択を促す方法として知られております。

資料を出してください。

これは亀山市の庁舎玄関を写した写真でございます。センサーで体温が測れるようになり、消毒も置いてあります。

次の資料をお願いします。

これは環境省から提出されております資料なんですけど、京都府宇治市、黄色いテープを貼って行動を促すような状況をつくられております。

もう一枚をお願いします。

岩手県矢巾町、ただ消毒をしてくださいではなくて、ありがとうという言葉が入っている。こうした、本当に人々の賢い選択を促す方法、このナッジを活用した行動変容につながる取組についてご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

議員ご紹介いただきました来庁者の検温及びマスク着用のチェックを行い、庁舎内における感染リスクの低減を図ることを目的として、先月より、本庁舎の正面玄関及び西側出入口付近にサーモグラフィーカメラを設置いたしております。

設置に当たりましては、検温への協力を促す貼り紙や検温の際の停止位置を明示するほか、手指消毒液をカメラ前に設置することにより、来庁者を誘導するなどの対応をいたしております。

議員にご指摘いただきました、もっと多くの方にご利用いただくための方策でございますが、ご提案いただきました来庁者の行動を促す対策、ナッジも取り入れながら、フロアに動線を明示するなど工夫した取組によりまして、より多くの方々に感染対策にご協力いただきますよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ぜひお願いをしたいと思います。

この広報の在り方、例えば飲食の場に注意しなさいと言うことよりも、その会食は今本当に必要ですかというふうな、言葉一つによって受け手が変わってくるというか、そういった本人の理性を呼び覚ますような呼びかけが効果的ですので、ぜひお願いをしたいと思います。

この項の最後に、市長にお伺いをしたいと思います。

マニフェストに、コロナ終息後のニューノーマル、新状態の構築とありました。新しい日常を構築する、これは社会全体が模索しております。

一方で、コロナ禍においてソーシャルディスタンス、身体的距離が重要だと言われておりますが、日常的に介助が必要な方にとっては、毎日の生活そのものへの支障が出てきます。

また、仕事や教育、買物に至るまでオンラインによるリモート化が進んできたものの、経済的な理由などによってネット環境を持つことが困難な方や、オンライン活用に不慣れな方もいらっしゃいます。

また、外出制限によるステイホームが長引く中で、全国的に家庭内暴力が増えていると報告されておりますし、暴力を振るう相手が家にいる時間が長くなったために、行政や支援機関に相談することが困難になっているという事例も出てきております。

コロナ危機が日常化する中で、ニューノーマル、新たな日常で起こり得る様々な課題、特に、社会の表面から埋没しがちになっている様々な困難を抱えた人たちの存在に目を向け、その苦しみや生きづらさを取り除くことをニューノーマルの構築の根底に据えた中で進めていかなければならないと考えますが、市長の見解を求めたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご指摘のように、この新型コロナウイルス感染症によって、社会全体、生活様式が一変をいたし

ました。その中で、今お触れいただいたような、命が失われたり、あるいは経済的にも困窮の中で非常に厳しい局面に置かれた方々がたくさんお見えでございます。

あわせて、これも少し問題提起されましたが、オンラインの環境になかなか慣れていない中での非常に生活に、スムーズにアクセスできない方々、こういうことも含めて大きな社会問題というか現状であろうというふうに認識いたしております。

また、亀山でも高齢者の集いの場であるサロンがほとんど閉鎖状態になって、高齢者の皆さんの閉じ籠もりなんかも問題というふうに認識をいたしております。

障がいがある方とか経済的に困窮されておられる方など、このコロナ禍でさらに厳しい局面に入ったことは、しっかり見詰めていく必要があるかというふうに思っております。

私といたしましても、このマニフェストにも書かせていただきましたが、いわゆる効率拡大を重視することから、持続性とか文化性を重視することへ転換をしていく価値観の転換と同時に、従前までの行政サービスを低下させないように、そして様々な新しい技術や、あるいは協働の形を充実させることによって、独りぼっちをつくらないとか、あるいはそういう状況の心の内に寄り添っていくことができるような市政を展開していく必要があるかというふうに思っております。

社会的な弱者と言われて、様々な個々のご支援が必要とされます方に適切に支援が届きますよう、関係機関とさらに連携をして施策を進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ニューノーマル、新たな日常の構築は必要なことだと私も思っております。

ただ、市長がおっしゃったように、コロナ前の日常がノーマルだったかといえば、増えていく課題の連続でありました。ニューノーマルという言葉の独り歩きではなくて、様々な課題が置き去りにならない、逆にコロナによって課題の拡大も考えられております。マニフェストでは伝わらない市長の見解をお聞きしました。

ワクチン接種が円滑に行われるよう、2月18日、我が会派でも緊急要望を市長にお届けしました。積極的な情報提供や、高齢者や障がい者が受けやすい場の提供、移動手段の確保等7項目にわたって提出をさせていただきましたので、併せてしっかりと取組をお願いしたいのと、それから高齢者や障がい者の方への合理的配慮をぜひお願いしたいと思います。

次に、子供、若者を責任を持って社会に送り出すための市長の見解についてお伺いをしたいと思います。

マニフェストには、亀山版ネウボラを推進するとありました。亀山市におけるネウボラの導入を推進してまいりましたので、評価をしております。

1点、マニフェストにはネオボラと書いてありましたが、ネウボラの間違いだと思っておりますので、またご訂正をお願いしたいと思います。

男性の育児休業の取得促進に関する法改正を、今国会で議論する予定となっております。全国的に男性の育休取得が進みません。私も何度か本会議で議論をさせていただきました。10年前の質問では取得者が1人出たと喜んでおりましたが、今に至るまで遅々として進んでおりません。

一方で、産前・産後の母親支援など、亀山市の支援体制は随分充実してきておりますが、支援の手が入ることと併せて、夫の関与が随分と効果をもたらします。

亀山市の特定事業主行動計画、平成27年から令和元年で取得率1.16%、令和6年までに20%の目標となっておりますので、かなり厳しい状況ではないかと思えます。個人の生活に関わる問題で強制はできませんが、育休取得を促進する環境整備を行うと計画にもありますので、しっかりとリーダーシップを取っていただきたいと思えます。

このことは、行政だけでなく地域社会、事業主の啓発も併せて必要となります。事業主の所管は産業建設部なので、雇用対策協議会とか事業者への働きかけ、担当部との連携をしっかりとさせていただきたいと思えます。

子育ては家庭、地域でと言われておりますが、言葉だけの啓発でなく、参加できる体制整備を本気になってやるのが大事です。亀山版ネウボラと男性の育休取得について、市長の見解を求めたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山版ネウボラ、すみません、表現はなかなか外国の言葉を片仮名に直すときというのはいろいろございまして、大変失礼をいたしました。

やはり亀山市としては、子供が本来持てる力を発揮できるよう育てていくために、いわゆる胎児期、幼少期に伸び伸びと育つことができることとか、人を信頼できることを学ぶこととか、自尊心を育てることが大切であると考えてまいりました。

そのために、妊娠期から出産・子育て期に力を入れて、切れ目のない支援が必要という、様々な総合施策を展開してまいりました。

本市はこれまでから子育てに優しいまちを目指してきたところでございますが、今まで以上に安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えるために、ご案内の平成30年度に子育て世代包括支援センターを、それから、令和2年度からは子ども家庭総合支援拠点を設置して、保護者と顔の見える関係づくりや、関係機関である支援者同士の顔の見える関係づくりを大切にしながら取組を進めてまいりました。

医療、保健、福祉、教育といった子供に関わるそれぞれの関係機関がその役割をしっかりと果たして、そのネットワークの中で切れ目のないきめ細やかな支援をしていくことが、今まで亀山市が築いてきた子育て支援の形であって、亀山の風土に合った仕組みであろうかというふうに考えておりますが、これをさらに充実をさせていくと。

それから、この包括支援センターを核に様々な専門的な力や、あるいは学校現場でありますとか、いわゆる医師の皆さんの力であり、その専門的な力をさらに結集できるような、そして子育て家庭が孤立することのないような仕組みをパワーアップしていきたいというふうに考えておりますので、ここはさらにきめ細かな支援につなげてまいりたいと考えておるところであります。

それから男性の育児休業の取得についてでございますが、確かにおっしゃるように平成22年度から10年間で、本市の場合、市役所男性職員延べ人数で10名ということございまして、非常に、まだまだいわゆる伸びてきていない状況でございます。

今後におきましても、男性の家庭生活への参加を促進するため、配偶者の考えや働き方にも配慮して、自身も子育ての主体であるという認識を持つことの必要性を発信するとともに、育児休業をはじめとする育児に関わる各種制度を取得しやすい、いわゆる職場環境の整備に鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

ご指摘のように、少し私ども市役所の働く環境との関係で大きな課題の一つと認識しておりますので、改善できるよう努力してまいりたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

育休を取ることによって仕事に影響があるとか、出世の妨げになるとかという議論もありましたが、今もう本当に社会全体でそういうことを促進していこうという流れになっておりますし、また、育休を取っていただいて、男性の方が家に、子育てに参加していただくという環境づくりは非常に大事ですけど、一方で旦那さんが家にいることで子供が1人増えたみたいな形で、全然子育てに参加しないという声も一方で聞かれておりますので、啓発のほうもしっかりとお願いをしたいと思います。

次に、コロナ禍における相談体制についてお伺いをしたいと思います。

スマホ取得率の高い子育て世代の、スマホを活用した相談支援を提案してまいりました。現在、LINE公式アカウント、かめやま子育てLINEは、一方通行的な情報発信になっておりますが、かつてない制限がかかっているコロナ禍におけるSOSのキャッチ方法として、かめやま子育てLINE等の活用ができないのか、先ほども申しましたが、ステイホームでDVの増加ということも言われておりますし、気軽に相談できるような状況にない人たちのSOSをキャッチできるような体制ができないのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

昨年4月からスタートいたしました、かめやま子育てLINEは、現在子育てに役立つ情報やイベント情報に加え、新型コロナウイルス感染症対策に関する呼びかけや、家庭でもできる手作り玩具、手作りお菓子レシピなど、現在の状況に応じた内容も併せて配信しております。

議員ご所見のLINEによるSOSのキャッチにつきましては、子育てに悩む保護者からの発信を受け、相談のきっかけとしての活用、提案であろうかと理解しております。

こうしたLINEを活用した双方向によります相談や手続につきましては、取り扱う内容が子供に関わる非常にデリケートな部分も多いといった特徴や、受信体制の課題等もございます。

こうしたことから、直接またはお電話での相談を基本と考えておりますが、先進地の取組状況や利用者のニーズ等を研究してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ぜひ研究をしていただきたいと思います。やっぱり、先ほども申しましたように、相談できる体

制にない場合もありますし、みんなスマホを持っていますので、そういったツールを活用して、何らかの、本当にSOSをキャッチできるような取組を考えていただきたいと思います。

次に、不登校児童のサポート強化もマニフェストに掲げてありました。

まず、教育長にお伺いをしたいと思います。

不登校児童・生徒をゼロにすることは可能でしょうか。その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

不登校ゼロを目指すことはできるかというお尋ねであろうかと思いますが、不登校ゼロを目指すことは、現実的には困難であると認識しております。

以前は、学校に登校することが当たり前であるという考え方もございましたが、現在では多様な個性を持つ子供に対して、一律に対応するのではなく、学校以外の居場所も含めて支援の方法を考えていく必要があるとの考えに立っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

困難である。居場所とか多様な場所を提供していくということを、今、教育長言われましたけど、子供にとって、確かにそういったことも大事ですけど、学校に行きたくても行けない子もいるという現状もあります。これを限りなくゼロに近づけられるために必要なことというのはどういったことでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

不登校児童・生徒と申しますと、年に30日以上欠席をいいます。継続して50日も60日も、3か月も4か月も、という子もいれば、月に3日、それが10月重なれば30を超える不登校傾向の子ももちろん含まれます。だけど、そういう不登校児童・生徒という定義に当てはまる児童・生徒は、増加傾向にあるのは事実でございます。

そういった子供たちへの支援としましては、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があると考えております。

現に、不登校になっていて適応指導教室にもつながらない子供たちもいます。そういった子供たちにはNPO等と連携し、訪問型の対応や居場所づくりを含めた多様な支援を行うことを計画しているところでございます。

さらに、適応指導教室指導員を市費で1名増員し、各学校やNPO、福祉部門等との連携を進めるとともに、ICTの活用や訪問型の学習指導、生活指導、保護者の相談対応の充実等に、きめ細かな対応を新年度から取り組んでまいりたいと考えておるところです。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

子供たちは学校に入るときに、喜びを持ってランドセルを背負って学校に登校してきています。不登校になりたいと思っている児童・生徒はいないと思います。

そこで、市長にお伺いをしたいと思います。

サポート強化というのがマニフェストに書かれておりました。私は、この不登校を出さない視点というのも必要じゃないかと思って、その視点が見えてこないでお伺いをしたいと思います。

私自身も様々な相談を市民の方から受ける中で、学校における初期対応の遅れや、教師が障がい理解できないことによる不登校等の実態を目の当たりにしてまいりました。

亀山市の特色である18歳までの途切れのない支援、この体制はしっかりとできています。岡本議員の質問でもこの体制のことを言われておりました。現場が頑張っていることも理解しております。

この体制が15年以上たっております。例えば、課題の丸投げで一部署に比重がかかってしまっていないのか。本来、この連携体制の中で全体の課題を共有する、その部分に若干ひずみが出てきているのではないかと危惧をしております。そんな声も聞いております。

不登校児童・生徒のサポート強化は、ぜひともやっていただきたいことではありますが、併せて、私はこの体制は亀山市の財産であると思っておりますが、この切れ目のない支援体制の検証を市長のリーダーシップで行っていただきたいと思っておりますが、見解を求めたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この不登校の切れ目のない体制の、今日まで積み上げてきました体制の検証をしっかり行って、次に備えるようにというご趣旨であろうというふうに思います。

また、教育長が今申しましたような、不登校の捉え方の基本的な価値観の転換も起こってきておりまして、なかなか厳しい現状というのは加速をいたしております。

したがって、多様な個性を持つ子供たちに対して一律の対応ではないような、学校以外の居場所も含めた支援の方法を考えていく、あるいはNPOとしっかり連携をする中で、その充実を果たしていくということは、ぜひ前へ進めてまいらねばならないと思っております。

それから、現に不登校になっておいて、適応指導教室につながらない児童・生徒は、NPO等と連携をしていくことを新年度計画しておるところではございますが、適応指導教室の指導員を市費で1名増員をして、各学校やNPO等との連携を進めるとともに、ICTの活用等も踏まえたものでありますとか、訪問型の学習指導、保護者の相談対応の充実等、きめ細かな対応に取り組んでまいりたいと思っております。

庁内の体制の非常に負荷がかかっておる部分も含めまして、適正な推進体制をしっかり検証し、充実をさせていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

先ほど言われましたように、サポート強化は本当に必要です。新年度にも新たな予算をつけていただいて、子供たちの支援をしていくということは、もうこれは十分必要なことだと私も認識しておりますが、やっぱり出さない対応というか、今ある体制に、少し市長も触れていただきましたが、負荷がかかっていると、私はそういうふうには思っておりますが、そういうこともしっかりと検証していただいて、スムーズな、本当に子供たちにとっていい体制づくりをお願いしたいと思います。

次に移ります。

亀山市の自然や資源を未来につなぐための市長の見解について、お伺いをしたいと思います。

亀山市独自の持続可能なまちづくりを実現するため、SDGsに賛同した亀山版SDGsを確立するとマニフェストに掲げられておりました。

SDGsの13番、14番、15番目の目標が、気候変動問題や海洋汚染、森林の管理となっております。森を守ることは、国土を守り、水を守り、地球環境を守ることに繋がります。

昨年9月に開催されました国連の生物多様性サミットで、気候変動問題の悪化や自然環境の破壊が進んでいけば、新型コロナに続く形で今後も新たな感染症が発生するおそれがあるとの認識が示されました。

また、国は違いますが、アフリカで取り組まれているグレートグリーンウォールという計画。これは、サハラ砂漠の南東部を横断する形で長さ8,000キロ、幅15キロにわたって在来植物を植樹し、周辺に農場を造ることで広大な緑の帯を生み出す計画であります。2007年から進められ、これまで2,000万ヘクタールの荒廃した土地が回復し、植林や作物の栽培に関わる雇用が増えたほか、砂漠化が引き起こしてきた慢性的な食糧不足が改善され、人々の健康と生活が安定した状態になってきたと報告されております。

亀山市と比較することはできませんが、置き換えて考えてみると、砂漠はありませんが豊かな自然、森林がございます。亀山市の面積の約63%が森林と言われております。

亀山市の森林を守る取組は、予算の拡大はあっても大きな変化もなく来ているように感じます。木材の需要の低下や、雇用につながらないなどの課題があるのは承知をしておりますが、現在国も森林を守る取組に力を入れておりますし、もっと大胆に、AI等の技術を生かしながら、若者の意見も取り入れた施策の方向性が必要ではないでしょうか。

不可能に思えた砂漠の緑化が進んだように、あるものを生かし、雇用を生み、循環型社会につながるような大胆な施策の方向性について、市長の見解を求めたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本市は非常に豊かな緑を持つ市でございますので、これまでから森林環境創造事業とか林業生産活動支援事業とか、あるいは新しく国の仕組みで森林経営の管理事業等、こういうことのさらに継続をしつつ、地道に積み上げていくことは重要であろうというふうに思っております。

あるいは、鈴鹿川等の源流域の自然環境を守り継ぐ条例を制定することなどで、市民の皆さん、民間の事業者の皆さんの関心と参画を求めようと、今その取組を進めようとしておるところであります。

そういう中で、アフリカのグレートグリーンウォールという事例をご提言いただきました。かな

りスケール感のある取組でございます。多分、国家あるいは都道府県レベルでこういう取組ができれば素晴らしいなというふうにも思っておりますが、本市として、従来の取組から大きく大胆に発想を転換させるべきではないかと、こういうご趣旨であろうかというふうに思っております。

かつて、三重県が20年ほど前に、緑の雇用という概念で様々な取組を展開した時期がありました。その後、国の施策にも取り入れられましたが、随分3Kの現場とか、様々な事情が重なり、そういうものの雰囲気は少し薄くなってきて厳しい局面を迎えておりますが、ご提案も含めまして、私どもはこのSDGsの視点、様々な解決方法を考えて2030年までに達成すべき具体的な目標と、亀山市でそれが何をなすべきなのか、新たな視点も踏まえてしっかり工夫を凝らした取組を展開していきたいと考えております。

今日、今この時点で具体的な取組をお示しすることはできませんけれども、市が抱えます課題の解決につながるような発想の転換や大胆な切り口を模索して、後期基本計画等々の検討の中でしっかり詰めてまいりたいというふうに考えるものであります。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

新年度予算にも林業振興費、前年度よりも上乘せがされておりますし、そういうことも分かっておりますし、森林づくり構想も、今取組がなされているということも分かっております。

先ほど市長がおっしゃった発想の転換というよりも、発展をさせていく。今あるものをなくしていくのではなくて、転換するのではなくて、積み上げていく、もっと発展をさせていく。そこにはAIとか、また若者の発想力というものをしっかりと取り入れていただきたいなと思っております。次に移ります。

多様性と人生100年時代に備えるための市長の見解について、お伺いをしたいと思います。

亀山版・重層的支援体制についてお伺いをしようと思いましたが、私、昨年12月の議会で、重層的支援体制について質問しまして、そのときに市長の見解も聞かせていただきました。地域福祉力強化推進事業を、さらなる段階へ引き上げていく契機にしなければならない。従来の福祉制度に支援を求める人を合わせるのではなくて、複数の困難な課題を抱える人や世帯に合うよう、既存の制度を適切に組み合わせ支援するオーダーメイド型の仕組み、いわゆる亀山版・重層的支援体制を早期に確立して、安心の支え合いをさらに進化させなくてはならないというふうに、これは市長がおっしゃった言葉です。このことに違いはないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おっしゃっていただいたように、あるいは私の申し上げたその考え方に基づくものでございます。古くて新しいテーマですが、特に福祉の問題というのは、非常に、いわゆる法律制度も含めて縦がきつい仕組みの中で動いておりますので、その制度を超えるような、あるいは制度間の隙間のようなものになかなか対応は不得手という、そこをやっぱりしっかりCSWであるとか、新たな横串を入れることによって、縦横斜めはすかいを回していくと。これによって、独りぼっちをつくらぬとか、あるいはその制度のはざままで悩まれる方を少なくしていくことができると考えております。

午前中に、岡本議員が帝国軍隊の靴の話がありました。あれは分かりやすい表現ではありますが、制度に合わすということではなくて、その市民の方の現状、ニーズに合わせられるように、この制度をうまくコーディネートして適用するような体制、これが今後の超高齢社会、安心の共生社会への大きな基盤になるんだろうというふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

1点、パートナーシップ制度の導入についてお伺いをしたいと思います。

これはマニフェストには触れられておりませんが、多様性の時代でもありますし、誰もが人生100年時代に備えることができる体制を構築していくことが必要でありますので、お伺いをしたいと思います。

マイノリティー、性的少数者の問題は、過去にも同僚議員が取り上げられてきております。教育長の答弁でも、各校で把握されていると報告されております。

中学校の人権教育の中でも取り上げられ、生徒の認識が変わったということも聞いております。今、県では性の多様性を尊重する条例を本年度中に策定予定となっております。その中で、パートナーシップ制度の導入も検討されていると伺っております。

パートナーシップ制度は、LGBTなど性的少数者のカップルを公認する制度で、現在県内では伊賀市といなべ市が導入していると聞いております。パートナーシップ制度を導入することによる当事者の影響、利点についてまずお伺いをしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村生活文化部参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

パートナーシップ制度の導入に係る影響でございますが、パートナーシップ制度につきましては、自治体が同性カップルなどの関係を公認することで地域社会のメンバーとして認め、また本人は自分らしい生き方を認めてもらうことで、安心して誇りを持って地域で生活することができるようになることに大きな意義があると認識いたしております。

また、先進地の事例でもありますが、同性のカップルなどを婚姻に相当する関係と認め、お互いをパートナーと定義することで婚姻と同等であると承認し、自治体独自の証明書類等を発行することによって公営住宅への入居が認められたり、病院で家族として扱ってもらえたりと、一定の効力も期待できるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

市営住宅への申込みとか、様々な証明書の申請ができるというふうに私も聞いております。

改めて、以前同僚議員が質問されたときには考えていないというふうな答弁でありました。今、県のほうで条例が制定をされようとして、この4月からスタートというふうに聞いておりますが、改めてパートナーシップ制度の導入について市長の見解を求めたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご指摘のように、現在三重県において、（仮称）性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例が検討されておられまして、その中で、パートナーシップ制度につきましても導入の可否について検討がなされているものと承知をいたしております。また、その制度については様々な考え方や論議があるということについても承知をいたしておるところであります。

本市におきましては、この多様性については平成25年6月の制定でした、一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例の前文において、互いに個性や多様性を認め合うといたしているところでございます。

この個人の性につきましては、個人の尊厳に関わる非常に大切な事柄でございますので、このパートナーシップ制度の導入の是非につきましても、今後、本市の現状の把握、なかなか現状の把握は難しいわけではありますが、現状の把握に努めてまいりますとともに、今後の県などの動向も注視をしながら慎重に検討をしてみなければならないというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

県にもちょっと尋ねましたが、やっぱり県と市町がしっかりと連携しながら、一緒にやっていただきたいというふうなこともおっしゃっていただきましたので、ぜひ亀山市においてもそういうことが導入できるように、お取組をお願いしたいと思います。

最後、今後の財政運営についてお伺いをしたいと思います。

リニアの亀山駅誘致の見通しが鮮明になって、新たな段階に入ると施政方針にもございましたし、午前中から庁舎建設についての議論もございました。

このコロナが亀山市の財政にどのような影響を及ぼすのかということをお尋ねしようと思いましたが、午前中にも少し議論がございましたし、私も調べましたら、財調も当初もっと減っていくのかなと思ったんですけど、24億円近く、この2年度末でその見込みになってきているというふうなことで、このコロナがあんまり影響を及ぼしていないのかなというふうに感じました。

逆に言えば、財政をそんなに市税を投入したあれじゃなくて、国から来るお金で今のところ回しているというような状況なのかなって。ただ、服部議員の質問にもありましたように、今後さらに大きなお金が亀山市の中に必要やということは、これはもう皆さんの認識の中にあると思います。

ちょっと時間ありませんので、市税収入の確保というか新たな財源の確保として、亀山市では地域経済への支援として亀山版持続化給付金制度「けいぞく」、これは国の支援に当たらない中・小企業や小規模事業所などを市独自で支援をしていただいております。

これについては評価をさせていただいておりますが、新たな経済対策として何か考えていく必要があるのではないかとということで少しご提案をさせていただきますが、神奈川県平塚市では正規雇用の促進、就職困難者の雇用促進、これが新たな切り口での事業を開始されていくということであります。

新型コロナの影響によって雇い止めや派遣切りなどの影響を受けた求職者を支援するため、市民

を正規雇用しない事業者に対し、経費の一部を補助することで市民の積極的な正規雇用を促進する。また、就職困難者、障がい者や氷河期世代、35歳から50歳まで、それからまた児童扶養手当受給者とか、コロナの影響で内定取消しや1年未満の事業主都合で離職をした新卒者など、こういった人を積極的に雇用される環境を構築するため、就職困難者を雇用した事業者には補助金の上乗せで補助するという、そういった取組をされるということでありました。

市税収入の増も見込まれる新たな取組の方向性について、市長の見解を求めたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後の市税収入の推移、あるいは市政に関わります様々な歳出の想定されるもの、こういう中で健全な行財政運営をしっかりと果たしていかなくてはなりません。

この財政運営における長期的な展望につきましては、まだまだ読み切れないものもございますけれども、しかし、現在のコロナにおける厳しい現状が続く中、市税収入の減少等、歳出においては、午前中も申し上げましたが過去最高額となります扶助費、これは今後も伸びてまいりますし、公共施設の維持管理経費などが増加をいたしてまいります。

先ほど服部議員のご質問にありましたけれども、公共施設等総合管理計画においては、60年間における将来費用は1,823億円が必要であると試算をいたしていますので、将来費用の25%の削減を現在目指しておるところであります。

このような中で、次世代に負担を先送りしないために、しっかりと行財政改革に取り組んでいくということが大事であろうと思っております。

新庁舎の整備、リニアなどの大規模事業を控えておりますので、このコロナで打撃を受けた地域経済の支援を行う上で、その財源を確保するために歳入の確保と歳出の抑制、この両面が極めて重要であると考えているところでございます。

したがって、企業誘致、さらには事業の選択と集中を行うスクラップ・アンド・ビルド、それから令和4年度からの総合計画の後期基本計画の策定に併せ、長期財政見通しの見直しを行うことで、健全な財政運営の確保をしてみたいと考えております。

それから、平塚の事例をご紹介いただきました。平塚市と亀山市の雇用情勢はちょっと状況が異なっておりますけれども、平塚の場合、膨大な財源が必要なことですので、なかなかその形を亀山市としては導入は非常に難しいというふうに考えておるところであります。しかし、市内事業所におけます雇用の維持、厳しい状況でございますので、亀山市の状況の変化に応じた経済対策については、タイムリーに、的確に対応をしてみたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

亀山市に合った、また新たな切り口での事業の展開を求めていきたいと思っております。

これからの4年間、緑の健都かめやま実現のために、市長のしっかりとしたリーダーシップをお願いして終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

10番 森 美和子議員の質問は終わりました。
会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時01分 休憩）

（午後 3時10分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 鈴木達夫議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

大樹の鈴木でございます。

今朝から代表質問ということで、市政全般、あるいは、特に今年はまた市長が4期目ということで、様々に亀山の未来像みたいなものを聞かせていただきます。

私のテーマは、令和3年度施政及び予算編成方針に見る市政の重要課題についてということですので、よろしくお付き合いください。

まず、ポストコロナ時代のニューノーマル（新たな日常）についてということで書かせていただきました。今回の市長の施政及び予算編成方針の一番初め、冒頭に、コロナ終息後、ニューノーマルを見据えということで、しなやかな地域社会への転換、真の健康都市への深化を目指すという言葉が発せられました。私は、まさしくこの表現は市長ご自身のお考え、言葉であるという意味で、単なる3年度の方針だけでなく、4期目に入った市長、今後4年間も含めた市長の一つの決意というふうに感じましたので、聞かせていただきます。

まず、しなやかな地域社会への転換、これが意味するものは何かという質問なんです。それで私が想像するに、このコロナ禍での市長あるいは市の対応、医療センターにおけるPCR検査室、あるいは今回の発熱外来の設置、それから組織的には、急遽ワクチン接種室、あるいは今年度やった数々の緊急パッケージ、これらも含めて、一応対応実績を指すものだというふうには考えますが、ここでいうしなやかな地域社会への転換というのは、アフターコロナの時代においても重要なキーワードであるというご認識から発した表現であろうかと思えます。

そこで、櫻井市長のしなやかな地域社会への転換の意味するものは何か質問したいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

11番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

しなやかな地域社会の意味するものは何かということですが、これの意味するもの、例えば今回の新型コロナウイルス感染症でありますとか、この間の甚大な被害となりました東日本大震災とか、こういう自然災害などのショック、あるいは少子高齢化とか経済不況などの環境の変化やストレスに直面しても素早く適応、復興し、さらに成長する強靱さがある社会、そのようなイメージをいたしております。また、しなやかな地域社会には、状況の変化に合わせた対応ができるよう特定の考え方や経験のみに固執することなく、柔軟さのある適応能力が求められていると考えて

いるところでもあります。

平成から令和の時代へ、さらにはSociety5.0やDX（デジタル変革）、そして新型コロナや人口減少社会など、既にパラダイムの転換が始まっております。私たちは、好むと好まざるに関わらずこの変化の時代に生きております。強い風が吹いても柳の木の枝はしなやかに揺れるように、大きな時代の変革の波に向かって、柔らかで強靱なレジリエンスを持つ。午前中も疾風に勁草を知るというお話もありましたが、まさにそういう柔らかで強靱な、大きな変化の波に向かってそのようなしなやかな地域社会を目指す必要があると考えているところでもあります。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

今回のコロナ対応であったり、東日本の災害であるように自然災害、あるいは社会環境変化、あるいは今でいうならDXとか、こういうものに柳のようにしなやかに力強く対応するんだということを知ったんですけども、それではしなやかというのは、当然、今もおっしゃったように考え方や対応に弾力があって柔軟なさま、あるいは外部環境変化に順応できるということなんですけれども、これの対義語は硬直なんです。しなやかさの対義語は硬直と。それじゃあ亀山市にとって、亀山市という地域社会において、あるいは行政運営の面で今硬直化していると思われる現象、硬直からしなやかに転換すべき事象、より柔軟に対応すべきと考える行政課題は何か。これは通告してありますので、答弁よろしくをお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在、都市自治体は、ウイズコロナ時代における総合対策が喫緊の課題でありまして、併せて少子高齢化の進行による人口減少社会の進展や、加速するスマート社会への対応、さらには地方創生に伴う都市間競争など、その取り巻く環境は一層厳しさを増しております。これらの時代の潮流における様々な行政課題は、まさに議員ご指摘の硬直化することなく、あるいは過去の経験、あるいは特定の考え方等々に固執し過ぎることなく、より柔軟に対応すべきものというふうに考えております。

また、どうしても地方創生や地方分権、地域主権が問われておりますが、この上下、主従の関係の中で現状の市政が動いてまいります。そういうものに対して、しっかり一定の考え方、一定の価値観、この主従の関係、対等の関係だと思っておりますが、そういう硬直したものを壊していくことは必要であろうかというふうに思っております。より柔軟に対応すべき行政課題、例えば、自治体病院なんかの再編のああいふ基本的な考え方もしっかりでございますし、様々な働き方改革のお話も先ほどありましたが、本当に固定した考え方、過去からの経験、これをやっぱり転換させていくということの重要性が大事だと考えております。

いずれにいたしましても、さらに環境変化は進んでいくんだろうと思っておりますが、柔軟かつ強靱な考え方、行動力でそれに臨んでいかななくてはならないというふうに考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

私が常々思って、また別の機会にやらせていただきたい少し硬直化している現象をちょっと述べさせていただきます。3つほど上げました。

まず行政評価です。あれをしたこれをした予算をつけたというインプットは示すが、それをもっと本質的な成果、アウトカムの視点に欠けていないかと。いわゆるこれは、僕は評価の硬直化であろうかと。

2つ目は各種計画の中、今年もたくさんありますけれども、現状把握とか課題については一定の整理はされていますが、それをもつての次の一步をどう踏み出すかということについての手法やノウハウ、これがやはり民間と違って行政の域を超えていない。これは私は硬直化の一つと。結局行き着くところ検討しますという言葉で終わってしまうのが多いと。

それから3つ目は、今も働き方という答弁がございましたが、コロナを経験して、例えばテレワーク、あるいは就労の時間の弾力化とかこういう働き方は別にして、仕事への、業務へのやりがいとか達成感、充実感を生み出すマネジメント機能に工夫が足りない。これも僕は硬直化していると。これはまた別の機会にやらせていただきたいと思います。

次に、真の健康都市への深化、これが意味するものは何かということなんですけれども、本年度の施政及び予算編成方針の中では、健康都市政策に関する記載は様々にございました。健康・医療推進計画の策定、それから今やっています健康マイレージ事業の継続、あるいは健康体操とか機能性弁当での免疫力維持プログラムね、あるいは医療センターの発熱外来室の設置と、あるいは一部に健康都市大学構想と。私は、この健康マイレージにしても体操にしても機能性の弁当にしても、一つの事業にしかすぎないというか、そんなふうには、あるいは一過性にしか見えないと、そんな思いがします。市として目指す大きなビジョンが欠けているんじゃないかという思いもします。

そこで確認をさせていただきます。真の健康都市への深化とは、どんなイメージなんでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新型コロナウイルスの感染拡大が始まりました昨年の春以来、心と体の健康や、健やかなる地域社会について深く考えさせられる、そんな一年ではなかったかと思えます。

本市は平成22年7月にWHOが提唱する健康都市、健康寿命の考え方に賛同して、健康都市連合に加盟をいたしました。以来10年、健康医療策を重視する視点から、健康を単に身体面のみならず、精神面や社会面を含むものとして捉えて総合的な施策の展開に努めてまいりました。

急激な高齢化によります生活習慣病やそれに起因する認知症、寝たきり等の要介護状態等を予防し、早期発見、治療につなげることや、それに加えて、地域コミュニティやサロン活動の充実など、人のつながりの強化を図ることを強く意識してまいりました。健都さぷりプロジェクトなどに取り組んでまいったところであります。

しかしながら、午前中にも申し上げましたが、それらの施策の中には、地域住民の皆さんの参加などが十分ではないことや、病気の症状や心身の異常の発見、軽減、治療などに重きが置かれておりまして、自らの健康を含む生活や人生の質を伸ばし高めるといった市民の皆さんの主体的な健康づ

くりにはつながってこなかったのも事実ではなかろうかというふうに感じております。議員ご指摘の状況もしかりというふうに思います。

くしくもこのコロナ禍で多くの方が自らの健康をコントロールし、生活習慣を改善するなどの実践が起こってまいりました。これを一過性の取組にすることなく、全ての市民の皆さんが健やかで心豊かに生活できる活力ある社会にするためには、このヘルシープロモーションを中核に捉えた健康都市政策や、一次の健康予防策、健康づくりや、いわゆる免疫力のアップ等々の取組、あるいはコミュニティを強化するなど、まさに真の健康都市を目指していかなくてはならないというふうに考えておまして、そういうものを深化という言葉で記させていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

私とちょっとイメージが違いまして、ただ単に健康寿命を延ばすとか、あるいは人のつながり、そして健康に対する事業の参加が少ない、それを主体的に取り組むとか、ヘルシープログラムをつくるということだけでなく、私は真の健康都市への深化というのは大きなビジョンであって、まちの形をつくっていくんだというくらいの意気込みで受けています。

例えば午前中に草川議員も一部同様な発言をされましたが、交通拠点性を生かしながら高速道路で、あるいは将来つながるであろうリニアを使って、多くの来訪者が健康という大きなキーワードを求めてやってくると。昔からよく言うんですけれども、鶴は千年、亀山の亀は万年ということで、健康寿命の創造のまちであると。あるいはそれが一つの健康産業であったり、健康観光、いわゆる亀山創生につながる大胆な発想が必要だと私は思うんです。そしてその形を標榜することが、市民とそういう目標を共有することがまた市民のプライドになってシビックプライドになっていくと、そんなイメージを想像していたんです。

市長は就任以来13年、市政運営の中で、健康都市亀山を一貫して掲げてこられたと思います。ぜひ亀山市政の集大成として、健康をキーワードとした健康産業であったり、健康観光であったり、亀山創生のための真の健康都市への深化、これを私は総合計画に示すべきだという考えを持っていますがいかがですかという質問をします。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

すみません、最初のご質問の趣旨は非常に矮小化した捉え方をさせていただきましたが、おっしゃるようにその健康都市というこの深化の先には、当然、緑の健都かめやまの具現化を目指すものでございまして、草川議員のご質問にもお答えをさせていただきましたけれども、本当に健康とか環境とか文化とか、こういうものと共生をしながらこのまちで市民の皆さんが健やかに暮らしていくことができる、そんな都市の環境、それから健康という視点から多くの内外の皆さんが亀山に対する一つの魅力、関心、イメージを膨らませていただいて、選ばれる都市になれるようにという趣旨も含めて緑の健都というふうに思っておりますが、ぜひ、課題はたくさんあるかと思っておりますけれども、しっかりとそういうものを着実に、そして様々な分野をつなぎ合わせて全体として調和した、そんな5万人都市亀山が創造できたら素晴らしいと考えておるものであります。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

いろいろコメントはありますが、次のデジタル変革（DX）やSDGsへの志向は、行政に何をもちたすかという質問を考えました。

まずDX（デジタル変革）、行政におけるDXというのはどういうことかをまず確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

行政におけるDX（デジタル変革）への取組は、単に業務効率の向上、コスト縮減などを主眼とするICT化とは異なり、デジタル技術を活用して仕事や組織を変革させ、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指し、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を進めるという考え方であるというふうに認識をいたしております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

非常に素晴らしい概念ですね。誰一人取り残さない多様な幸せの実現とかね。非常に素晴らしいんですけどもね。

それでは、そのDXを生かすために、行政、亀山市は何を準備しなければいけないのか。今までは、例えば高齢者といったらもう一くくり、高齢者でやったんですけども、高齢者にとっても一人一人いろんな環境が違うし悩みも違うし、先ほどもオーダーメイドの福祉とか、オーダーメイドの靴とか出たんですけども、それでは行政は何を用意しなければ、準備しなければいけないか、その認識を質問したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

DXに取り組むことにより、デジタル技術を活用してオンライン手続などによる市民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り人的資源を市民サービスのさらなる向上につなげるなど、DXの観点を生かした住民本位の施策を進めていくことが必要であると認識をします。そのために何が重要かということでございますが、まずICTを利用できる人と利用できない人の間に生じる格差、いわゆるデジタルディバイド、情報格差と申し上げますが、この解消を着実に進めていくことがまず重要であると思います。

これらの施策を実現するためには、DXの目的が、最終的には市民サービスの向上に資するものであるということをしっかりと職員に認識させるため、様々な職員研修の充実に取り組むことも必要でございます。

また、DXには初期投資も必要となることから、広域的課題として取り組むことも重要な視点であると認識をしております。さらには、DXに取り組むに当たり、その前提として、業務の把握や

情報の電子化を行う必要がございます。業務の把握につきましては、本年1月から2月にかけて、全庁的に各グループ単位での業務量の調査を行い、現在その分析を行っているところでもございます。また、情報の電子データ化につきましては、令和3年度に電子会議システムを導入するとともに、幹部職員にタブレット端末を配付し、会議資料等のデータ化を行うこととしております。今後におきましては、これら会議資料だけではなく、多種多様な情報の電子データ化に努め、DXに取り組むための準備を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

情報格差をなくす、職員の研修等をやると。それから一部には、実はこの質問は次の新庁舎建設を意識して質問したつもりです。どんな準備が必要かということなんですね。

世の中見ますと、あるいは私が読んでいるいろんな各市町の新しい挑戦を見ますと、このDXの加速度的な進化とか進みによって、例えば今担っている税務の業務であったり、窓口業務であったり、今部長の答弁の中で広域化という言葉が出ました。広域化や、あるいは外注化とかアウトソーシングもどんどん進んでいくのは明らかであろうと。もうそういう時代がすぐ来ているんだということですね。

それから国においても行政システムの統一化みたいな動きはもう始まっているんですね。そういう意味でこのDXを迎える中で、今本当に市役所が準備をしなければいけない、これも庁舎建設の大きな要因ですので、それも併せてご検討をいただきたいと思います。

次に、SDGsについても聞かせていただきます。

先ほど森議員からSDGsの概念の気候変動とか、あるいは陸の豊かさの部分を守る、森林について質問がありました。SDGsというのは、市長は常々SDGsというのは今始まった概念でなく、例えば亀山市のまちづくり条例、かねがね持ち合わせていた概念であるという発言をされているんですけども、私はどちらかというと財政運営の健全化、持続可能な行政運営、こういう視点で主に捉えられていたんじゃないかなという思いがします。

市長のマニフェストにもございます、それから選挙以前からも持続可能なまちづくり、亀山版SDGsと銘打ってありますが、どんなイメージなのか、再度の質問になるかと思いますがお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

お触れいただきました、本市が平成22年に亀山市まちづくり基本条例を制定いたしました。9つのまちづくりの基本原則を定める中で、その一つとして今日のSDGsの理念に通じる持続可能性の原則を掲げて独自のまちづくりを展開いたしてまいりました。財政の持続性も入ろうかと思いますが、まちづくり全般、人づくり、継承されていくと。いわゆるその局面だけではなくもっと長いスパンでまちづくりや人づくりを考えるべきであると、このような考え方をまちづくり基本条例に組み込んだところであります。

また、第2次総合計画の将来都市像「緑の健都かめやま」には、持続的に発展し続けられる健康

都市でありたいとの思いを込めておりました、そうした考え方はSDG sの様々な目標群の達成に寄与するものであると考えておるところであります。福祉に関わります様々な地域協働とパートナーシップで積み上げております亀山独自の仕組みにつきましても、そのような視点、パートナーシップの視点とか、独りぼっちをつくらぬとか、そのような概念の具現化であろうと理解しております。

こうした中で、亀山版SDG sとは、緑の健都かめやまの実現に向け、当然これは世界的な水準、2030年を目指します世界水準のSDG sではありますが、本市の実情に沿った形で適用させながら持続可能なまちづくりを推進する仕組みづくりを目指そうとするものでございます。その確立に向けまして、行政計画の策定時等におけるSDG sの観点からの施策形成や成果指標の設定をはじめ、経済・社会・環境の3側面を統合的に捉えて最適化された事業やプロジェクトの構築などが考えられるものでございますので、現在その検討を進めているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

また時間がなくなりました。

いろんな今から、特に総合計画あたりの策定の中で、社会・経済・環境の3側面を、施策、事業の最適化をするための大きな指標にはなるんです。

それでSDG sに関して2つだけ確認したい。1つは、SDG sの実践には、例えばこの小さな亀山であってもSDG sという、こうあるべきだという世界あるいは社会の実現にはリスクやコストが必要だという認識はあるのかという質問を用意したんです。長々と用意したんですが、例えばCO₂削減のためには、行政は社用車、庁用車というのかな。あるいは地域交通にしても、いち早く脱酸素社会を目指した、例えば電気自動車、これはもう導入を図らなければいけないと思うし、あるいは、今全国各地に見る間伐材利用のバイオマス燃料等、こういう再生エネルギーの活用というのは地方公共団体にはもう必須な、喫緊な重要課題で、これもコストもかかる。あるいは食料、農業問題、これは政策的にも予算的にも大幅なかじ取りをしていかないといけない。今言ったSDG sはコストやリスクがかかるんだというご認識はあるか。

それからもう一つまとめてやっちゃいます。

SDG s、あるいはその前のDXにしても、これは本当に官民の連携が必要なんです。私、先ほども言いましたけれども、全国の地方公共団体が挑戦している新聞記事をまとめたD-f i l eというのを読んでいるんですけど、この中で一番多いのは、今やはりコロナ対応なんです。

それからとみにこの頃増してきたのが、今も紹介をしました太陽光、木材のバイオマス。これらはむしろ環境の範疇から産業とかの中にもそういうのが出てくるような特徴がある。太陽光あるいはバイオマス燃料にしても、地方公共団体あるいは関係団体、電力会社はもちろんのこと、銀行や先端技術の会社というのが必ずタイアップしている。それから最近、これは中日新聞なんですけれども、三陸沖のワカメを利用してプラスチックを作ると。そのプラスチックを作ってもそれをまた自然に再生可能なプラスチックを作る。これも岩手大学とコニカミノルタとか、そういう大手とか。

今の亀山の官民連携を見た場合、災害協定の中での官民連携、あるいは鈴鹿川の源流を守るいろいろその構成員としての関係とか、郵便局の連携もある。非常にこの官民の連携がまだ弱いんじゃない

ないかということでもあります。SDGsの実現にはコストがかかるという意識、あるいはそういう認識はあるのかということと、官民連携についての考え方を簡単に答弁願います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まずSDGsの3つの視点、経済・社会・環境の統合性から、特に経済と環境につきましては、それぞれトレードオフというか、関係性の干渉に関し、財政面からの合理性が問われる場合なども想定されております。そのため、今後におきましてはSDGsのゴール達成に向け、施策や事業等の企画・立案に際しては、リスクやコストの側面も踏まえた上で検討が必要であるというふうに考えております。ちなみに、新年度予算におきまして、電気自動車等の予算についても計上いたしておるところでございます。

続きまして、官民連携でございますが、これにつきましては、様々な形での地域活性化につなげてまいったところでございますが、まだまだ自治体と企業の中の水平的な連携が求められるところでございます。本市も防災や環境などの分野において官民連携を進めておりますが、まだ事例が少ない状況でございますので、今後も持続可能なまちづくりを推進していくためには、民間とのパートナーシップの構築や官民連携のマッチングの場の活用についても積極的に検討してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

次の質問。必要とされる市民サービスの在り方、行政機能、職員の働き方をどう捉えるか。これは、次の新庁舎の整備についての書き込みと同等なので、もう新庁舎の質問に入りたいと思います。

まず、新庁舎建設基本構想が平成31年に提出されました。そして今年、整備基本計画の中間案が出されたんですけども、基本構想から基本計画の中間案、あんまり進展していないんじゃないか。何が変わったか、ずばりお答えください。

○議長（中崎孝彦君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

基本構想から基本計画中間案へと進む中で、具体的に進展しました事項といたしましては、行政機能の集約化でございます。基本構想におけます全ての行政機能を新庁舎に集約することを基本に検討するという考え方を踏まえまして、基本計画中間案におきましては、関支所庁舎、総合保健福祉センター、総合環境センターの集約化について一定の方向性を示しております。

関支所庁舎につきましては新庁舎への集約、総合保健福祉センターにつきましては、行政機能は新庁舎へ集約いたしますが、福祉総合相談窓口を置くことで、引き続き福祉拠点としての役割を継続するものでございます。総合環境センターにつきましては、廃棄物の広域処理も含めまして検討を進めていくものとしたものでございます。

また、基本計画中間案におきましては、3回開催いたしました市民ワークショップや、高校生・中学生へのグループインタビューにおいて出されました意見を取りまとめております。以上のように

な事項が基本構想から基本計画中間案へ進む中で進展したものと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

つまりワークショップをやったことの実、そして機能の集約化については、多少より具体的に
なってきた、このぐらいしか見つからないんです。

それでは次の質問です。

基本計画検討委員会、これはどういうように成長したかということを書いたんですけれども、実
は、外部委員会として大学の先生お二人、それから各種団体の長あるいは公募による委員で構成さ
れる新庁舎整備基本計画等検討委員会、これも令和2年に開催がないんです。その理由が、コロナ
の影響で会議が開かれなかったということなんですけれども、私はそれだけではないと、他に開催
ができなかった理由はなかったのか。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

学識経験者等で構成いたします亀山市新庁舎整備基本計画等検討委員会につきましては、新型コ
ロonavirus感染症の影響もございしますが、新たな課題といたしまして、アフターコロナやデジタ
ル変革による新しい社会を見据えた庁舎機能の検討が浮上してまいったところでございます。その
ことから、計画策定に当たりましては一旦仕切り直しをして、アフターコロナ時代にふさわしい新
庁舎の在り方を多面的に検討する必要が生じたことが大きな要因の一つでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

非常に今重要な答弁だと。いいですか、重要なのは、一旦仕切り直しをして、庁舎機能を多面的
に検討する意見が浮上したんですね、これは押さえておきます。

それでは、庁内にも副市長をトップに庁内検討委員会、その下に3つのワーキンググループがあ
るんですけど、これは一度も会議をされていないんですね。それでよろしいですか。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

新庁舎建設に係る庁内における検討機関といたしましては、副市長をトップとします亀山市新庁
舎建設庁内検討委員会がございしますが、一度も開催されていないというところでございます。また、
その理由といたしましては、この新庁舎検討委員会が所管いたします3つのワーキンググループと
いうのがございまして、新庁舎機能検討ワーキンググループ、行政機能集約検討ワーキンググルー
プ、建設予定地検討ワーキンググループというのがございまして、そのうち新庁舎機能検討ワーキン
ググループと行政機能集約検討ワーキンググループにつきましては、一定の役割を終えているとこ
ろでございます。残りの庁内検討委員会と建設予定地検討ワーキンググループにつきましては、令
和2年度において会議の開催に至っておりません。

遅延している理由といたしましては、建設予定地検討ワーキンググループの検討内容を基本とした庁内における内部協議、また策定支援業者との協議等に時間を要しているものでございます。そのような過程の中で、新たにアフターコロナ時代にふさわしい新庁舎の再検討の必要性が生じたものでございます。したがって、議論の成熟というより、新たに直面した課題の解決に向けまして改めて検討しなければならないという状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

庁内機能を多面的に検討する意見が浮上したということですが、これは基本構想から多面的に検討する必要があるのか、あるいは今やっている基本計画でいいのか。基本構想から見直すのか。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

検討、見直しにつきましては、令和3年度で策定をいたします基本計画の中で改めて検討をしてみたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

さっぱり分かりませんよ、これ。庁舎機能を多面的に検討する意見が浮上していると言いつつ、3つのワーキンググループのうち、機能検討グループ、集約検討グループは一定の役割を終えたと言っているんですよ。それでなおかつ庁内の検討委員会は一回も開催されていない。庁舎機能を多面的に検討する、まさに専ら今やっていないといかんですよ、違いますか。

だからこの辺、あるいは、例えば集約化についても一定の役割は終えたと言いますが、今日の答弁の中では、テレワークやオンラインサービスの活用をもってすれば、分散化についても一定の評価をしなければいけないと答弁していますよ。だから集約検討にしても、あるいは機能検討グループにしても一定の役割なんか全く終わっていない。どうですか、その辺。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今まで検討をされてきた内容でございますが、このコロナ禍におきまして改めて検討すべき事項等々が多面的に出てきたということがございます。それを今後改めて検討してまいるという考え方でございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

この亀山市新庁舎建設基本構想の中で導入する機能ってあるんですよ。その中で、防災拠点機能、議会機能、執務機能、あるいは市民サービス機能とあるんですけども、コロナとは言わないんで

すけれども感染症対策ということは全く載っていない。受動喫煙防止はありますよ、たばこはあるけど、感染症なんかは全くないんです。本当に基本構想はこれおしまい、これに倣って基本計画を立てるという考え方も全くおかしくて、私はこんなところでしなやかな対応をされたら困るんですよ。さっぱり分らん。

もう時間もないから通告どおり3つやります、いいですか。スケジュール、建設手法、財源等がまだ示されていない中、新年度中に整備基本計画は完了するのか。お答えをお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

アフターコロナ時代にふさわしい新庁舎の在り方につきましては、様々な課題の解決が必要であります。現時点におきましては、基本構想においてお示ししました、おおむね令和10年度の開庁とした基本計画の策定に取り組んでまいるのでございます。その基本計画におきまして、スケジュール、建設手法、財源等について明示させていただきたいと考えております。しかしながら、新たな課題といたしまして、アフターコロナやデジタル変革による新しい社会を見据えた庁舎機能や建設候補地の選定など、しっかりと検討する必要がありますことから、さらに時間が必要と判断しました場合には、スケジュール等を速やかに議会にお示しさせていただきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

通告の4番目を読みます。

大きな潮流変化の中では、より重厚な事業推進が必要ではないかという項目を書いたんですけども、実はこの通告の前に、本当はここを書きたかったんです。リニア亀山駅位置の推移等、大きな潮流変化の中であって、現状の脆弱な計画、ゼロ事業推進はリセットすべきだという通告を出したんです。

それでリニアのことについて確認をしたいんですけども、午前中に山本部長はこう答えているんです。いいですか。今後のスケジュールでございますが、県の期成同盟会が本年9月の駅位置候補案を提出するように求めていると。今3月でしょう。4、5、6、7、8。これはもう市として新たなリニアの駅候補地は、市は示すおつもりなんですね、確認。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

県の期成同盟会が求めております亀山市の候補地案といたしましては、2段階の求め方をされております。本年9月に県にお示しをさせていただきます候補地案としては、まず亀山市の地形の中で、リニアの駅が物理的に設置できないような、例えば急峻な山あいでありますとか、浸水想定区域内でありますとか、一般的に物理的にリニア駅が誘致できないような場所、そういった場所をまず候補地から外す作業を行ってまいります。これが本年9月にお示しをさせていただく一つの案でございます。それと、その翌年のまた同じ時期になります、その9月の案を基に直径5キロ圏の候補地を絞っていくということになりますので、県へ出していく状況につきましては2段階で提出

をすると、このようなところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

できない候補地を候補に上げるということですね。

ここでの質問は、リニア駅位置と新庁舎の関わりをどう捉えているか、関係ないのか。午前中の市長の発言の中には、直接関連性は持たないんだという言葉も僕は聞き取りをしました。このリニア駅と新庁舎の関係、どう捉えているか、簡単に。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まずリニア駅につきましては、先ほど申し上げましたように場所が正式なというか、具体的な詳細が確定いたしますのは2027年の東京一名古屋間の開業の前ということが具体的な駅位置となりますので、それをもって正式な場所ということになりますので、それを庁舎と関連させるということについては無理があるというふうに考えております。しかしながら、先ほども申し上げましたが、リニアの駅につきましては、非常にまちづくりにとって大切な拠点となり得ますので、場所等が決まりましたら庁舎と連携を、ネットワークを深めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

リニア駅が持つ意味合い、市長のリニア庭園都市構想を聞きましたね。新たなライフスタイル、ビジネススタイルを変えていく拠点になって、新たな文化や定住を生む。あるいはリニアの駅というのは、これはリニアの駅を誘致する市の責任として、東京、名古屋、大阪という大都市圏へ人口あるいは人の流れがぐわーっとストロー化するのを止める役割もあると思うんです。そういう意味では、新しい庁舎が、あるいは駅の周りの機能がストロー化現象を防止する、例えばコンベンション機能であったり、ビジネスステイ、あるいはホテルでのステイとか、いわゆるサテライト機能とか、こういうことも新しい庁舎の中にはリニア駅が決まれば必ず必要になってくる。そんな思いもして、まだたくさんの質問を用意したんですけどね、時間がないから最後に聞きたい、言いたい。

もう私は、タイムスケジュールを明確にしてもらいたい。このタイムスケジュールというのが、令和10年まで、新庁舎が開庁するまでのスケジュールじゃないんです。この1年のスケジュールでいいんです。いいですか、この1年でどんな仕切り直しをするのか。あるいは検討委員会をいつから始め、どういうグループでどんな議論をするか、そして本当に必要な新庁舎の機能とはいつになったら明示できるのか。リニア駅あるいはリニア庭園都市構想との関係をこうするんだというきっちり明示できるのか。当然、新庁舎の位置、そして建設手法、積立てを仮に上限20億ためても60億、70億では済まないですよ。土地から買っていけば100億の事業、これの財源も示されていない。そういうことについてどんなメンバーで、どんな体制で、1年かけてつくるといいますからそのスケジュールを出してください。これ誰ですか、副市長ですか、市長ですか。スケジュールを出せるか、1年かけてどんなスケジュールで検討するか。

○議長（中崎孝彦君）

答弁を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

今議員おっしゃったように、基本構想の話からしていただきましたけれども、この1年間で基本計画をつくり上げるというふうに明言をさせていただいておりますので、しかるべき時期にスケジュール等についてはお示しをさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（中崎孝彦君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

今日が3月8日ですね。今年度末まだありますよ、3月末まで。今年度ですよ。

それで、やはり次の議会までには、1年かけてどんなグループがどんなテーマでこれはこういうふうに議論するんだというのを見せてくださいよ。次の議会まで、どうですか。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

次の議会までにスケジュール等をお示しできますように準備を進めてまいりたいと考えます。

○議長（中崎孝彦君）

11番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

続いてお諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。そのように決定しました。

明日9日は午前10時から会議を開き、引き続き令和3年度施政及び予算編成方針等に対する代表質問と、午後からは上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 4時04分 散会）

令和 3 年 3 月 9 日

亀山市議会定例会会議録（第 3 号）

●議事日程（第3号）

令和3年3月9日（火）午前10時 開議

- 第 1 令和3年度施政及び予算編成方針等に対する代表質問
- 第 2 上程各案に対する質疑
- 議案第 8号 亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議案第 9号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 議案第11号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第12号 亀山市基金条例の一部改正について
- 議案第13号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第14号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第15号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
- 議案第16号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第12号）について
- 議案第17号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第18号 令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第19号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第20号 令和2年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第21号 令和2年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第22号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第23号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第5号）について
- 議案第24号 令和3年度亀山市一般会計予算について
- 議案第25号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第26号 令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第27号 令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第28号 令和3年度亀山市水道事業会計予算について
- 議案第29号 令和3年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 議案第30号 令和3年度亀山市公共下水道事業会計予算について
- 議案第31号 令和3年度亀山市病院事業会計予算について
- 議案第32号 市道路線の認定について
- 議案第33号 市道路線の認定について
- 議案第34号 市道路線の認定について
- 議案第35号 市道路線の認定について
- 議案第36号 市道路線の認定について
- 議案第37号 市道路線の認定について
- 議案第38号 市道路線の認定について

議案第39号 市道路線の認定について

議案第40号 市道路線の認定について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	古田秀樹君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	青木正彦君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部次長	谷口広幸君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	田所学君	健康福祉部参事	豊田達也君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田邦敏君	消防署長	原博幸君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局 長 井 分 信 次 書 記 水 越 いづみ
書 記 西 口 幸 伸

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（中崎孝彦君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、令和3年度施政及び予算編成方針等に対する代表質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

それでは、勇政を代表して代表質問をさせていただきたいと思えます。

令和3年度施政及び予算編成方針についてという表題で上げさせてもらってあるんですけども、ちょっと予算の質問をする前に、山本部長にちょっとご答弁させていただきたいと思えますけれども、当初予算方針の流れ、通常各部局に方針を指示すると思うんですけども、日時の流れ、どのような流れでこの当初の予算を編成されるのか。10月中旬から11月にかけて一応部局で担当して、当然行く行くの予算に対する聞き取りもやられると。その流れをちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

それでは、予算編成の流れをご答弁させていただきます。

通常でありますと、まず10月中旬に市長から予算編成方針を職員に提案させていただきまして、それに基づきまして標準予算と政策予算、それぞれ予算編成を行っていくわけですが、議員ご指摘のように、標準予算につきましては11月の中旬をめどに聞き取りを行いまして、各部局から予算が提出される見込みとなっております。また、主要事業を中心とする政策予算につきましては、年が明けまして1月初めに聞き取りを行いまして、標準予算、政策予算の市長査定を行いまして、ほぼ1月中旬辺りには予算が固まってまいります。その中で、復活要求がございまして、最終的に予算が確定するのは2月の初めというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございます。

通常、任期中の4年間の間で今の部長の流れで予算が編成されます。そこでちょっと市長にお伺いしたい。市長は、今回改選を迎えられて、無事当選されてこの市政に当たっておるんですけども、本来なら予算というのは1期4年間の間を区切りでやっていくと思うんですけども、今回この3月定例会においては、今言ったように、1月初めに政策予算で市長からの査定を受けるということですけども、当然政策予算というのは改選後に、市長としてのマニフェスト等の政策をもって、そして予算を編成していかんなんと思っておるんですけども、この定例会ではもう明らかに市長の政策予算も含めた中での予算が計上されています。その中で、ここにも書かせていただいていますように、令和元年度201億、それから令和2年度は8.2%増の217億9,000万、今回議会に提案されておりますのは6%増の230億9,300万というような形で、明らかに年々増額をしておるんですけども、それでこの中に政策予算が入っておると。なぜこういうような形の予算が組めたのか、市長査定をされたのか。改選のときには、当然6月に本格予算を出さないかんというのが、私の経験上そういうふうにおもっておるんですけども、昨日も服部議員の質問にありましたように、市長は3期12年という一つの節目をつけて21年に就任されました。だけど、4期目に臨んで、再度挑戦されるというつもりでこの予算を組んでいたら、昨日の答弁ではあかんと私は思っておるんですわ。なぜ骨格予算を組まなかったのか、なぜ政策予算を含めた中での予算になったのか、そういうような指示を出したのか、その思いをちょっと一遍聞かせていただきたいと思えます。理解してもらえましたか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

当初予算がなぜ骨格予算ではなくて本格予算となっているかというお尋ねでございますが、ご案内のように、市長改選期の過去の新年度予算編成につきましても本格予算の編成を行ってまいりました。今回につきましてもこれは同様でございます、様々な政策課題を速やかに解決していく、それから当然主要事業、標準事業、お示ししておりますように、計画性を持って議会の議決を経てこの事業を全庁的に展開いたしておりますので、当然行政の継続性を確保した形での予算編成を行わせていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、平成21年に前田中市長が勇退されて、新人同士で選挙戦をされました。そして、平成17年の合併の以前、亀山市・関町でいろいろ合併協議会で協議した中で、総合計画等々も含めた中で、和賀白川線、野村布気線、関中学校、庁舎建設、市営斎場という5つの大きな施策があったと。その5つの事業の中で、唯一、あなたが市長になった段階で、あなたのマニフェストに基づいて庁舎建設が凍結されました。そういうのがまたできるわけですわ、首長というのは。だから、通常、この3期12年間の間は、確かにあなたはマニフェストの中で12年間は私がやりたいということで示された中で、4期目に挑戦されるときに、12年前を思い返していただきたい。

前市長が合併協議で十分2年間協議した中での庁舎建設というのを、あなたは凍結されたわけですよ。選挙は無投票だったんですけれども、無投票でなく、もし仮にあなたがその選挙戦に敗れた場合に、あなたの施策というのはいくらにもなるわけですよ。そういうような隙間をやっぱりつくっておくのが、この亀山市政を、また亀山市民の安心・安全なまちづくりのために、緑の健都というように言うていますけれども、それが本来の姿やないかと思います。そういうふうに使われませんか。

選挙戦はどうなるか結果は分かりませんが、やっぱりそこら辺の隙間を空けておくと。あなたは12年前にごろっと変えたんですから、その予算を。特に、大きな市町の象徴である庁舎建設というのを潰してしまったんですから、あなたは、確かに令和10年を目指して庁舎建設のプロジェクトをつくっておくというように聞きますけれども、言い出しましたけれども、やっぱりそこら辺の隙間を空けておくという姿勢は全然思わんだんか、そういうような配慮というのは、市長として。あなたがもし選挙戦に負けたときに、新しい市長が新しい施策をつくるという隙間を空けるためには、当然3月の議会に、この大きな、膨大な230億の予算編成をすると。今も山本部長の答弁にありましたように、市長の査定も受けた中での予算ですよ、これは。3月は今のように標準的な予算は組んでおいて提案し、後に6月に、当初予算には新たな政策予算は組み入れるものではないと私は思っております。

そういうようなことで、こんなことを言うておいたらあきまへんけれども、正直前年度が令和元年度よりも17億8,460万、それで本年度が前年度よりも13億以上の予算を編成されたと。この間も新聞報道でコロナ対策に対する予算であるというようなことを言われました。だけど、これは、私から見たらコロナ対策は大体4億円ですよ。この13億の中で、こうやって年々、令和2年度、3年度、明らかにこれは駅前開発に特化した、特定の事業に対する特化した予算やと思っております、この増額の部分は。そういうようなご理解はありますか、駅前に特化した予算であると。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新年度予算は駅前に特化した予算かというお尋ねですが、全くそういうことではございませんでして、当然駅前も入っておりますけれども、全ての福祉、教育、環境、道路行政、交通、様々な要素の中で、予算は全体的な標準と主要事業で構成をされておりますので、そのバランスの中で編成をさせていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それはいいですよ。予算内容のところを見たら、亀山駅周辺整備事業に15億6,300万、図書館整備に、国費が2分の1入っておるとしても6億250万のお金が入っておるんですよ。それによってこの予算が膨らんだわけですよ。あなたは、確かに通常のあれをやったと思いますけれども、駅前が当初56億やったと思うんです。それが77億8,000万になって、今回でも図書館の棚を作るために2億の金が入ってきておると、新規にね。だから、これはあくまでも駅前に対する予算がだんだん、コロナやとか、そんなのと違いますやんか。駅前に対する予算が増大してき

たと、違うんですかな。この駅前解体事業が始まってどんどんどこ予算が上がっていくんですけれども、私は、駅前特化の予算であると、そういうふうに思っていますけれども、私の認識が間違っておるのかどうか。

やっぱりこのような形で予算をやっていくというのは、いろんな市民の要望に対して、いろんなことがあるわけですね、市内には。道路整備、それから服部君も言われるように学校改築とか、いろんな事業があるのにここに集約するもので、どうしてもそれに手をつけられんという思いがあるんですわ。私が言うておるのは間違っていますやろうか。ちょっとあれやったら教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

もう本当に釈迦に説法でございますが、多様な市民の皆さんのニーズ、あるいは自治体としてやらなくてはならないもの、様々なものがありますが、何を優先してどのタイミングでやっていくのか、そういうこともひっくるめて予算編成をさせていただくというのは当然のことでございますが、議員は今、駅前の話だけをおっしゃっておられますが、これも既にご案内のように、例えば新年度予算が過去2番目に大きな予算額となりましたのは、当然コロナ対応、あるいは駅前の、あるいは新図書館の整備、さらには給食会計の公会計化に係る事業1億5,000万、とこわか国体への対応、それから毎年伸びてきておりましたが、障がい者自立支援等々のサポート等々も含めて、扶助費の増が約8,000万、昨年度に比べて伸びております。過去最高の33億という扶助費の伸びも見逃すことはできないと思っております。様々な市民の皆さんのニーズに、しっかりそれを把握して、事業として、亀山市としてそれを展開していくというのは当然の話でございますので、そこはご理解いただく必要があろうかと思えます。

それから、歳出だけではなくて、歳入におきましても、市税自体が前年度比3億減ということでございましたが、今回の予算の特徴につきましては、国庫支出金が約37億円と。これはワクチン接種とか、駅前再開発とか、こういうことによりまして国費の増が、これもかなりご支援をいただいておりますというのも特徴でございますし、臨財債につきましては、地方税収の減によりまして、国の政策的な判断もあります。15億という臨財債を対応させていただくということで、これはコロナ禍での地方行政、今の状況の中での仕組みを活用させていただくということで、歳入をしっかりそういうものが支えておるといった特徴もあるということも併せてご理解いただく必要があろうかというふうに思っております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それなら、市債関係をちょっと触れてみたいと思えますけれども、確かに臨時財政対策債14億5,000万、衛生費が1億3,310万、土木費が7億4,000万、消防費が8,480万、教育費が2億7,800万、農林がゼロでトータルすると26億8,660万ですよ。去年は17億8,400万ですよ。その中で、各科目で増減する中で、土木費と教育費が大幅な伸び、教育費のやつは2億3,000万ですけれども、都市計画費においても5億6,620万、それから駅前周辺整備事業が5,130万とか、社会教育費が2億7,000万と、こんな形で入ってきておるんですよ。

そうすると、これは大方駅前に特化した事業やと思います。

ここで、ちょっと前回委員会で出してもらったのをパネルで1枚出しますけれども、これは駅前再開発事業に対する一連の事業費ですよ。そこによると、第2ブロックにおける解体、それから道路、14メーター道路、ここですな、それからこれが図書館と道路、橋、広場、これが一つの一体物になっておるんですけども、確かに1ブロックにおいて1号線とか、それから3ブロックのところには7号線とか、そういうのも入ってきておるんですけども、それでこういうふうに増大してきておるんですけども、あくまでもこれは全て政策予算、あなたの政策に基づく予算になっておるんですよ、これ全て。これが総額77億ですよ、今の段階で。それでまたこの後ちょっと変わりましたけど、この数字が。また増えておると思うんですよ、この量が。

以前お聞きしたときに、解体費用によって6,000万の増額があったときに、どうしたんやと聞いたときに、この道路の部分の2ブロックにかかるところのアスベストの除去費の部分と、同じく駅前広場に関するこの部分で6,000万の負担をしたと。これが竜川のところの橋梁ですな、概算で1億6,000万ぐらいの増額があったと。こういうような数字が出てきておるんですよ。だけど、あくまでも私らは臆測だけで聞かせてもらっておるだけで、はっきりした数字が出てこないんですよ、この議会に対して。確かにこれは組合施行ですよ。組合施行やで、一括して事業ができると思うんですけども、なぜこのような事業に対する全ての予算内訳、それが出てこないんですか。市長として、当然市民に駅前のにぎわいづくりをつくるという公約の下で事業をやっている中で、やっぱりつまびらかにこの予算の内容というのは市民に公表すべきやと思う、細かく。そういうような思いはできませんかな、市長、もう少し。各事業に対する細かい詳細を市民に示すと、ここにはこれだけの金がかかりますと、これとこれでこれだけの金がかかりますと。組合にそういうふうにやってもらっていますというようなことを市民に明示するということはできませんかな、この事業に対して、こっちの表の中で。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

駅周辺整備事業の詳細について市民に明示ができないのかということでもありますけれども、今までこの事業につきましては、この公の場、あるいは様々な機会を通じて議会並びに市民の皆様にお示しをさせていただいてきているところであります。今後においてもそれは変わりません。また、その財源の内訳等々についても、議員はお触れいただいておりますけれども、改めて申し上げますと、この亀山駅の周辺整備事業全体の総事業費は71億8,210万1,000円でございます、その内訳は国の交付金及び補助金が35億9,790万2,000円、公共事業等債が15億3,210万円、合併特例債が13億9,910万、そして一般財源が6億5,299万9,000円でございます。また、これも何度も申し上げますが、起債及び一般財源におけます本市としての実質の市負担額は24億円程度を見込んでおるところでございます。各事業の整備箇所とその事業の詳細につきましては担当次長から答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうしたら、担当参事からまた後ほど、今市長が述べた各項目の数字を一遍出してください。

やっぱり今言われたように、一般財源、それから国からの補助金35億何ぼと、71億何ぼと言われましたけれども、77億8,000万ですよ、実際は。そうやで、確かに国の補助金は、僕もぼぼこよくついてくるなと思っておるんですよ、この事業に対して、開発事業に対してね、このコロナ禍の中で。確かに事業が止まっておるか分かりませんが、この駅前についてくる補助金は本当に異常なんですわ、私の経験上からいくと、この予算は、国から来る補助金は、非常に異常なんです、私の昔々の経験ですけれども。だけど、あなたがあくまでこの当初予算の230億を駅前に特化した予算じゃないと言われるのやったらそれでよろしいけれども、本来ならこのような予算はやっぱり骨格予算でやっていただきたいと思いました。ちょっと時間が迫っていますもんで、また予算決算委員会等でこれも詰めたいと思いますもんで、市長が述べられた資料を全議員に配ってください。

ちょっと変わりますけれども、4つ目のコロナウイルスに関する感染者が2月末で51名になっておった、今現在53名になりましたけれども、市民の皆さんは大変感染防止のためにそれぞれ努力されてみえると思います。いろいろ私も家に帰ったら手洗いをせなあかんとか、私のところも家族が7人おりますもんで、医療関係者もおりますもんで、かなり気をつけておけと言っているのやけれども、なぜいまだに亀山市はこのスケジュールが出てこんのですかな。ちなみに、先般は桑名市長が桑名市モデル、全国でも練馬区モデルとか、いろんなモデルが出てきておるんですよ。今日、たまたま伊勢新聞を見ておりましたら、知事が4月5日から週に1箱配っていくと。各市町がそれなりのスケジュールをつくって対応しておかないかと言わすけれども、確かに4万九千五百六十何名の市民の中で53人というのは少ないか分かりませんが、やっぱり当初言うておったように、医療従事者の接種、これが2月17日だと思ったんですけども、開始するというのが国のいろんな形で遅れてきておると。だけど、備えておけば、亀山市はこのような状況になったらこうやってちゃんとしますよというスケジュールをなぜ公表できないんですか、今。今まだ協議をしておる、協議をしておるといっても答弁が出てくるんですけども、協議やなしに、亀山市としてはこんな場合にはこういうような形のスケジュールでやりますよと。

それで、3月中旬には高齢者向けの郵送をやる費用も補正で組みました。だから、ある程度のスケジュールというのがなぜ出ないんですか。桑名市長が発表されたときに、これはワクチン接種の桑名市モデルと。市と医師会の協議が行われ、体制が整うと、こういうようなことが出ておるわけですよ、既に。知事も昨日の記者会見で、全ての市町で同じ時期に接種が始まらない見通しになったときには、市町は接種の体制を整え、クーポン券も配って準備万端と思っていたところ、22箱を確保することも難しいというようなことを言うておるんですよ。だけど、いつ来ても対応できるということ、確かに医療従事者はよろしいよ、大事というか。そうやけど、1,000人分という話ですけども、そんなんやったら65歳以上の方にまず送付を始めるとか、80歳以上に先にクーポン券を送ると、そういうようなスケジュールはできると思うんですけども、なぜできへんのですか、いまだに。

それで、書かせてもらったように、当然医師会の皆さん方の協力も必要やし、医師会との連携も必要やと思うんですけども、医師会との連携はどなたがやっておるんですか、今一体。市長ですかいな、副市長ですかいな、病院管理者ですかいな。あいあい3ブロックに分けて接種を行うとい

うシステムはやっています、集団接種をやると決まっていますが、あいあいだけでは不可能なんです、5万人を。確かに16歳以下の子供たちには接種はできやんと言いますが、なぜ接種のスケジュールが、亀山モデルがいつできるんですか、一体。いつまで待たせるんですか。それをちょっと教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まずワクチンの状況でございます。

昨日も少しご答弁をさせていただきました。随分と当初予定から遅れておる、その上に入ってくるワクチンの量も非常にごく少量という現状でございます。医療従事者はちょっと置いておいて、高齢者用のワクチンですけれども、高齢者用のワクチンは4月の第1週から三重県に国から配分をされます。第3週目までに22箱、昨日も少し言いましたけれども、1箱で約1,000人分ですので2万2,000人分、それを三重県が各市町に配分するわけですけれども、今の予定ですと多分それを1箱ずつですので、22市町に三重県が配分するような決定をされると思っております。ですので、その22市町に亀山が入れば、第3週目ぐらいにはワクチンが亀山に入ってくる、それが4月の話です。第4週目には全市町に行き届くようにワクチンの配分がされるという情報を得ておりますので、遅くとも4月の下旬には亀山市にワクチンが入ってくると。ただし、多くても、その時点で1箱から2箱ですので、1,000人分から2,000人分ぐらいのワクチンの量が4月中には何とか亀山に入ってくるものやというふうに考えています。

そんな状況の中で、1万3,300人ほど、65歳以上の高齢者の方が亀山にお見えになります。当初は、ワクチンがすごく余裕を持って入ってくる状況ですと、例えば集団接種をあいあいの1か所でやって、個別接種を各医療機関の先生方をお願いしてやってということ考えておりましたけれども、少しこのワクチンの状況ですと、議員もおっしゃっていただいたように、例えば年齢で区別をすとか、あるいは高齢者施設の皆さんを先に接種するとかいう形で、65歳以上の高齢者の皆さんも少し順番を決めていかないと、このワクチンの量では接種が難しいというふうに考えております。

いつスケジュールを示せるかということですが、実は来週ぐらいには皆さんのところへその接種計画自体がお届けできるように、今接種計画をつくっております。まだ、すみません、医師会との最終の調整が済んでおりませんので、医師会との最終調整を済ませた後、お示しをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございます。

医師会との折衝はどなたが担当されているんですかな。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

申し訳ありません、答弁が漏れておりました。

医師会との折衝は、当然ですけれども、ワクチン接種推進本部として本部長に副市长、副本部長に地域医療統括官と私がついておりますので、その3名でさせていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、市長はこの3名の方にお任せして、一度も接触されていないということですか、市長。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

医師会の役員とは、特に医師会会長とは、オンラインであります、連絡を取り合っておるところでございますけれども、この実務を積み上げていくということにつきましては、推進本部体制ができましたので、実務レベルの協議も含めて、今、副市长を本部長に、それから統括官と健康福祉部長を副本部長に、この体制でもってその詰めを、最終的な協議を行わせていただいております。当然、医師会さんとの連携が極めて今回重要でございますので、これは市を挙げてそのような体制で臨んできておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ワクチン接種、桑名市モデル、これは2月16日に桑名市の伊藤市長が医師会長と合同記者会見でこのモデルを発表しておるんですよ。確かに今市長が言われた有能なお3名の方でやってみえるのやけれども、こういうようなことは市長自ら足を運んで、恐らく医師会には理事会があるはずですよ。今は落合先生が会長になっていただいて、副会長に3名の方がお見えになって、4名の方と市長とお会いして、そして亀山に対する桑名みたいな、2月16日ですよ、今3月9日ですよ。市長は一体何をしておるのやと私は思っておるんですよ。有能な副市长か分かりませんよ。だけど、やっぱり市長自ら動いて、ワクチン接種の行動を起こすべきやと私は思っております。やっぱり市長が動かんことには物事というのは動いていかんのですよ。

また戻りますけれども、物事をやるならやっぱり長が先頭を切らんことには、僅か5万人の人口の長ですけれども、しかれども長がやっぱり医師会の先生方と膝を突き合わせて、体制が整って、市内各所で接種券を配りたいと、ご協力いただきたいと、そして全市民を守りたいという行動を示さなアカンですよ。それがあなたが4期目に出てきた一つのあれと違いますか。それをなぜしないんですか。オンラインとか、そんなもんやないですよ。5人以上寄ったら密になるか分からへんけれども、4人やったら密やないんですよ。だから、直接、その4名の方とあなたと会合を持ってもらって、そして協議してもらってくださいよ。別に議会の3階の大きな部屋がありますよ、あそこで会議を、あいあいでも大きな会議室がありますよ、ワクチンのときの。そこで協議をしてこそ、あなた、櫻井義之さんという人が亀山市長であるとみんなが認識するんですよ。と私は思いますけど、ぜひとも早急にあなたから動いてください。

(「動いています」の声あり)

○18番(櫻井清蔵君登壇)

動いているならもう出ていますやんか。それができておったら、桑名市の市長みたいに会見ができますやんか。いまだにそんなこと出てませんやんか。全然、今、古田部長がそのうちにちゃんとお示しさせていただきますというようなことを言われましたけれども、何をしておるのかと私は思っておる。

くれぐれも市長として、市民の代表として医師会の先生方としっかり話合いを持って、その結果を早急にやっておかんと、この22市町に、あなたも市長会の会長をやってみえますのやから、三重県下29市町あるんですよ。22市町ということは、7つの市町はどこかが省かれるわけですよ。もしそうなったときにあなたは責任をどう取られますか、そんなんやったら、あなたとして。そんな認識はありませんかな。22市町にしか配れんと言っておる、今、県は。その残りの配られんだ7つに入った場合、どうされますかな。特に、高齢者率が高い市町を中心に配付していくというようなことを言っています。我が三重県で、知事も言うておるんですけども、亀山市が22市町のうちに入らんだ場合、あなたはどのようなふうな対応をされますか、市長会の会長として、ちょっと教えてもらいたい。

○議長(中崎孝彦君)

櫻井市長。

○市長(櫻井義之君登壇)

答弁を部長からもさせていただきましたが、2月の段階、あるいは3月の段階で想定しておりました状況、これはワクチンの調達、これは国レベルの話ですが、それが当初のタイミング、あるいは量が確保できない。これは随分、1か月半、2か月後ろへずれ込んできておるところで、その中で、この亀山、あるいは三重県だけではなくて、全国でそれをどのようにしていくのかが大きな課題となってまいりました。今回、その不確定な情報で市民の皆様には不安や様々なハレーションを起こしてはならないということで、極めて慎重に積み上げてきておるものでございまして、桑名市さん、2月の段階での状況と、今現実どのようになっておるか承知をいたしておりませんが、議員おっしゃっていただいたように、22箱が三重県に入って、この配分については、この間、市長会並びに県に対して、これは私自身も様々な会議で参画をし、考え方を申し上げてきてまいりました。おっしゃるようないろんな要素をそれぞれ自治体は抱えますから、そこが皆さんが納得できるような県の配分の方針がやっぱり必要であろうという中で、その働きかけをみんな自治体の長はそのような思いで接してきておるところでございます。

したがって、今そうした場合どうするんやということでありますが、いかんせんワクチン量が22箱ということで、4月の下旬に来ても1箱、2箱という状況でございますので、私どもとしては様々なことを想定しながら、その体制をしっかり準備していくということで、精いっぱい積み上げてまいりたいと思います。そして、来週には一定の医師会との最終協議を今しておりますので、増して市民への正確な情報をお示しさせていただきたいと考えております。

○議長(中崎孝彦君)

櫻井議員。

○18番(櫻井清蔵君登壇)

私も原稿を持っておらんとしゃべっておるもんで、あっちゃこっちゃしますで申し訳ないんですけども、市長、私の聞いたことを素直に答えてくださいよ。ああじゃこうじゃ、あなたが要らん時間を取るわけですよ、ごたごた言うて。私が聞いておるのは、29市町で22個しか配れんと県が言うたわけですよ。その残りの7つに入った場合にはどのようなことをしますかと。桑名の件も言いましたな。桑名市長は、今の現下の状況を、今EUがベルギーで作っておるワクチンを日本へ出さんというようなことを言うてきておるんですよ。そのときに、河野大臣は、もしそんなことになったら私は責任を取るぞとはっきり言うておるんですよ、国会で。

だから、恐らく29市町の中で22市町へ送るけど、7つの市町はワクチンが三重県に入っても来んのですよ。よその分を取ってこいとは言えませんよ。正当な理由をもって県が示した条件に亀山市が見合う条件、例えば高齢化率が26.5%だと思うんですけど、亀山市は。高齢化率で案分してやるんやったら、恐らく鈴鹿市は大体十五、六%ですよ。それのところで区別すると思うんですけども、それについて聞いたわけですよ。そうやけど、何もあなたは答えてくれない。もういいわ、もう。次へ行きます。

防犯カメラについて通告したんですけど、ちょっと据え置きます。

次に、文化交流センター空調改修工事についてにちょっと飛ばせてもらいますけれども、副市長にちょっと聞きたい、これは。

ここに入札告示で2月1日、関文化交流センター空調改修工事、亀山市、これが出ています。開札はもうしたと思うんですけども、ここで告示内容で、これは多分担当部局からあれやったと思うんですけども、あなたは入札の指名審査会の会長ですな。そのときに、工期が令和3年7月30日までになっておるんですよ。この予算は9月定例会で予算を補正しました。9か月かかると。9月だから10、11、12、1、2、3、4、5、6。夏の暑いのは大体6月になれば暑くなると思うんですけども、この告示をするときに、工期が7月30日になっておるんですけども、これに対して何も気がつかんだんか。原課の言うとおりにやったんか。当然工期は6月30日末か6月中旬というような工期を設定せなあきませんやんか、あなたたちは。それを指摘して、この告示行為をやるのが普通やないかと思うけれども、なぜこんな7月30日をあなたは了解したんですか、ちょっと教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

確かに関文化交流センターの空調機改修工事につきましては、7月30日までの工期とさせていただきます。ただ、その特記仕様書の中で、早い部屋では6月下旬、遅い部屋でも7月上旬に空調機を使用できる状態にし、完成した部分から部分使用できるようにすることという条件がついております。したがって、空調機を使用できる期日と工期が少し合致していないのはままあることをごさいます、例えば平成26年に林業センターの火災の後の復旧工事、たしか議会や地元をはじめとする市民の方と年内の開館をお約束させていただきました。実際、年内に開館させていただきましたが、あの工事もたしか工期は翌年1月30日だったというふうに記憶しております。なぜ1か月程度の余分な工期を取るかといいますと、例えばですが、契約後の片づけとか、工事に関する報告書類の整理等、こういう期間が必要であるということから、1か月程度の工期を取

っておるといふ状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

市長が市長なら副市長も副市長やのう。言い訳するのがごにやごにやと訳の分からんことを言うて。あれを引っ張りこれを引っ張りですな。2人仲よくやっておったらしいのやけど、市長もごちゃごちゃと余分なことを言うて肝腎なことを答えやん。副市長は副市長で林業センターまで取り出して答弁をすると。だけど、7月30日はもう真夏ですやないか。にもかかわらず告示、これは整理がどうの、そういう問題やない。あれは、空調が壊れました。それで止めると次に稼働することができやんもんで、休館中も24時間フル稼働してやっておったんですよ、使う人のために。だから、いろんな諸手続があつたとしても、こんなことは、あなたがそれを指摘するのが本来の姿やないかな。それが指名を担当する副市長や。言い訳は要らんのや。市長と同じようなことを言うたらあかん、あんたも。これを言うておるともうごうが湧くでやめておく。

次、フラワー道路ですけれども、基本的にこのフラワー道路というのは四日市を起点に亀山市の白木をあれするのやけれども、本来これはフラワー道路やなしに四日市関バイパスになっておるんですよ、これの本当の名前は。市長もこれをよくご存じやと思うんですけれども、これはフラワーですけれども、これはフラワーの沿線が県道四日市関バイパス、俗称の場合はフラワーです。それで、1号線バイパスも明示させてもらつてあるんです。本来、このフラワー道路は、四日市関線バイパスは、本当は小野川沿いを通つて小野口へ出るのが本来の姿やつたんですよ。これは、関町のときの山内喜久夫さんという人が町長になっておるときに、この道路、フラワーは農林関係と。だけど、農林省に任せておつたらいつになるか分からんということで、これが建設省管轄になって三重県工事をやっておつた。市長も県議会議員をやっておつたんやでこのことはよくご存じだと思うけれども、今の状況はどうなつておるんですか。これは忘れられたフラワー道路と書いてあるけど、これからどう動くのか、ちょっと簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

○議長（中崎孝彦君）

久野産業建設部参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

県道四日市関線の改良の現在の状況でございますが、事業主体であります三重県鈴鹿建設事務所にお聞きしましたところ、名阪亀山・関工業団地の西側の鷲山地内において、令和2年度の補正予算により延長約110メートルの道路改良と、それに伴います隣接する県管理河川の石場川の付け替え工事を予定していると伺つております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

これも何十年という事業なんですけど、今ちょっと草刈りをしてもらつたり、久野参事が言われたような形でやっておるけれども、確かにこのフラワー関係で平成15年に557メートル、平成29年に173メートル、平成30年3月に344メートルの改良工事をやってくれておるんですけれども、これから、ちょっとパネルをつけてください。

これが津関線ですよ。これの間の縦線が四日市関バイパスですよ。これは、田中亮太さんが県議会議員のときにこういうふうに路線変更してもらったんですよ、関町議会から頼んで。私がまだ2期目ぐらいでしたかな。ということは、何十年も前になるんやけれども、これはどないなっていますのやな、市長。あなたも県議会議員で14年やってみえて。

関の1号線の津関線からまっすぐ、鳥居があって、鳥居からまっすぐ抜いて、桜川を通過して、1号バイパスを供用して、そして縦軸に上がっていくと。そして、これに連結するというような路線になっておるんですけども、1号線バイパスもまだいまだに動かんし、市長、これはどうしてくれるんですか、今から。よくご存じですよ、フラワーというか四日市関線バイパス。どういうふうに陳情をやっていくのか、どのようにこれをやっていただくのか。これは基本的に旧関町議会のときに、どうしても田中亮太さんに頼んで、関町の縦軸線としてこれを位置づけたいという要望をして、津のほうへ向かうための縦軸線を造ってくださいという要望で、田中亮太さんが県議会議員のときに動いてくれた路線なんですよ。市長はこれからどうしてくれますのかな。過去に経緯で、この真ん中にたくさんの方権者がいるんですけども、どうしても地権者の話し合いもできやんだということを私はよく知っています。市長として、これからどういうふうに動いてくれるのか、それをお聞かせ願いたいと思います。簡単にな。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

もう詳細は触れませんが、1号バイパスの期成同盟会を通じまして、かなり国・県にはお願いをいたしてまいりました。このいわゆる四日市関線、この整備についてはそのように、これは議会も入っていただいて、今日まで動いてまいりました。現状ですが、これはやっぱり大事な道路でございますので、県道津関線に結ぶ木崎地内から国道1号関バイパスの会下地内までのバイパス事業については、国土交通省施行の国道1号関バイパスと引き続き事業調整を図りながら整備方針を検討していくということで、平成30年から国・県、亀山市の3者の事業検討の調整会議を持たせていただいて、その中でその方策等々について現在詰めておるところでございますので、何とかこれは前進をさせていきたい、いかなくってはならない、このように考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何はともあれ、それなら平成30年からの協議の動きの詳細を私どもにいただくわけにいきませんかな。やっぱりそれを出していただきたい。これはどうしても関町としては縦軸線として非常に重要な道路ですもんで、早急にかかっていただきたい。一遍その資料を私どもにいただきたいと思っています。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時59分 休憩）

(午前11時08分 再開)

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 中島雅代議員。

○2番（中島雅代君登壇）

スクラムの中島雅代でございます。

代表質問をさせていただきます。

櫻井市長、4期目のマニフェスト及び施政方針についてお伺いをいたします。

なお、最初の項目のアの亀山版ネウボラについてとイの家族の絆についてを順番を入れ替えて質問させていただきます。

それでは、市長の政治理念として掲げていらっしゃいます今回のマニフェストにもございますクオリティー・オブ・ライフの実現について、直訳すれば生活の質ということになるかと思えますけれども、亀山市民の生活の質を向上させるために展開される今後4年間で取り組んでいかれるマニフェストについて、幾つか取り上げて質問をいたします。

まずは子供たちの施策についてでございます。

私たちを取り巻く環境、今日まぐるしく変わってきております。特に、子供たちの生活というのは、社会環境ですとか家庭環境に大きく左右されます。子供たちにとってのクオリティー・オブ・ライフ、生活の質とは一体どういうことなんでしょうか。心身ともに健康で、それから安全で安心できて、そして将来に羽ばたくための準備をするということかと思えます。そこでは、もちろん家庭が重要なウエートを占めてきます。

そこで、市長のマニフェストのNEXT亀山 緑の八策の中で、キラリ輝く緑の健都をつくるというところの中で、家族の絆と3世代交流の重視についてお伺いしたいと思うんですけれども、これは一体どういう考え方なのか、この家族の絆とは一体何を指すのかということと、市長がどういう思いでマニフェストとして家族の絆を記されたのかをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

2番 中島雅代議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、家族の絆、どのような意味なのかということですが、家族のつながりという意味合いにつきましては、今回の政策公約に関する施策の一つとして地域のつながりとともに取り上げさせていただいたものでございます。ご案内のように、今日、全国的に少子高齢化が進展をして、人のつながりや世代間の交流が希薄となりつつございます。家族構成や世代間の構造も以前とは変化をいたしてきておるところであります。そうした中にありましても、亀山のまちづくりの特徴でもあろうかと思えますが、これまでやっぱり社会の一番最小の単位ということで、議員も今おっしゃっていただいた家族が極めて重要な要素であるということ、そういうものを重視した市民力による高い地域力を持つまちづくりを進めてきておるところであります。

ただ、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響などを受けまして、地域の活動や行事の多くが停滞をしております。このままの状態が続きますと、徐々に地域のつながりが薄れてしまわない

かと案じているところをごさいますて、そういう意味、亀山市、WHOのいわゆる健康都市として、個人の健康だけではなくて、家族間のつながりや地域のつながり、ここを重視しているところをごさいます。そういう意味から、今後も家族の絆、世代間の交流など、その価値観を大切に、人と人のつながりを重視したまちづくりを展開することで、子供から高齢者まで誰もが安心して暮らしていけるような、そんな健やかなまちを目指そうという思いでございます。家族の絆、非常に世代を超えた親子の関係、あるいは3世代、こういうものの形も時代とともに変わってきてはおるところでありますけれども、やっぱり地域社会を構成する極めて一番身近で小さな基本の単位がまさに家族であろうと思っておりますので、その絆を、つながりをやっぱり大事にしていこうということで今回記させていただいたところをごさいます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

つながりが希薄になる社会で、人と人とのつながりだとか、地域のつながりとかいうところだと思うんですけども、家族の在り方というのは人それぞれで、幸せの形というのも人それぞれだと思います。もちろん同じ家族であっても感じ方は人によって違うと思います。毎日家族のためにお弁当を作ったりというのも家族の絆でしょうし、もちろん家族のために外に働きに出るというのも家族の絆だと思います。人によってはスキンシップを取ることが家族の絆ということもありますし、もちろん離れているほうが心地いい関係ができるということもあります。

絆という言葉なんですけれども、ちょっと意味を調べてみたんですけども、日本国語大辞典によりますと、人と人との断つことのできない結びつきということと、一方で、人情に引かれて自由に行動することの障害となることなど、意味がいい言葉ばかりではないんですね。もちろん揚げ足取りをするつもりはないんですけども、言葉にはたくさん意味がありますので、市を挙げて家族の絆を重視するというのは、ちょっと時代にそぐわないんじゃないかなと、私はそんなニュースを読んで思ったんですね。

もちろん家族の絆というのはすごく大事なことですけれども、でも市が各家族のつながりに対して働きかけるというのはちょっと違和感がありまして、極端なことを言えば虐待であったりとか、家族がうまくいっていないと考えている方にとっては、そうやって家族の絆、家族の絆と働きかけることで、ちょっと心理的な負担になるのではと思っております。もし、市として展開していくのであれば、各家庭にとって幸せな選択ができるように環境のほうを整えるべきだと思うんですけども、この家族の絆を重視するというマニフェスト、一体具体的にはどういう施策のことを指しているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

家族の絆、いろいろ考え方があろうかと思っておりますけれども、そう複雑に、シンプルに捉えていただけたらというふうにはまず思っています。その上で、まさに様々な家族の形とか考え方は当然千差万別であらうと思っております。あわせて、家族の絆、それから亀山市が大事にしていこうと今日まで積み上げてきております考え方の中には、多様な価値観やいろんな時代背景は当然あろうかと思

いますけれども、そういう中であっても、家族間のつながりとか、3世代の交流とか、それから地域とのつながりとか、こういうものは大事にしていこうではないかと、このような思いで様々な施策を展開してきておるところであります。

また、これは一般的に、市民の皆様方の中にも、これも抽象論、概念論で大変恐縮であります、例えば幸福を実感する幸せの要素、これはいろんな調査、あるいはアンケート等でも明らかになっておりますけれども、幸福を構成する要素の中で、やっぱり健康、あるいは家族、あるいは仕事、やっぱりこの3つが非常に大きな要素ではないかというふうに私自身も感じておりますが、それ以外も当然あるかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、そういう健やかな暮らし、あるいは人間関係とかが非常に希薄になってまいっております時代背景の中で、いま一度そういう人と人のつながりを大事にするような価値観を重視していく、このことは大事でなかろうかというふうに考えておるところでございます。

それをどんな事業に生かしていくのかということですが、様々ファミリーサポートの事業でありますとか、子育ての包括支援でありますとか、亀山市が県下を先導してきた様々な取組がございます。あるいは、地域でのまちづくりとか、市民活動におきましてもコミュニティーの中での3世代交流の事業でありますとか、それもそのような要素、考え方の下に展開をされておるところであります。今後、そういう亀山が積み上げてまいりました特徴ある取組がさらに創意工夫を入れながら前進できるような事業として展開できたらというふうに考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

家族の絆、つながりというの、家族間だとか地域でとか、大きな意味での絆なのかなと。市が各家族のつながりに対して働きかけるわけではないということ、もうちょっと大きな意味だよということを理解させていただきました。施策についても、具体的にというか、どの施策というわけでもなく、幅広くどの施策においてもそういう視点を入れていくということなのかなというふうに理解をさせていただきました。

それでは次の、その中の一つになろうかなと思うんですけれども、家族にとって幸せな環境整備、これについて重要な役割をしていくんじゃないかなと期待している亀山版ネウボラについてお伺いをしていきたいと思っております。

既に亀山市で、妊娠期から出産、それから育児、学童期、思春期まで途切れのない支援をしていくと。それは一般的にネウボラと呼ばれる仕組みなのかなと思っていたんですけれども、これは医療とか、学校とか、保健師さんとか、亀山市は既にそういう連携ができていて、それは素晴らしいことだかなと思っているんですけれども、今回、亀山版ネウボラということで、あえてこの名前をつけて、母子保健と育成サイクルの強化ということだったんですけれども、これは一体どういうことなのかなという。今までやってきた切れ目ない支援ということとの違いというのは何かあるのかということと、この亀山版ネウボラをこれから展開していくことによって描かれる亀山での未来というものをごどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

子供が本来持てる力を発揮できるよう育つためには、おっしゃっていただきました幼少期に伸び伸びと育つことができることとか、これは例えば人を信頼できることを学ぶこととか、自尊心を育てることが大切であるというふうに考えております。そのためには、妊娠期から出産、子育て期に力を入れて、切れ目のない支援が必要でございまして、本市におきましては、これまでから子育てに優しいまちを目指してきたところではありますが、さらに今まで以上に安心をして妊娠、出産、子育てができる環境を整えるために、平成30年度に新たに子育て世代包括支援センターを、それから令和2年度には子ども家庭総合支援拠点を設置させていただきました。保護者と顔の見える関係づくりとか、関係機関である支援者同士の顔の見える関係づくりを大切にしながら取組を進めてまいりました。医療、保健、福祉、教育といった子供に関わるそれぞれの関係機関がその役割をしっかりと果たして、そのネットワークの中で切れ目のないきめ細やかな支援をしていくことが亀山市が今日まで築いてきた子育て支援の形でありまして、これからも充実させながら続けていく形であると考えております。

その上で、今後さらなる強化、拡充の方向といたしまして、地域での子育て支援、義務教育からそれ以降の若者への支援等を考えるところでございます。具体的には幾つか想定をするものがございまして、例えば今の民生委員の方々がポケットの会等の活動推進で、ファミリーサポートセンターなんかの利用促進につなげていこうというような取組でありますとか、義務教育からそれ以降の青年、若者への支援につきましては、教育委員会所管の適応指導教室の機能強化、あるいはNPOのサポート体制等々につきましても、そういう実施がございまして、こういうものをしっかり進めていくということになるかと思っております。

いずれにいたしましても、今後も亀山市で安心して産み育てることができるよう、子育て世代包括支援センター、子ども総合相談を核として、子育て家庭が孤立することのないように、保護者や関係機関が顔の見える関係づくりを大切にしながら、医療、保健、福祉、教育のネットワークの中できめ細やかな支援をしっかりと進めてまいりたいと考えております。そして、あいあいを拠点にしながら、関係機関の機能、連携強化による子育ての包括的な支援体制の総称を亀山版ネウボラといたしたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

もちろん今までも充実していたんですけど、さらなる充実と、それから地域での子育てであったりとか、青年とか若者とか範囲を広げてしていただけるのは期待をしたいと思っております。

ただ、私もですけども、子供を育てる多くの女性というのは、ただ子供が欲しいだとか、子供を育てたいというだけではもちろんないんですね。もちろん十分承知していただいていると思うんですけども、パートナーと一緒に子育てをして、自分の人生もパートナーの人生も、それから子供の人生も充実したものになりたいというふうに考えていると思っております。それが実現できる環境というのが質のいい環境ということなのかなと思っております。

今回、母子保健につきましても、母子と表現をしていらっしやいますけれども、今小児科に行っ

でも、お父さんかと思うんですけれども、男性の方が子供を連れてきているということも珍しくないですし、男性の育児参加、昨日も男性の育児休暇の話もされていましてけれども、社会全体として男性の育児参加というか、パートナーと一緒に家庭生活をつくっていくという考え方を進めていく必要があると思います。亀山市においても、男性の育児参加を進めているところであるとは認知はしておりますけれども、今回あえて母子保健の強化と、母子保健とされているのには何か理由があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

母子保健とは、一般的に事業としても、概念としても使われる言葉でございますので、そのように使わせていただいておりますが、この母子保健自体は、次世代を担う子供が心身ともに健やかに育つことを目的に、主に思春期から妊娠、出産、育児期における一連の保健支援のことを指しております。本市においては、子育て世代包括支援センターにおいて、今まで母子保健事業等として行っておりました、例えば妊産婦健診でありますとか、妊婦教室とか、パパ・ママ教室、赤ちゃん訪問、育児相談、乳児健診、幼児健診等を行い、安心して妊娠、出産、子育てができる環境を整えておまして、こういうことを総称して母子保健と、このように使わせていただきました。

ただ、今おっしゃられるように、家族の在り方とか、あるいは森議員さんの昨日のご質問等々もございましたけれども、様々な家庭の環境、状況も変わってきております。男性の育児参加とか、大きな新しい要素であろうかと思いますが、今後、母子だけではなくて、当然、家族やコミュニティを含めた支援を考えていくことが大事ではないかというふうに感じております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

確かに一般的には母子保健という言葉、別に間違っているとは全然思っていないんですけれども、やっぱり男性の育児参加とか、地域とか、みんなで子育てしていくという観点も含めるとやっぱり、一般の感覚からいうと、母子保健と言われてしまうと、やっぱりお母さんと子供のものなんで、お母さんがお世話をするものみたいなイメージになってしまうので、みんなで子育てするということも含めて、言葉一つではあるんですけれども、意識して広めていっていただきたいなと思っております。

続きまして、発達障がい支援についてです。家族にとって子供の発達というのも大変重要な関心事項なんですけれども、最近やっぱり発達障がいという言葉聞くことが増えてきていまして、そうやって診断をされたりですとか、診断までいかなくても日常生活に困り感があるという方がいらっしやることが明らかになってきております。

この発達障がいとは、生まれつき脳の障がいのために言葉の発達が遅いだとか、対人関係をうまく築けないとか、特定の分野がすごく極端に苦手であるとか、落ち着きがなかったり、集団生活が苦手だったりとか、そういう症状が現れる生まれつきの特性ということだそうなんですけれども、来年度、県立子ども心身発達医療センターのみえ発達障がい支援システムアドバイザーの育成研修の活用をと施政方針にもございましたけれども、この発達障がい支援システム、これは何かという

のを概要とか内容をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

みえ発達障がい支援システムの概要でございますが、みえ発達障がい支援システムとは、県が発達障がい児や発達に配慮を要する子供への支援のために定めたもので、市町の市やら町の担当課が中核となって、保健、福祉、医療、教育等が連携し、幼児期から小・中学校へと途切れのない支援を行っていく、その仕組みでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ご説明いただいたんですけど、イメージのほうがちょっと湧きにくいんですけども、このシステムを導入していくとなると、結局どうなるのかというところをちょっとお伺いしたいんですけども、私の周りでも、日常生活で困っていらっしゃるという方、よくお話を聞くことがあるんですけども、例えば集団生活が苦手で、ご本人も困っていらっしゃるし、保護者の方も困っていらっしゃる。いろんな努力しても、発達障がいというものの特性だと思うんですけども、現れる特性というのが人それぞれなので、しかもぱっと目で見えて分かるというものではないので、わがままなのかどうなのかという基準というか、線引きも難しいみたいなんです。学校へ対応を、こういうふうにしてもらえると過ごしやすいですということもなかなかうまく伝えるというのが難しいですし、学校側としても理解してもらおうのもやっぱり難しい。

平等とか、公平とか、学校とか園とかもそういう観点で考えるとやっぱり線引きが難しいところかなと思うんですけども、学校ですとか先生によって、一人の子に対する対応がまちまちで、学年が変わったりとか学校が変わって担任が替わったり環境が変わるとまた一から関係を構築していく、また一から説明していくという必要があるということをお伺いしております。

そういった発達障がい困って見える方というのは、市内にもやっぱりいらっしゃるんですね。このシステムを導入することで、市内、どこの園であったり、学校であっても同じ認識で同じ対応をしてもらえるんじゃないかというふうに期待はするんですけども、亀山の発達障がいを持っている子供たち、それから保護者、それから学校とか園とかでどういう効果をもたらしていくのかというところをお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

少し長くなるかも分かりませんが、このシステムの様子が少し分かりやすいようにお話しさせていただきます。

この研修の目的なんですけれども、県立子ども心身発達医療センターにおいて実践活動を通じ、発達に配慮が必要なお子さんの見立てや支援の仕方などをこのセンターならではの専門性を生かした最新のノウハウに基づくスキルを身につけることによって、市やら町で指導的な役割を担っていただく専門的なスタッフを育成するというのが目的となっております。そこへ行きましたら、そ

このセンターの職員とともに、発達支援や事例検討会への参加のほか、地元、県内市町への保育所等、学校も含めて巡回指導に同行したり、あるいは県立のあすなろ学園と以前言うていました、そこが開発した発達のチェックリストを活用した支援方法など、早期支援のための実践活動研修を受けてくることになります。1年間行ってくるわけなんですけれども、ですので、研修中はそのようにスキルを身につけていただきまして、研修修了後は市の発達支援の担当課に所属し、みえ発達障がい支援システムアドバイザーとして、対象児童への適切な支援を行うための指導的立場、いわゆるキーパーソンとしての役割を担っていただき、支援が必要な子供の健やかな育ちのための指導に当たることとしているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

研修で実践的な研修を積んできてもらって、その方が市内で1つのところに入るんじゃないくて、全体を見て環境を整えていくという感じなのかなというふうに理解をいたしました。もう既に困っている子供たちもいますので、市全体で子供たちを育む形にはしていただきたいなと思っております。

それでは次に参ります。

次に、きめ細やかな給食の実施についてでございます。

給食に関しては、今までも何度も質問してきておりますけれども、今回は市長のマニフェストについてお伺いをしていきます。

市長は、1期目では全ての中学校へ学校給食を導入しますと。3期目でも、中学校の給食完全化への検討を始めますとしていますけれども、今期、市長のマニフェストでは、きめ細やかな小学校、中学校の給食に向け、現在進められている教育委員会の検討を踏まえ、その環境を整えますとあります。現在進められている教育委員会の検討というと、この3月末をめどに出される中学校での給食の実施についての方向性の話だと思うんですけれども、マニフェストに環境を整えるとしているだけで、市長の思いみたいなものがちょっと感じられなかったんですね。なので、今回、中学校給食に対するきめ細やかな給食というものに対しての市長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

きめ細やかな給食はどういうことかということのお尋ねでございます。

このきめ細やかな給食についてでございますが、現在、小学校のケースでございますと、栄養教諭や給食調理員が中心となって献立の作成、工夫によって栄養バランスの取れたおいしい給食の提供や、食材生産地等の情報を積極的に発信してまいっております。さらに、地産地消推進への取組や食物アレルギー対応の充実に努めるなど、個々に応じた給食の提供も行っているところでございます。さらには、食を通じて子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていけるよう食育にも注力してまいったものと認識をいたしております。今後も、自校方式という形で取り組んできておるところでございますが、この給食が安心・安全で子供の心身の健全な発達に資するよう、これらの取組を継続していくことがきめ細やかな給食の実施であるというふうに考え

ております。

そして、その環境を整えるという取組についてお尋ねがありましたが、まず当然ハード、ソフト、ヒューマンウェア、それぞれの体制をつくっていくということが大事だと考えております。まず、給食調理施設については、今後も計画的に必要な改修や修繕、また調理設備を充実させてまいりたいと考えています。さらに、これは特徴であります、食物アレルギー対応の調理員加配を継続していく、地産地消については市内産、県内産の食材を使ったかめやまっ子給食の取組が継続できるよう取り組んでまいります。これらのことが計画的に進めることができ、そしてきめ細やかな給食の実施ができるように環境をつくっていくということが重要だというふうに考えております。

中学校給食につきましては、現在教育委員会で議論、検討がなされておるところであります。その取組を今教育委員会が進めておりますので、教育委員会で整備されました方向性について適切な判断をさせていただきたいと考えておるものであります。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

小学校については、自校式でしっかり十分きめ細やかにやっていただいているのは本当に感謝をしているところなんですけれども、中学校でも同じようにしていただきたいなというところなんです。中学校に対するということなので、先ほども教育委員会の検討を受けて判断するという言い方をされて、いつもそうやってされるんですけれども、実現させるために検討をして、それを進めていきますという言い方ではないんです。検討を受けてから、やるかどうか判断するというふうに、そこを実現させるという前提のところについてはっきり明言をされないのが市民も不安に感じているところなんです。これは明言をしていただきたいと思っているんです。

1月の市長選挙前には、中日新聞の三重版で2回にわたって学校給食について特集もされております。なので、市民の関心もすごく高いんですね。そんな中で、市長のマニフェストで出されたのがきめ細やかな給食の実施ということだったので、市民の方からこのきめ細やかな給食って一体何なのという。結局、亀山中学校と中部中学校はどうなったのかというのをすごく聞かれるんですけれども、今までは中学校給食についてマニフェストに記載があったんですけれども、今回記載がなかったというのは何か理由があるんでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在、教育委員会において、様々な角度からの検討がなされておりますので、それを尊重するという立場で私自身は従来から申し上げてきておりますが、そのように思っておるところであります。いずれにいたしましても、給食を亀山としてどのようにきめ細やかに充実させていくのかという視点からの検討をしてもらっておるというふうに理解をいたしておりますので、それを尊重させていただくという考え方です。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

教育委員会では、実施をするという前提の上で検討されていると思いますので、明言をさせていただきたいと思いますが、市民はマニフェストを読んで、今回は選挙戦ではなかったですけども、マニフェストを読んで市長を選んでいきます。なので、選んだ市長の判断とか決断というのをもちろん信じているんですね。

4年前に櫻井議員の代表質問の中で、市長にとってマニフェストとはというご質問だったんですけども、市長は市民との公の約束だとおっしゃっておいりました。今うなずいていらっしゃいますので、今もその言葉に変わりはないのかなと思うんですけども、市長、12年前の最初のマニフェストの約束を果たすときがやってまいりました。子供たちのクオリティー・オブ・ライフ。それから家族の生活の質だとか亀山全体の生活の質、これを上げる事業だと、中学校給食を行うことはその生活の質を上げる事業だと私は信じております。ぜひとも全員で食べる給食の実施をお願いしたいと思います。

それでは次に参ります。

セーフティーネット3点セットについてでございます。

犯罪被害者等支援条例についてでございますけれども、これも議員になって初めての一般質問で取り上げたものでございます。平成16年に犯罪被害者等支援基本法がつくられました。それ以降、犯罪の被害に遭われた方ですとか、そのご遺族、そしてご家族の方の直接的な心身の被害、それからそれ以外の精神的なショックであるとか経済的な困窮、そして捜査や裁判の負担、それからマスコミの報道による二次的な被害に対する支援をするという条例も各地でできております。三重県でも最近つくられました。

今回、亀山市でもこの条例ができるということはすごく心強く思っております。ただ、条例と一口に言ってもいろいろありますので、今このタイミングでこの条例を策定するという事についての市長の考え方、思いについてお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この犯罪被害者等支援条例につきましては、議員もかつてご質問をいただきましたが、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を支援して、犯罪被害者等を支える社会の形成の促進を目的とするものでございます。その具体策として、支援金をはじめ、犯罪被害者等に対する具体的な支援施策を含め現在検討を進めているところでございます。また、その基本的な理念であります、犯罪被害者等の立場の尊重、犯罪被害者等の置かれている生活環境等の改善、安心して暮らすことができる必要な支援、関係機関との相互の連携、協力の推進といった4つの基本理念に基づいて、その制定に向けた検討を進めているところであります。

県内でも大変若い学生さんがそういう事件に巻き込まれて、ご家族の心中、本当に直接私もお会いをさせていただいた機会がございました。様々な思いが伝わってまいりました。こういうことはあってはならない地域社会をつくっていかなくてはなりません、しかし万が一そういうケースが生じた場合に、社会としてセーフティーネットを張っていくということは大事であろうというふうに考えておるところでございますので、そういう意味からこの条例の制定に向けた検討を重ねてきておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

各地でこの条例ができた背景というのは、今市長もおっしゃられましたけれども、犯罪の被害に遭われた方ですとか、そのご遺族、それからそれを支える人たちのすごい努力があるんですね。私もその方たちの、これ以上自分たちと同じつらい思いをしてほしくないという思いを感じて、亀山市でも万が一のときにでも安心・安全に暮らせるまちにしたいと思って今まで取り上げてまいりました。これは理念条例ではなくて、十分な実行力のある条例として支援体制を整えるべきだと思っております。これにつきましては、今後条例制定の際に議案として上がってくると思いますので、またそのときに改めて質問させていただきたいと思います。

そして、次はセーフティーネットの3点セット2個目なんですけれども、徘徊高齢者賠償責任保険制度についてお伺いいたします。

これはどんな制度なのか、概要の説明をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

徘徊高齢者賠償責任保険制度の概要でございます。

認知症高齢者等個人賠償責任保険と申しまして、地方自治体が認知症を患ってみえるご本人や家族に代わって個人賠償責任保険の契約を行い、例えば電車を止めてしまった場合やほかの方の物を壊した場合に、高額な賠償金を支払うというふうなリスクから守るものでございます。市といたしましては、高齢者見守りシールの交付事業などの認知症施策に加え、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を実施することで、認知症の方やそのご家族が安心して暮らし続けられるまちづくりの一環として、事業実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

個人賠償責任保険のようなものを個人に代わって市が契約をするということなんだそうですけれども、これは個人でももちろん、任意の例えば自動車保険なんかにはプラスして個人賠償責任保険でカバーできるということもあるんですね。例えば、先ほどもおっしゃられましたけど、私が加入している保険に個人賠償責任保険をプラスして、例えば私の家族が何かほかのお家の何かを壊してしまったりとか、例えばですけど、電車をもしかしたら止めてしまった場合でも、個人の保険でも補償してもらえるというものもあるんですけれども、そういう個人で加入できる保険を個人の加入の推奨というか、してくださいねというわけではなくて、市で加入をする、契約をするという理由は何なのかというところをちょっとお伺いしたいなと思います。市が個人に代わって加入する理由と、市長がどういう思いでこれを取り入れようとされるのかというところをお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

私のほうから、まず市がどうしてこの保険に加入するのかというところについてご説明申し上げます。

議員ご指摘のとおり、例えば自動車に関する使用管理に起因する損害賠償責任については、自動車保険の中で対応となります。また、火災保険などの損害保険にご加入いただいております場合も、その特約として既にこの保障がついている場合もございます。このような中、対象者ご本人、あるいはご家族の保険加入状況やそのご希望もあろうかと思えます。ご本人及びご家族に合う保険要件、保障の対象等をしっかりとご確認いただいた上で、市が用意する保険についても、その一つとしてご検討いただきたいというふうに考えています。確かに、市が契約することによって、市の保険料も非常に実はお安く市のほうからは加入することができますので、こういうふうな保険もその加入の一つとしてご検討いただきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山市におきましても、認知症の相談件数が令和元年度で283件と年々増加してきておりまして、認知症高齢者が行方不明になったりとか、自宅に帰られなくなったりするなどの相談が年間大体このところ5件程度、市のほうへ届いてきておるところであります。市は、高齢者見守りシールの交付事業などの認知症対策でサポートしてきておるところでございますが、この認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を実施することで、認知症の人やその家族の人が安心して暮らし続けられる、そういうものの一助になればと考えておるところでございます。高額な賠償責任が問われるようなケースも全国で生じてきておりまして、当然、そのようなご家族、ご家庭等々で様々な不安とか、こういうものをやっぱり万が一に備えてという仕組みが必要ではないかということで検討をまいっておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

もちろん、既に高齢で自分で新たに保険をかけることができないという場合ですとか、かけてくれるご親族も近くにいないとかいう場合も、そういう場合にはもちろん有効だと思うんですけども、先ほどおっしゃられましたけれども、やっぱり亀山市でも高齢化が進んでいまして、認知症予防、もちろん取り組んできてはいただいているんですけども、やっぱり年々増加していくと思うんですね。ただ、保険料が安いといっても、一回加入をしたらいつまで加入し続けるのかというところがやっぱり分からないので、予算がないので途中で制度をやめますという判断はすごく難しいと思うんですね。しかも、市が契約するという事は、請求に関しても市が行っていくことになると思うんですけども、そういった制度設計みたいなものについてはどのようにお考えか伺います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

現在のところ、まだ、例えばその保障の限度額でありましたりという設定は現在検討中ござい

ます。ただ、他市の状況を見ますと、三重県内でいなべ市、松阪市、四日市市の3市が既にこの事業を導入しております。そこでいくと、例えば四日市市ですと最高1億円までの保障という形の保険内容となっております。そういうところも参考にしながら、今後の保険事業の設計、あるいは契約内容については検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分かりました。では、これについても、また今後詳しく確認をしていきたいなと思います。

続いて、また3点セットの3つ目ですね。自転車損害賠償責任保険支援制度について、こちらも制度の概要をお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

自転車損害賠償責任保険支援制度につきましては、一般的に自転車利用者が加害者となる事故の損害賠償において、加害者側に高額な賠償命令が出ていることや加害者に未成年者が多いことを踏まえ、被害者救済の観点から、自転車の利用者等に対して自転車損害賠償責任保険等への加入を支援し、促進するものでございます。

これらを背景として、三重県においては、令和2年度中に自転車損害賠償責任保険への加入に係る条例を制定し、令和3年度には当該自転車保険の加入の促進について検討を進めておると伺っております。亀山市においては、自転車損害賠償責任保険の加入に係る創設の実効性を高めるため、支援制度の事業実施に向けた検討をしまいたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今、お話が出てきましたけれども、三重県では三重県交通安全条例、これは仮称で、私が見たのは中間案なんですけれども、これは交通安全に関わるほかの項目の中の一つで、自転車損害賠償責任保険というものの加入の促進も検討しているというところだと思うんですけれども、今回亀山市は、三重県と同じように条例の整備をするというわけでもなくて、制度のみなのかなと思ったんですけれども、何で制度だけなのか。そもそも基となる条例だとか計画があるんでしたら、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

基となる条例はございません。ただ、平成25年、兵庫県のほうで子供さんが自転車に乗られておって歩行者との事故があったと。そういったときの賠償が約1億円の賠償命令が下りたということ踏まえて、国のほうが加入の促進ということを通達してきたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

これについてもちょっと時間がないので、またの機会にお伺いをしていきたいと思うんですけども、この犯罪被害者等支援条例、それから徘徊高齢者賠償責任保険制度、自転車損害賠償責任保険支援制度、この3つで3点セットという形でmanifestoには載っていたんですけども、それぞれやっぱり用途ですとか対象者も違うんですけども、もちろん背景も違うので、それぞれの背景を考えたら、3点セットというちょっと言葉に引っかかったんですけども、お得感じゃないですけど、そういうのを連想させるフレーズにやっぱりならないと思うんですけども、これはどういう思いで3点セットということにされたのかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

manifestoに3点セットと表現した理由であります。先ほど説明をさせていただいた、今社会的に幾つかの予期せぬ犯罪被害による支出の増加とか、自転車事故もそうですし、認知症患者による事故等で損害賠償等を請求されて、経済的弱者になり得る人たちへの救済措置が大きな課題の一つとなってきておりますことから、3つの制度はそれぞれ違う分野の制度ではありますが、自転車については県が一定の動きをしてきた、これの実効性を高めるようなこのタイミングで入れていく必要があるのではないかと、犯罪被害者につきましても、先ほど申し上げたような背景から、やっぱりこれら社会的なセーフティーネットをしっかりとこの機会に、全体、ほかにもあろうかと思っておりますけれども、熟してきたものについて、このタイミングの中でやっぱりつくり上げていこうという意思から、セーフティーネット3点セットという表現を使わせていただいたものでございます。

いずれにいたしましても、被害者や家族の方が安心して暮らし続けられるまちづくりの一助に、この3つのそれぞれの制度にしていきたいと、このような思いでそういう表現を使わせていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分かりました。でも、経済的な問題だけでなく、ちゃんと背景を踏まえて、それから条例や計画がないというものもさっきありましたけれども、そういったものがあって、そういったものに基づいた持続可能で実効性のある制度設計、それがあつたということ自体が市民の安全にもつながると思っておりますので、使うということだけじゃなくて、何があつても大丈夫という安心感のほうが大事なかなと思っております。なので、市民の生活を守るという強い意志を感じさせるような力強い制度設計を望んでおります。

最後になりますけれども、リニア庭園都市構想とJR複線電化についてに行きたいと思っております。

昨日から、リニア停車駅誘致に関連したまちづくりについての質問が続いてきておりますけれども、もちろん今後の市民生活に大きく関わる部分であるので当然のことかと思っております。

今回、私からもリニア庭園都市構想というのはどういうものなのかとか、ガーデンシティって一体何というところを質問させていただこうと思っていたんですけども、昨日、答弁の中で少しありましたけれども、ただ実際ちょっとぴんとこないなところが正直なところなんです。

昨日も、リニア駅と亀山の駅前、それから新庁舎、これからの亀山にとってすごく大きな、それこそ市民の生活の質に関わってくる大きな事業だと思っているんですけども、ただそれぞれについて関連を持たせないだとか、リニア駅の位置が決まってから新庁舎とのアクセスを考えるだとか、そういった答弁があったと思うんですね。まちのどこを中心にしたら、亀山市民にとって一番いい環境になる、そういうことを示していくというのが分かりやすいまちづくりというものなのかなと思ったんですけども、そこに市としての主体性をあまり感じないということにちょっと昨日危機感を覚えました。

質問に入っていきますけれども、これはリニアの駅の位置がどこになったとしても、リニア庭園都市構想というものは変わらないんでしょうかというところをお伺いしたいと思います。恐らく、昨日もありましたけれども、駅位置としては郊外になろうかなと思うんですけども、そうすると、国の進めるコンパクトシティという方向性とまた変わってきてしまう。昨日の服部議員の質問にもありましたけれども、それでどういったまちづくりをしていくのかという。現在の駅前のそういう施策と、リニアの整合性をどうやって図っていくのかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、リニア庭園都市構想がリニアの停車駅の位置によって変わってくるのかというご質問でございますが、これにつきましては、昨日、庭園構想につきましては、市長のほうからその考え方を述べさせていただきましたとおり、市のまちづくり全体を表すような構想でございますので、これは場所のいかんによらず推進されるべきものというふうに認識をいたしております。

それと、市のコンパクトシティとの考え方ということでございますが、これも昨日ご答弁させていただきましたように、都市マスタープランにおきましては、中心的都市拠点と副次的都市拠点ということで、市内に3つの拠点を置きながらコンパクトシティを進めているところでございまして、今回リニアの駅候補地が三重県内の駅として唯一、亀山市が候補地に選ばれるということになりましたので、今後この位置につきましては検討がなされていくべきものというふうに考えておりますが、その中で、その位置によりましては、この3つ以外の場所が仮に選定された場合につきましては、その4つ目につきましては、まちづくりの拠点としてどのように考えていくか、ネットワークを持たせていくかということについては、都市マスタープランや総合計画の中でしっかりと位置づけて検討してまいらなければならない事項であるというふうに認識をしております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

昨日のお話ですと、リニアの駅が決まったらそちらも中心でという話だったと思ったんですけども、リニアが来たら亀山市の中心はそっちでとなると、今は私は亀山の駅前の整備をしているのが中心の整備をしているという認識だったんですけども、そうすると全然コンパクトでないのかなど。コンパクトシティというメニューに乗っかっているから亀山の駅前についても国からお金が出ていると私は認識していたんですけども、それからまたリニアが来たから中心地をそこから変えるという構想、考え方はそういうことでいいのかなとちょっと思っているんですけども、ちょ

っと時間がないので次のほうへ行きますけれども、その計画の整合性がちょっと明らかでないので、リニアのあるまちづくりに対して具体的なイメージが湧かなかつたりとか、メリットを感じられない中で、市民の方からやっぱりJRの複線電化のほうがいいんじゃないかという声をすごく聞くんですけども、今その複線電化はどうなっているのか、これからまた積極的に進めていくのかどうかというところをお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

関西本線の複線電化の取組につきましては、昭和34年から脈々と続けられている取組でございます。ご存じのように、関西線の複線電化、全てではございませんが、複線電化が実現いたしましたのもこの取組の一助であるというふうに認識をしております。そのような中で、市の取組といたしましては、引き続き複線電化につきまして、三重県鉄道網整備促進期成同盟会をはじめとする沿線自治体の中で、様々な要望を実施し、利用者の増を目指して啓発活動に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

JRが複線電化になって本数が増えるということで、やっぱり駅前のにぎわいですとか、それに伴ってバスだとか、タクシーだとか、そういう利用状況が当然変わってくると思うんですけども、これから複線電化、積極的に進めていっていただきたいと思います。

最後に、今回クオリティー・オブ・ライフという市長の政治理念を中心に質問を展開してきましたけれども、やっぱりコロナもありますし、先の読めないと厳しい状況ではあるんですけども、時代を読んでいくバランス感覚というのと、また主体性のある強いリーダーシップというのを発揮していただきたいなと期待をしております。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

2番 中島雅代議員の質問は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた令和3年度施政及び予算編成方針等に対する代表質問を終結します。会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午後 0時10分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑にあつては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にな

らないようご注意くださいとともに、発言は簡潔にお願いします。

また、持ち時間経過後の新たな発言は、申合せにより認めておりませんのでご注意ください。
通告に従い、順次発言を許します。

9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

議案質疑、通告に従いさせていただきます。

まず、1点目です。

歳出の民生費より、介護保険の地域支援事業の任意事業、生活支援事業委託料についてということで、介護用品、これはおむつなんですけれども、このおむつの支給について変更があるとの資料がございました。これについてお聞きしたいと思います。

まずは、この変更が今とどのようなふうに変わってくるのか、内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

今回の変更につきましては、令和2年11月9日付で厚生労働省から通知がありました任意事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いについて、このような通知に沿って行ったものでございます。

現在は、この介護用品の支給については所得制限は設けず、また他市のように要介護度による支給の制限をするのでもなく、個人個人の状態を、例えばケアマネジャー等からの聞き取りなどにより、本当に必要な方に対して支給しております。令和2年度の支給対象者は538人でございます。

今回の変更内容といたしましては、利用者ご本人が市民税課税の方、鈴鹿亀山地区広域連合では所得段階を設けておりますが、その所得段階の第6段階から第11段階の方については支給対象外となります。利用者で支給する介護用品の総額についても、年間6万円の支給上限を設けるものとなっております。変更後の支給対象者は、介護用品の支給を受けようとする年度の市民税が非課税であり、市内に住所を有する在宅の方、常時おむつを必要とする状態にある65歳以上の人、または第2号被保険者では、40歳以上65歳未満の方になりますけれども、このうち常時おむつを必要とする状態にある人となります。この変更により、今の状態ですと対象者数が433人に減少する見込みでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

介護保険料の11段階のうちの1から5の方については本人非課税なので、これから引き続き支給がされるということですのでけれども、こういう情報について、高齢者自身が自らそれが分かっておられるかどうかというのは大変疑問でございますので、段階という言葉を使いますと、負担の割合でも1段階、2段階、3段階という言葉を使っている介護保険についている段階もありますし、非

常に分かりにくいかと思うんですけれども、これをどのように分かっていただくのか。また、課税ということになりますと、確定申告のことがあると思うんですけれども、それについてどのようにされるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まずはご本人が、ご自分が課税ですので、おむつの支給が受けられるかどうかをご判断する方法でございますけれども、毎年4月と8月に納入通知書、介護保険料の額の決定通知書が広域連合から送付されております。その中に保険料段階区分が記載されております。

先ほども申しあげましたように、議員も言っていただきましたように第1段階から第5段階までは市民税が非課税ですので、その段階のある方についてはおむつの支給ができるということになってまいります。

確定申告のお話ですけれども、この介護用品の支給を受けようとするときには、例えば年度の市民税が非課税であるということが必要になってまいりますので、必ずやはり税の申告は必要となってまいります。また、他市町からのご転入の際には、申請時に課税証明書等の添付が必要となってまいります。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

これ4月からすぐになってくるので、4月のその通知を待つというのも難しいのかなと思うんですけれども、どのように周知をしてどのように把握をされるのか、伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

今回の介護用品支給事業の変更の周知でございますけれども、現在制度を利用している方全員に郵送でご案内をする予定でございます。

これまでの様式を変更いたしまして、高齢者等介護用品受給希望書には、市職員が利用者の市民税の課税状況を調査する旨にご同意をいただく欄をつくります。対象となる方につきましては、4月1日以降に高齢者等介護用品受給希望書を市のほうにご提出いただく形としております。

また、市民の皆様には、市広報4月1日号や市のホームページで広く周知をさせていただく、あるいは民生委員・児童委員の皆様や居宅介護支援事業所のケアマネジャーの皆様にも変更内容についてお伝えをさせていただいているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

全員にお渡しした中で、全員調べてもいいよという同意書をいただくということで、本人が分かっていなくても確認できるのかなということは分かりましたが、これは一体、廃止に係る減額額というのかな、幾らぐらいになるんですか。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

今回の変更によりまして、先ほど申し上げましたように約2割の方が対象外となります。その令和2年度の当初予算と比較しますと、金額にして約500万円の減額となります。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この事業を介護保険の中の任意事業という言葉を使っているんで、それを市がするわけで、市が任意でできるものやという言葉としてはイメージがあるんですけども、本当に政治は言葉を、日本語をどんどん潰していくなということを思うんですけども、任意じゃないんですね。

でも、それは国が出さんという意味であって、市でこれはやっぱりきちんと見ようということも可能なのではないかなと思います。ほかの市町を聞きますと、そういう例もあると伺います。支給の仕方もいろいろだし、制限の仕方もいろいろだし、そうやって市で責任を持って、おむつの分、落ちた分をきちんと見ようというやり方もあるんだと思います。

好きでおむつをするわけではありませんで、この事業は本当に高齢になっても尊厳を持ってどうぞお元気で暮らしてくださいという、私は市の心だったんだろうなと、ほかの市町に比べていい制度だったので誇りに思っていたんですけども、これ市単で見るという判断はされなかったんですか。

これは市長に伺いたいと思います。

最終的には市長が判断しなくちゃいけないと思うので、この500万円を国が出してくれなくても、市単で見るという判断はできなかったんですか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

国の通知によりますと、今回の措置が第8期介護保険事業計画期間における例外的な激変緩和措置であって、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた検討を今後も進めていくこととされております。

県内他市の状況を見ますと、お触れもいただきましたが、支給対象者を例えば要介護度3以上とするなど、当市と比べましてかなり厳しい条件としている市が多いことなども勘案をいたしまして、本市としてもいろいろ検討しましたが、市費での負担はしないこととさせていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今までいい制度にしてあっただけに、その落胆は大きいのかなと思います。

次の質疑に移りたいと思います。

教育費ですね、これは教育研究費、教育研究事業の中、少人数教育推進事業についてお伺いした

と思います。この少人数教育推進事業2,670万円出ているわけですが、少人数の取組をしていくという額だと思うんですけども、まずはこの現在の少人数教育の制度とか取組について伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、これまで公立小中学校の1学級当たりの上限人数は、義務教育標準法によって定められており、本年度については小学校1年生の上限は35人、小学校2年生以上は40人となっているところでございます。さらに県におきましては、みえ少人数教育推進事業により小学校1、2年生はおおむね30人学級、中学校1年生は35人学級となっているところでございます。

本年2月にこの義務教育標準法が改正されまして、来年度より公立小学校の2年生まで1学級当たりの上限人数が35人となる見込みでございます。それ以降、1学年ずつ学級の上限人数が引き下げられ、令和7年度には小学校全ての学年の上限が35人となる見込みでございます。さらにこの改正に伴い、県が進めるみえ少人数教育推進事業において、国の施策に先行する形で来年度、小学校3年生の上限が35人となる見込みとなっているところでございます。

この市の状況でございますけれども、先ほど申し上げましたように数年後には県下の小学校における35人を超える過密学級が解消されるという見込みでございますが、中学校においては、1年生対象のみえ少人数教育推進事業のみで、2、3年生についてはまだ現状では対象外となっております。

本市におきましては、小学校だけではなく中学校についても、全学年35人を超える過密学級が解消されるように取り組んでまいったところでございますけれども、引き続きこれらの取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

国の制度が変わっていく中で大きい取組だと思うんですけども、来年度について伺いたいと思うんですけども、そうしますと、今のままですと35人以上の過密クラスが一体どの学校に、何年生にどれくらい出てくるのかということが分かりましたら、伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず来年度でございますが、小学校では亀山東小学校の5年生、それから川崎小学校の4、5、6年生、井田川小学校の4年、5年生、関小学校の5年生が35人を超える見込みでございます。また、中学校では亀山中学校の3年生、中部中学校の2年生、関中学校の2年生において35人を上回る見込みでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

かなり35人を超えるクラスが出てくるわけですが、これについて今回の予算でどのようにされるということになるのか、もう一度改めてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

市といたしましては、国及び県から配当されます加配教員に加えまして、市の少人数教育推進事業による教員配置により、この過密学級の解消に努めてまいりたいと考えているところでございます。今のところ解消できる見込みと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

国・県のスピードではなく、亀山においては来年度全ての学年において35人以上の過密学級ができないようにしていただくということなんですね。そうしますと、先生の数が大変だろうと思うんですけども、先生を採用される数ですね、それから雇用形態についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

本事業におけます教員の雇用形態でございますが、市の会計年度任用職員、これは5名、そして非常勤職員4名を想定しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

9名の先生が来ていただくという予定になっているということをお伺いしました。

1つ確認したいんですけども、最後に。みえ少人数の制度ですと、何か下限の問題があったりして矛盾が生じて、せっかく少人数なのにうまくかかってこなかったりということがあったりしますので、そういうことにもとらわれず、きちんと35人を見ていただくということなんですねという確認と、この継続性がきちんと担保されてきますかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど申し上げましたように、これまでも大切に取り組んできたものでございますので、それについては、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、児童・生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導を行っていくためには、やはりこういった対応が必要だと考えておりますので、それらも大切にしてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

市においては、下限は設定しておりません。

加えて申し上げますと、市の少人数教育推進事業は、主要事業のシートにも目的が書いてございますが、小中ともに35人以上の過密学級解消と少人数指導によるきめ細やかな指導、過密学級解消だけが目的ではございません。さらにグループ化した習熟度別とかの少人数化によるきめ細かな指導のための事業でもございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

大変、積極的なすばらしい予算だと思いました。ぜひ現場の声を聞きながら、よりよくしていただきたいと思います。

次に、適応指導教室事業についてお伺いしたいと思います。これについても新たな取組があると伺いました。内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

適応教室の利用人数は、令和2年度26人の児童・生徒が通級しており、保護者や学校からの相談も増加している状況でございます。また、不登校にまで至っていないものの、不登校ぎみの児童・生徒が別室対応を行っている児童もおり、個別の指導が必要になってまいっております。そこで、適応指導教室の機能を強化するために、NPOなどと連携し訪問型の支援も含め、児童・生徒の状況に合わせたきめ細やかな支援を行うことを計画しているところでございます。

また、適応指導教室に適応指導教室の指導員を1名増員し、各学校やNPOなどとの連携、居場所づくりのコーディネート、訪問やICT活用による学習指導、保護者に対する相談支援等の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

適応指導教室に1名指導員を置くということについてお伺いします。

先ほどの指導の内容についてお聞きしますと、この採用される方について資格雇用形態は教員かなと思うんですけど、確認をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、この適応指導教室の指導員の雇用につきましては、会計年度任用職員を考えているところでございます。また、どのような方であるかということにつきましては、例えば教職員のOBの方、こういった方を想定しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

26人の教室の児童さんだけではなく、そこに通っておられない方に対しての支援をしていくと

ということも言われていたわけですがけれども、NPOの方に委託をして訪問型の相談事業であるとか学習支援をしていくということですね、非常にこれも画期的な取組だと思います。そのNPOという団体について、ちょっとどういう団体なのか、実績についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

現在委託を想定しておりますNPOは、主に教職員のOBによって構成されておりますNPO団体でございます。これまでも適応指導教室と連携した個別学習支援、指導や、それから学校を訪問して不登校ぎみ、また不登校の児童に対する進路相談などの実績があるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

こちらのNPOに関しても教員のOBさんであるということで、非常に実績もあるということをお聞きしました。そうしますと、今までちょっと不登校ぎみであったとしても、例えばおうちでもアウトリーチしていただいて学ぶことができるという大きい一歩を踏み出していくんだなと思うんですけども、出席扱いにできるかどうかということの、これはすぐにはできないのかもしれませんが、学校の先生ですから、そういうことも考えていけるようになるのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

現在、法的には、一定の要件を満たす場合には、相談指導を受けた日数を指導要録上、出席扱いとすることができるかとされており、学習指導の場合、評価にも反映することができるかとされており、

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今回のタブレットなんかも大きく活用していくということもありますけれども、これらの活用も広くやっていけるようになるということですね、一応確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

このICTの活用についても、郵送とかファクスも含めまして、一定の要件、究極は学校と教育委員会が適切と認める場合であるんですが、例えば具体的に申しますと、計画的な学習プログラムが組まれているとか、その学校の教育課程に沿っているとか、そういった視点も併せて判断をして、ICT等の通信関係の学習活動も出席扱いにすることができるかとされており、

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

学校に行けない子もいるし、行かない子もいるし、いろいろな方がいると思うんですけど、どこにいても学べるんだという大きな希望になってくるなという、私はこの予算を見たときに思いました。ぜひとも、またこれについても、本当に現場の声やNPOの皆さんの声を聞きながら、ぜひ細やかないものにしていただきたいと思います。

最後の質問です。

医療センターの病院事業会計の予算から伺います。

建設改良費ということで、第2条の主要な建設改良事業も含めて、この内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

令和3年度予算におきまして予定しております主な工事といたしましては、4つの工事を計画しております。

まず1つ目が、既設の防犯カメラ設備の経年劣化に伴う防犯カメラ更新工事、2つ目が、病棟用共用トイレの和式便器の一部を洋式便器に改修し、また東病棟個室の洗面へ温水供給ができるよう改修を行う病棟用共用トイレ個室洗面改修工事、3つ目が、血液透析療法の向上のため透析液を供給する専用配管の更新を行う透析室2次側配管更新工事、4つ目としまして、現在仮設ハウスで対応しております発熱検査外来に代わる常設の発熱外来診察室を新設する発熱外来診察室新設工事でございます。合計7,756万5,000円を施設改修工事として予算計上しております。

なお、これら4つの工事のうち、透析室2次側配管更新工事以外の3つの工事につきましては、設計監理業務を委託することから、委託費についても計上いたしております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

いろいろ改修していただくわけですが、中でやっぱり発熱検査外来についてお伺いしたいと思います。この新しく建てられる検査外来の内容、規模、場所、完成の見通しなどについてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

発熱外来診察室の概要でございます。

昨年の11月16日に設置いたしました亀山発熱検査外来につきましては、新型コロナウイルスが感染拡大している中で、緊急かつ早急に対応する必要があったため、常設の建物ではなく設置期限のある仮設ハウスにより対応いたしましたが、今回計画しております発熱外来診察室は、それに代わるものとして常設の建物を新設するものでございます。

建物の概要は、鉄骨平家建ての100平米程度で、診察室3室と待合室1室を設ける予定をしており、アフターコロナを見据えて新型コロナウイルス感染症に限らず、感染症全般に対応してまいりたいと考えております。

なお、設置場所でございますが、病院裏側の職員駐車場で現在設置しております亀山発熱検査外来及び亀山地域外来検査センターの南側でございます。既存の病院建物とは北側ピロティと渡り廊下で往来できるよう整備する予定でございます。

最後に完成時期でございますが、現在使用しております仮設ハウスの仮設許可期限までにはまだ余裕がございますが、新年度早々に設計に取りかかりまして、早期完成を目指してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この発熱検査外来ですけれども、今小さなプレハブですけれども、多分使い方としては同じようなことになるんだと思うので、まず現在、利用件数がどれぐらいあるのかということと、改めて発熱があった市民はこれをどんなふうにご利用していくのかというのがちょっと分からないところもありますので、伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

昨年11月に亀山発熱検査外来を設置しまして、約3か月が経過したところでございますが、その実績でございますが、この2月末現在で169件となっております。内訳として、市内の患者様が156件、市外が13件でございます。紹介先につきましては、医療センターへ直接来院された方が89件、市内の開業医からの紹介が58件、鈴鹿保健所からの紹介が22件というような内訳になっております。

その運営方法でございますが、まず平日の9時から12時までの時間帯で、発熱等の症状がある患者様からの診察希望を電話により受付をいたします。その際、亀山発熱検査外来で診察や検査を行う必要があるのか、あるいは電話診察を行うのか、また直接来院していただくのかなどの判断を電話によりまして医師がトリアージをいたします。その結果、亀山発熱検査外来で診察や検査を行う必要があると判断された患者につきましては、その日の午後の指定した時間に来院していただきまして、病院職員の誘導の下で、病院の建物に入ることなく敷地内のドライブスルーのテント、または仮設ハウスにおきまして診察や検査を行うことといたしております。

なお、必要に応じて、引き続き亀山地域外来検査センターにおいて、PCR検査用の検体採取を行う場合もございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

よく市民から私も質問されるのでお伺いしました。

まずは電話の受付をされて、昼おいでになった、この発熱外来を利用するということが決まった方についても、またそこで電話でもって誘導していただいて、もう病院の中には入らないという、きちっとそういうことがされているということを伺いました。

これからまた3つの診察室ができるということで、たくさんほかの保健所からも紹介があって、

本当に公立の医療センターがあって、本当によくやっけていただいてよかったなと私も思います。またどんな病気が出てくるか分かりませんので、ぜひいいように、日々のいろんな問題点が出てこようかと思ひますけれども、皆さんの声を聞きながらやっけていたきたいなと思ひます。

今日はこれで質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、5番 新 秀隆議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

公明党、新でございます。

今日は議案質疑、通告書に沿ってお伺ひしていきたくと思ひます。

今回は、令和3年度の亀山市一般会計予算の中より、個別的な形にはなりますが、お伺ひさせていただきます。

まず初めに、老人福祉費の中で高齢者タクシー料金助成事業ですね、それと養護老人ホーム措置事業、それぞれについてお伺ひしていきたくと思ひます。

まず、高齢者タクシー料金助成事業についてでございますが、今現在75歳以上の方ののりかめさんが非常に使用される方が増えてきているという中ではございますが、こういう中におきまして、今回の高齢者タクシー料金助成事業について、どのような形で予算づけされているのかお伺ひしたいと思ひます。

○議長（中崎孝彦君）

5番 新 秀隆議員の質疑に対する答弁を求めます。

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

高齢者タクシー料金助成事業につきましては、高齢者等の社会活動への促進と交通手段の確保を事業の目的としております。また、令和2年度からは、乗合タクシーに乗車できない高齢者に対してこのタクシー券を交付しており、令和3年2月末現在で交付者は206人となっております。

また、令和3年度の予算でございますけれども、361万円の予算計上をさせていただきました。1冊のタクシー券が1万円分でございますので、361人分に当たる数でございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

そうですね、361名、361万円の予算でございますが、こちらにつきまして、どうして助成事業が必要なのか、そういう対象の方の状況と伺ひますか、対象者を明確にお伺ひしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

令和元年度までは、75歳以上で希望される方全員にタクシー券を交付しておりました。ところが、この乗合タクシーの普及を図るという意味もございまして、タクシー料金の助成制度、タクシ

一券の交付でございますけれども、真にタクシー券が必要な方のみに絞らせていただいたのが令和2年度からでございます。基本的には本当に乗合タクシー、箱型のタクシーにお一人でご乗車できるかどうかの判断を、お一人お一人について、例えばケアマネジャーさんから聞き取りをさせていただいたりということで、丁寧な判断をさせていただいております。万が一、書面上での判断ができない場合は、ご自宅までちょっとお伺いをして、身体の状態等を確認させていただいた上で、交付あるいは不交付かの判断をさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

丁寧な聞き取り、そして丁寧な対応をしていただいておりますがゆえに、のりかめさんに乗れない方がこちらの助成事業の交付に値するというふうな説明をいただきました。

それでは、今後、高齢者の方も増えて、やはり健康な状態であればいいんですけど、高齢者の方が増えるイコール、ちょっと乗車に不自由される方も多くなってくるのではないかなと思うんですけど、この令和3年度の予算は妥当であったか、また今後の予算はやはり増やしていくべきと考えているのか、その辺だけお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

議員ご指摘のとおり、高齢者は年々増加する見込みでございます。高齢者の外出支援の重要性は一層増すことから、今後も乗合タクシーを含めた公共交通施策を基本として、心身等の事情により乗合タクシーに乗車することができない高齢者に対しましては、タクシー料金助成事業を継続実施してまいりたいと考えております。

予算の妥当性でございますけれども、今年度の実績が2月の末で206人でございますので、先ほど申し上げましたように、361人分の予算が計上させていただいておりますので、今年度の予算については妥当であるというふうに考えております。

今後ですけれども、またこの交付状況の実績を見ながらその増減については考えてまいりたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

やはり状況が変わってくると思いますので、今部長がおっしゃられたように、状況を見ながら判断されるというお言葉をいただきました。

それでは、養護老人ホームの措置事業でございますが、これはどのような事業なんでしょう。今回、老人ホームの収容措置として8,600万円で、入所者の負担とか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、養護老人ホームと申しますのは、今現在市内にたくさんある介護保険の施設とは異なっております。従前の老人福祉法による施設でございます。ですので、養護老人ホームへ入っていただくには、介護保険の施設のように個人と施設の契約ではなく、市の措置が必要となってまいります。

どういう方が措置できるのかということですが、65歳以上の方で在宅において日常生活を営むのに支障がある方、あるいは心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して決定すべきと言われております。例えば収入がない、身寄りがいないといった困難を抱えている高齢者を養護する役割をこの養護老人ホームは担っております。

また、市内の開業医や施設の職員から成る入所判定委員会というものを開きまして、そこでの入所の可否が決定されているところでございます。またこの8,600万円ですが、老人ホーム入所措置費、収容措置費でございます。ですので、例えば市内にある養護老人ホーム清和の里というのがございますけれども、どなたが入られても、基本的に1人当たりの額は同じです。ですので、私たくさん食べますけれども、私や小さな方でも同じ額の収容措置費が必要となります。

その収容措置費、例えば月当たり何万円という額になるんですけれども、それ掛ける清和の里ですと50人の定員ですので、それがその施設の経営に必要な額となってまいります。それを1年間、多分必要数を計算させていただいたのがこの8,600万円という額でございます。これはあくまで国が定めた基準ですので、その老人ホームがうちは幾らということは、決定はできない仕組みになってございます。

また、ちょっと議員申されました自己負担のことですが、先ほど申し上げましたように、市が措置をする施設ですので、この収容措置費に関しましては市が施設に対して措置費をお支払いします。その代わりその入っていただいたご本人、あるいは扶養義務者から一定の負担能力に応じて市が負担金を徴収させていただく仕組みになってございます。それは、前年度収入に応じた負担金を決定させていただいた上で市が徴収をさせていただいているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

それぞれが老人福祉法によって算定されてくるところというふうにお伺いいたしました。そして不足といいますか、その分は市のほうから各個人に請求というか、お金を徴収せざるを得ないという状況ですが、そこについて一つですけど、やはりこの給付だけでは賄えない方が、実際自身の経済的に厳しい方、またはご家族の支援者が負担できないというような状況になったとき、そうなりますと、市のほうはどのような形で徴収をされているのか、また市が代わりに対応を取るとか、そのようなことはあるものなんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、先ほど申し上げましたように個人の負担金に関しましては、市が徴収をさせていただいております。ご本人の負担能力に応じてということは、ほとんどの方がご高齢の方が多いので年金収入ということで、ほぼその年金収入からの負担金の計算ですので、もらい損なわない、ほとんどの方が完納されている現状です。

ただ、扶養義務者の方からも徴収をさせていただいております。これは、先ほど申し上げましたように前年度収入により負担金を計算させていただく関係から、例えば去年に比べて今年収入が減ったという方は、やはり一般的な滞納という状態になってみえる方も中にはお見えになります。やはりそういう形になったときには、ほかの税と同じように分納という形で対応させていただいているのが現状でございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

分納でもお支払いができればいいんですけど、その先がちょっと心配なところもありますが、それ以上はちょっと議案質疑ですので、状況確認ということで、分かりました。

それでは次の質疑でございますが、今回老人福祉費の給付事業についてでございますが、今回の給付事業ではございますが、金額的に187万円での金額が予算としてついております。この中におきまして、新規事業はございますのでしょうか、その点につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

在宅高齢者介護支援事業の給付事業のうち、介護給付費として今回8万円を計上いたしております。この8万円の事業が来年度の新規事業でございます。これは、中島議員のときにも少しご説明をさせていただきましたが、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業でございます。これに係る費用でございまして、地方自治体が認知症を患ってみえるご本人や家族に代わって個人賠償責任保険の契約を行い、例えば電車を止めてしまった場合や、ほかの方のものを壊してしまった場合など高額な賠償金のリスクから守るものでございます。

市といたしましては、現在の高齢者見守りシール交付事業などの認知症施策を行っておりますが、それに加える一つの認知症施策として考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

今回、これは令和3年度の施政方針の中でも、また市長の暮らしのセーフティーネット3点セットの一つだと理解しております。

そして現在、市長も今朝おっしゃっていましたが、中島議員のときにお答えしておった中で、認知症の相談件数も283件と、そして実際に行方不明になられた方も5件ほどあったということで、先ほど古田部長のおっしゃってましたシールというのは、QRコードのことではないかなと思うんですけど、実際12月議会のほうでも、私しっかりと提案させていただいた中で、認知高齢者の賠償責任保険と、やはり誰でも彼でもというわけじゃないと思うんですけど、保険の制度に対しまして賠償保険の制度の加入できる方の条件とか、そしてまた今回の予算の中では何人ぐらいを見込んでみえるのか、その点を最後にお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

今回のこの保険にご加入いただける方ということでございますけれども、基本的にはやはり認知症を必ず患ってみえる方、それとやはり徘徊をされる可能性がある方ということで考えております。それには、先ほど申し上げた高齢者見守りシールの交付事業がございまして、徘徊をされる可能性のある方には、そのシールをお配りしております。

現在のところ、シールをお配りしている方は21名ございます。その方に加えて、この間新たに交付をする可能性もあるということで、予算的には40人を見込んで予算要求をさせていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

予算的には40名、本来は認知症にならないように、日頃の地域、また家族、ご本人の努力で回避できるものなら、お世話になりたくないものでございます。

この点につきましては以上でございまして、次に移っていきたいと思います。

今回の道路舗装費、舗装の老朽化の対策についてでございますが、今回の市内の道路状況の規模について、どのような形で対応を取っていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

久野産業建設部参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

道路舗装老朽化の対策でございますが、亀山市が管理しております道路につきましては、1,815路線、約550キロメートルであり、このうち約520キロメートルが舗装された道路でございます。これらの舗装修繕につきましては、従来の事後的な修繕を継続した場合、近い将来に維持管理費用が膨大となることが想定されます。このようなことから、予防的かつ計画的な修繕への転換を図り、舗装修繕費用を効率的に運用するため、平成27年度におきまして亀山市舗装維持管理計画を策定いたしました。この計画におきまして、交通量が多い主要幹線道路について調査を実施し、舗装路面の現状を把握したところでございます。これにより、修繕工法の選定や修繕区画の延長が長い順に優先順位を決定しております。

現在、この優先順位に基づきまして、最も交通量が多く優先度の高い市道川崎白木線におきまして、重点的に修繕を行っており、令和3年度末の完了を目標に社会資本整備総合交付金を活用して事業を進めていく予定でございます。また、交付金以外にも公共施設等適正管理推進事業債も活用し、令和3年度は、和田江ヶ室線などを進めていく予定であり、舗装老朽化対策事業による令和3年度の工事費は6,600万円を計上させていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

様々な国の予算から優先順位を決めて順次対応ということでございますが、やはりその優先順位、当然たくさん道を使っている、車が走っている場所とか、そういうものが一番大切だと思うんですけど、以前から私も申しておりますのは、やはり何と申しますか、のべつ幕なしずっと全て舗装

するというのが一番いいんですけど、当然予算がそこまでいかないと思います。そういうことにつきまして、いろいろな今予算を上げていただきましたが、今回12月11日に国土交通省でありましたんですけど、防災・減災、国土強靱化の計画も3年で終わりだったんですけど、また新たに12月11日、内閣府の中で5か年が新たに出てきましたと。今回は15兆円程度ということでございますが、その中には、やはり国交省の道路だけではなく、厚生労働省、また文科省、内閣府といろんな面で全てで15兆円ほどを目標ということで、国交省としてはおおむね9兆4,000億円ぐらいではないかというふうな形で予算がつけられております。

その中でも、今回細かいことを申し上げますと、そういう中におきましても、やっぱり激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対応、また予防保全型インフラのメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、そして国土強靱化に関する施策を有効的に進めるためのデジタル化等の推進ということで、大きく3つに分類されておまして、このデジタル化は、また明日あさっての一般質問でも話をさせていただきますが、今回はやはり予防保全というところで、こういうところでまた科学的思考と申しますか、機械の能力を使ってピンポイント的な、また心配しておったのは亀山市内での陥没の問題ですが、この点についてこういうような国土強靱化計画の予算の中から、そういうこともできるんですが、今回の予算についてはそのような考えはあったのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

久野参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

議員ご指摘の超音波調査は、空洞調査などには有効であると考えておるところでございます。ただ、現在亀山市の道路の地中には、大規模な道路陥没の要因となります地下の道路、あるいは地下の鉄道、また共同溝などの大きな構造物がないことから、大規模な道路陥没が起こることは少ないと考えておるところでございます。そのようなことから、現在においては空洞調査については考えていないというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

空洞調査の方面ではあまり予定はしていないというところでございますが、実際に過去にも小さい空洞というのは発見されたというのは聞き及んでおりますが、やはりおっしゃるように、亀山市では地下道とかそういうような、あと考えられるのは前回調査で分かったのは、下水の漏れがあったんではないかというところで、工事で修復したという事例も伺っております。そういうことにつきましては、同じように橋梁についても、ちょっと年がたちますと非常に危険なところもございまして、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

久野参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

続きまして、橋梁についてお答えさせていただきます。

亀山市におきましては、現在315橋の道路橋を管理しております。この内訳といたしましては、

15メートル以上の橋梁が113橋、15メートル未満の橋梁が202橋でございます。これらの橋梁につきましては、20年後には約77%が建設後50年以上となります。このようなことから、橋梁の定期点検による健全度の把握、予防的な修繕などを着実に進めるため、令和元年度におきまして橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしました。この橋梁長寿命化修繕計画とは、橋梁の維持管理方法を従来の事務的な維持管理から、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施する予防的保全型へ転換し、橋梁の長寿命化並びに修繕に係る費用の縮減、平準化を図ることを目的としたものでございます。

橋梁老朽化の判定基準としましては、5年に1度の定期点検の結果を基に、健全性を構造的観点から1から4の4段階で評価し、修繕を実施する橋梁を選定しております。このようなことから、現在、この橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、早期に修繕措置を行う必要がある健全度3の橋梁18橋のうち、15メートル以上の橋梁は10橋でございますが、うち9橋は修繕完了の予定であり、残りの小規模橋梁である15メートル未満の橋梁8橋を含めまして、計9橋を令和3年度末の完了を目標に国の補助金を活用して事業を進めてまいりたいと考えているところであり、橋梁長寿命化修繕事業による令和3年度事業費は、2,700万円を計上させていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

18橋が対象ということで、既に大きな橋も9橋修繕済みということでございます。令和3年度の予算は2,700万円ですが、令和2年度の予算では4,300万円、約1,600万円の減でございますが、この金額が下がったことで、今回の予定している事業というのは完成できるものなんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

久野参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

議員ご指摘の令和2年度と3年度を比較いたしまして、1,600万円の減額についてでございますが、これにつきましては委託料と工事費の減額でございます。ただ、この減額も、この橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋の数量と橋の規模による積み上げの結果でございます。これにつきましても計画どおりの予算計上でございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

計画どおりの事業で、予算に問題はないというふうにお伺いいたしました。

それでは最後の部分になりますが、今回の住宅管理費の民間活用市営住宅についてでございますが、借り上げの住宅戸数の目標と現状についてお伺いしたいと思いますが、その点についてお願いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

民間活用市営住宅事業でありますけれども、平成21年3月に策定をしております亀山市住生活基本計画におきまして、平成21年度から平成30年度までに、借り上げ目標といたしまして70戸供給するというところで事業を展開してまいりまして、実績として74戸を借り上げております。また、昨年度、この計画を見直してございまして、令和元年度から令和10年度までに借り上げ型市営住宅として、新たに80戸、供給目標として設定をしております、令和2年度に栄町北住宅でありますけど8戸を借り上げたところでございまして、合わせて82戸を借り上げておるところでございまして。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

70が74という実績になって、そしてまた82という、ちょっと目標を上げていかれたということは結構なことだと思うんですけど。今回の事業で5,140万円の予算が出てきておりますが、今現在いろんな市民の方から相談を受けるのは、やはり高齢者の方が足腰がちょっと弱ってきて不自由にしておると、エレベーターがあるとか、そして1階の枠がかなり少なくて抽せんしてもなかなか1階というのが出てこないということでございまして、この点につきまして、1階の住宅の考え方、これを増やすんかどうかというようなのは今回の予算の中ではどのように理解したらよろしいでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、先ほど申し上げた82戸の借り上げのうち、現在1階の部分というのは37戸ございまして、さらに令和3年度で8戸の新規の借り上げを予定しておりますけれども、そこでも半分の4戸がまた新たに加わるということでもあります。また、1階ということだけではなしに、現在エレベーターが、井田川駅前住宅と本町住宅にはエレベーターもありますので、これで対応できる2階の部分とか、2階、3階の部分、この2つの住宅では22戸、それが対応できますので、来年度までに63戸という形にはなっております。

今後の1階の住宅の考え方ということでありますけれども、基本的に共同住宅の場合、原則5戸以上の借り上げ、また1棟全戸、全て借り上げる場合には、4戸以上の借り上げということにさせていただいておりますけれども、できるだけ部分で借り上げる場合については1階の部分、さらにエレベーターが設置されている住宅について借り上げることができればと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

かなりお年寄りにも優しい、体のご不自由な方に優しいような計画があるというふうにお見受けいたしました。

それでは最後のところでございまして、空き家等の対策事業でございまして、今回この事業にまとめてちょっとお伺いしたいと思いますが、どのような事業であるかと、そしてまた市営住宅に庭

つき一軒家というふうなお考えがあるのか、ちょっと今後の確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

空家等対策事業390万円でありますけれども、この予算の主な内訳としましては、空家等対策協議会の運営費を計上しておりますし、空き家リフォーム補助金とか空き家情報バンクの、空き家の活用施策の周知のチラシの印刷とか、そのチラシの封入作業の委託料、そのほか補助金としまして、空き家リフォーム補助金、また空き家情報バンクを活用していただいて、成約に至った場合の仲介手数料の補助金を計上しておるところでございます。平家の戸建ての住宅を借り上げるような考え方はということでありますけれども、現在、借り上げ住宅につきましては集合住宅を基本とさせていただいておりますので、戸建ての住宅についての借り上げは考えていないところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

時間がちょっとなくなってまいりましたので、最後に今回の空家等対策計画というのも出ておまして、その中で公共的な活用ということで、やはりこの空き家というのも利用しようという考えはあるのは分かっておりますので、今後幅広いお考えで事業を計画していただきたいと思います。

以上で質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

5番 新 秀隆議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが10分間休憩します。

（午後 2時10分 休憩）

（午後 2時19分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 前田耕一議員。

○14番（前田耕一君登壇）

大樹の前田でございます。

それでは、議案第24号、亀山市一般会計予算について4点ほど質疑をしたいと思います。

まず1点目としまして、第2款総務費、第1項の総務管理費、企画費の移住交流促進事業の移住・就業マッチング支援事業の補助金について確認したいと思います。

この中で補助金100万円という額が予算計上されておりますけれども、この内訳について、最大100万円というような明記がしてあったと思うんですけれども、この100万の内訳というのは具体的に1人分なのか、あるいは50万が2人で100万円なのかとか、その辺の基準とかその辺があるかどうか、まず確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

14番 前田耕一議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

移住・就業マッチング事業補助金100万円の内訳というご質問でありますけれども、世帯の場合が最大100万円ということございまして、単身の場合は60万円ということになってございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

その100万円というのは分かっておりますけれども、ですからこの100万円というのは1人分を計上してあるのかどうかということを確認したいんですわ。今回予算化したのは1人分だけですか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回予算計上させていただきましたのは、世帯の場合1世帯を想定いたしまして100万円ということで計上させていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

分かりました。

それで、この100万円というのは、東京圏から三重県へ移住・就業された方に対しての助成ということは理解できるんですけれども、東京から三重県へ移住・就業という方に、その就業、いつでもどこでも誰でもというようなことではなしに、マッチングサイトに移住支援対象として掲載された求人に就職していないと駄目だというように私理解しているんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

少しこの補助金の条件について説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、移住前と移住後のそれぞれ条件がございまして、移住前につきましては、直前の10年間のうちに通算5年以上かつ直前連続1年間東京23区に在住していた方、または東京23区以外の東京圏、東京都内、埼玉県、神奈川県、千葉県に在住をしながら東京23区に通勤をしている方が対象ということになっておりまして、移住後の条件といたしましては、三重県が開設・運営をしております「みえ」の仕事マッチングサイトに掲載をしております資本金10億円未満の法人などに就業して、本市に住民票を移していただくということが条件になってまいります。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

そうするとその求人はどこへ提出をされるのか、あるいは提出方法はどのようなのかについて確認したいと思います。その場合、直接サイトのほうへ出向いて求人を提出せないいけないのかどうか、所定の用紙はあるのかどうか、あるいは求人としてはハローワーク等への求人の提出があるのかと思いますけれども、そういうものはどのような対応をされるのかの部分について確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

事業者の登録ということであると思いますけれども、この「みえ」の仕事マッチングサイトの中で登録していただくと、そのような仕組みになってございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

ですから、そのサイトのほうへハローワークなんかも組織として参入しているのかどうかによって、ただ単にハローワークへ求人を出せばそれでサイトへの登録が自動的にできるのかどうか、その辺のところについては、ちょっと具体的に分からないわけですね。

それと、先ほど事業規模もおっしゃいましたけれども、10億円未満、それは中小企業であれば1億円未満、500人未満というような規定もあるんですけども、例えば資本金に下限はないのか、個人でもいいのか、その辺の状況というのはどうなっているのか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

この制度でありますけれども、資本金10億円未満の法人などに就業ということでもありますけれども、この移住・就業マッチング支援事業でありますけれども、基本的に市独自の制度ではございませんので、それに乗っていったらというようなことでございます。まだまだマッチングサイト、県内全体で登録されておる法人が少のうございますので、これについては、市といたしましてもしっかり周知はさせていただく必要があるかと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

確かにこの制度は市の制度ではないんですけども、市も4分の1かな、補助金を支払っているわけですから、市の制度と言ってもいいんじゃないかと思うんですよ。だから、そんなところをもう少しはっきりとした状況把握をしておいてほしいんですけども、この求人につきましては、昨年当然100万円の減額がありましたので一人も該当者がいなかったと思うんですけども、令和2年度の実際の求人件数というのは県内でどのぐらいあって、亀山市は何件あって、応募者はいたのかどうか、採否は別として、応募者はいたのかどうか。

それから、その応募者などがおった場合に、うちの東京のほうのアドバイザーなんかは絡んで、絡むという言葉は悪いですけども、当然タッチして、あるいは相談なんかを進めてきたケースがあるのかどうかも含めてちょっと確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在、三重県内全体で274件マッチングサイトのほうに掲載を、登録をされておるということでございまして、本市につきましては7件の登録となっております。

それと、アドバイザーの活用ということも言われましたけれども、昨年度につきましては、令和2年度の12月にアドバイザーのほうを3名お願いしたというようなことでございますので、今後アドバイザーの方に連携もさせていただいて、この部分については進めていきたいと考えております。

先ほど少しご質問にお答えできなかった部分があるかと思いますが、ハローワークについては、このマッチングサイト、この仕組みについては連携はしていないと、連動していないということでございますし、法人については資本金の下限はないということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

いずれにしても、三重県のやっぱり移住交流促進の事業としては、三重県も亀山市もそうですけど、立ち上げているんですけども、非常に結果が出ていないというか、低迷しているような状況やと思うんですね。

過日、新聞に出ていたんですけども、ふるさと回帰支援センターの選んだ移住希望地域ランキングというのを見ていましたら、例年長野が多かったんですけども、昨年は何か静岡やと、それで2位が山梨というような数字も出ておりましたけれども、ちょっと状況が変わってきたかなあと、これもコロナの影響があるのかなあと思ったんですけども、それで自治体の行っておるセミナー参加者等の回答、アンケートを見ますと、和歌山がトップやと。和歌山県です。2位が広島で3位が佐賀県やという結果が出ておるようなんですね。やっぱりこれは、何らかの理由はあるんですけども、やっぱり相当、ぜひ我が県へ我が国へというような形でうまく募集活動をやっておる結果、回数か、魅力があるようなPRをしたんかどうかわかりませんが、あったと思うんですけども、ぜひそんなところを参考にさせていただいて、亀山もぜひいい結果が出るような対応をお願いしたいと思いますので、これでこの件については終わりたいと思います。

2点目でございますけれども、第4款衛生費の中の健康づくり事業の業務委託料について確認したいと思います。

昨年、健康づくり事業では329万の予算が見積もってありましたけれども、今年度は646万と大幅にアップしておりますけれども、これは何か理由があるのかどうか、まず確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

今回の健康づくり事業の業務委託料の増額につきましては、まず1点目が、内閣が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、農研機構と略しておりますが、その戦略的イノベーション創造プログラムに亀山市が参加するための費用、これが大体約500万円程度になります。それと、今年度つくりました健康体操の普及啓発費に約100万円程度、そのほか昨年度から始めました健康マイレージの記念品等に残りの金額は使ってまいります。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

分かりました。

それで、健康体操とかその辺についてはいいんじゃないかなあという感じがしておるんで、今回確認する必要はないと思っているんですけども、もう一方の弁当、機能性弁当らしいんですけども、これにつきましては、実は今年の2月の中頃の新聞に、亀山市で100人に弁当を作って食べてもらうと。12週間、800円の弁当を500円市が補助します。そうすると300円で食べられるんやなああと、これいいやないのとうちの家内が言うたもんで、俺そんなん聞いていないよと、知らんよということちょっと調べさせてもらったら、機能性弁当云々というような中身で、ちょっといろいろ確認しましたら、国内で3自治体、北海道江別市、それから東京江戸川区、亀山市がこの弁当を、結局この健康弁当というのを実験するというようなことで、この弁当を作る、あるいは提供するのを亀山市が選ばれたというようなことを、報告受けていないですけども、手を挙げたんか選ばれたんか分かりませんが、この3市の中に亀山市が、この健康弁当を使っての食習慣を身につけるための実証実験、なぜ亀山がここにのってくるんか、上がってきたんかということをちょっと確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、先ほど申し上げた農研機構の戦略的イノベーション創造プログラムでございます。議員がおっしゃるとおり、全国で3自治体、北海道江別市、東京都江戸川区、当市の3自治体が来年度、このSIP2といいます先ほどのプログラムですけども、それに参加をさせていただきます。これにつきましては、当然ですけども、農研機構のほうからもアクションはありましたけれども、当市から参加したい旨は申し上げたところです。それは、市長がよく言いますように、当市につきましては、健康都市連合に参加してちょうど10年の節目を迎えております。これは、この事業自体は健都さぷりプロジェクトの一部として来年度の取組も進めてまいりますつもりでございますので、そういう健康都市という面も含めて、このプログラムに参加をさせていただきたいというふうに考えたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

それじゃあちょっと細かく確認したいと思うんですけども、行ったり来たりしてもらうのが大

変やから、もうまとめて確認しますのでよろしくお願ひします。

1つ目は、この実証実験の目的は何かということをも、それから実験の期間、それから実験場所はどこであるか、それから実験を当然受ける対象者がいると思うんやけど、対象者、先ほど100人というのはありましたけれども、どうやってその100人を選ぶのかどうかの対象者、それから実験の方法、これだけまとめてちょっと答弁いただけませんか。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず目的でございます。これは当然実証実験、実験でございますので、先ほど申し上げた農研機構のほうもその結果が欲しいわけでございます。こういうふうな健康維持、増進効果のあるような機能性農産物という形を言うておりますけれども、そういうふうなものを食べることによって人の体調の変化がどんなようになるのかというのを、農研機構もある程度お金を出してくれますので、その結果が欲しいというところでございます。当市におきましても、機能性農作物はこのお弁当の中にはモチ麦やべにふうき緑茶というものが含まれておりますけれども、そういうふうなものをある程度の期間食べていただくことによって体調の変化があつて、健康になっていただくというのがもともとの目標でございます。

期間でございますけれども、今の予定でございますが、前半後半の2回に分けて行おうというふうに考えています。前半はちょっと、準備がいつできるかによって若干時期は変わつてまいりますけれども、一旦12週間ですので、1日1食12週間ですので、60食をお弁当として食べていただくつもりでおります。そういう形で、前半に50人、後半に50人という形で、合計で100人を考えております。

次、場所ですけれども、場所は特に指定はしておりません。市内にお住まいの方、あるいは在勤の方と考えていますけれども、お手を挙げていただいた100名の方にお願ひしようと思つております。

対象者でございます。対象者は、基本的にはまず65歳以上の方、ですので一般的に高齢者と言われる65歳以上の方50人、また働き世代の方50人ということで、50人ずつをちょっと検査対象として選ばせていただければというふうに考えております。

方法でございますけれども、基本的には先ほど申し上げたお弁当5食を冷凍にして個人宅に郵送をさせていただければと思います。ですので、一食一食レンジでチンしていただいて、解凍をしていただいた上でお食べいただく。それを、ですので、1週間土日を含めずに月曜日から金曜日まで5食、お昼ご飯だけを食べていただく、それを12週間続けていただく、それで合計60食という形になつてこようかと思ひます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

ありがとうございますと言ひたいけれども、よう分かりませんわ。

目的の中で、健康維持のためと、先ほどのお話の中では冷凍のお弁当を12週間食べると、昼にね。それでどういふような体調変化が出るかというのを確認するというこらしいですけれども、

食べるのはモチ麦が中心になるわけやろう、多分、白米は食べやんとこればかりということですね。それでどんな結果が出るか分かりませんが、その結果を本人が申告するというわけですか、報告するわけですか。それと、先ほどの800円、500円、300円という補助金のことです。これはどうなっておるのか。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まずモチ麦の件ですけれども、このモチ麦を入れたお米、モチ麦のご飯を食べることによって、やはり内臓脂肪等が低下するというふうな実験結果もあると聞いております。そういうところから、まず健康にいいというふうに考えられた機能性食品というふうになっております。

この検証方法ですけれども、基本的には、例えば血圧を測らせていただいたり、あるいは体重を量っていただいたり、もう一つはアンケートを取らせていただいて、前後の体調の変化等をお教えいただくというふうに考えております。

もう一つ、お弁当の800円の、それから500円の補助でございすけれども、冷凍をする技術、それからそれを郵送する送料等で、結構1食当たりの金額が、先ほど申し上げた800円ぐらいかかってくる見込みですので、市といたしましては少しでも、なかなかお昼ご飯に1食800円とおっしゃられるのも高いかと思しますので、そこをやはり市から補助を出して、少しでもお安く食べていただくことによって参加者を増やしていきたいというのが目的でございす。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

冷凍のお弁当を届けていただいて、それを解凍して食べて、それでどういう体の変化があるかとかいろいろなアンケートを取るかと言うても、決していいもんじゃないん違うかなと私は判断しています。しかし、こういう形で進めるわけですから、これはもうやむを得やんと思うんですけれども、この結果として、例えば数字が出た場合、亀山市としてそれを活用できるわけではないわけですよ。農研機構のほうへ全部資料を、数字を送ってしまうわけでしょう。何か亀山市として意味があるんですか。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

実証実験ですので当然結果は農研機構のほうにも送らせていただきますが、当市のほうにも残して、今後の健康づくりの施策の一つとして利活用できればと思っています。ただ、今までにも健康都市連合に加盟をしてからいろんな健康寿命を延ばすための取組は様々なことを行ってまいりましたが、これもその一つとして、一つの事業として捉まえていければというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

もうちょっと確認したいんですけれども、時間の都合もあるんでこれぐらいにさせてもらって、

また改めて確認したいと思いますのでよろしくお願いします。

次に、3点目ですけれども、JR加太駅舎の改修事業の工事請負について確認したいと思います。

去年、おとしぐらいやったかな、加太駅舎の無償譲渡と、JR西日本からという話を聞いたとき、私はさっと思い出したのが、鹿児島島の肥薩線の嘉例川、それから同じ肥薩線の真幸駅というのかな、2つたまたま私訪問したことがあって、まあ何にもないところですね。それから昔のままの駅舎が残ってありました。時間を潰すのに、そんなん10分ぐらいちょっと周りを見て、たばこを二、三本吸って帰ってきたんですけれども、そのときのことを思い出して、加太の駅も譲渡されるんやなあ、どうなるのかなあというような思いでおったんですけれども、今回の予算を見ますと、工事請負費が3,400万計上されております。あの加太の駅を改修となっていますけれども、あれは二、三十坪ですね。3,000万もかけてどうするのかなあというちょっと疑問を感じました。それで、その内容についてちょっと確認したいと思うんですが。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

JR加太駅舎につきましては、地域交通の結節点として鉄道利用者等の利便性の向上を図るとともに、歴史観光資源として位置づけまして、地域と連携して地域活性化拠点として改修整備を今回行うものでございます。その改修工事の内容につきましては、JR西日本や加太地区まちづくり協議会が設置をしました加太駅舎活用委員会と何度も協議をさせていただきまして、それを設計に反映させていただいてきたところでございます。

具体的な改修内容でございますけれども、木造駅舎の建築当初の雰囲気を感じられるような外部と内部の改修、駅舎内の旧事務室がありますけれども、こちらを地域活性化拠点とするための展示スペースとか給湯設備などの整備、さらに利用者の利便性を高めるための多目的トイレの整備、また安全な施設とするための耐震補強などを実施するものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

あの建物は昭和何年やったかな、90年ぐらいたっていますね、今。大体85年ぐらいかな、できてから。それで、改修してもらうのはいいんですけれども、修繕ぐらいやったらまだ話は分かりますわ。改修でしょう。30坪ぐらいの建物を改修するのに3,000万かけるといったらどんな立派なものができるのかなあとは私は疑問を感じました。確かに外壁なんか傷んでおるところもありましたので、その辺の修繕とかは多少あるか分かりませんし、トイレも昔のままのトイレがあるんで、これはやっぱり新しいのにするのかなあという感じもしないことないですけれども、あとどこをどうやってして手をつけたら3,000万も金がかかるのかなあという感じがしてしまっただけなんですけれども、どんな改修になるのか、再度説明ください。お願いします。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほども少しご答弁させていただきましたけれども、今回の工事につきましては、単純に現在の

機能を維持するためだけの修繕工事ではないということをまずご理解いただきたいと思います。

その中で、第1に、安全性を高めるということで耐震補強を行います。第2に、景観上の配慮ということから、木造駅舎の建築当初の雰囲気を感じられるような外部と内部の改修をするということ、第3に、利便性の向上ということで、駅舎内への多目的トイレの新設、さらに給湯設備並びに空調設備の新設を行うものでございます。そのほか、亀山市公共建築物等木材利用方針に、原則として地域産材を優先して使用する。調達できない場合は県産材を使用するというように定めておりますので、今回新規使用する木材につきましては、可能なものについては亀山市内産材をと、調達できなければ三重県産材を使用するという要素もございますので、主に羽目板、下の板でございますけれども、こういう要素から、概算工事費として今回3,400万円を予算計上させていただいたところでございます。

なお、この改修事業でありますけれども、第2期の歴史的風致維持向上計画の中で地域活動拠点整備事業として位置づけておりまして、国の社会資本整備総合交付金、こちら対象経費の2分の1の交付を見込んで事業のほうをさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

いろいろ今説明いただきましたけれども、やっぱりああいう古い建物を譲渡してもらって、無償譲渡するということは、やっぱり今の形を残すということをJR西日本なんかも希望しているんじゃないかという感じがするんですよ。そんな全く中身が違うようなことになってしまったんでは、新たに壊してもうてから亀山市が場所を借りて建ててもいいわけでしょう。それはいいわけですから、やっぱり今の形を残して対応していくというのがいいと思うんです。

私も現場を見せてもらいましたけれども、待合室に落書き帳がありました。あの落書き帳の中身を見ますと、やっぱりあの古い駅舎はいいなあというようなことしか書いてありませんわ。トイレのことは書いてなかったですけどね。それで、あそこから駅待合室に出て、外を見たら静かな雰囲気で山がきれいということが書いてありますけれども、今のままで何ら僕は支障ないと思うんですよ。確かにトイレとか、それから耐震については必要かも分かりませんが、今の時代。しかし、できるだけその辺の昔の風情を残して対応していくのが必要かなあとと思いますので、今さら言うてもあかんか分かりませんが、ちょっと申し上げて、直せるものであればぜひ直してほしいなあと。

それで、市長の施政方針の中で、鉄道利用者の利便性の向上とか、あるいはにぎわい交流とかです、地域の。あるいは歴史観光資源の掘り起こしとか、情報発信の場とか、いろいろと目的、目標は掲げてもらってありますけれども、これはこれで別に否定するものじゃないし、そのとおりでいいんですけども、ちょっとその辺のところを、あそこの加太駅というものを再度見直していただければベストかなあという感じがしましたので、申し上げさせてもらいました。確かに最近では鉄道遺産の見学とか、あるいはハイキング、ウォーキングなんかでも結構訪れる人は多いかも分かりませんが、駅がいいのは何かと言うたら、駅の看板だけらしいですわ。加太駅という駅が旧字体かな、あれは貴重ですよと言われましたけれども、そんな場所ですので、できるだけあの辺の地域の風情に合った対応を考えて事業を進めてほしいと思いますので、よろしくお願ひします。こ

れ以上はもう申し上げませんので。

それから、4点目ですけれども、東野公園の駐車場用地購入費が1,218万計上されておりました。確かに東野の駐車場は昔から収容台数が少ないということでいろいろ問題にされておりましたので、今回やっとあの駐車場の増設がされるのかなあと喜んでいるんですけども、この場所、今回の設置場所、それから面積、土地の。それから収容台数はどのぐらいになるのか、その辺のところの根拠について確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村生活文化部参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

今回、東野公園運動施設の利用者のための30台程度の臨時駐車場を整備したいと考えておりました。その対象となる用地として東野公園から西側約200メートルに位置する雑種地、現況地目は宅地でございますが、これを2筆、合わせて面積約500平米の確保を見込みまして、用地購入費1,218万3,000円を計上させていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

西野公園の入り口から200メートルぐらい離れたところへ駐車場を確保したと。確保していただけるのはありがたいんですけども、なぜあそこしか、そんなところしかなかったのかなあと。敷地内でもっと駐車場として、二、三十台分やったら確保するようなスペースがあるんじゃないかと思うんですよ。確かに二、三十台あったら、過去から言われております側道へ不法駐車ということでいろいろ問題もあったみたいですけども、実際には二、三十台がオーバーフローしただけじゃないですよ。本来の駐車場の中へ入れないから帰る人がほとんどですわ。あそこへ止める人はもうひとつ悪い人かな、不法駐車しているわけですから。ですから、実際にあそこでどのぐらいの駐車台数の、駐車できる台数分の駐車場を確保するのがいいのかということは、数字というのは拾ってあるのかな。ふだんは必要ないと思うんですが、大きなイベントなんかがあった場合なんかは、今の台数、100台弱じゃとても足りないと思ひまして、あれの2倍、3倍あってもいいんじゃないかと思うんですけども、実際は多いときにはどのぐらいの車が止められるかということを確認したことはございますか。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

これまで私どものほうで正確に、例えば大会開催時に何台オーバーフローしておるとか、そういった確認というのはしておりませんが、基本的に指定管理者が平常時も含めまして、状況把握を努めることがいいのかなというふうに考えております。実際のところ、本当に厳密なカウントをしたものではございませんが、これまでの路上駐車の状況等を写真等でも確認させていただいておりますけれども、おおむね30台程度は不足しているのではないかなというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

指定管理者の振興会なんかも実際に何台ぐらい必要かということは十分に確認していないと思いますし、それから所管部としてもしていないと思いますわ。大会関係者なんかも、イベントをやっておる場合の、会場には役員も行ってはいますが、駐車場周りにはほとんどおりませんので、実際にどれぐらいが必要なんかということは確認がされていないと思うんです。それで、二、三十台が側道に止まっておるといのは、これは見たら分かりますよね。納得できるんですけども、だからそれで要は足りるかというたら、やっぱり足りないと思うんですよ。私なんかでもたまに会場に行って、駐車場へ入っていっぱいやったらもう帰りますよ、車を止める場所がないんで。それが一般の方の考えですから、二、三十台側道に止まっているからこれがオーバーフローした分やとは言い切れないと思いますのでね。

今回はこういう形でもうしようがないですからよろしいですけども、要望を言っていていいかどうか分かりませんが、これはこれとして早急に対応していただいて、うまく活用できればいいんですけども、後ですね、次の手として、今の2倍、3倍、4倍、5倍ぐらいの駐車場の確保を含めてやっぱり努力をしていただいて、十分な駐車台数を確保するための努力はしてほしいと思います。私も考えがないこともないですけども、言っても言うことを聞いてもらえませんのであえて言いませんけれども、ぜひそのところを十分に検討していただいて、前向きな方向性を出してほしいなあと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと急いで、はしょって説明したんで時間が余りましたが、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

14番 前田耕一議員の質疑は終わりました。

次に、13番 伊藤彦太郎議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして、議案質疑のほうをさせていただきます。

まず、議案第12号亀山市基金条例の一部改正について及び議案第16号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第12号）についてということで上げさせていただきます。この2つにつきましては関連した質疑を行いたいのので、併せて質疑をさせていただきます。

1番としまして、基金条例の一部改正及び一般会計補正予算歳入、第19款繰入金、第1項基金繰入金、第5目市民まちづくり基金繰入金についてということをごをここで上げさせていただきます。（1）で、今回の改正が市のまちづくりに与える影響についてというふうに書いてありますけれども、この質疑については、そのとおり、今回の条例改正がどう今後のまちづくりに影響を与えていくのかについてお聞きしたいと思っています。

まず、今回、この補正予算なんですけれども、基金条例の改正に伴って、これは関の文化交流センターの空調の修繕に充てるために、9月でしたかね、急遽補正を組んで、これで修繕するというふうになっておったわけなんですけれども、ただこれにつきまして、これの財源ですね。これは財政調整基金から出ているんですけども、これは今回、まちづくり基金のほうにハードに使えるように条例改正を行う。これによって、まちづくり基金から財源を捻出して、そのときに使う予定だった財政調整基金にその財源を戻すという、いわゆる財源の組替えが行われていると。一旦ついた

予算をなぜわざわざ財源組替えを行うのか、しかもここで議決された項目です。一旦予算化したこの財源につきまして、なぜ組替えを行うのか、この点につきまして、これは多分財務の見解ですかね、総合政策部かな、この点につきまして確認をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今回、市民まちづくり基金につきましては、条例改正の趣旨にのっとりまして、亀山市基金活用指針の見直しを行ったところでございます。合併特例債により積み立てました基金を従来の活用、いわゆるソフト事業に加えまして、施設等の整備に要する資金、ハード事業に充てることとしたため、9月議会の補正予算で計上いたしました関文化交流センター空調機改修に係る工事請負費等7,095万円の財源更正をするため、基金からの繰入金を計上いたしましたところでございます。

この市民まちづくり基金は、市民参画、協働及び地域づくりに寄与する活動の支援に活用するものであり、今回の条例改正の趣旨に合致するものでありますことから、財源更正を行ったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

趣旨に合致するからということやったんですけれども、確かに合致はします。ただ、これを事業化したときは、まだこれが基金としては趣旨が違ったわけですよ。それを今回あえて財源組替えを行うということは、当時既にもうこの基金条例を改正して、まちづくり基金から出すという考えがあったのか、あるいは先ほど指針を見直す云々の話がありましたけれども、今回も総務委員会の資料として活用指針の資料が出ておりますけれども、こういった活用指針を出すことによって、これで財源組替えを行うというふうな判断に至ったのか。さらに言わせてもらうと、あるいはそういうふうな趣旨に応じた云々と言うたら、今後こういった遑って財源組替えを行うということがあり得るのか、この辺につきましてちょっと見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

議員ご指摘の関文化交流センター空調機改修等につきましては、9月に緊急的に追加提出させていただいたため、その9月の時点では財政調整基金を財源として活用させていただいたところでございますが、市民まちづくり基金につきましては、施設等の整備に要する資金に充当することを可能とする基金条例の改正等の必要性については認識をしていたところでございます。

また、こういう同じような形で、遑った形で財源を更正することがあるのかというご質問でございますが、こういう事例が今後あった場合にも、同一、同じ年度内であれば、そういう必要性があると判断したときにはそのようなことも提案させていただくことがあろうかと存じます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

同一年度内であればそういうふうなことも今後もあり得るということを財務の次長のほうから確認させていただきました。それはさておきというか、そもそもそれがどうのというよりも、むしろ今回のこれを見た瞬間、この財源を財政調整基金に戻したことによって、本来まちづくり基金という、言ってみればその担当部局が従来の趣旨に従って使えていたはずのお金がちょっと使えなくなるというか、財源が減るんじゃないかというふうな懸念を抱いたんですけど、そういう視点から見させていただいて、ちょっと聞かせていただくんですけど、そもそも当該のまちづくり基金にしても、にぎわいづくり基金も含めますけれども、こういった基金ですね。この基金の、取り崩すとか運用するとか、こういった基金を使うという判断は一体誰が行うのか。市長なのか、財務課なのか、担当部局なのか、取りあえず決裁権限が誰にあるのか。実質誰がこの決裁というか、使うという判断の権限を握っているのか、その点につきまして確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

各基金の歳出予算への充当につきましては、所管課、また担当課によりまして基金活用指針に沿った事業の財源として予算要求を行うこととなっております、それを財政部局が中心となって予算編成を行っているものでございます。当初予算なり予算編成を行ったものにつきましては、最終的には市長査定も受けた上で当初予算として計上させていただくというようなものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

最終的には市長の判断だと、そのとおりだと思います。予算調整権もやっぱり市長にあるということなんですけれども、この話を見た限り、それでまた新たにその上で確認したいんですけれども、今回の対象となっているまちづくり基金なりにぎわいづくり基金がそもそもどういった事業に充当してきたのか、またそれらの事業は一体いつまで行うのか、これは基金が続くまで行うのか、あるいはそうでもないのか、その点につきましてまず確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

まず、市民まちづくり基金のほうにつきましては、合併特例債を活用して10億円積み立てたものでございまして、市民参画、協働や地域づくりに寄与する活動への支援として、事業名で申し上げますと、市民活動応援事業や地域まちづくり協議会支援事業に活用しているところでございます。具体的な内容といたしまして、市民活動応援事業では、市民活動応援制度の登録団体に交付する市民活動応援交付金や市民活動応援券の印刷費等に充てております。また、地域まちづくり協議会支援事業では、地域まちづくり協議会に交付する地域まちづくり交付金や地域活性化支援事業補助金のほか、地域担い手研修の委託料等にも充てております。

一方、関宿にぎわいづくり基金のほうにつきましても、合併特例債を活用して3億7,000万を積み立てたものでございまして、関宿及びその周辺のにぎわいづくりに寄与する事業を行う団体

に対して関宿周辺のにぎわいづくり推進事業補助金として交付してきたところでございます。具体的な交付団体といたしましては、関の山車の管理自治会とか、関宿案内ボランティア、NPO東海道関宿などでございます。

そして、もう一方のこれらの事業はいつまで続けるのかということでございますが、市民活動応援事業や地域まちづくり協議会支援事業につきましては、亀山市総合計画に位置づけます主要事業でございますので、今後も市民まちづくり基金を財源として大切に活用して、これらの事業を継続してまいりたいと考えております。

なお、昨年度末の基金残高は8億8,700万円ほどでございますが、現時点におきましては、仮に基金がなくなった場合におきましても、市民力による高い地域力を有する本市の特徴的なこれらの事業につきましては継続してまいりたいと考えておるところでございます。関宿周辺のにぎわいづくり推進事業補助金につきましても、関宿及びその周辺地域のにぎわいづくりに寄与する事業を行う団体に対しまして、継続して支援してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

なくなっても続けるというぐらいのつもりでおるということでした、担当部局として。これにつきましては、やっぱり今回の条例改正によって基金をハードにも使えるようにということ。これはむしろ私自身もずっと言い続けてきたことではあります。必要やったらやっぱりソフト事業にこだわらなくても、ハードにも使えるようにしたらええやないかというふうに言ってきた立場であります。

ただ、これにつきましては、一方で、当時の、今いらっしゃらないですけど、古川部長ですかね、その部長とお話しさせてもらったとき、何でこれをまちづくり基金とかハードに使えるようにせんのかというふうに言ったときに、当然特例債の償還の話もあるんやけれども、やはり市民協働参画とかこういったことには、ソフト事業に絶対にこれからお金がかかってくるし、やはり財源も今後どうなっていくか分からない。やはりこれだけの何億という額やけれども、これだけやっぱり要ると思うんですわ。そうやから、やはりこれはハードにおいそれと使うということじゃなく、やはりソフト事業というのに置いておく意味があるんやというふうに私に言われまして、ああ、なるほどと説得されたという経緯もあります。

私は基本的に、それでもやはりハードにも使えるようにという考えであるんですけども、やはりもともとこのまちづくり基金を設定した当時の合併協議とか、合併に携わっておった方々の、特にこの担当の思いに、ずうっと続けるんやというふうな思いでこられていたと思います。

そういう部分では、やはり、先ほどなくなってでもやはり続けたいんやという思いを確認させていただきましたもので、やはり、もちろんこれは市長が替わるなり、考え方が違う人が就任されることで変わることはあり得ると思うんですけども、これは櫻井市長である間は続くんやということは確認させていただけたかなとは思いますがけれども、そんな中で、これは当然ハードに使えることになったことで、財源がなくなってもということはありませんけれども、やはりこれは基金である以上、一旦積んだお金がなくなったらどうすんのやとかいう話もありますけれども、これは非常にほかの基金と違って、一旦合併特例債という大きなお金が入ってくる時にそこに充てたというちょっと特殊な事情の基金やとは思いますがけれども、この基金に対する積立ての考え方、またさ

らに、いずれどっちにしても市長の判断で出せるという部分はあるとは思いますがけれども、ふるさと納税の充当する対象にするかどうかとか、そんな話もあると思います。この基金に対する、使うだけでなくて積み立てる側、そういった場合の考え方があるんだったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今後につきまして、基金の活用が進む中でだんだんと基金の額が減っていくということになります。後年度の事業計画を勘案した上で、当然枯渇することのないように積立てを計画的に行う必要があるものと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、次の項目の議案第24号令和3年度亀山市一般会計予算につきまして、コロナ禍による各種イベントへの影響についてということで通告させていただいております。

これにつきましては、そこに書かれているとおり、今回も当初予算で各種イベントが計上されていると思うんですけども、このコロナ禍の状況の中、昨年度も多くの事業が中止になったと思います。今回、こういった各種イベントに対するやはり予算化がされた、この予算計上されたこれはどういうふうな思いというか、取りあえず予算計上したものなのか、あるいはやはり工夫を凝らしてでも何とか開催にこぎ着けようというふうなものなのか、イベントによっても違うとは思いますがけれども、この辺どうなっているのか。多分これは総合政策部でしょうか、その見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

イベント開催の考え方ということでございますが、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、亀山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定した開催基準等に基づきまして、各種イベントの中止や延期などを行ってきたところでございます。令和3年度におきましても、コロナ禍の現況下ではありますが、各種イベントの実施判断につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る市主催のイベント等の開催基準の基本的な考え方の下、順次開催中止、延期、縮小、実施等の判断を行っていくとの認識の下、当然開催されることを前提に予算を計上させていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

当然懸念される部分もいろいろあるとは思いますが、開催されることを前提にということを確認させていただきました。

ちょっと2番の項目にも絡みますんでちょっと続けたいと思いますけれども、2番で歳出の、今

回教育費の中の遺跡調査費、鈴鹿関跡学術調査事業についてという項目がありまして、それについて聞かせていただきたいんですけども、この鈴鹿関跡学術調査事業はどのような調査を行うのか、どこまでの調査を行うのか、そもそも何のための調査を行うのか、この点につきまして確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村生活文化部参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

令和3年度におけます鈴鹿関跡学術調査事業につきましては、今回、国の史跡の指定を受けることになるわけですが、その指定範囲というのは、これまでもご答弁させてもらっておりますけれども、鈴鹿関の遺跡の西端の一部であることから、次年度につきましては、鈴鹿関を象徴する築地塀が南方へどのように延伸しているかを確認するため、城山という山がありますが、城山の南西部付近に調査区を設定いたしまして、発掘調査を実施する予定でございます。

また、これまでに判明しているのは鈴鹿関の西端の部分が築地塀だけであり、その築地塀の東側である関の内部につきましては遺跡の状況が全く分かっていないことから、鈴鹿関の全体像の解明にも努めてまいりたいと考えております。なお、今後の発掘調査の結果を踏まえまして、国史跡の追加指定を目指してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

分かりました。

今回、特に西の端っこの築地塀が一体南のどこの辺まで延びているのかというの確認であるということでありました。

これにつきましてですけども、その全体像を把握していく上で、それは当然必要ということで、追加指定という言葉がありました。追加指定を目指すということやっただんですけども、追加指定をとというのは、それは簡単に、もちろん見つからんと追加指定になんかならないですけども、どういう状況によったら追加指定がなされるのか。今回も大概時間がかかったわけですよ、指定されるのに。また5年も6年もして追加指定がなされるのを目指すというものなのか。その間ずうっとこの築地塀に関して調査を続けていだけなのか、そういった部分ですね。追加指定というのがもしあるんやったら、追加指定というものがどれぐらいのめどでもらえそうなのか。あるいはこの辺、まだ海のものとも山のものとも分からんようなものなのか、ちょっとその辺の内容をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

鈴鹿関跡の追加指定のめどということでございますけれども、先ほどもご答弁させていただきましたが、今回、来年度以降調査する区間というのが、先ほども申し上げました城山の南西部ということで、その推定ラインがまず確定することによって、来年度調査する地区と推定ラインが確定することによって、その調査区域が確実なものになれば、当然その範囲も含めて今後追加指定されて

いく、追加指定に向けて準備を進めていくという形になるかと思いますが、それがいつになるかとか、そんなようなところにつきましてはまだ定かではございません。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

これにつきましては、またちょっと一般質問のほうでもさせていただくつもりですので、それはそちらに回したいとは思いますが、もう一つ、2番の項目でシンポジウムについてというふうに上げさせていただいております。こういった学術調査事業で、実際、築地塀の範囲とかは当然発掘していただくということに関しましては期待される部分であるんですけれども、今回そのシンポジウムも開かれると。

このシンポジウムなんですけれども、リニアとかもそうなんですけれども、これは市が主体になって取り組んでいく大規模な新規イベントなわけですよね。これに対して、先ほどちょっとコロナ禍の中の影響という部分で、どれぐらいの実現可能性があるのかということとはちょっと聞いたんですけれども、このシンポジウムについて、どれぐらいというか、コロナの影響でまだ分からん部分はあるんですけれども、やはり何としても実現するんやというぐらいのものなのか、その辺のちょっと意気込みを聞かせていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

シンポジウムの開催でございますが、これにつきましては、鈴鹿関跡が国の史跡に指定されたことを記念いたしまして開催したいという考えでございます。シンポジウムの内容につきましては、若干今後の検討も必要ですけれども、講演会やパネルディスカッション等をご覧いただくことによりまして、鈴鹿関について、今のタイミングで広く市民の方に理解を深めていただけるような機会になればと考えております。

また、古代三関の中で築地塀の痕跡が見つかっているのは鈴鹿関だけでもございますので、愛発関に至ってはまだ場所さえも明確でないということで、今回の史跡指定は対外的にも関心が非常に高いということが考えられますことから、市をアピールできる絶好の機会となりますので、ぜひ開催したいと考えております。しかしながら、コロナウイルスの感染の状況にもよりますけれども、それにつきましては開催時期も含めて、感染対策に十分配慮いたしまして実施してまいりたいと考えておりますが、感染の拡大の影響によりましては通常の開催が難しくなる場合もございますが、そういった場合につきましては、リモートや映像配信といった手法による開催などを検討し、中止することなくぜひ開催を実現したいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

リモートとか映像配信とかいう言葉もありました。やはりそういった部分で、実際このシンポジウムが中止になった場合、その辺の財源とかでまた別のことができないのかなあとかいうふうな思いもあったんですけれども、そのお言葉を聞く限りでは、シンポジウム自体は何としても開催する

んだということなんだと思います。ケーブルテレビとかも市の場合は持っていますし、そういったのでシンポジウムを中継するという手もあるんやろうとかいろいろ思うんですけども、やはりこれは市のアピールとかPRの部分でも非常に大きなことにもなってくると思いますので、やはりぜひ成功させていただきたいということを申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質疑は終了しました。

続いてお諮りします。

質疑はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

明日10日は午前10時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時25分 散会）

令和3年3月10日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

令和3年3月10日（水）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

- 議案第 8号 亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議案第 9号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 議案第11号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第12号 亀山市基金条例の一部改正について
- 議案第13号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第14号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第15号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
- 議案第16号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第12号）について
- 議案第17号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第18号 令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第19号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第20号 令和2年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第21号 令和2年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第22号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第23号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第5号）について
- 議案第24号 令和3年度亀山市一般会計予算について
- 議案第25号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第26号 令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第27号 令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第28号 令和3年度亀山市水道事業会計予算について
- 議案第29号 令和3年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 議案第30号 令和3年度亀山市公共下水道事業会計予算について
- 議案第31号 令和3年度亀山市病院事業会計予算について
- 議案第32号 市道路線の認定について
- 議案第33号 市道路線の認定について
- 議案第34号 市道路線の認定について
- 議案第35号 市道路線の認定について
- 議案第36号 市道路線の認定について
- 議案第37号 市道路線の認定について
- 議案第38号 市道路線の認定について
- 議案第39号 市道路線の認定について

議案第40号 市道路線の廃止について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川 卓也 君	2番	中島 雅代 君
3番	森 英之 君	4番	今岡 翔平 君
5番	新 秀隆 君	6番	尾崎 邦洋 君
7番	中崎 孝彦 君	8番	豊田 恵理 君
9番	福沢 美由紀 君	10番	森 美和子 君
11番	鈴木 達夫 君	12番	岡本 公秀 君
13番	伊藤 彦太郎 君	14番	前田 耕一 君
15番	前田 稔 君	16番	服部 孝規 君
17番	小坂 直親 君	18番	櫻井 清蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之 君	副市長	西口 昌利 君
総合政策部長	山本 伸治 君	生活文化部長	佐久間 利夫 君
健康福祉部長	古田 秀樹 君	産業建設部長	大澤 哲也 君
上下水道部長	宮崎 哲二 君	危機管理監	服部 政徳 君
総合政策部次長	青木 正彦 君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村 俊孝 君
健康福祉部次長	伊藤 早苗 君	産業建設部次長	亀淵 輝男 君
生活文化部次長	谷口 広幸 君	産業建設部参事	久野 友彦 君
産業建設部参事	田所 学 君	健康福祉部参事	豊田 達也 君
会計管理者	米津 ひろみ 君	消防長	平松 敏幸 君
消防部長	豊田 邦敏 君	消防署長	原 博幸 君
地域医療統括官	上田 寿男 君	地域医療部長	草川 吉次 君
教育長	服部 裕 君	教育部長	亀山 隆 君
教育委員会事務局参事	桜井 伸仁 君	監査委員	国分 純 君
監査委員事務局長	木崎 保光 君	選挙管理委員会 事務局長	松村 大 君

●事務局職員

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長 (中崎孝彦君)

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

15番 前田 稔議員。

○15番 (前田 稔君登壇)

おはようございます。

スクラムの前田でございます。通告に従い、順次質疑をさせていただきます。

まず初めに、令和3年度亀山市一般会計予算についてお聞きをしたいと思います。

歳入、市税について、それから税収についてですけれども、一般会計予算総額は前年度比13億300万円の増額です。率にして6%増加、過去2番目に大きい予算になりました。

個人市民税が増収しております一方、法人市民税、固定資産税が減収をしております。前年度比2億8,350万円の減収になっております。総額で100億1,840万ということになっておりますが、まずこの個人市民税の増収、それから固定資産税の減収、それから法人市民税の減収についての内容ですけれども、これについてどのような理由で減収あるいは増収したのかをお答えください。

○議長 (中崎孝彦君)

15番 前田 稔議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長 (青木正彦君登壇)

おはようございます。

市税でございますが、令和2年度当初予算と令和3年度当初予算を比較いたしますと、議員おっしゃいましたとおり2億8,350万円、2.8%の減となるところでございます。

まず市民税におきましては、個人市民税が3,320万円、1.3%増となる一方、法人市民税が1億2,900万円、19.8%減と、合わせまして9,580万円、2.9%の減となるところでございます。

次に固定資産税におきましては、土地は1,340万円、1.2%減、家屋は7,350万円、3.2%の減、償却資産は1億650万円、4.6%の減となり、合わせまして1億5,920万円、2.8%の減となるところでございます。

それぞれ個人市民税の増額等々の要因についてご説明申し上げます。

まず、個人市民税につきましては、定年退職後も継続雇用される傾向などによりまして納税義務

者数の増加を見込んだことによりまして3,320万円、1.3%の増となったところでございます。

また、法人市民税につきましては、令和2年度から繰り越しました新型コロナウイルス感染症の影響によります徴収猶予分7,660万円の収入を見込んだものの、法人税割の税率が9.7%から6.0%に引き下げられる影響などを受けまして、1億2,900万円、19.8%の減としたところでございます。

次に固定資産税につきましては、令和3年度は3年に1度行う評価替えの基準年度でありまして、土地におきましては農地等の宅地化によります増額はありますものの、宅地の下落修正や都市計画区域外への準路線価評価の導入などによりまして1,340万円、1.2%の減。家屋におきましては、新・増築家屋の増額があるものの、それ以上に在来家屋分の評価替えによります減額が大きく7,350万円、3.2%の減、また、償却資産におきましては、主要事業所2社の設備投資の見込み調査によりまして算定いたしておりますが、主要事業所におきましては、令和2年度中の大規模な設備投資が見込めない状況でありますことから、1億650万円、4.6%の減となっているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

前年度比で13億300万円の増額はしておるものの、そして率にして6%、過去2番目に大きい予算になっていますけれども、やっぱり個人市民税では増収しているけれども、法人市民税、固定資産税では減収しておると。それから、前年同期比では2億8,350万円の減収になっておると。

これ、いろんな理由が先ほど説明されましたけれども、今後、また厳しい財政運営になってくるんじゃないかと思うんですけれども、今後のこの財政運営ですけれども、来年度もまた同じようにコロナの影響も出たりとか、そういったこともあると思うんですけれども、来年度も引き続きちょっと厳しい財政状況になるんじゃないかと今後思うんですけれども、その辺のところについてはどのようにお考えですか。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今後の財政運営でございますが、現在、コロナ禍における厳しい現状が続いておる中でございます。そのような中で、市税の収入が減収するとともに、歳出では扶助費や老朽化した公共施設の維持管理費などが増加してまいります。このような中で、次世代に負担を先送りしないために、これまででも行財政改革大綱を踏まえた取組を行ってまいりました。

そのような中で、健全な財政運営を確保してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

本当に、コロナの関係もありますし、財政状況もだんだん逼迫してきているように思います。

今後、大きな事業というのは、庁舎建設であるとかリニアの駅の計画もあります。今までは有利

な財源があったわけですがけれども、今後、そういう財源というのがなかなか捻出できないだろうというふうに思います。いろんな財政調整基金だとかがありますけれども、市の庁舎建設については補助金がないですね。

リニアについては、どのぐらいの、もし誘致があったとして補助金が出るのかどうか、その辺のところは分かりませんが、そういった形の中で、この財政状況が逼迫してくる中で非常に厳しい財政運営になってくるというふうに考えますけれども、市長、その辺のところをどのようにお考えですか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

一昨日の代表質問でも少し考え方を述べさせていただきましたが、今後の財政運営における長期的な展望、それからおっしゃるような少し庁舎の整備とか、もう一世代、二世世代先になりますけれども、リニアへの着実な準備等々を考えますと、これをどのように考えていくかというのは極めて重要であります。

あわせて、世の中が大変状況が目まぐるしく変化をしておりますので、コロナの状況の現状につきましても、おっしゃる市税の減収基調は続いていくものと認識をいたしておりますし、一方歳出におきましては、少子高齢化に伴います扶助費の増加、それから公共施設の維持管理の経費が増加をいたしてまいります。

一昨日申し上げましたが、平成29年3月に策定いたしました公共施設等総合管理計画におきましては、今後60年間において、いわゆる施設の修繕・更新費用は総額1,823億円が必要であるという試算をさせていただいております。これを長寿命化をしっかりと進めていく、併せて将来費用の25%の減を目指す、このように取り組み始めておるところであります。

そういう中で、次世代に負担を先送りしないためにも、これまでも行財政改革大綱を踏まえた取組を行ってまいりました。今後のリニアとか新庁舎整備など大規模事業を控えまして、また新型コロナウイルス感染症の影響で打撃を受けた地域経済への支援とか、先ほどの、ぜひ景気の回復とか影響がなくなって企業誘致とかあるいは民間の設備投資がしっかりと伸びるような、そういうことによって財源の確保をしっかりと果たしてまいりたいと思います。

歳入の確保と歳出の抑制、この両面が大変大事であると考えております。その視点から、第3次行財政改革大綱に掲げる取組、特に15の基本的な取組方針、この着実な実践と企業誘致等を進めるなど税収確保の取組と併せまして、事業の優先順位をしっかりと見極めた上でのスクラップ・アンド・ビルドとか、選択と集中をしっかりと今後も取り組んでいく必要があるかと思っております。

それから、本年度と新年度で策定をいたしております令和4年度からの総合計画の後期基本計画の策定に併せまして、長期財政見通しの見直しを行うということで考えておりますが、その中で個別最適ではなく全体最適な政策判断と、持続可能な財政運営のバランスを重視した行財政運営を行っていくことが大事であるというふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

いずれにしても、先ほど市長も述べられましたけれども、今後の財政運営、厳しい状況の中でこれからの計画どおりそれを行っていく、それはもう市長の肩にかかっているわけなので、4期目を継続されるわけで、その辺はしっかりと財政運営をやっていっていただきたいというふうに思います。

それでは、時間がありませんので、その次の質疑をさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの接種についてお伺いしたいと思います。

これは他の議員さんからも、もう既に何回も質疑をされておりますけれども、まず新型コロナウイルスワクチンの接種について、4月から始まるというふうに聞いておりますけれども、予定どおりその接種ができるのかどうか、まず確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず新型コロナウイルスワクチンの接種でございますけれども、昨日も少しご答弁させていただきました。

まず、医療機関従事者からワクチンの接種が始まります。医療機関従事者用のワクチンといたしましては、3月中に、まず今決まっているのが22箱、約2万2,000回分のワクチンが入ってくることが決まっております。これは、19の医療機関に配分されます。その中に、残念ながら亀山市は含まれておりませんでした。ですので、それ以降のワクチンが入り次第ですので、多分3月下旬、最終週ぐらいから、ようやく医療機関従事者のワクチン接種が始められると思っております。

次に来るのは、65歳以上の高齢者のワクチン接種でございますが、これが4月上旬、第1週、第2週、第3週に分けて、これも22箱の入荷がほぼ決定しております。その22箱の配分先については、今週ぐらいに、多分県が決めると思っておりますけれども、多分これは22市町に1箱ずつということになります。

その4月の最終週に、また配れなかった市、あるいはその配った市にももう一箱という形ですので、4月中には多くて2箱、亀山市にも入ってくるのではないかとというふうに予想をしております。

ですので、そういう形で、時期が遅れたこと、それと入ってくる量も予定よりも随分少ないということがありますので、やはり若干遅れぎみの計画になってまいります。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

昨日もちょっとニュースを見ていましたら、接種する注射器ですけれども、6回ぐらいは打てるという話で、場合によっては7回というのものもあるみたいなんですけれども、そういう中で、コロナウイルスワクチンの接種が続くわけなんですけれども、亀山市内の病院での接種もできるというふうに聞いておりますし、市外にかかりつけの病院がある場合は、市外の病院でもワクチンを接種というのは打つことができるのかどうか、ちょっと確認させてください。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

ワクチンの接種は、基本的には住民票がある市町村で接種を受けていただくことになります。

ただ、特例といたしまして、住民票住所地以外でのワクチン接種が認められているのが、まず長期入院や施設に入所している方については、その入所地、あるいは入院地の病院で打っていただくことになります。

また、基礎疾患があつて、かかりつけ医での接種をご希望される方は、そのかかりつけ医で接種が可能となっております。

ただしですけれども、クリアしなければならない条件が2つほどありまして、まずそのかかりつけ医の先生がワクチンの個別接種ができる医療機関として登録がされているかどうかというのがまず1つです。

そしてもう一点は、ワクチンをその医療機関が所在する市町で確保していただくことになってまいります。ですので、亀山から持って行って、そのワクチンを接種していただくわけにはいきません。ですので、今のワクチンがなかなか入ってこない状態で、例えば他市の住民の方のワクチンまでその医療機関が確保していただけるかどうかというのがもう一つの条件になってまいります。ですので、基礎疾患がある方は、打っていただくことは打っていただけますけれども、簡単に言いますとワクチンが本当に円滑に入ってくるような状態になれば、市外の医療機関でも打っていただけるようにはなるのかなとは思っております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

よく分かりました。ありがとうございました。

それでは、時間もないので次の質問をさせていただきます。

3番目の質問ですけれども、令和3年度第68回東海高等学校総合体育大会（三重大会）登山競技についてということで、これについて質問をさせていただきます。

この大会が、坂下にある高畑山が登山をする会場になっておるということを聞いております。

ここの高畑山を選定されたというのは非常にありがたいんですけれども、その選定された理由と、それから競技内容についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

辻村生活文化部参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

まず、第68回東海高等学校総合体育大会（登山競技）につきましては、令和3年6月18日金曜日から20日日曜日の3日間にわたり、本市で開催される運びとなりました。

その中で、競技会場となる高畑山が選定された理由でございますけれども、大きく2つございまして、1つ目といたしまして、鈴鹿山脈南部山域、御在所岳より南なんです、そこを代表する山としては御在所岳、鎌ヶ岳、仙ヶ岳が有名ですが、高畑山は高校総合体育大会の登山競技のコースとして、危険な箇所が少なく、また山自体のボリュームや姿、そして標高、山としての品格に優れていることから、高校生の競技会場にふさわしい山であるということ。それともう一点でございますけれども、これは本市、亀山市が登山に非常に協力的な自治体であるということでございます。こういったことを総合的に判断いただき選定をいただいたとお聞きしております。

本市にとりましては、初の登山競技会場の決定でもございまして、これまで取り組んできました亀山7座トレイル整備・活用推進事業の成果であるというふうにも考えております。

それと競技の内容というご質問でございますけれども、競技内容につきましては、今回、参加選手は1チーム4名で、東海4県合わせまして14チーム、56名が参加されます。監督等も加わり約70名程度の規模で開催されるわけでございますが、競技内容といたしましては、大会の第1日目は鈴鹿馬子唄会館で開会式と登山隊の編成が行われます。その後、鈴鹿峠自然の家でテント設営の後、登山計画や装備点検、炊事審査等の審査が行われ、野営が行われます。

2日目は、鈴鹿峠自然の家をスタートとし、東海自然歩道を経由して鈴鹿峠を登り、三子山の一部と高畑山で登山行動が行われ、再び鈴鹿峠自然の家をゴールとするものでございます。

3日目最終日でございますけれども、亀山観音山からスタートいたしまして、筆捨山や羽黒山で登山行動を行い、ゴールの市役所関支所で表彰式と閉会式が行われます。

なお、東海高等学校総合体育大会の登山競技は、単にスピードを競うものではございません。そういったものを争うのではなく、いかに安全に登山を推進するために必要な基礎的な知識とか技術及び体力の定着といった観点から実施されるものとお聞きしております。

○議長（中崎孝彦君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

私も亀山7座トレイルに参加させていただいていまして、昨年の夏に50年ぶりに高畑山を登らせていただきました。小学校の遠足で一回登ったことがあるんですけど、改めて50年、半世紀ぶりに登らせていただいて、結構坂下のほうへ登山に来る方も増えてきておるみたいで、この間も1人でふらっと来られた方がうちの店に寄って、どこへ行かれるんですかと言ったら、今から高畑山登るんやと言っていましたし、結構そういう人がだんだん増えてきたんで、やっぱり亀山のトレイルというか、それがだんだん評判になってきたのかなというふうに思いますし、どちらにしましても、そういう形の中でこういう競技大会が開かれることは本当にありがたいなというふうに思いますし、亀山7座トレイルが評判になって、また多くの方が登山をしてくれるようになればいいなというふうに思っています。

やっぱり日頃運動不足なんで、私も仙ヶ岳とかいろんな、何回も亀山の登山に参加をさせていただく機会ができて、運動不足の解消になっているなというふうに思います。ストレスの解消にもなりますし、そういう形では非常にいいので、皆さんも、市長も一回また山へ登っていただきたいなというふうに思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

15番 前田 稔議員の質疑は終わりました。

次に、3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

会派結の森英之でございます。

議案質疑、通告に従い進めさせていただきたいと思っております。

今回、議案第9号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についてというところ、そ

れから令和2年度亀山市一般会計補正予算の2つの項目、それから令和2年度亀山市病院事業会計補正予算について質問させていただきます。

まず、議案第9号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらの、まず市長の給料、期末手当の減額を判断したその理由、それから給料5%、それから期末手当20%減ということでございますが、そちらとした思いとございますか、根拠をお示しいただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、市長の給料、期末手当、退職手当の減額につきましては、リーマンショック後の平成23年度より実施をされてきたものでございまして、今回、4期目の就任に当たり引き続き継続して行うものでございます。

これにつきましては、依然として厳しい経済情勢や市の財政状況などを総合的に勘案した上で、市長自らの判断により、給料、期末手当及び退職手当について減額を行うものでございます。

また、この減額措置につきましては、櫻井市長の1期目から継続して実施をしているものでございます。

また、今回、給料5%、退職手当20%を定めた根拠ということでございますが、これにつきましては、平成23年度にリーマンショック後の厳しい状況を踏まえて、市長が5%、20%を決定したところでございまして、そのようなことが根拠となっております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

部長の答弁では、市長就任当初からこの給料減額ということ、それからその理由としては23年度、リーマンショックで大きな経済の痛手があったタイミングでそのようなことを判断した中で継続して今日に至っているということの答弁であったと思います。

そうしましたら、この5%減ということで減額前の給料額といたしますと99万5,000円ということ、それから減額後で94万5,250円ということになるかと思えます。この当初予算の資料にもありましたけれども、県内14市の給料を見させていただきますと、この給料減額前の給料でいきますと14市中6番目ということになります。ただ、人口の順位でいきますと10位ということになるんですけれども、その中でちょうどくしくも同じ事業体規模でいきますと、いなべ市、そこを比較すると、ちょうど人口としましては本年3月1日のデータでいきますと4万3,178人、これはいなべ市です。亀山市が、対して4万9,590人ということです。約10%から15%近く亀山市が多いかなというところであります。

また、一般財源の予算規模でいきますと、令和2年度当初予算でいきますと、いなべ市が209億3,000万、対して亀山市は217億9,000万ということであります。ちょうどその辺りが本当に自治体の規模として似通っているのかなというふうに思うんですが、違う視点で見ますと、東洋経済の都市データパックでいきますと、財政健全度ランキング、あるいは住みよさランキング

なんかもあるんですね。それで見させていただきますと、2019年でいいますと亀山市は県内14市中2位であったりします。それから、住みよさランキングでも2位ということで非常に上位におるわけでありまして。

ただ、いなべ市も非常にこれも本当に似通っている自治体でいるかと思えます。本当に同じようなポジションにおるわけですね。昨年度でいいますと、最新のデータを少し私のほうで調べたんですが、いなべ市のほうが少し上回っているようなことであります。

したがって、このいなべ市を意識した数字になっているような気がしないでもないんですが、その中で、今後、給料の本則を改定するというような、もしやタイミングに来ているのではないかとというような気がします。これは当然市長が判断することであって、その中で市民が、同じくこの市長の働きについて評価をした中で、そういう議論が煮詰まってきた中で判断していくことかと思えますが、そのようなことになる時期ではないのかなというふうに感じさせていただいているところであります。

ここで、市長にちょっと答弁いただきたいんですが、この減額をするに当たって、この4年間、首長としての決意を端的で結構ですので、その思いをここで表明いただきたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市長の今回の給料等退職金の減額については、ちょうど就任当時の政策公約には組み入れておりませんでした。平成23年度のリーマンショック後の急激な厳しい状況、それからその中で亀山市として多くの行財政改革を断行していくという中にありまして、そういう思いで23年度の4月からこの特例の措置を取らせていただいております。ちょうど10年になりましたけれども、今回、今期の今の状況につきましても、経済情勢、あるいは依然として厳しい地方自治体が置かれた状況、それから強い意志を持ってこの行財政改革を進めていくと、持続可能なまちづくりをしていくという思いの中で、この特例措置を今期、4期目も継続をさせていただくという思いで提案をさせていただいております。

いずれにいたしましても、過去からこれまでの様々な状況の中で積み上がってきておると、これは市長の報酬等、あるいは議員の皆さんの特別職の報酬等、そのように理解をいたしておるところでございますが、今回の減額措置の判断につきましては、今申し上げた背景、それから思いも含めまして、私自身の政治的判断によるものでございまして、しっかりと今期、今後に影響がないよう自らの責任が及ぶ範囲におきまして提案をさせていただいております。

本則を変えてというお話がありましたが、そういう意味では、責任が及ぶこの4期目のスタートに当たりまして提案をさせていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

首長としてのその責務をしっかり果たしていただく、行財政改革という言葉もございました。こちらにつきましては、あしたの一般質問できっちりやらせていただきたいというふうに思います。

この条例改正の期間なんですけど、令和7年2月5日までということかと思えます。これでいきま

すと櫻井市長はこの後どうされるかは別にして、この後の後任の市長に対しての給料減額の影響はないということの確認をさせていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ただいまの市長の4期目の任期が令和7年2月5日でございますので、仮に2月6日から新たな市長が就任した場合は、この附則については、この時点で期限が切れますので本則に戻るということとでございますので、新たな市長が就任された場合の影響はないというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そうですね、次の選挙以降の市長に対しては影響はないということとであります。

櫻井市長が櫻井市長の任期の間にそこを減額するということまでは、そこまでは、逆に次の市長に影響するということで見送ったのではないかなというふうにとちょっと考えたりすることもございますが、いずれにしても最も大切なことは、首長が額面に関わらずきっちり責務を果たすことだと思うんですね。それによって、市民がその市長に対する評価を行っていくわけでありまして。したがって、私も少し先ほど申し上げましたが、その中でそういう議論が出れば、またしっかり議論をしていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

したがって、このコロナ禍でありますので、しっかり首長としての責務を果たしていただきたいというふうに思います。

この項目は、以上とさせていただきます。

続いて、議案第16号令和2年度亀山市一般会計補正予算に移らせていただきます。

第3款民生費の社会福祉費、住居確保給付金支給事業の減額補正についてでございます。

こちらは、2度の増額補正があつての今回減額だと思います。その減額となった理由について確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金支給事業につきましては、生活困窮者であつて、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している、または喪失するおそれがある所得等が一定水準以下の方に対して、家賃相当額の住宅費を支給するものでございます。

今般のコロナ禍により、令和2年から年齢や離職状況等の要件が大幅に緩和をされまして、申請者が増加することを見込みまして、議員も言うていただきましたように、第1号と第6号において増額補正により申請増加に備えてきたところでございます。

しかしながら、令和2年10月以降、申請件数が大幅な減少に転じておることから、今回、不用となることを見込まれる額の減額補正を計上させていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

この支給事業について、実際に申請された方、何人ぐらいおられますでしょうか。

それと、多くの方が外国人の方というふうにも聞いております。その比率といえますか、そちらも分かればご答弁をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

今年2月末現在での累計申請件数は52件でございます。そのうち、30件が外国籍の方による申請でございますので、約60%に当たります。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そうしますと、この外国人の方の対応というのも非常に大事になってくるかと思えます。この窓口での外国人への対応はどのようにされているのか、確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まずこの事業につきましては、受付業務は社会福祉協議会に委託をしておりますので、社会福祉協議会が行っております。その社会福祉協議会の窓口にて市が雇用する会計年度任用職員の通訳がおりますので、その通訳を適宜同席させまして、社会福祉協議会の職員とともに相談や受付の対応に当たっております。そういうことで、外国籍の方の不安解消を図りながらスムーズな申請受付に努めておるところでございます。

また、通訳の補完ツールといたしまして、小型の翻訳機も3台導入いたしましたところでございます。国籍を問わず全ての相談業務において、相談内容が複雑多岐にわたる場合が非常に多いことから、社協職員と市の職員が常に情報共有をしながら丁寧な対応に努めておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

通訳の方お1人と翻訳機3台ということで対応しているということで聞かせていただきました。

この人口をちょっと確認させてもらったところ、ちょうど登録外国人の方が2,000人から2,100人おられます。年間でも100人ぐらいの増減があるということなんですね。すなわち、やっぱり出入りは非常に多いということになるかと思えますし、そういった意味では窓口対応というのは非常に大切なことというふうに思います。

例えば、この件には少し外れますけれども、ごみの収集の関係ですとか、きちっとそこを説明するようにしないと、やっぱり異なった日に出してしまうとか、そういうことも起こり得ることですので、きちっと外国人の方にはこれからも丁寧に対応いただきたいというふうに思います。

続いての質問に移らせていただきます。

第7款商工費、第1項商工費、消費喚起対策事業の減額補正についてでございます。

こちらは、経済支援、経済対策のプレミアム商品券の事業かと思います。こちらのプレミアム商品券の購入率と使用率についてご答弁をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

昨年9月1日から12月30日まで販売をいたしました亀山プレミアム商品券「TAKERU」「たちばな」でございますけれども、購入引換券の交付件数が5万155件でございます、これに対しての販売冊数が3万1,777冊で、商品券の購入率といたしましては63.4%となっております。

商品券の利用期間でありますけれども、本年2月28日まででございます、その後、事業者が金融機関で換金する期間が3月5日まででございます、直近の数字でありますけど、3月3日現在の換金金額でありますけれども3億8,310万7,000円ということになっておりまして、販売金額4億1,310万1,000円に対しましては、使用率として92.7%ということになっております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

3万1,777冊ということで、購入率としては63.4%ということで、4.1億、4億1,000万強販売されたということでもあります。

すなわち、経済効果の見込みとしましては4億1,000万と見るのか、3,000円、30%のプレミアム分の1.2億と見るのかというような見方はございますが、この市内で消費していただくという取組の中では大きな効果はあったのではないかなというふうに思いますが、こちらについての経済効果の評価、現段階ではどう評価されているのか、お聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現段階での経済効果、その評価ということでもありますけれども、まずプレミアム商品券の定量的に見てみますと、先ほどもお答えさせていただきました金融機関での3月3日現在の換金金額、商品券だけでも3億8,000万円強という金額が、市内の商品券の取扱事業者において消費をされたということになりますので、一定の経済効果は当然あったものと考えておるところでございます。

また、定性的に見た経済効果につきましては、18歳以上の市民の方から無作為抽出で1,000人に対しまして、往復はがきでのアンケートを実施させていただいておりますし、今回、事業に登録をしていただいた245社の事業者の方に対してもアンケートを実施させていただいておりますので、その結果を基に最終的な検証はさせていただいて、またご報告のほうは当然させていただくものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今回、より経済効果を上げるためかと思いますが、市民全員にプレミアム商品券を配付したということでもあります。実際、購入率を上げていく、経済効果を上げていくという取組の中で、この商品券自体を発送したというような取組をされた、そういう取組をすることに至った経緯といたしますか判断といたしますか、その辺りどうでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

プレミアム商品券でありますけれども、今回の実施方法といたしまして商品券を購入していただく場合には、金融機関の窓口のほうへ市民の方に出向いていただく必要があるということ、その辺りは少し課題にはなっておりますけれども、現時点で5万人の市民の方が使用できる、全ての方が一番使用しやすいという視点からは、やはり商品券しかないということで、今回事業を進めさせていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

引換券を各ご自宅に発送して、それをもって金融機関で交換ということでもございましたね。ちょっと私も期間がたっておりますので、少し勘違いしてしまいました。私自身、金融機関に出向いて交換させていただいたんですけれども。

今、世の中、キャッシュレスの社会なんですね。キャッシュレスでやることによるの利便性というのは飛躍的に上がるかと思えます。今回の事業、経済支援を行う中で、非常に短い期間の中でやらなくちゃいけないということもあって、なかなか難しかったのではないかというふうに思いますけれども、キャッシュレスとの併用というような検討はなされなかったのか、今後も踏まえて、購入率を上げるためにそういうことの検討はされなかったのか、確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

キャッシュレス決済というのはどんどん進んできておるとことは十分認識はしておりますけれども、まだ全ての店舗におきまして対応できる状況までは行ってないということでもございますし、高齢者の方におかれましては、例えばスマホでの決済とかカードでの決済というのは苦手にされておるとようなこともあるということで、先ほども申し上げましたけれども、今回は商品券事業という形が全ての市民の方に一番利用していただきやすいということで事業を進めさせていただいております。

他市におきまして、キャッシュレス決済に対応するポイント還元とかという事業も実施されておるところもありますけれども、こういった手法も検討もさせていただきながら、また必要な時期に効果的な経済対策を実施させていただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

利用された市民の方からは、非常にありがたかったと。さらに、利用されない方の分があるんであれば、その分さらに利用できないのかなというご意見もいただきました。

プレミアム商品券を印刷する、商工会に委託されたと思うんですが、それが余ってしまうという形の無駄といいますかね、それはどうしても出てくるわけなんですね。

ただし、さっき部長も高齢者の方とおっしゃいましたが、高齢者の方はそのプレミアム商品券を受け取ることによって店に出向いて、実際に利用できる。キャッシュレスにはまだまだ疎いといえますか、まだまだできないという方が多い中で、またプレミアム商品券を手取るによって店に出向いて利用するという。キャッシュレスですと、当然その意思がないと、そういうすべがない、ツールがないとできないということなんですが、より簡単に多くの方が利用できるものがプレミアム商品券だったのかなというふうには確かに思います。

ただ、私が冒頭に申し上げたとおりキャッシュレスの社会ですので、今後はより効果を高めるためにそういうものを併用する。例えば、GoToイートのものは、あるコンビニに行ったところで必要な分だけ印刷したものが出てくると、それを各いろんな店で利用できるというものでありますので、そういったことを含めて今後検討をいただいて、より効果のあるものを、今後こういった状況が必要な場合には、それに備えて今後も検討していただきたいと思います。

続いての質問に移らせていただきます。

議案第23号令和2年度亀山市病院事業会計補正予算についてでございます。

収益的収入、こちらの入院収益及び外来収益の減額補正について聞かせていただきたいと思います。

当然のごとく新型コロナウイルスの感染症の影響があったという認識をしておりますが、その点を踏まえて、この減額補正の状況について確認させていただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

医療センターにおけます入院収益及び外来収益の減少につきましては、全国のほとんどの病院におきまして1割から2割程度減収となるなど同様の傾向が見られております。これは、病院に行くことで、逆に新型コロナウイルスに感染してしまうかもしれないというような不安などから、受診をためらう方が少なからず見えたために患者数が減少したことも要因の一つであると言われております。

当院におきましても、例えば時間外緊急外来患者数が令和3年1月末時点におきまして1,200人で、昨年度の1,882人と比較しますと、率にしまして約36%、680人程度減少しているなど、その傾向が顕著に現れております。

なお、患者数に対する具体的な影響といたしましては、入院患者数につきましては特に介護施設等からの入院患者が減少し、加えて院内感染防止のための面会を禁止したことに伴いまして、入院を見送る患者も見えたことも影響した結果、令和3年1月末時点で1万6,988人となっており、昨年度の1万9,845人と比較いたしますと、率にして約14%、2,900人程度減少いたしております。

一方で、外来患者数につきましては、受診控えによる患者数の減少に加えて、マスクの着用等新

型コロナウイルス感染症に対する感染予防対策が社会的に行われていたことにより、インフルエンザなどの感染症の患者が減少したことが患者数減少の要因の一つとなっております。

その結果、外来患者数は令和3年1月末時点で2万9,471人となっており、昨年度の3万421人と比較しますと、率にして約3%、1,000人程度減少いたしておりますが、昨年4月から新たに電話診察も行っておりますので、大幅に減少はしていない状況でございます。

なお、地域包括ケア病床につきましては、昨年4月に8床増床し、合計27床といたしておりますが、在宅復帰を目指す高齢者のニーズが依然として高いことから、稼働率が昨年度と同じく平均約98%と高い稼働率を維持しております。この病床については、特に新型コロナウイルスの感染症の影響は受けていないものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

答弁で聞かせていただいたところでは、入院のほうが介護を目的としたところからの入院が大きく減ったということでもございました。ただし、受診控えというのがありながら、それからインフルエンザの発症が少ないということもあって外来患者が少なかったということなんですけれども、3%減、1,000人減でとどまったということの答弁でもございました。

それからもう一つ、大きな病院の収益であります地域ケア病床の使用率は依然高く、98%で推移したということでもございました。

私、昨年4月、5月あたり、緊急事態宣言が発せられた当時、医療センターの前を通ったときに、駐車場が非常に閑散としておった姿を覚えております。ただ、今年に入って2度ほど、少し足を運ばせていただいたときに、多くの患者の方が見えたんですね。やはり亀山市立医療センターが非常に地域医療の大事な位置づけにされているんだなと改めて感じたところなんです。その中で大きな入院収益あるいは外来収益が減額となったということです。

入院収益でいくと、この予算書でいきますと1億4,616万、外来収益でいきますと4,500万減というふうになっております。この減額を補うためのものとして、その財源はどのような形で確保できるのか、ご答弁をお願いします。

○議長（中崎孝彦君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

医業外収益の増額補正をいたしてございまして、その増額補正の主なものでございますが、これは国及び三重県から交付されます新型コロナウイルス感染症に係る補助金でございます。

その補助金の内訳を少しご紹介させていただきますと、インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる医療機関体制確保事業に係る補助金として1,732万8,000円、発熱検査外来の体制整備に係る補助金といたしまして176万7,000円、院内感染防止対策医療の提供体制整備に係る補助金といたしまして3,000万円、コロナの軽症者受入れのための病床確保に係る補助金といたしまして1億134万8,000円、そしてN95マスク、ゴーグル、フェースシールドなどの個人防護服の購入に係る補助金としまして79万2,000円で、合計1億5,123万5,000円の補助金の交付を予定してございまして、こういう補助金を有

効に活用しております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今、補助金の詳細についてご説明いただきました。

こちらは、いわゆる新型コロナウイルス感染症に係る補助金ということでしたが、いわゆるその地方創生臨時交付金のものから充当したものなのか、あるいはそれではなくて、この新型コロナウイルス感染症に係る補助金という別のメニューのものなのか、それを確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

こちらの今ご紹介しました補助金につきましては地方創生に係るものではなく、新型コロナウイルスのための厚生労働省からの補助金でございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

厚労省からの補助金ということでありました。

亀山市の一般財源からの補正というのは、このために大きな金額は入っておりません、幸いなことにですね。なんですけれども、この決算への影響、こちらについてはどうか、決算への影響はそれほど大きくないのかどうか確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

決算への影響でございますが、令和2年度の決算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして入院収益及び外来収益が減少する見込みとなっておりますが、先ほどご答弁いたしましたとおり、国及び三重県からの新型コロナウイルス感染症に係る補助金の交付を受けられることから、昨年度より純損失は減少すると予測しておりまして、大幅な赤字にはならないものと見込んでおります。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

大幅な赤字ではないということ、すなわち一般財源からの補填等は大きなものはない見込みであるというご答弁だったと思います。

先ほども申し上げましたとおり、この医療センターというのは非常に今大切な医療機関の一つであります。毎日が緊張の連続かと思いますが、引き続き市民のために尽くしていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質疑は終わりました。
会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時04分 休憩）

（午前11時14分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質疑をします。

まず、議案第24号令和3年度亀山市一般会計予算のうち、リニア中央新幹線整備促進事業の各種調査業務委託料792万円についてであります。

この委託料792万円は、リニア中間駅を生かしたまちづくりの可能性を調査するためのものです。これとは別に、債務負担行為としてリニア中央新幹線駅活用可能性調査業務委託料として、令和4年度に限度額968万円が計上されております。

そこで、まずこの委託料は2か年にわたり合計で1,760万円の予算という理解でよろしいか、確認をしていきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。
山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在、新年度予算で上がっておりますリニア駅を生かしたまちづくりの可能性に関する調査でございますが、これは議員ご指摘のとおり令和3年度が792万円で、令和4年度は債務負担行為限度額968万円でございます、合計1,760万円の業務委託料でございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

2か年で1,760万と非常に高額な委託料であります。

債務負担行為というのは、よく分かりにくいと思うんですけども、翌年度以降に財政負担が必ず発生することになる場合、予算の先取りができると、こういうことね。だから、来年度の予算に債務負担行為として968万を計上すれば、つまり令和4年度の予算には必ずこの額が上がるということ。だから、それについてはもう確約済みやというような、先取りをするような予算です。この債務負担行為が非常に多いんですね。ある計算された方は、三十数億、来年度の予算であると言っていました。

これは非常に分かりづらいんですけども、これは大きな意味を持っておると思うんですよ。つまり、来年度以降にもう予算として押さえてあるという、それがもう三十数億あると。だから、債務負担行為は非常に注意して見なきゃならんということだけ、この場では申し上げておきたい

と思います。

要は、こういう1,760万という予算で、本当にこれだけの予算をかけて調査する必要があるのかどうか、また何を調査するのかという点についてお聞きしたいと思います。

まず、この額をどのように算定をされたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

額の算定でございますが、まず業務仕様書として必要な調査項目を設け、その参考見積りを徴取し、それを参考に積算を行ったものでございまして、必要な調査項目は4点ございまして、1つがリニア中央新幹線の整備概況等の整理、2つ目が広域的に見た市の特性の整理、3つ目が市内停車駅候補地エリアの調査・検討、4つ目が駅候補地におけるリニア駅を生かしたまちづくりビジョン等の調査・検討、失礼しました、あと一つ、今後の課題ということで、5項目を必要な調査項目に設けて積算をいたしたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そうすると、よくその予算を盛るときにやられるのが、見積り合わせのような幾つかのこういうことをやっているようなところに、大体幾らぐらいかかりますかみたいなことをやって、予算額を大体決めていかれるんですけど、そういうことをやられた。つまり、こういう委託を受けるようなコンサルなり何なりに見積りを出させて、その中でこの金額が決められたのか、その点についてお聞きしたい。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の調査は、昨日もご答弁申し上げましたように、リニア駅の市内の候補地を選定するという非常に特殊な調査も含まれておりまして、参考見積りといたしましては1社のみの徴取となったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ちょっと驚きました。1社のみと。言い値やないですかね。そんな形で予算が盛られていいのかねという気はします。

それで、ちょっとそこまで踏み込んでいいる余裕もないんですけども、この調査の目的、内容ですね。先ほど4点ばかり、5点ですか、言われましたけれども、例えば8日の代表質問……。

その前にちょっと1点聞いておきます。

この見積りでその1,760万という予算を決められましたけれども、最終的にどんな形でその業者を決定するのか、その方法についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

契約手法につきましては、予算をお認めいただいた後に、契約事務手続に基づいて決定をしていますが、現時点におきましては専門的ノウハウを有する事業所等に対しまして、指名競争入札により業務委託を行っていくことになるものと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

指名競争入札。それにしても、こういう特殊な事業ということになると、対象が随分限られてくるんだろうと。要するに、コンサルでもこういう大きな事業のこういう調査をやるというのは限られておる。やっぱりこういう意味では競争性があまりないのかなという気はします。

次に進んでいきますけれども、代表質問のときに答弁として一つあったのは、候補地を示す必要があるから調査をするというね。それは、9月に県にそれを示すんだというような答弁がありました。

そうすると、この委託料で候補地を選定するんですけれども、それは1か所だけなのか、複数の候補地を選定するのか、その点についてお聞きしたい。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本年9月に県期成同盟会に提出をいたします本市の駅位置候補案につきましては、新年度に実施します今の調査に基づきまして、主に県期成同盟会で整理された検討項目に沿いながら整理を行ってまいりたいと考えております。そういったことから、候補地の数やそのエリア形状等につきましては、新年度に実施する可能性調査の中で取りまとめていきたいというふうに思っております。

なお、県期成同盟会へ提出する駅候補地案につきましては、取りまとめが終了次第、議会へも速やかにお示しをさせていただきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

1か所になるか、複数になるか、今の時点で分からないということですね。

いつも、私言っていますけれども、リニアが中間駅に停車をするというのは、1時間に1本の運行だというふうに聞いております。そうすると、三重の玄関口と言いますけれども、これもよく言うんですけれども、じゃあ亀山で降りてどこへ行くかという、まず考えられるのは伊勢志摩だろうというふうに思うわけですね。

そうすると、伊勢志摩に行くのに、リニアの駅を降りて、今度はまた在来線の駅まで何らかの交通アクセス、交通手段で行くこととなりますね。そこでまた、在来線に乗って伊勢志摩へ行くと。ところがこの在来線、1時間に1本の各駅停車しかないんですね。こういうような状況の中で、一体どれだけの人が亀山で降りて伊勢志摩へ行くかという、これは本当に疑問なんです。そういう利用のされ方がするかどうか。

また、亀山で降りて、亀山を観光するというのも、そんなに魅力があるというふうにも思えませんので、そういう意味でいくと、本当にリニアを使って多くの人が亀山に訪れるという、亀山で乗り降りするということがあまり想定できないというふうに思います。

そこで、これは私の感想です。2年目にグランドデザインをされるというようなことを聞きました。そのグランドデザインって一体どんなことなのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の調査で9月に候補地案を取りまとめますと、県の期成同盟会がそれについていろんな調査を行ってきて、亀山市の候補地案というのが、最終令和4年で絞り込まれてくるという中で、今までの調査といたしましては、候補地が決定していない状況の中でいろんな影響とか、そういった効果について調査をさせていただきましたが、今回の調査で一定、幅でいくと3キロ、直径でいくと5キロという一つの円が出来上がるというようなことでございますので、それに対しまして、どんなまちづくりを進めていくか、もう少し言えば、グランドデザインってすごい大きなイメージがございしますが、例えばそこで土地利用をどのようにしていくかとか、あと昨日の答弁でもございましたほかのいろんな中心的都市拠点とどんなネットワークをしていくかと、そういったことを総合的に調査するような内容というふうに認識をしております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

駅位置が決まれば、土地利用、それからアクセスも明確なものが出てくると思うんですね。ところが、現時点でそれが決まっていない。そんな中で、果たしてこういう1,760万もかけてグランドデザインを描くというのが妥当なのかどうか。

つまり、駅位置が決まってからならまだ分かりますけれども、それこそ想定した場所と違うところに駅位置が来たら、全くの無駄になるわけですね、これ。

だから、現時点でこういうグランドデザインを描くことが妥当というふうに思っているのか、その点についてお聞きしたい。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

確かに今回の調査は2か年かけて行う、一つの理由としては、本年9月に候補地の絞り込みという形で市の考え方を示させていただきまして、それに伴う、まず9月に出すための一つの資料として今回コンサルへの委託もありますし、それを出しますと、県の期成同盟会においていろんな調査が行われますので、それに基づいた市との調整といったものにも今回調査が入ってまいりますので、その案が、確かに議員おっしゃるように1か所になるのか2か所になるのかというのは、この段階では分かりませんので、それをもってグランドデザインまではちょっと行き過ぎではないかということですが、本市といたしましては、そういった結果に基づいて初めて具体的な検討がなされるということでございますので、そういった調査費を盛らせていただいたところでござ

います。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私はもうあまり、1,760万もかけて、これ1,760万って、来年度予算で見ると小学校11校分の修繕費が1,700万なんです。それが1,700万でしかなくて、こういう調査に1,760万も盛るってね、私はこの予算の感覚というのは分かりません。もっとそういう修繕費を増やしたらいいじゃないですかね。こんなところに使わんとというふうに思います。

最後に市長に聞きたい。

市長は常に市民力、地域力というふうに言われます。これは、まちづくりをするんだということですよ。

まちづくりをするんなら、市民をどう参画させるのかという話がまず第一に来なきゃならない。なぜ、大手のコンサルにまちづくり、こんなまちづくりになりますよということを出してもらうんですか。まずは市民でしょう。市民に問いかけをして、市民の中でじゃあどんなまちにするのか、例えばリニアを中心としたまちづくりがいいのか悪いのかも含めて、やっぱり市民の中で議論をする、そのことが一番大事じゃないですか。もう外野ですか、市民は。コンサルがつくって、こういうまちになります、ああそうですか市民は終わるんですか。

その辺の市民力、地域力を生かすということで、この問題についてどう考えてみえるのか、市長の见解をお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

リニアを含めたまちづくり、あるいはリニアがいいのか悪いのか、これも含めてとおっしゃれましたが、議員のご所見もあろうかと思えますけれども、本市といたしましては、今日に至りますまでに、これは官民挙げて、市民の皆さんも参画をいただいて、様々な事業を展開してまいったと、このように理解をいたしております。

そしてその結果、30年近い歩みがありますけれども、しかし県期成同盟会として、かつては都市によっても綱引きがあった時代もございましたが一本化されて、この中でより次の局面を具現化していこうというところに至ったところであります。

これを受けまして、行政としては先ほど答弁いたしましたけれども、これは今日の、今の現状だけではございません。将来の亀山市の可能性や未来への、次世代への様々な躍動、こういうものを生み出す非常に大きな長期的な事業の一つと、このように考えておりますので、そういう意味では、市民の皆さんとのコンセンサス、そもそも論はいろいろあろうかと思えますけれども、そのコンセンサスをもって今日までまいりましたし、今後におきましても、当然リニア駅を中心にしたまちづくりをどうしていくのか、もう一世代、二世世代かかるような話でございますが、そういう様々な世代を超えた思いも含めて、しっかりとこれは協働して未来へつなげていくことは大事だと思っておりますし、そういう機会は今から色々あろうかと思えますけれども、しっかり今後もその視点を持って、行政として今何をしていくのか、これを優先させていただいて、今回調査、これは重要だと

いう認識で予算としてご提案をさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

あのね、市民の中に賛否ありますよ、これね。

だから、市民の中で議論をして、市民の中でのまちづくりをどうするのかという議論は、市としてやらなければならないのです、これはね。反対の人はのいておってくださいと、賛成の人、推進の人だけでやりますという話にはならないんですよ。ぜひそういうふうなことも考えていただいて、コンサルに頼るのではなくして、やっぱり市民も巻き込んだ形の議論をぜひやっていただきたい。

次に移ります。

議案第9号亀山市長及び副市長の給与に関する条例、これは先ほど森議員も質問されましたのであれですけども、市長の任期4年の間、給料、期末手当、退職手当をそれぞれ減額するというところで、これについて、私はもう市長が自ら減額をするという問題でありますので、それが何%が妥当かどうかということを行うつもりはありません。ただ、過去の経緯との比較でどうなのかということだけは聞いておきたいと思います。

ちょっとこの条例改正を読んだんですけど、分かりにくいですね、非常に。市長の部分はよく分かります。市長は分かる。じゃあ、副市長、教育長、病院事業管理者がどうなるのかが分かりづらい。

そこで、こんな資料を作ってみました。資料をお願いします。

これは、市長の前期4年間、改選前としてあります。いわゆる市長、副市長、教育長、病院事業管理者の方の給料、期末手当、退職手当についての減額ですね。これは、市長と皆同じように5%、5%、20%の減額というのが改選前でした。

改選後、今回提案されているのは、市長のみ5%、5%、20%の減。副市長以下、教育長、病院事業管理者は減額なしという、これが制度の概要であります。こういう資料を、私が作るんじゃないに、執行部は作らなアカンのですよ、これ。こうすればはっきり分かるわけですからね。

これについてちょっとお聞きしたいんですけども、なぜ市長のみの減額にしたのかという問題です。この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、初めて市長が減額措置を取られたのが、先ほどちょっとご答弁申し上げましたがリーマンショックの直後ということで、これは東日本大震災の直後でもあったというふうに存じております。そのときに、県内14市の中で、亀山市を含めまして8市の自治体が、市長を含め特別職の給料等の減額措置を講じていたところでございます。それが現在、県内14市の中で特別職の給料減額等を行っておりますのは、亀山市を除いて尾鷲市のみというような状況になってまいりました。

こういった状況も判断いたして、市長のみの給料、退職手当を、市長の政治的判断により減額するものとしたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それはおかしいですね。提案理由の説明は、現下の厳しい経済情勢等を総合的に勘案したと。ということであれば、先ほど表を見せましたけど、改選前と改選後で何が変わっていると、コロナなんですよね。改選前にはなかったんですよ。改選後ですよ、主にね。

だから、現下の経済情勢等を総合的に勘案するんなら、引き続き続けなきゃならんという結論になるんやないですか。だから、他市がやっていないからどうという話では、私はないと思うんですね。

副市長、教育長、病院事業管理者の任期が決められておりますので、任期満了になれば退職手当が支給されるということになっています。この三方の特別職の任期満了日、いつになるのかお聞きしたい。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、副市長の任期満了日は令和4年3月31日でございます。次に、教育長の任期満了日は令和4年8月31日でございます。最後に、病院事業管理者の任期満了日は令和6年3月31日となっております。

この中で、副市長、病院事業管理者は任期は4年でございますが、教育長の任期は3年でございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

要するに私が言いたいのは、向こう4年間に全て任期満了が来る、退職手当を支給されるということが起こるということですね。これでいきますと、改選前は退職手当が2割削減をされる。ところが、改選後は満額になるというこの違いが出てくるわけですよ。

私は、そこで市長に聞きたいんですけども、政治的判断だと言われましたけれども、やっぱり減額を市長だけにしたのは、副市長、教育長、病院事業管理者の退職手当にまで影響が及ぶからということですか、お聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

そういうことではございませんでして、私自身が、先ほど森議員にも申し上げましたけれども、リーマンショック直後、それから行財政改革をしっかりと前へ進めていく必要があるということで、これはくしくも23年3月の東日本大震災の直後でございましたが、4月から23年度からこの特別措置を継続させていただいてまいったものでございます。ちょうど10年になるところでございますが、当時は、県内でも三重県が始めまして、各市、多くの町におきましても、特別職の給与の減額措置が講じられてまいりました。ちょうど東日本からも10年という節目でございます。それから、リーマンショックのときもそうでありましたが、現下の経済情勢等々は、本市に限らず、ど

の自治体も全国的に抱えておる構造的な問題というふうに認識をいたしておるところであります。

これらを踏まえまして、先ほどの部長の答弁にもありましたけれども、今回4期目の就任に当たりまして、県内他市の特別職の減額状況も勘案をいたしました。本市の副市長をはじめとする特別職の減額措置は求めないこととさせていただいたものでございます。

強い意志を持って行財政改革をしていくという思いから、今回従来の特別措置の継続を、私自身この政治的判断において取らせていただくということで判断をさせていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

先ほどもちょっと議論に出ましたけど、本来どうなのかという議論も要るんだろうと思います。今の金額が本当に妥当なのかどうか、そういうことを現下の経済情勢を総合的に鑑みて、そういうことも考える必要、ただ単に減額をしますということではなくして、本当にその金額自体が妥当なのかどうかということも含めてやる必要があるんじゃないかなというふうに思います。

ただ単に市長が5%減らしますよというだけで、教育長、副市長はそのままですよというような分かりづらいことをせずに、やっぱり経済情勢がこんな状態だから、金額の妥当性を見直すんだということが私は今必要ではないかということだけ申し上げておきたいと思います。

最後に移ります。

議案第12号亀山市基金条例の一部改正について。

この一部改正というのは合併特例債でつくった基金、市民まちづくり基金と関宿にぎわいづくり基金をソフト事業に加えて、施設等を整備するハード事業にも活用できるようにするということがあります。

この2つの基金というのは、2018年度末に合併特例債の元利償還が完了したということで、全額ハード事業にも可能になったということですね。それを条例改正の理由にされています。

しかし、それ以前から、元利償還が終わった分からハード事業に使えたということですよ、これ。何も完了しなければ使えないんじゃないんですよ。その点、私も何度かこの議会で取り上げてきました。ハード事業に使えるようになったやないかと、何で条例改正せんのやということを書いてきたんですね。

象徴的やったのは2016年3月の議会で、当時の部長が基金活用方針の見直しも含めて検討すると言ったんですよ。それからもう一つ言うと、去年の9月、いわゆる関文化交流センターの空調の問題が出たときですね。このときも、私は条例改正をせなあかんやないかと言ったんですね。そうしたら、山本部長が言われたんですよ。速やかに行うって。9月議会で速やかにと言ったら、12月議会に提案するものでしょう、これ。何でこれが今回3月議会になったのか、何でこんなに、2016年に見直しますと言うてやらずに、それから9月議会で速やかにやると言ってやらずに、なぜ予算と一緒にセットになるような、こんな分かりづらい出し方をしたのか、なぜこんなに遅くなったのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

確かに平成28年3月に、当時の部長が基金は幅広く活用できるよう検討する旨の答弁をしております。その当時といたしましては、関宿及びその周辺地域のにぎわいづくりにつきましては、その目的に寄与する活動への支援のため、これまで関宿にぎわいづくり基金を活用してきた一方で、関宿の発展のための事業や整備については、伝統的建造物群保存基金を活用して整備等を進めてまいりました。

しかしながら、伝統的建造物群保存基金につきましては平成29年度に関の山車会館の整備事業に係る財源として基金を全て活用したことによりまして、基金の在り方について検討を行ってきたところでございます。

来年度には第2期歴史的風致維持向上計画がスタートいたしますし、鈴鹿関の国史跡指定など新たな事業展開を迎えることとなりますので、今後、関宿やその周辺における施設等の整備の必要性も高まることが想定されておるところでございます。

また一方、市民まちづくり基金で申し上げますと、平成28年3月当時につきましては、亀山市の地域まちづくりの成り立ちにおきまして、ちょうどその頃はそれぞれの地域の皆さんが自分たちの地域のまちづくり協議会の設立や円滑な運営に向けまして懸命に取り組まれていた時期でございまして、その後、全ての地域でまちづくり計画が策定されて今日までに新たな仕組みが整ってきたところでございます。

昨日の伊藤議員の質疑の中でも当時の部長の発言の紹介がございましたが、所管する部署といたしましては、地域まちづくりは市民活動に意欲的に取り組んでいただいている皆さんのお気持ちを察しますと、それに影響するような姿勢を示すことは、できれば避けたいという気持ちが正直あったものと思いますし、またもう一つの理由といたしまして、実際その頃から現在まで、耐震補強の工事は1件ございましたが、大きな工事はほとんどなかったこともございまして、改正が今になったと認識しております。

あと、12月議会には提出できたのではないかとということでございますが、正直申し上げまして、私どもは9月の補正予算の追加提案をさせていただいた時点から、3月議会での条例改正を想定していたところでございます。9月の委員会で答弁がございましたように、今回改正いたします2つの基金を含む全ての基金につきましては、基金活用指針等を再度検証を行った後に、見直すべきところは見直すという方針でございましたので、今議会への提出となったものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

長々とすごい言い訳ですよ。

山本部長に端的に聞きたい。

9月に速やかにと言われたのさ、あんた。条例改正の内容を見ても、そんな難しいもんやないですよ、これ。そんなに検討をよくしなきゃならん、時間がかかる問題でもないですよ。12月に出せるやないですか、どうですか。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回改正をいたしますのは、ハード事業に充てるためということで、まずは来年度予算に対応できるかというのが一つの焦点でありますし、関文化交流センターの財源更正につきましても、3月で対応できるというふうに判断をいたし、3月に改正をさせていただいたと。3月でも支障はなかったのではないかと、そういう判断でさせていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

支障ありですよ。

要するに、議会は予算と条例を同時にやるんですよ。補正予算の前提は条例改正が通ってからの話ですよ、補正予算は。そういうことをしなきゃならんのですよ、議会は。もう大変な支障じゃないですか。今まで何をしておったかということですよ。

やっぱりその反省をちゃんと述べてくださいよ。あまりにも反省がない。この時期になっても、当然やみたいな言い方をする。違うでしょう。あなた方の怠慢でしょう。どうですか、これ。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

予算と条例については、これまでから同時に提出をさせていただいておる経緯もございます。ただ、速やかに対応するといたしましたところ、3月になりましたのは、申し訳なかったというふうに思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ここまで言わなごめんと言わんのなということが分かりました。

ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時49分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは質疑をさせていただきます。

まず、議案第9号、市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についてですけれども、この件については、午前中に2名の方が質問されました。しかるに市長、副市長、教育長、それから病院事業管理者、これは市の最高決定機関という一つの特別職ですけれども、なぜ市長のみ今回やら

れたかということについては、もうご答弁をいただいたんですけども、特に市長はこの12年間市長をやられておって、ちなみに副市長は小坂副市長、安田副市長、広森副市長、西口副市長と。この減額の対象者は安田副市長、それから広森副市長という形で、西口副市長も改選前までは減額に準じておったんですけども、何でこの期に及んで、あなたと一緒に、特別職として現下の経済情勢、税収の減もろもろのことで、共に同じ船に乗っていいやないかと言うていくのがあなたの船長としての役割と思うんですけども、そこら辺の船でも船長がおって、航海士がおって、一等機関士がおって、もろもろの中でなぜそういうようなことをお三人の方に呼びかけにならんだんか。そこら辺ちょっと、そのようなことを全然されなかったのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の政治判断については、午前中ここで申し上げたとおりでございますが、平成23年の4月からリーマンショックの影響、それから当時、23年の3月に東日本大震災がございました。これの支援、復興という視点で、当時としては、三重県はじめ県内の各市、これは市長、知事はもちろんですが、特別職も含めて、そのような特別職の給与の減額措置が取られたと、このように承知をいたしております。以来、本市におきましては10年、過去3回、3期継続をいたしてまいったわけでございますが、ちょうど東日本大震災から10年という節目を迎えてございます。また、私の4期目の就任に当たりましては、従来からの考え方、それから行財政改革等々を踏まえ、自らの強い意思でこの4期に向かってまいりたいと考えておりますが、県内他市の特別職の減額状況につきましては、随分当時とは状況が変わってきておまして、この10年という節目も踏まえて、本市の副市長をはじめとする特別職の減額措置は求めないこととさせていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ということは、以前、小坂議員が議長をされてみえたときに、議員の期末手当を5万円程度カットしようやないかと言ったときに、市長がああとき言われたのは10万円やったと思うんですよ、最初はね。それがパーセントを出していくと、3.8%やったと思うんですよ、議会が6%削減しますとね。そのときに、副市長も10万円が15万円になったりいろいろ変わってきたと。だけど、やはり同じ特別職の中にあって、わしもこうやってするんやから、お互い同じ経営者階層の中で、最高機関のメンバーとして、わしと同じ船に乗ってくれへんかという、それをすべきやっと思うんですけどな。やっぱりお三方は一生懸命仕事をしてもらっておるもので、わしと同じ船に乗るのはかわいそうやという意味で現行の原則に戻したということになるのかな、そうすると。

10年節目と言いますけれども、今、コロナコロナで、今日も午前中のテレビで言うておったんですけども、変異株がどうなるのやという話とか、コロナワクチンが正常に入ってくるか分かんると、もう大変な時期なんですよ。今から幾ら金が要るか分かんると。やはり首長自ら、首長及び

特別職の人らが共に減額してやってくれと思うんですよ。数的に市長の5%減額、それから賞与の減額とか、そんなんやったら九十何万幾らという報告がありましたな、4年間。そうしたら、一遍、この4名の方の総額ですな、年間。大体幾らぐらいになるんですか。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

市長、副市長、教育長、病院事業管理者の給料月額、期末手当、退職手当の減額を含めると、4年で1,700万円ほどになりますので、1年に換算いたしますと約400万円強というふうに試算をいたしております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

4年在職してもらったら1,700万、年間大体400万と。結局、お三方を本則のとおりに戻すと300万の給与増になるわけですわな。私もちなみに議会に出してもらっていますけれども、今39万本俸でやらせてもらっておって、ずうっと報酬改定はありません。私が関町議会に出させてもらったときに、本俸12万5,000円でした。だけど、年々報酬も上げてやってきたんですけども、やっぱり議会のほうも合併前からあの給与で議員も皆活動しておるんですけども、10年節目と言いますけれども、こういうときは市長としては、同じ船に乗っておる中で、副市長と教育長、病院事業管理者にも共にやってくださいと、一緒に行こうというようなことを言うてほしかったと思います。あなたの政治姿勢としては、自分だけでいいのやというような感覚では私はあかんもんで、もしそういうようなことやったら、副市長も教育長も病院事業管理者も市長と同じように、私らも5%、20%の減額をさせていただきたいと、現行どおり進めていきたいというような考えは持ってませんか。副市長、特に代表して。副市長に聞いておるのんや、あなたに聞いてへん。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

くしくも議員は、昨年のコロナでの対応で減額のお話もいただきました。議員の皆さんもそれに期末手当でご協力をいただきました。私どもも特別職の皆さんそれぞれ、副市長も30万円、教育長等々20万という形で、私も40万という形で対応させていただきましたが、今回の給与及び退職金等々の扱いにつきましては、先ほど来申し上げてまいりましたが、そのような考え方で、県内の状況等々、それから総合的に判断をさせていただいて、副市長以下に求めませんでした。しかし、それを求めるべきだと議員は今おっしゃっておられますが、ご記憶あるかと思いますが、ちょうど4年前は、議員は副市長以下にそれを求めるのはおかしいではないかと、市長自らが一人でこれは臨むべきであると随分おっしゃられたのを本当に昨日のこのように私は覚えておりますけれども、私どもは今回そのような判断で、非常に厳しい中で、これは私自身がこの4期スタートに当たりましてしっかりと臨むというその考え方で提案をさせていただいたものでございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私の話を逆手に取ってもうて答弁してもらってありがとうございました。

それならちょっと副市長に聞きたい。この条例改正については協議をすると思う、各条例をね。市長が減額されるのやったら、そして前任者の副市長の方も減額に準じておったと。副市長として、私らも同じように減額してくださいという申出をあなたはしなかったんか、ちょっとお二人を代表してそれを言うてください。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

私が、私自身の報酬等の条件についてあれこれ言うのは不適切かなというふうに思いますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思います。ただ、どのような条件であっても、職務に粉骨砕身、精励すべきことはこれまでもこれからも変わりはありません。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あなたもああ言えばこう言うし、わしもああ言えばこう言うと思うけれども、やはり自分の給料に対してとやかく言うことはできんけれども、市長がそういうような姿勢やったら、私もそんな姿勢に準じますわというような申出はしてもいいと思うんや、私は。それで、先ほども言うたけど、議員の5万円の、6%のカットについては、前議長が提案されて、あなたが乗ってきたんやに。そのように私は議長に聞いています、小坂議員から、と思います。だけど、現行どおり給与が上がったらしっかり仕事しておくんなはれ、それに見合うだけのね。わしもそれ以上のことはよう言いませんわ。

そんなら次へ行きます。

議案第16号の一般会計の補正予算（第12号）ですけれども、商工業振興費、消費喚起対策事業の補正で、森君の答弁のときに、6,095万円の減額の根拠について、どのような形で積算したのか、まずそれをお尋ねしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の6,095万5,000円の減額でございますけれども、亀山商工会議所への業務委託料に係る分でございます。その内訳でありますけれども、市が負担をいたします商品券のプレミアム分、これが5,466万9,000円の減額、並びに商品券を販売するときに発生をいたします販売の手数料、こちらが273万3,000円の減額、また商品券を現金化する際に発生をいたします換金の手数料、こちらが355万3,000円の減額ということで、この手数料を合わせると628万6,000円の減額ということで、プレミアム分と手数料を合わせて6,095万5,000円の減額という内訳でございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もう一度確認したいんですけども、森君のときに、3月3日現在で使用率は92.7%というのは間違いないですか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

3月3日現在の換金金額は3億8,310万7,000円ということになっておりまして、販売金額の4億1,310万1,000円に対する使用率は92.7%ということになっております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、92.7%で、このプレミアム商品券の使用期間が2月28日、それから換金の締切りが3月15日でしたか、5日でしたか。それをちょっともう一度教えてください。それはどちらか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

事業者が金融機関へ持ち込んで換金できる期間につきましては、3月5日までとさせていただきます。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

使用については。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

商品券の使用につきましては、2月28日まででございました。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ちょっと大澤部長、メモってくださいよ。メモる準備をしてください。私の計算が間違っておつたらすみません。

基本的に販売枚数が3万1,777冊、3億1,777万円ですね。それで、プレミアム分が9,533万1,000円やと思うんですけど、3万1,777冊の3,000円からいくとね。合計すると4億1,310万1,000円です。そうすると、プレミアム分で、これは2月28日でもう使用できませんから、それ以降は。換金が92.7%と、3月3日時点で。あと2日ですわね。それでもう3日も過ぎていきますから、そうすると、プレミアム分からいうと、9,533万1,000円がプレミアム分で市費として出されたということですから。それに92.7%を掛けると、8,83

7万1,837円になるんですわ。数字は四捨五入したらいろいろ変わってくると思いますので定かな数字やないけど、これに近い数字やと思うんですけれども。

そうすると当然、3月3日使用済みで92.7%だと、7.3%の商品券が未使用になっておるわけですわな、今の段階で。3月3日時点で、あなたがこの数字を拾ってきたのがどこか分かりませんが、市民の皆さん方が負担したお金3億1,777万円に92.7%やと2,319万7,210円、これが券で残っておるんですよ、今の段階で、この3月3日の段階で見ると。そういう計算になりませんか。そうでしょう。市民の方は3万1,777冊買わはったと、1万円だね。3,000円のプレミアム分をつけてですけれども、その予算の執行、市民の方が1万円出した分です。それに92.7%を掛けると2,319万7,210円というお金がどこかにあるわけですわ。そのお金はどうなるんですかな。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、3月3日現在の92.7%でありますけれども、これは全て未使用ということではございませんでして、事業者がまだ持っておる部分も含めますので、換金にまだ出されていない部分がありますので、92.7%の残り7.3%が全て未使用になっておるということではないということをお答えをさせていただきます。

今回、6,095万5,000円、事務費を補正で減額させていただいておりますけれども、これにつきましては、販売冊数が3万1,777冊で、63.4%で確定をしたということで、それに対するプレミアム分が5,466万9,000円をまず減額させていただいております。さらに、その販売手数料、これも確定をしておりますので、273万3,000円を減額させていただいております。商品券を現金にする際に発生する換金の手数料、これについてはまだ確定をしておりませんので、商品券が100%使われて、事業者が100%換金をされるということで355万3,000円を減額させていただいております。これについては、もう既に商工会議所から返金のほうをしていただいております。再度、今後、議員お尋ねの未使用分、これについての最終の精算、当然換金の手数料、またプレミアム分については再度精算をして返却をしていただくと、このような形になっております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

確かに予算上に通信運搬費として203万4,000円、それから作成委託料で215万6,000円というような形で出しておるんですけれども、こんなことは私事ですけれども、私もジャンボ宝くじを買いました。全部見ても当たらんだで300円を換えに行かんと神棚に飾ったまま置いてあるんですけれども、確かに残金、未使用分のお金が出てきますわね、必ず出てくると思うんですよ。その予測は。今日は日にちでいくと10日ですわ、締切りが3月5日の段階で、それからもう5日たっておるんですよ。確認できるでしょう、全ての金が。確かに換金手数料が273万3,000円、それから市内業者の換金手数料が355万3,000円というような数字を言われましたけれども、またこれ残金が残りますわね、商品券の、このプレミアム券の。3%残っても1,000

0万ですよ、未使用分が。市民の人が3億1,000万をかうて、3%未使用分の券が残ったら1,000万ですよ。その1,000万はどのような取扱いをされるんですか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

精算で返却していただいた金額につきましては、最終的には不用額として残るといような形になってまいります。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、違うんですよ。手数料の分は当然返してもらわないかと。

市民の皆さん方が1万円で1万3,000円のプレミアム商品券をかうて、券が家に残っておると。ほかの方に聞いたら、記念として残しておこうと、こんな事業をしたとって笑い話をしておったんですけども、3%残ると1,000万ですよ。その金は市民が出された1,000万円ですよ。それはどうされるのかというのをここで聞いておるんです。当然商工会議所は銀行の手料は当然返してもらわなあきませんよ。だけど、市民が出された1万円の3億のうちの3%の1,000万が残るんですよ。それをどういうふうに取り扱いをされるんですかと聞いておるの、私は。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

市としてプレミアム分3,000円を負担させていただいたということでございまして、議員からは、市民の方が負担していただいた1万円、これについて使われなかった分については、市のほうではその分についての補填という形にはないということをお願いしたいと思ひます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、私はこのプレミアム商品券というのは、初手から仕様としては悪いと思ひておるの。例えば経済喚起でこれを1億5,000万やれば、6億5,000万の経済効果があると。実際販売されたのが3万1,777冊ですよ。市民は今4万9,563人ですか。そのうちの3万1,777人ですよ、この使用者が。確かに、いろいろな形でこのプレミアム商品券は使われたと思ひんですけども、昔、地域振興券という竹下総理か、どなたのときでしたかな、家族1人あたり1万円か1万5,000円の何やらありましたわな。だから私は、この経済効果を見ても、確かに1万円の付加をかけた1万3,000円の品物でいろいろな形で使われたと思ひんですけども、こういような事業をするときには、100%そのお金を使い切るといような事業にせなあかんのです。

だから、そういようなことをやっておれば、こんな1,000万、この数字は恐らくこの最終日までには出ますやろう、大体。出ませんか、26日まで。まだその数字をつかめませんか、この10日まで。3月5日でもう全て終わるんですから、換金の。その報告は当然速やかに上げてこな、委託された金融機関は、行政に対して知らせてくれなあきませんやんか。違ひますか。確

かに補正予算を組むのに、議会に間に合うように6,095万5,000円という予算を出していますよ。でも、その数字を今こうやって聞かれたら、その数字が出てこんというのは、3月3日現在というよりも、3月5日現在の数字をやっぴりここで答弁していただくんことにはあかんと思います。そういうような考えはなかったんか、ちょっと教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほども、3月5日までに事業者が金融機関へ持ち込むということしておりますけれども、金融機関との契約の中では、2月28日までに使用された商品券の最終換金受付は3月5日までとしまして、その後、金融機関の事務処理等もございますので、3月17日までに口座に入金することになっておりますので、本日の時点で最終の確定した数字についてはご報告することができなかったというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

3月17日に確定した数字が出たら明らかになると思うんですけれども、やっぱり市民の皆さん方は、プレミアム商品券を確かに3,000円のプレミアムをつけて有効に利用されたと思うんですけれども、私は買っていないもんであれですけれども、あれは1枚1,000円の券やったと思うんですよ。1,000円の券が1枚残っておったら、たばこを2つ買えるんですわ。ちょっと安い焼酎やと1本買えるんですよ。それが無駄な券になってしまったんですよ。そういうようなことをするべきではないと私は思います。今後、こういうことをやる時は十分気をつけてやっていただきたいと思います。

次に、駅前についてはまた後で予算決算委員会でやらせてもらいますわ。

学校給食について、4,240万円、委託業務に上がっています。その委託業務の内訳はデリバリーのお金やと思うんですけれども、そのデリバリーの喫食単価、喫食率等々、いろいろデータを出してくれと言うてありますもんで、ちょっとそれを報告してもらえませんか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、デリバリーの喫食率ということでよろしいですか。

まず現在、予算としての喫食率の想定といたしましては、38%を想定しているところでございます。そのうちの対象人数といたしましては1,300人といたしまして、喫食率38%というものでございますので、年間といたしましては494人の方がデリバリー給食を取られる。それに給食の実施日数、これを185日と想定して予算計上のほう、また契約のほうをさせていただいておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

今言われた4,240万のあれで、対象が1,300人、それから見込みが38%、給食実施日数が185日。1食当たり幾らになりますかな。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、現在の契約額で申し上げますと、1食当たりの単価といたしましては138.7円で契約をさせていただいております。したがって、先ほどの494人と185日ということで、これらに係る経費というものが1,678万9,000円と見込んでおるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、デリバリーの個人負担費は幾らですか。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

個人負担、いわゆる保護者の負担は食材費という形になりますが、1食当たり270円とするものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

保護者の負担が270円で、1人当たり138円70銭ということで、そうすると408円の給食かな、デリバリーは、違うやろう。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

デリバリーの業務委託料につきましては、固定費と変動費、この2つで成り立っております。令和3年度で申しますと4,689万7,000円でございます。その内訳でございますが、固定費としては3,010万8,000円、この固定費というのは調理員の人件費や給食の予約システム、そういったものが固定費として3,010万8,000円でございます。別途、変動費として、ただいま部長が申しました食数に応じて増減します配膳に係る労務費と1食当たり単価183.7円、これらを日数とか喫食率で掛け合わせますと、年間1,678万9,000円。1,678万9,000円の変動費と3,010万8,000円の固定費を合わせた額が4,689万7,000円。それで、1食当たりで割りますと約513円となります。513円に保護者負担270円を足しますと783円となります。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ほかに聞きたいことがあるのやけど、時間ない。これ、私が亀山部長に聞いたときは、138円

70銭で270円で400……。教育長によると513円、それで1食が783円やと。そうすると、何でこうやって数字がころころと、同じところで教育長と部長と数字がころころ変わるのやな。おかしいんじゃないかな、こんなもの。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

大変申し訳ございません。私、138円と申しましたけれども、183.7円が正しい数字でございます。言い間違えました。申し訳ございませんでした。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

喫食率からのご質問でしたので、喫食率が影響する変動費の分を部長は申しまして、固定費の分を申ししていなかったもので、全てひっくるめると1食当たり513円となります。保護者徴収は270円、合わせて783円となります。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もう時間がありませんもんで、またその詳しい資料を下さい。

783円でデリバリーがやっていけるのかと。私は、学校給食は4,240万を使わんと、やっぱりみんな同じ給食で同じようにご飯を食べるという社会をつくってください。783円、立派なもんですよ。今日、私が昼飯を食ったのが620円でしたけどね。終わります。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

次に、1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

会派結の草川でございます。

通告に従いまして、質疑をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議案第24号令和3年度亀山市一般会計予算についてでございます。

先日、私、代表質問の場で行財政改革の必要性を強調いたしました。令和3年度の行政経営の重点方針にも掲げられている第3次行財政改革大綱重点方針15の必達、主にその行革大綱の中に位置づけのある事業を中心に、新年度当初予算からピックアップして質疑を進めさせていただきます。

まず1点目、総務費のうち、電子自治体推進費についてでございます。行財政改革大綱の重点方針で、ICTを活用した市民サービスの提供に当たると考えています。

1つ目、AI・RPA等の新たなICT技術の導入についてでございますが、新年度予算の詳細とこれまでの導入実績について、併せて伺いたいと思います。お願いします。

○議長（中崎孝彦君）

1番 草川卓也議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、AI・RPAの導入実績から申し上げますと、本年度、税、住民記録等を取り扱います総合住民情報システムの定型的な入力作業の中から、一部の課税業務など、効果の期待できる業務を選定して導入をいたしたところでございます。具体的には、個人住民税関係で4業務、固定資産税関係で1業務、軽自動車税関係で1業務ということで、計6業務でございます。また、本市を含む県内4市町、亀山市、松阪市、明和町、玉城町でございますが、この4市町が、総務省実施のAI・RPA等を活用した業務プロセスの構築に取り組む自治体を支援する令和2年度自治体行政スマートプロジェクトに選定をされまして、その中で固定資産税の登記済通知書の入力にもRPAを導入いたしたところでございます。

まず、令和3年度におきましては、この令和2年度に導入したものを引き続き導入させていただくのと同時に、令和3年度におきましては、本年1月から2月にかけて全庁的に各グループ単位での業務量の調査を行い、現在その分析を行っているところでございます。これによりまして、これまで見えていなかった業務構造が見える化され、AI・RPA導入の優先順位をつけることが可能となりましたことから、今後、導入効果の高い事務を選定して、AI・RPAの拡充を図り、さらなる業務効率化につなげてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

新年度でさらに拡充していくということですが、それによってどのような効果を見込んでいるのかということも確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

AI・RPAを導入することによりまして業務の効率化が図られますので、結果として、職員は企画立案業務や市民への直接的なサービスの提供等、職員でなければできないような業務に注力することが可能となります。また、AI・RPAにつきましては、今後、行政においてもますます普及、発展をしていくことが予想されます。これら新たなICT技術の活用を積極的に進め、さらなる業務効率化に努めてまいりたいと考えます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

業務効率化によって、職員でなければできない業務に集中できるようになるという、ここは大きいということ。これは確かにそのとおりだと思います。ただ、具体的に、今までの段階で、現時点で市民サービスの向上というのがどういった形で実際現れてきているのか、またそれを目に見える形で、例えばこういった業務の人員がどれだけ削減できて、代わりにその削減した人員をこういったところに充てているといったものが見えてくると、より市民にとっても分かりやすい市民サービスの向上、これは行財政改革でも重要なポイントだと思います。そういったところ、現時点で何かお示しできるものがあればお願いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、市民サービスの向上につながるかということですが、AI・RPAを導入することにより、定型業務の作業時間が短縮され、行政サービスはこれまでより早くお届けすることができます。また、時間短縮と事務の効率化により、職員は他の業務に費やす時間を確保できることから、結果的には市民サービスの向上につながるものと認識をしております。さらには、業務システムへの入力ミスなどヒューマンエラーが回避されることから、事務の正確性も確保できる効果もありますことから、正確な市民サービスの提供につながるものと考えております。

それと、こういったものを時間で表せないかということですが、例えばですが、総務省の実証実験で行わせていただきました固定資産税の登記済通知書につきましては、年間で約1万8,000分の削減時間が確保できたという数字が残っておりまして、これにつきましては、年間300時間ということで、12日から13日の勤務が削減できておるということですので、今議員が申し上げられましたように、こういったことが時間外勤務時間の削減でありますとか、職員の削減につなげていけるような形で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

貴重な人的資源の有効活用という意味でも、ぜひ推進していただきたいなと思います。

それでは2点目ですが、同じく総務費の個人番号カード交付事業、マイナンバーカードの交付に関してでございます。

まず1つ目、概要についてということで上げさせていただきましたが、マイナンバーカード、ご案内のとおり証明書のコンビニ発行であったり、本年3月からは健康保険証として利用できたりと活用の機会は増えつつあります。本市における現時点での交付率と、県内各市町との比較、この辺りをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

マイナンバーカードの交付率でございます。

2月末現在で申し上げますと、全国の交付率は26.23%、三重県の交付率が25.40%、亀山市の交付率は24.67%となっております。ちなみに、三重県内で最も高い交付率となっておりますのは、いなべ市の40.77%でございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

少し亀山市は平均より少ないかなと思いますけど、それでも随分交付率を上げてきたほうかなと。そこはまず職員の皆様のご努力に敬意を表するところであります。

とはいえ、行財政改革大綱によると、令和4年度末の交付率、これは国が示している、求めている

るところなんで厳しいとは思いますが、80%という目標となっています。なかなか現実とこの目標の乖離が激しいと感じます。その一方で、いなべ市は40%まで来ていると。かなり、同じ類似団体でございますけれども、これだけ差ができています。こういった優れた取組というのはぜひ参考にしながら、新年度、亀山市はどういった取組を行っていくのか、ちょっと伺いたと思います。

○議長（中崎孝彦君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

亀山市の新年度の取組でございます。

その前に、今年度につきましては、マイナンバーカードの事務に当たる職員を3人増員しまして、専用の窓口を設けて対応してきたところでございますが、来年度につきましては、マイナンバーカードの事務に当たる会計年度任用職員をさらに1名増員するとともに、マイナンバーカードの窓口が混雑してご迷惑をおかけすることがないように、マイナンバーカード窓口の受付発券機の導入も予定しております。今まで以上に職員体制や交付の円滑化に努めますとともに、交付率が上がりますよう、イベントとか地区のコミュニティセンター等へも積極的に出向きまして、マイナンバーカードの普及に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

それはそれでぜひ着実に進めていただきたいんですけど、いなべ市なんかの事例を見ますと、マイナポイント以外にも、あそこはイオンとたしか提携してポイントを支給して、そういったインセンティブを働かせて交付率を上げているという話も聞いています。なかなか今までの取組の延長線だけでは、80%という達成は難しいのかなと思います。そういったところも含めて検討、そして、いなべ市の場合だと、将来のスマート自治体につなげていくといった目標意識が非常に感じられます。そういったところを明確に亀山市も今後して行って、そういうところを後期基本計画にもぜひ示して行って、そのために必要なマイナンバーカードの交付率を上げていくんだというふうな流れにつなげて行っていただきたいなと思います。

それでは、次に行きたいと思います。

3点目、商工費のうち、企業誘致推進事業に移りたいと思います。行革大綱の重点方針では、歳入確保の推進に当たります。

代表質問でも何問か述べましたように、最も重視すべき亀山市の身の丈を伸ばすための事業だと思っております。コロナ禍で減少する市税収入、一方で過去最大の扶助費など、財政を取り巻く厳しい状況がある中で、財政調整基金20億を維持しながら、市長としてはマニフェストの実現、今後予定されている大規模事業、公共施設の更新、着実に実行していくためには、企業誘致、また新しい産業団地、これは絶対に推進していかなければいけないと思っております。

まず1つ目、企業誘致推進事業のうち、新たな産業団地に関する工業水道調査、この概要に関して伺います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

調査業務の内容ということでありますけれども、今後の工業用の水の安定供給に向けまして、現在、産業団地の中の企業が受水をしております三重県北中勢水道用水、この運用についての調査を行うものでございます。今後、新たな事業者が三重県北中勢水道用水を利用する場合におきましては、受水施設の新設など施設整備が今後必要となりますので、その際の施設規模や配置とか、概算事業費、スケジュール等について調査をいたしまして、この地域での新たな工業適地の確保に向けた検討材料としたいと考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

そういった調査を行う中で、新たな産業団地の場所に関しては、どこまでめどが立っているのかというところなんですけど、今までも答弁で、亀山・関テクノヒルズ周辺という答弁をいただいています。より詳細な場所というのは、この調査結果を受けてというところがあると思うんですけど、それと住友商事は一部土地を既に取得済みである、産業団地としての素地がつくりやすい関工区、いわゆる関工区のそういったところを前提とした調査となってくるのか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

一昨日の代表質問で、市長のほうから、亀山・関テクノヒルズの周辺での産業用地の形成に向けた検討を進めてまいりたいという答弁がございましたので、議員が先ほど申されました関工区、これについても、周辺のその一つであると考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

では、2つ目の期待される効果についてというところ、これはあえて市長に伺いたいと思います。企業誘致推進事業のうち、新たな産業団地の開発に関連して予算計上されているのは、今回、工業水道の調査だけだと認識しています。水に関しては非常に重要な調査だと認識しておりますけれども、果たしてこの事業進捗のペースで、市長がマニフェストに掲げた新たな産業団地というのをこの任期の4年間で実現できるのかどうか。市長がこの新年度予算に計上したこの事業にかかる本気度も併せて伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

企業誘致に対する本気度ということではありますが、今日までも10年間で13社の立地をいただきました。今後につきましても、安定した税収の確保を図るため、優良企業の積極的な誘致への展開を図っていきたいというふうに思っておりますし、亀山市の産業構造をより厚く強いものにして

いくと、こういう思いで、新たな産業団地の形成、本市の重要施策として取組を進めてまいりたいと考えております。

一方で、この新たな産業団地については、事業主体でありますとか開発規模にもよりますけれども、用地買収や開発等に係る許認可、環境アセス、造成工事など、完成までには通常5年程度、あるいはそれ以上かかることもケースによってはあろうかというふうに思っております。しかし、任期中にどこまで考えているのかということでありまして、新たな工業団地や既存企業の事業拡大の対応に、いずれにいたしましても水が極めて大事ということでございますので、まずはその第一歩を踏み出すということで、新年度予算に水の安定供給に関する調査を行わせていただくという考えでございます。この調査結果も踏まえまして、具体的な検討につなげてまいりたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、本市の次なる活力を生み出していくためには避けては通れない、しっかり対応させていただきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

少なくとも5年、もしくはそれ以上というような話でございました。将来に向けて、将来のこの亀山市の土台をつくるとも重要な事業だと思いますので、ぜひ着実にお願いをしたいと思います。

それでは4点目、消防費のうち消防指令業務共同運用事業についてでございます。行財政改革大綱の重点方針の中では、新たな自治体間連携の検討に当たるかと考えております。

1つ目として、来年度実施する調査のまず概要について伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田消防部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

消防指令業務の共同運用につきましては、平成31年2月に津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会を設置し、3市消防本部で調査・研究を進めてまいりました。予算計上いたしました消防指令業務共同運用事業につきましては、整備場所やより精度の高い概算費用のほか、共同運用に係る諸課題等について調査し、3市消防本部の共同事業として基礎調査を実施するものでございます。

なお、調査に要する経費の負担割合につきましては、均等案分30%、人口案分70%としています。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

これまでの調査・研究を踏まえて、これからは基礎調査を実施していくということだと思いますけれども、この3市での消防指令業務の共同運用化の実現可能性は実際のところどうなのかと。今後の方向性について確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

今後の方向性につきましては、来年、3市の各消防長を筆頭とした津・鈴鹿・亀山消防連携・協

力検討会を設置し、検討体制を強化するほか、令和4年度以降は、基礎調査業務に基づく最終的な方向性の決定、実施計画などを経て、令和8年度の運用開始を目指すものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

令和8年度からの運用開始を目指すということで、方向性としてはかなり固まってきているのかなと感じます。

それでは、2つ目の期待される効果のところなんですけれども、この消防指令業務の共同運用化によってどういった効果が期待されるか、確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

消防指令業務の共同運用が実現した場合は、まず財政的な効果としましては、各消防本部が単独で整備した場合と比較して、整備費用や維持管理費の低減化が見込まれるとともに、さらに有利な起債等を活用することにより、消防指令センターの整備費用が抑制できることが予測され、非常に財政的な効果が大きいものと考えております。

次に、人的な効果につきましては、指令センターの職員を効率的に運用することが可能となり、現在配置している職員を少なくすることができると予測され、近年逼迫する救急需要や現場職員の充実強化にもつながり、地域全体の消防力の向上が期待できます。

次に、消防活動上の効果につきましては、3市で災害情報の一元管理が可能となることから、大規模災害や境界線付近での災害時に速やかな対応ができるほか、応援受援体制が可能となり、市民サービスの向上が期待できるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

財政的な面でも人的な面でも非常に効果があると。持続可能な消防救急体制を整備するだけでなく、消防活動上でも直接的なメリットがあるということで、市民サービスの向上に直結するという意味では、行財政改革という意味で非常に大きな意味があることかなと考えております。

ちょっと行財政改革の視点から、具体的に整備費用というところ、具体的にどれぐらい実際削減することができるのか。まだまだこれから詳細というところは決まっていく段階だと思いますけど、どれぐらい実際効果があるのかというところをちょっと分かりやすく示すためにも、現時点で分かる範囲でも結構でございますので、ちょっとそこに関しても確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

整備費用につきましては、3市で共同整備することにより有利な起債が活用できるため、単独整備した場合と比較すると、交付税措置を考慮し、計算上の実質負担としては8割ほど削減できると試算しています。

なお、当市の現在の消防指令センターは、平成25年度から平成26年度にかけて、約5億円で高機能化と消防救急デジタル無線化工事を実施しております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

非常に財政的な面では削減効果というのは大きいと感じました。今後、指令本部をどこに置くかとか、それこそ勤務体制がどうなるのかとか、そういった細かい検討課題も様々あると思いますけれども、そういった調査でこれから諸課題については洗い出していくということだったので、ぜひ解消していけるようお願いをしたいと思います。期待しております。

それでは次、最後の項目です。

5点目、総務費、移住交流促進事業についてでございます。

移住交流促進アドバイザーの活動に関する予算について伺っていきたいと思います。コロナ関連事業なので、行財政改革大綱に直接の位置づけはありませんけれども、昨年末に首都圏在住の3名のアドバイザーを認定して、できれば来年度以降も引き続き連携して移住交流を促進していきたいということで、協働事業の推進に近いものかと考えております。

まず、1つ目の令和2年度の実績と新年度予算の関連についてという項目を上げさせていただきましたが、まず伺いたいのは、新年度に計上された予算の詳細と、またこの新年度の予算、今年度、令和2年度からの大きな変更点があれば教えていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、新年度予算の詳細ということでありまして、移住交流促進事業は730万円を計上しております。その内訳でございますけれども、移住・定住に関する総合的な窓口は住まい推進グループに設置をしております。そこに定住支援員1名を置いております。その人件費を計上しております。また、報償費といたしまして、先ほど議員申されました首都圏の亀山市移住交流促進アドバイザー3名の方、昨年12月に選定をしたところでありまして、この3名の方の12か月分の報償費、また移住ツアー等の謝金を計上しております。

イベント関係といたしまして、東京や大阪等の移住イベントへの旅費、会場借り上げ料、さらにPRグッズに係る消耗品費、PRチラシ等の作成の印刷製本費を計上しております。また、移住相談関係で移住相談に使用いたしますタブレットの通信運搬費、またPR用の動画、DVDの作成に係りますデザインの作成業務委託料も計上しております。そのほか、国の制度でございます移住・就業マッチング支援事業補助金として、1世帯分100万円を計上しております。

3年度に見直した点というようなことでありますけれども、令和3年度、引き続き新型コロナウイルスの感染防止ということに配慮しながら活動をしていくということになると思いますけれども、都市部での移住イベントも再開をされてくるという見込みでございます。移住志向が高まってくという中で、移住相談、移住フェア等に参加をしていきたいと考えておるところでございます。加えて3名の移住交流促進アドバイザーの方の協力も得ながら、首都圏での移住相談、イベント、

ポスター掲示、PRグッズの配布など、比較的小さな規模で開催可能な場所とか、参加の形態につきましても情報収集を行っておりまして、オンラインでの相談の増加も視野に入れまして、新たにタブレットも導入させていただいて、その時々状況によって取組を展開していきたいと考えております。

また、亀山市には、本社や支社、事業所、これらを県外に持つ企業に多数進出していただいておりますので、亀山市雇用対策協議会に加入されておる企業に対しまして、今年度作成をしたものでありますけれども、亀山市の紹介用のDVDも配付をさせていただきまして、本市の魅力をPRしながら、移住に関する協力も企業にもお願いをしていきたいと、そのように考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

大きく予算項目は、それほど令和2年度と変わらないような気がしましたけれども、いろいろと新年度に関しては取組を検討されているということが分かりました。というのも、令和2年度の実績、これは非常に補正予算でもかなり減額修正をされておりますけれども、ちょっとその実績がどうだったのかということを確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

令和2年度につきましては、やはり新型コロナウイルス感染症ということで、予定をしておりました都市部での移住フェアとか移住体験ツアー、これらが全て中止になったということでございます。そのような中で、木のマグネットをPR用に作成をいたしましたほか、現在、先ほども少し触れさせていただきましたけれども、市のほうで所有をしております伊勢亀山城、東海道関宿、加太の亀山暮らし、亀山の創業支援といったプロモーション動画11本がありますけれども、これは配付用に1セット3枚という形でDVDに複製をいたしまして、200セット作成もしたというところでございます。また、12月に亀山市移住交流促進アドバイザー3名の方を選定させていただきましたところでもありますけれども、こちらについても、首都圏での緊急事態宣言という中で、活動についても制約があったというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

マグネットPR品とか、PR動画を作成したということですが、これを活用する場がなかったというのが正直なところなんだろうと思っています。コロナ感染拡大、これはもう本当に仕方ないところではあるんですけれども、ある程度想定できたんじゃないかなという思いも正直あります。少なくともその都度その都度、もう少し工夫をして事業を推進していただきたかったなと思います。アドバイザーの皆様も、やっぱりやる気があって参加してくださっているにもかかわらず、12月に決定してからこの3か月間、ほとんどウェブ会議のみで、ほとんど目立った活動をお願いすることもなく過ぎて、今月末に任期満了。できれば、再任を引き受けていただきたいなと思いま

すけれども、今のこの仕組みが機能していない状態では問題があるかなと思います。

なので、新年度、先ほどちょっと意気込みとしてありましたけど、小規模のイベント開催とか、そういったものにも予算を充てていくと。そういったところで、現地のことを一番知っていらっしゃるのはやっぱりアドバイザーの皆さんなので、アドバイザーの方々のご意見もしっかりと聞いて、一緒に企画立案して行って、リモートで開催できることをやっていくとか、柔軟な対応というところをぜひお願いしたいなと思います。

ちょっと改めてになりますけれども、そういったところを踏まえて、新年度、それこそ報償費、月5万円、これだけではなかなか活動としても限定的なので、活動費であるとか、多少の、もう少し臨機応変に使える予算とか、そういったものの運用の仕方も検討していただきたいなと思いますけれども、改めて新年度予算でどのように事業運営していくのかというところをもう一度確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

アドバイザーの報償費でありますけれども、3名分で年間180万円という形で計上させていただいておりますけれども、それ以外にいろいろ様々なイベントとかで活動をしていただく場合の消耗品とか、それに係る経費については、それぞれ予算計上しておる部分で市のほうで対応させていただくということも考えております。

○議長（中崎孝彦君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

SNSの活用とか、皆様の人脈を使って日常の中での活動、こういったものも生かして、アドバイザーの皆さんのやる気と能力を最大限に生かして、連携して移住交流につなげていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

1番 草川卓也議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時15分 休憩）

（午後 2時24分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 豊田恵理議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは通告に従い、質問いたします。

大きく2つございまして、議案第16号の一般会計補正予算、それから議案第24号の一般会計予算についてなんですけれども、まず最初に議案第16号の令和2年度亀山市一般会計補正予算

(第12号)のうち、どちらも主に歳入についてお聞きします。

最初に、第1款市税、第1項市民税、第2項固定資産税の減額補正についてです。このうち、市民税は個人と法人に分けられますので、1つずつお聞きします。

まず、個人市民税については8,440万円の増額となっております。新型コロナウイルスの影響などもあって減額になるのかと思っておりましたけれども、実際見込みより増ということでした。その理由は、先ほどの前田議員の答弁の中で納税義務者数の増ということでしたが、具体的な中身というかを教えていただきたくて、先ほど答弁の中でも、定年後も働く人が増えた、就労者が増えたということだったんですけれども、これ、平均所得とかのほうはどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

8番 豊田恵理議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

市民税のうち、個人市民税の増額の要因ということでございますが、個人市民税につきましては、8,440万円の増額でございます。その主な要因といたしましては、定年退職後も継続雇用される傾向などによる納税義務者の増ということでございますが、その具体的な影響と申しますと、当初見込みと比較いたしまして、均等割納税義務者数が約30名、所得割納税義務者数が約110名増加したことから、個人市民税につきましては680万円の増となっておりますところでございます。また、本市におきまして、納税義務者数の約8割を占めます給与所得者の所得割が当初見込みよりも約6,600万増額となることから、今回増額の補正をさせていただいたところでございます。失礼いたしました。均等割の納税義務者数は約130人の増でございます。失礼いたしました。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

続きまして、法人市民税の減額理由なんですけれども、こちらも先ほどの答弁の中で、徴収猶予の特例制度の影響を受けているという答弁がございましたが、この猶予した分というのは最長1年の猶予だということですが、この猶予分というのは、その後どういう形、どういう形といいますかこの後どのように示されるのかについてお聞きします。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

法人市民税につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして7,660万円の減収と見込んでおるところでございます。このコロナの影響によります徴収猶予制度でございますが、前年の同期と比較いたしまして20%以上減収になっておる場合、申請に基づいて税の徴収猶予がされるということでございまして、対象となる期間が令和2年2月1日から令和3年2月1日までの期間ということで、もう既に申請期間は終わっております。

それで、この徴収猶予でございますが、その徴収猶予期間といいますか、納期が1年間延長されるということで、令和3年度に納期が到来する分、具体的に申しますと、令和3年6月1日から令

和4年2月1日までに納期が到来する分につきましては、令和2年度からの繰越分といたしまして、令和3年度の当初予算の滞納繰越分に含んだ形で計上をさせていただくということになるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

次に、固定資産税に行くんですけども、土地が370万円の減、家屋が720万円の減、償却資産が1億4,610万円の減です。この減少の激しい償却資産1億4,610万円についての理由をお聞きしたいんですが、副市長の説明の中で設備投資の見込み減というお話であったと思いますが、1億5,000万ほどの見込み違いというのはかなり大きいのではないかと思います。普通はこのように増減が激しいものなのか。また、今回私が歳入について質問させていただいておりますのは、財務の見込みの視点とか考え方というのがなかなかよく分からないので、次の項目で3年度の当初予算の償却資産についても見込みは聞いていきたいのですが、亀山市において、特に償却資産は大きな税収源でもあります。この税収見込みというのはどのように決定しているのか、具体的な見込みの仕方を教えていただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

償却資産の税額の見込みということでご質問を頂戴しました。

償却資産につきましては、主要事業所22社の見込み調査を行いまして税額を見込むわけでございますが、今回の補正予算の場合には、見込み調査において、令和2年中に大規模な設備投資がないということから減額をさせていただくものでございます。その見込み調査によります減収は1億2,450万円でございます。そして、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予が2,160万円、合わせまして1億4,610万円の減収というふうに算定させていただいたものでございます。

やはり償却資産につきましては、事業所さんの設備投資、どれぐらいしていただけるか、これによって翌年度の税収というのは決まっておりますので、やはり調査を基に税額を算定させていただいておるという考え方でございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、次の項目に移りたいと思っております。

第22款の市債、第8目減収補填債の増額補正についてお聞きしたいと思います。

この減収補填債、これも1億を超える1億160万と大きな金額ですが、そもそもこの減収補填債というものはどういうものなのでしょうか、まずそちらからお聞きします。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

減収補填債でございますが、普通交付税というのが毎年夏頃に決定をされます。その決定されました基準財政収入額と税収額との差が生まれて、その差、減収分を精算するために発行するのが減収補填債でございます。通常の減収補填債の対象税目につきましては、法人税割と利子割交付金、法人事業税交付金の法人関係3税目に限られているところでございます。そのような中でございますが、現下の厳しいコロナ禍におきまして、総務省は、令和2年度に限りまして、減収補填債の対象を拡大する方針を令和2年12月15日に示したことから、本議会に減収補填債の増額補正1億160万円を計上させていただいたところでございます。

この方針の追加税目でございますが、地方消費税交付金、市町村たばこ税、地方揮発油譲与税、ゴルフ場利用税交付金、航空機燃料譲与税の5税目でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により地方税収等の大幅な減収が見込まれるため、自治体の財政支援を行うものということでございます。また、この減収補填債に係ります元利償還金につきましては、交付税措置をされるものとなっております。その率でございますが、市たばこ税と地方消費税交付金のうち、一般財源分と申しますのが75%、また地方消費税交付金のうちの社会保障財源分というのと地方揮発油譲与税については、100%が後年度で基準財政需要額に算入されるというものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

確かに12月にそういったニュースが入っていましたので、これも気になって聞いたんですけども、そもそも減収補填債、今までの亀山市の予算書で見かけなかったのですが、今までに亀山市は減収補填債というのがあったのかどうかというのと、あと今回の1億160万円の内容、積算根拠についてお聞きします。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

まず、減収補填債の発行でございますが、平成17年の合併以降、普通交付税の決定後にそれだけの差が生まれたということ、精算するほどの影響というのはございませんでしたので、今まで発行はございません。まず発行はないということでございます。

それと、1億160万円の積算根拠でございますが、まず3つの税について補正をしております。その内訳でございますが、地方消費税交付金のうち、これは一般財源分と社会保障財源分と分かれるんですが、それぞれ4,270万円と4,360万円を合わせまして8,630万円を地方消費税交付金分として発行いたします。また、市のたばこ税といたしまして1,380万円、地方揮発油譲与税といたしまして150万円、合計いたしまして1億160万円となるものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

先ほどの説明の中にもあったんですけども、この補填債に係る元利償還金の交付税措置が100%のもあるんですけど、75%のものもあって、あえてこの減収補填債を利用しなければならないのかなと思ったのと、あとこの減収補填債というのは今回何に充てるのかについてお聞きをいた

します。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今回の減収補填債発行の考え方でございますが、市たばこ税、地方消費税、揮発油譲与税もそうございますが、減収になっております。そして、この減収分は、この減収補填債を借り入れることによって後年度で交付税措置をされるというものでございます。これを借り入れない場合は、何も措置をされないということになりますので、今回、減収補填債を発行することによって、その減収分を補う。その分につきましては、後年度で交付税措置されるということですので、やっぱり今回発行しないと財政的に厳しいという考え方でございます。

それと、この減収補填債を発行して、何の事業に充てるのかということでございますが、こちらにつきましては、地方財政法のただし書の規定に基づきまして、公共施設、または公用施設の整備事業に充てることとなっておりますことから、本市におきましては、学校教育施設等整備事業の井田川小学校教室増設工事費1億7,050万円に充当するというのを考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、次の項目に移りたいと思います。

議案第24号令和3年度亀山市一般会計予算について。

1項目めですが、第1款市税、第1項市民税及び第2項固定資産税の中で、これも先ほどと同様に主に歳入についてお聞きするのですが、まず最初に、市税のうちの市民税、個人、法人、これらの算出根拠についてお聞きいたします。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

算出根拠ということで、個人市民税及び法人市民税をどのように見込んだかということでご答弁をさせていただきたいと存じます。

個人市民税につきましては、令和2年度の実績に基づきまして、転入者やお亡くなりになった方など人口の異動を考慮すること、またそういうことによって納税義務者数を見込みますとともに、納税義務者数の8割を占めます給与所得者の所得について、国の給与実態調査などの結果を勘案して所得割の算定をしておるところでございます。また、法人市民税につきましては、主要事業所61社に決算見込み調査を行うことによりまして、新年度の税収を見込んでおるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

さっきも補正のほうでも聞きましたので大体分かるんですけども、それでは続きまして、固定資産税、こちらが1億5,920万の減ということで、この減額要因についてお聞きいたします。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

固定資産税につきましては、前年度当初予算と比較いたしまして1億5,920万円、2.8%の減となっております。その内訳でございますが、令和3年度は3年に1度行う評価替えの基準年度に当たりまして、土地におきましては、農地等の宅地化による増額はございますものの、宅地の下落修正や都市計画区域外への準路線価評価の導入などによりまして1,340万円、1.2%の減となるものでございます。

また、家屋におきましては、新・増築家屋分の増額5,400万円ほどございますが、あるものの、それ以上に在来家屋分の評価替えによる減額、これが1億2,000万円ほど減額になります。これが大きく、7,350万円、3.2%の減となるものでございます。

また、償却資産におきましては、主要事業所の設備投資の見込み調査により算定するわけですが、主要事業所において、令和2年中の大規模な設備投資が見込めない状況にありますことから1億650万円、4.6%の減というふうに見込んだところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

説明の中でちょっと幾つか分からない点がありましたので、順にお聞きしていきます。

ちょっと細かいんですけど、先ほどの中にもありました都市計画区域外への準路線価の導入という言葉がありました。この準路線価の導入とはどういうことでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

令和3年度課税分から、都市計画区域外の宅地評価に準路線価評価という方式を導入いたします。まず、宅地の評価方法についてちょっとご説明させていただきたいと思っております。

宅地の評価方法につきましては2つの方式がございまして、1つは主に都市計画区域内に適用しております市街地宅地評価法、いわゆる路線価方式でございます。もう一つは、それ以外の地域に適用しておりますその他の宅地評価法、標準地批准方式と申しておりますが、2つの方式で今まで評価を行っております。路線価方式につきましては、宅地に接する道路の価格、路線価でございますが、これを基に宅地の奥行き、間口などの形状の違いを評価に反映させて評価額を算定する方法でございます。一方、主に都市計画区域外に適用しておりましたその他の宅地評価法と申しますと、状況の類似地区ごとに標準宅地を選定し、標準宅地の評価額を基に算定する方法でございます。

今回、準路線価方式を導入いたしますが、この準路線価方式でございますが、標準宅地の評価額に対しまして、路線価方式に準じた評価方法を取り入れたもので、宅地に接する道路の状況や宅地の奥行き、宅地の形状の違いなどを評価額に反映させるものでございます。この準路線価評価方式を令和3年度課税分から都市計画区域外へと導入したことで、宅地の評価方法については、路線価方式に準じた準路線価方式となったところで、より詳細な評価により公正・公平な課税を行うものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

これは、令和3年度の課税分からこの準路線価の導入ということで説明を受けているんですけども、何で今というか、今年から始めたのかなとちょっと思ったんですが、実質、入ってくる税金としては下がっている。そもそも、今の説明ではもっとより精密にということでされたということですけど、何で今だったのかなというのがちょっとよく分からなかったので教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

この路線価方式の評価と準路線価と言っておりますけれども、都市計画区域外に導入していくに当たりまして、都市計画区域内の全域をまず路線価方式で行って、一部準路線価方式もございしますが、全て終わったということで、次に都市計画区域外のほうにこの準路線価方式を導入させていただいたということで、ちょっと時間差といいますか、ちょっと都市計画区域外のほうへの導入が遅くなってしまったというようなところはございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

今までにやってきて今年になったというか、今年度になったということで、すみません、分かりました。

では、もう一つ、また説明の中で、宅地の下落修正による減少や農地の宅地化による増額というのがありました。今年が3年に1度の評価替えの基準年度であることとか、現在亀山市においても農地の宅地化が本当に付近でもよく見られることなので私も把握しているんですが、これらの評価替えの影響や宅地造成による影響などによる増減のより詳細な説明を確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

宅地につきましては、毎年、土地鑑定によりまして評価の見直しを行っておるところでございます。その土地鑑定に基づきまして、地価の下落を反映して、令和3年度は令和2年度と比較しまして1%の減少、約1,000万円の減額を見込んだところでございます。また、農地等の宅地化につきましては、分譲地の造成などにより約870万円の増を見込んだところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

分かりました。ありがとうございます。

この項の最後で、償却資産の22億1,680万円について、先ほども設備投資が令和2年度で見込めないという説明がありました。これは、新しく工業団地に進出する会社とか、決まった会社とかありますけれども、そういったところも含めて、企業などの設備投資というものもこの中に見込

みとしては入っていて、その中でもう投資が見込めないということでもいいのか、ちょっと確認だけさせてください。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

償却資産でございますが、主要事業所に対しまして、設備投資の見込み調査を行った結果から算出いたしておりますが、その調査によりますと、約346億円の投資があるというふうな調査でございました。税額にいたしますと、4億8,400万円の増加分が見込まれるところでございますが、それ以上に償却資産の減価、除却、これが大きかったということで減額となったというところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、次の項目に移りたいんですが、ちょっと次の項目、基金は省略しまして3番目にもう移りたいと思います。

第22款の市債、第1目臨時財政対策債14億5,000万円、こちらのほうを聞きたいと思えます。

これは、2001年に財源不足を補填するために導入された臨時財政対策債ですけれども、一時的ではなく、もう当たり前のように全国で使われております。財政的にも国も自治体も逼迫している今で、やむを得ないのかなとは思いつつも、やっぱり赤字公債を発行するという意味では、将来の負担の先送りだし、地方交付税措置はされるとはいえ、何とも気持ちがいいものではないなと思いまして、令和3年度の当初予算では、これ、今までより大幅に額が増えているんですが、まずこの要因について先にお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

臨時財政対策債でございますが、普通交付税が不足する場合に、その不足分を国と地方で折半し、地方分について各団体が地方債を発行して補填するものでございます。

令和3年度の臨時財政対策債が増加している理由でございますが、国におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、地方税の減収から普通交付税の増額を見込む中で、財源不足によりまして、地方交付税の予算の総額を前年に対して5.1%増といたしました。その一方で、地方団体が借ります臨時財政対策債の発行可能額を前年度に対して74.5%増といたしたところでございます。これによりまして、亀山市の令和3年度の臨時財政対策債につきましては、前年度に対して85.3%増、金額にして6億6,760万円増の14億5,000万円といたしたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

本当に大きく増えたわけなんですけれども、先ほどこの臨時財政対策債について私が感じていることも述べたんですけれども、亀山市としては、この臨時財政対策債をどのように捉えているのか、また今後の方針についてもお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今後の臨時財政対策債の発行の考え方でございますが、この臨時財政対策債は、普通交付税の振替分でございます。また、その元利償還金は、後年度におきまして全額交付税措置されるものでございます。このことから、現制度におきましては、財政状況を鑑みますと、財源として必要不可欠であると認識いたしておりますことから、原則借入れを行うものと考えております。しかしながら、地方債残高の累積や実質公債費比率も考慮しながら借入れを行ってまいりたいというふうを考えております。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございました。

今回、歳入の部分について大きく聞かせていただきました。やはり過去2番目に大きい今回予算となるんですけれども、その中でも支出に対して歳入があるわけで、この歳入というのをどのように考えられてという亀山市の視点としてを聞かせていただきました。予算決算委員会のほうでは、支出のほうに対して聞かせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

8番 豊田恵理議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第8号から議案第40号までの33件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第 8号 亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

議案第 9号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

議案第10号 亀山市職員給与条例の一部改正について

教育民生委員会

- 議案第 1 2 号 亀山市基金条例の一部改正について
- 議案第 1 3 号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 1 4 号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

産業建設委員会

- 議案第 1 1 号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第 1 5 号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
- 議案第 3 2 号 市道路線の認定について
- 議案第 3 3 号 市道路線の認定について
- 議案第 3 4 号 市道路線の認定について
- 議案第 3 5 号 市道路線の認定について
- 議案第 3 6 号 市道路線の認定について
- 議案第 3 7 号 市道路線の認定について
- 議案第 3 8 号 市道路線の認定について
- 議案第 3 9 号 市道路線の認定について
- 議案第 4 0 号 市道路線の廃止について

予算決算委員会

- 議案第 1 6 号 令和 2 年度亀山市一般会計補正予算（第 1 2 号）について
- 議案第 1 7 号 令和 2 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 1 8 号 令和 2 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 9 号 令和 2 年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 2 0 号 令和 2 年度亀山市水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 2 1 号 令和 2 年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 2 2 号 令和 2 年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 2 3 号 令和 2 年度亀山市病院事業会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 2 4 号 令和 3 年度亀山市一般会計予算について
- 議案第 2 5 号 令和 3 年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 2 6 号 令和 3 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第 2 7 号 令和 3 年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 2 8 号 令和 3 年度亀山市水道事業会計予算について
- 議案第 2 9 号 令和 3 年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 議案第 3 0 号 令和 3 年度亀山市公共下水道事業会計予算について
- 議案第 3 1 号 令和 3 年度亀山市病院事業会計予算について

○議長（中崎孝彦君）

次にお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中崎孝彦君)

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日11日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後 2時57分 散会)

令和 3 年 3 月 1 1 日

亀山市議会定例会会議録（第 5 号）

●議事日程（第5号）

令和3年3月11日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	古田秀樹君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	青木正彦君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部次長	谷口広幸君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	田所学君	健康福祉部参事	豊田達也君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田邦敏君	消防署長	原博幸君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

おはようございます。

まず、療育とはということですので、療育とは児童福祉法においては18歳未満の児童について知的障がい、発達障がい、身体障がいとか肢体不自由などの支援が必要な児童が社会的に自立できるように行うものであり、児童が抱えて困っている特性をできる限り改善し、生かせる長所を伸ばしていくために行う支援を指すものでございます。

療育の実施は、児童の成長過程に応じ、適切な時期に適切な支援を行うことにより、児童の心身の健やかな成長や発達並びにその自立が図られるということから、必要不可欠な支援であると認識しております。

本市におきましては、2歳から5歳の就学前の児童に療育支援事業を行っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

法上は18歳までのお子さんに対してすることだけど、本市については未就学児と言われます小さなお子さんに、まずは優先的にされている発達支援、大事なことだということをお伺いしました。

子供さんがお生まれになって、療育を必要とする障がいを負う子供たちが、推計が出されていると思うんですね、大体どれぐらいの割合いらっしゃるか。そして、亀山の状況はどうなのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

療育を必要とする就学前児童の数につきましては、厚生労働省全国統計の推計による全児童に対する療育を必要とする割合は5.5%と言われております。亀山市の児童数に置き換えますと121人、推計ではそうなります。

その内、本市が療育対象としております2歳から5歳の児童の推計ですが、これは2歳児で22人、3歳児で25人、4歳児で25人、5歳児で26人で、推計によりますと合計98人となります。

一方、本市が療育対象児として把握している2歳児以上の児童は87人となりまして、療育対象児童の割合は4.8%になります。全国の統計値と比べるとちょっと少ないですけども、それが亀山の実態でございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

全国の推計が5.5%で、亀山で推計を見てもらうと4.8%ということでした。思っていたより

大きく乖離はないのについては、少しは安心しましたが、この亀山で行っている療育というのは本当に僅かな発達支援相談の枠の中で行われているのではないかなと思うんですけども、回数とか場所とかいろんなものが小さな規模の中で行われているので、やはりこれは進めていかなければならないことだろうなと思っています。

この市の療育が一体どのように、この僅か未就学児だけですけれども、どういうふうに行われているのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

療育の対象児をどんなふうに絞っていくか、対象になっていくかということも含めてご答弁させていただきます。

療育の対象児童につきましては、市が実施しております1歳半健診で健診後フォローが必要だという児童に対して、のびのび教室とかのびのびクラブとか親子教室なんかしているんですけども、その中で運動や言葉の発達が気になる児童さんが療育につながっていく場合と、保護者からの申請によりまして、発達検査や育ち相談を受けて、そのことから療育につながっていくというような流れになっております。

その状況というか、中身なんですけれども、発達支援を行う療育相談事業というのは、あいあいの総合福祉センターの分館のばんびの2階で専門スタッフが関わっております。保育士、心理士、保健師、言語聴覚士さん、来ていただいている人に入ってもらったり、そういう専門のスタッフがそれぞれのお子さんの特性や発達段階に合わせた目標や内容を考えて、運動遊び、ふれあい遊び、言葉遊び、製作遊びなどを中心に、発達を促す課題を取り入れて行っております。

その療育なんですけど、集団で療育を行う場合と個別で行う場合とがございます。

まず集団で療育を行うという、集団といいましても小集団、1グループ四、五人程度なんですけれども、1週間に1回、それを10回するのを1クールとするんですけど、それを対象児を変えて年間4クール、1クールについて2グループずつ対応できますので、年にして七、八回の教室、集団療育が行われております。令和2年度で申しますと、この集団療育を受けていただいた数というのは30人です。回数にすると300回ですが30人です。

次に個別療育につきましては、体と発達状態に応じて実施回数や内容は個人によって変えているんですけども、いろんな専門の人に、保護者以外の人に関わってもらう機会を通して、人への関心でありますとか発達につながる運動等を取り入れて行っているわけですが、これにつきましては令和2年度の実績で申しますと、2人見えました。回数は、ちょっと体調不良とかありまして差がありました。1回のお子さんから17回ほどのお子さんもあるということで、例年そんな感じで、10回以上の方もあれば、少ない方もあるというような状況です。

また、集団個別療育事業や園や学校への巡回指導において、肢体不自由児のお子さんや運動発達に配慮を要する児童への支援として、県立こども心身発達医療センターが実施しております地域療育支援事業というものを活用させていただきまして、理学療法士さんや作業療法士さんによる専門的な見立てやりハビリ、日常生活への助言や指導を大体年7回ほどは実施しております。それは場所はばんびの2階であつたり、園のほうへ一緒に訪問していただいたりというような状況で、1日

数名、4人から7人ほどを対象にしますので、それを年に7回ほど実施しているという、こういった状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

詳しくお話しいただきましたが、ちょっと確認ですけれども、肢体不自由の方、精神の方、発達障がいの方、いろいろあると思うんですけど、その発達障がいの種類については、何かこのこということで特化していますか。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

厳密にこれはできて、これはできないというものではないんですけども、中心となるのは発達障がいの部分が多くはなってきましたが、一応それなりにというか、できる範囲で対応をさせていただいているというような状況です。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

あたかも全障がいに対応しているようにも聞こえますけれども、なかなか職員をきちんとそうやって雇用することもできていない中で、本当に工夫の中で、できる限りという現場での努力がされているんだろうと推察します。

こういう状況でずっと言い続けてきて、療育センターとか発達支援センターが2022年までに作りなさいと国から指導されているにもかかわらずできていない状況で、療育ということではしっかりと時間や場所や回数やということが十分にできていない状況の中で、やはり保育士さんの障がい児に対する加配についてはもっと手厚くするべきだということで、これも私も何回も質問させていただいていまして、同じ質問を昨年もさせていただいて、14市の中で障がいのあるお子さんに対して保育士という専門職でない方をおつけしているのは亀山を含めてたった4市だけですよと、しかもその保育士の割合が極端に低いのは亀山市だけですよということを申し上げたところでございます。

この今の保育士の加配についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

障がい児など特別な支援を要する園児に対する保育所等における職員の配置につきましては、3歳未満の低年齢児には保育士、3歳以上児には介助員の配置を行うこととしております。その配置の必要数につきましては、発達支援保育検討会議の専門家による、臨床心理士、保健師等々の専門家がいった会議の中で判定をいたしまして、軽度の場合は園児3人に対して1人、中度の場合は2対1、重度の場合は1対1として、各保育を行う学級単位で必要数を算出しておることとしております。

また、この判定におきまして、医療的なケアを要する場合は看護師を配置し、3歳以上児であっても特に配慮が必要である場合は、介助員に代えて保育士を配置することとしており、園児の状況に応じた対応を行い、適切な支援に努めているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

何人お子さんがいらして、何人職員がついていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

現在保育所及び認定こども園に在籍する、支援を要する園児につきましては、重度の園児が8名、中度が21名、軽度が35名の計64名となっております。その対応のため、介助員36名、加配保育士15名、看護師2名を配置し、医療的ケアも含めた特別な支援を要する児童への支援を行っているところです。

また、3歳以上児の中で3名につきましては、保育士の対応をしている状況でございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

3歳以上になりますと、特に4歳、5歳になりますと、保育士さん1人が受け持つ子供の数が増えてまいります。30人に1人ということですね。そんな中で、やはり障がいのあるお子さんが小学校にスムーズに行けるようにということで、かえって手厚くしている市がほとんどなんですね。

そんな中で、亀山市は3歳以上になったら保育士じゃなくてもよいという基本をつくっているということが、いつまでたっても、先ほど聞いたように保育士さんの割合が上がってこない、そういう原因だと思うんですけども、ここについては市長にお伺いしたいんですけども、3歳以上だったら今まで保育士さんがついていたんですけども、介助員でいいというこの基本ですね、それが基本でされているわけです。どうしてあの人だけ保育士をつけるみたいなことをやっているわけですけど、この基本を止めるつもりないですかね、どうですか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

答弁に先立ちまして、私からも、東日本大震災から10年の節目を迎えまして、震災によって亡くなりました方々にご遺族の方々に対し深く哀悼の意をささげたいと思います。また、今なお続く被災地の復興を祈念するとともに、これらの教訓を次世代へとつなぎ、災害に強いまちづくりを進めていくことを改めて決意いたしたいと存じます。

発達障がいに対する今の体制、例えば保育士の配置にする考えはないのかということでございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、現状の亀山市の子供の実態に合わせて、私どもとし

ては、介助員は36名、それから加配保育士15名、看護師2名、この体制、64名の子供たちに対しましてこの体制でこの対応をさせていただいておるところでございますけれども、その支援の質に関しましては、当然その判定を適切に行って、適切な配置に努めていくと。そして、その内容につきましても、個々のお子さんに応じた対応をしっかりとしていくということで取り組ませていただいております。

市が行っております療育相談事業に通っているお子さんにつきましても、加配保育士や介助員が療育場面を見学することもありまして、園における有効な支援の実践に役立ててきておるという実態がございます。そこはいわゆる質、あるいは対応のレベルを充実をしていけというご主旨であろうというふうに考えております。私どもとしてはそのように思っておりますが、今後の取組として、現実の問題として、新年度、県立こども心身発達医療センターでのみえ発達障がい支援システムアドバイザーの育成研修等々を通じて、本当に指導的役割を果たしていただく専門スタッフの人材育成等々を図ってまいりたいと考えております。

引き続き、こうした取組の総合的な対応として、療育の質、あるいは対応をしっかりと高めていって、冒頭おっしゃっていただきました、思ったよりも亀山の率はということおっしゃられましたけれども、同様の思いでございますので、しっかりそこは、できることをしっかりとやっていくということで取り組ませていただきたいと考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

頭数の割合が思ったよりも乖離がなかったというだけで、療育の質や厚さ、いろんなことはまた全然違う議論ですからね。こういう介助員が多いままでもいいということは、本当に保育士の専門性について理解をされていないということの表れだと思います。

次の質問に入っていきますけど、私はこの発達支援センターというものが、今まで認定こども園に併設するということが計画がされていて、それが遅れていたり、どういう状況かということがちょっと分かりづらいですけども、保育園の計画が遅れると、この発達支援センターの計画もそのまま止まっているという状況ではないかなと思うんです。このセンターをつくる必要性が、まず本当にあると思っていられるかどうかというのを、私市長さんの今回の選挙の八策を一生懸命見ましたけれども、こういう発達支援センターという言葉をちょっとよく見つけなかったんですね。本当にこれ必要だと思っているのかどうか、端的にそれだけお答え願えますか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

政策公約自体は様々な行政サービスを抱えております全てを網羅しておるわけではございませんが、発達支援センターにつきましては従来から申し上げておりますが、本市として先ほど申し上げたことも含めて、よりそのセンター的機能の充実、拠点を入れていこうということで、私どもとしては新たにつくる認定こども園の中に組み込んで実現を目指そうと努力をいたしてきてまいったところでもあります。

したがって、認定こども園の事業自体が少しいろんな地元のコンセンサス等々で少し動きが

止まっておるところでございますけれども、いわゆる児童発達支援センター、その拠点をしっかりつくるという思いは亀山市として基本的な考え方を持たせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

認定こども園に併設する、しないにかかわらず、センターの必要性ということについては市長はお認めになりました。

資料を出していただきたいんですけども、これ、去年も出した資料です。ちょっと分かりにくいかもしれませんが、全く一緒の資料です。

要するに私、今から聞きたいのは、亀山がつくろうとしているのは、今発達支援センターが必要だとおっしゃったんですが、こういう療育をする場としては児童発達支援センターと児童発達支援事業の2種類があるわけです。その発達支援にプラス、先ほどやっていたと言っていた保育所の訪問支援であるとか、障がい児の相談支援などのワンストップの対応をされるということを入れることによって、児童発達支援センターと呼ぶことができるそうです。隣に医療機能とありますけど、これについては、小児科であるとか病院がついていないとできないので、亀山はそれはちょっと無理なのかなということはあるんですけども、センターなのか事業なのか、認定こども園ということにこだわるのかこだわらないのか、規模とか、亀山の考え方の具体的なところについてまず伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

議員ご指摘いただいたように、児童発達支援事業とセンターになるには県の認可を得なければならないということを理解しております。おっしゃっていただいたように児童発達支援の事業に加えて、保育所等訪問事業、今も保育所のほうに支援に行っているのはあるんですけども、これを事業化するということにつきましては、その方法ややり方が変わってくるわけで、そういうことも含めて、あと計画相談事業等も加えるということで、センターとしての体をなすと考えております。今現在の状況ではそれには至ってはいないんですけども、目指す方向としましてはセンター化を目指しているということでございます。

認定こども園のというところではございますが、当初計画しておりました併設という部分につきましては、課題の解消が難しくちょっと予定どおりには進んでいない現状ではありますが、センターの必要性ということは十分に思っておりますので、今やっております集団の相談事業、個別の相談事業や園訪問等々のこういうことに加えて、センターの認定要件であります児童発達支援事業や保育所等訪問事業、並びに計画相談事業に取り組みながらというか、それに向けて中身を充実して一つずつ積み上げていきたいと考えています。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

センターということを考えるだけでも大変な作業があつて、今も研修に行っていらっしゃるとか、

アドバイザーをこれから始めるとかいろんなことがありましたけれども、ぜひ認定こども園の併設にこだわらず、やっぱり、より障がいのあるお子さんには手厚い支援が必要ですので、やっぱりやっていただきたいと思います。そのところ、こだわりませんねということを確認したいのと、次の資料を出していただきたいんですけども、一応確認です。

これも昨年出した資料と同じですけども、下のほうにありますけれども、整備量のイメージということで、これは22年度までに10万人に1か所はセンターをつくりなさいよと、それよりも規模の小さい市は最低1つはつくりなさいよというお示しです。普通の療育をする事業については、例えば中学校区などを基準に最低1か所以上つくりなさいよというようなことです。皆さん障がいのあるお子さんから言われるのは、療育をする場所がない、なかなか回数が削減されたり、やっぱり自分のところの市が優先だからと言われてたり、本当に今のうちに、若いうちに、小さなうちにたくさん療育訓練をしてよくしてあげたいのに、それがかなわないというのが悩みです。ぜひとも、センター一つ建てれば良いということだけでもなく、よりよいものをつくっていただきたいと思います。

最後にそういう必要な研修、いろんなことがいろんなところで出てきましたので、簡単に準備、研修、職員数などのことについてもお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

センターの設置でございますが、併設にこだわらないのかという確認ということですので、この整備の見通しにつきまして、本当に今後の検討事項となりますが、考え方としましては本年度策定いたしております亀山市就学前教育保育施設の再編方針に基づき事業も進めていく中で、うまく活用できる施設が発生することなんかも想定もされるところでありますので、センターが必要だという中で、そのときの総合的な状況を判断して、絶対併設ありきというわけではないということと考えてはおります。

あと、必要な職種等なんですけれども、まず管理者も要るというようなことの中で、この度研修のほうにも行かせていただくんですけども、そういうことでありますとか、あと障がい種別を今もう派遣でお世話になっているようなところも今後どうしていくかという辺り、理学療法士等々、それから保育士等の数によりまして頻度も変わってきますので、その辺りは人数的な基準、それから施設の基準もありますので、その辺りをしっかりとニーズをつかみながら検討していきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

併設にこだわらないということをお聞きして安心しました。どうしても保育園に併設していなければならないとか、3歳以上になったら保育士は要らないとか、科学的見地に全然よらないような、そういうことはできるだけ外して行って、本当に必要な大切な支援をしていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

写真を出してください。

今からは小学校の給食について質問していきたいと思います。

これは、ある日の小学校の給食です。私、この市役所から出て、道まですごくいい匂いがしていて、何やろうと思って、ちょっと見せてと言って飛び込んで思わず写真を撮らせてもらった給食です。カボチャのそぼろあんかけ、これは蒸したカボチャにひき肉や枝豆などのお野菜の入ったあんをかけて食べるものだそうで、くちやくちやになるとあかんので、給食当番さんが後からあんをかけるというようなことにしていました。つぼキュウリといって、キュウリのあえものですがけれども、今は〇ー157から野菜もみんな火を通すんですね。キュウリもゆでて、そして食べやすいように冷やして、しっかり冷えてから、日本の伝統的なお漬物、つぼ漬けなんですかね、とあえてある。それで、白みそ汁といって、おみそ汁もよく出るんですけども、おだしを本当にしっかりいつも取っていらして、それも一定じゃなくて、煮干しのときもあり、かつおぶしのときもありということで、様々なおだしを子供たちは体験しております。おみそも、亀山っていういろんなところの合流するところ、いろんなおみそが使われているみたいで、このときは白みそで野菜たっぷりのおみそ汁が出ていまして、ご飯も麦が入っていたり入っていなかったり、いろんなものを提供してもらっています。

子供たち、写真には出せませんでしたけれども、西小学校は食育ボードというのがつくられていて、朝登校するとげた箱の前に食育のボードがあって、今日の献立は何ですよということが書いてあって、いろんな食育の、この日だったら、カボチャというのは肌を強くするビタミンAが多いよとか、子供たちが興味を引くようにカボチャのクイズがあったりして、それを皆さんは楽しみにしながら毎日学校生活を送っておるということですね。そういうすてきな給食について、今日はお伺いしていきたいと思います。

小学校で、この学校給食については、教育目標と評価というものがあると思うんですけども、まず、それについて今の状況をお聞きかせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、学校給食の目標につきましては、学校給食法に、適切な栄養の摂取による健康の保持、増進を図ることや、食料の生産、流通及び消費について正しく理解に導くことなど7つの目標が掲げられております。本市では、先ほどもお示しいただきましたけれども、献立作成、そして食物アレルギー対応の充実、生産者と連携したかめやまっ子給食の実施、食育の授業などを行っているところでございます。

このような中で、先ほど申しあげました目標は達成されているものと評価しており、充実した食に関する教育活動は行えているものと認識しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

小学校の給食、本当に亀山の給食はとってもおいしい、すばらしいという評価があって、この間、私も教育委員会を傍聴していましたら、委員さんからも、いろんな小学校を回ってきたけど、亀山

市に来てからすごく給食がおいしいのにびっくりしたとおっしゃっていました。全国学校給食甲子園というのがあって、文科省や農水省やいろんなところが後援している、NPOがされている給食甲子園で、15回されているんですけども、3回ほど亀山市の小学校が、もう本当ブロック代表の辺りまで、すごいところまで行って頑張っているということも聞きました。本当にいい給食を出されております。

この地産地消についても、自校方式ですので高めやすいわけなんですけれども、この状況、今どういうところまで来ているかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、本市小学校給食の地産地消の現状につきまして、まず品目でございますけれども、主なものといたしましては、米につきましては市内産、牛乳は県内産、豚肉は市内産を含む県内北勢地域産を年間を通じて取り入れているところでございます。また、ニンジン、タマネギ、ジャガイモ、お茶などの農産物を旬の時期に取り入れてるところでございます。

また、その利用のパーセンテージにつきましては、年間平均では約28%、なお市内産及び県内産食材を多く使ったかめやまっ子給食の実施日におきましては、令和3年1月現在で市内産の割合が24.9%、そして県内産を含めると40.8%となっているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

亀山市の小学校の給食、米飯が全国で3回以内とか3回ぐらいが平均なところを、4回しっかりと亀山産のご飯を食べさせてもらっていますし、点数で上げているパーセンテージでも本当にしっかりと地産地消のものを子供たちは頂いていると思っています。

資料で皆さんにもお配りしています、2008年に教育委員会から出されている亀山市立幼稚園及び小学校における学校給食の実施方針というのがあります。この中で、ちょっと確認をしておきたいことがあるんですけども、この中で給食調理員についてとアレルギーへの対応について、ちょっとどういうふうに頑張ってきますということが書いてありますので、そこは今の評価をお伺いしたいと思います。

給食調理員については、現在、1調理場に1名正規の職員を置くという体制になっています。これを維持するというのが1つ、そしてまた亀山西小学校、東小学校、川崎小学校、井田川小学校及び関学校給食センターの大規模な調理場においては、さらに正規調理員の増員を目指すとあります。この増員、どうだったのかということの評価。そして、一方、嘱託職員及び臨時職員については待遇の改善に努めますとあります。これについてどうだったのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、1調理場1名の正規職員の配置につきましては、その体制を維持しているところでござい

ます。ただ、大規模調理場の正規調理員の増員にまでは、まだ至っていないというところでございます。

また、会計年度任用職員の待遇につきましては、例えば本年度からの時間額報酬につきまして、給食調理員は880円から940円に、調理師としての給食調理員は1,150円から1,200円と改善を図ってきたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

処遇改善についてはさらに、本当に仕事大変ですので、改善を図っていただきたいですし、この正規が1人ということですね。やっぱり調理員さん1人、私1人で正規頑張らなあかんというのが本当にしんどいんだと思います。やはり、この大きなところで大変ですし、例えば市長のマニフェストにありました亀山茶コロケとか、あんなんしようと思ったら、もう本当に人数も増量、気合いも増量で大変な思いでせんならんし、今〇ー157が終わってから、皆さんなかなか全部冷凍食品に替えているところが多くて、こんな亀山みたいにてごこしくコロケを丸めて揚げていただいているところというのはだんだん少なくなっている。そんな中で、みんなチーム組んで頑張っている、そういうチームをつくるに当たって、やっぱり正規職員の増員というのは本当に大事な問題だと思いますので、ぜひとも放っておかずに行っていただきたい。

アレルギーへの対応についても書いてあります。研修の実施やら人員の配置、設備の充実なども書いてありますので、そこについて伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

アレルギー対応についてでございますが、研修につきましては年に2回程度、毎年実施をしているところでございます。そして、人員配置につきましては、対象者の調査に基づいて見直しを行っております。また、施設設備の充実につきましては、アレルギー対応食の調理器具を分けるなどの配慮を行っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

アレルギーに対する研究はどんどんやっぱり変わってきています。本当に大昔は食べて慣れさせるみたいなことをやっていた時代もあったぐらいで、でも品目もどんどん増えてきていて、新しい勉強を毎回してもらうことがとっても大事だと思いますので、ぜひとも研修は丁寧に行っていただきたいと思います。

資料を出していただきたいと思います。

大事だと思うのは、ちょっと見にくいですがけれども、要するに小学校の給食の実施方針の一番肝のところだと思うんですがけれども、実施に当たって給食は、小学校での学校給食については、自校調理方式で市が雇用する職員が調理する直営方式を継続していくこととします。給食による地域交流としての食の提供や、災害時における避難場所である学校での食の提供も進めていくためには、

この方式が最適であると考えますとあります。

自校自校と言うとあれですけども、関のセンターは本当に自校並みの食数ですので、食べている給食も自校並みにおいしいし、温かいものを頂いていると思いますが、今のところセンターはこのまま継続しますということも書いてありますし、この方式でやりますということが、平成20年から10年以上たっているわけですけども、ここについての認識変わっていませんかということについて確認をしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

現時点では基本的には変わらないと認識しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

本当にこの3月11日という日、記念の本当にそういう意味の日に、みんな小学校で避難をしたという例もいっぱいあります。台風のときにも、自校方式のある小学校ではより早く復旧がされたということも三重県の中でも報告がされていきました。この給食、本当にいい給食だという評価が高い給食をぜひ継続していただきたい。そして、こんなにすばらしい給食をしていただいていることを市民の方にも知っていただきたいという思いで、私今日は質問をさせていただきました。

一つ最後に、子供たちが学校で配っていただいている給食便りというのを見せていただきました。これは井田川小学校の給食便りですけども、先生からのメッセージで、これをちょっとご紹介したいと思います。

今年度の給食もあと僅かとなりました。給食室では勉強やスポーツに一生懸命頑張っている皆さんの心と体の栄養になるようにと、調理員さんたちが力を合わせ、愛情を込めておいしい給食を作ってきました。皆さんはどの給食が一番おいしかったですかと。6年生の子供たちにどれがよかったですかと聞いて、それでリクエスト給食を毎年やっているそうです。今年も3月18日にリクエスト給食をするそうで、献立も幾つかの中から選んでもらうようにしているのかな。セルフチキンライスと豆乳スープとフライドポテトとお祝いデザートだそうです。

そこで、給食の思い出を書いていただいた、その子供たちの声が紹介されていますので、それをちょっと紹介したいと思うんですけども、たくさんありますけど聞いてください。

お一方。私のナンバーワンメニューはクリスマスで出ているチキンです。毎年味が違うから、毎年楽しんでいました。おいしかったです。家やお店では苦手な食材も、給食ではおいしかったです。

あるいは、納豆は嫌いだけど、納豆みそを食べたときはおいしくてびっくりしました。私たち、子供たちによくインタビューをするんですけども、納豆みそというメニューがあるらしくて、それが何回も出てくるんです。一体どんなもんやろうなあと思ってこの前聞いたら、ミンチを甘辛くおみそ味でいためて、それを手巻き寿司みたいに芯にして食べるそうなんですけれども、納豆は嫌いという子もこれだけは食べるという給食の調理員さんの勝利みたいなメニューです。これが大好きで、おいしくてびっくりしましたということですね。

苦手な給食も大好きな給食も食べられるようになって、みんなとしゃべったりして楽しかった。

給食調理員さん、いつもおいしい給食を作ってくれてありがとうございます。あとちょっとおいしく食べます。

毎日おいしい給食を食べながら、友達としゃべりながら楽しい給食でした。今年度は新型コロナの影響であまりしゃべれなかったけど、楽しい給食でした。

また、私の好きな給食はゴボウチップスですというのがありますね。この前もちょっと見に行ったら、レンコンチップスとか、ゴーヤーチップスとか、野菜をそのまま楽しめるようなメニューもありました。

あとは、頭が痛いとき学校の給食を食べたら、頭が痛いのが治りましたというのもありますしね。

1年生の給食を手伝ったことが思い出ですというのもありますね。

最後に、みんなで輪っかになって食べたり、おいしい食べ物が多かったり、本当にこの給食が中学校でもあったらいいなと思いましたがという声です。私、本当にこの声だと思うんです。この声を親たちも知っているから、この中学校の給食の署名も一生懸命頑張ったんだと思いますし、みんなが給食をしてほしいという願いだと思うんです。

ぜひとも、この子供たちの声をしっかりと捉えて検討していただきたいと思いますが、最後にご見解を伺いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、今後もバランスの取れたおいしい給食の提供に努めてまいりたいと考えております。また、それらのことを踏まえて、十分しっかりと中学校についても検討していきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時01分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 新 秀隆議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

本日、冒頭よりご挨拶もございましたように、3月11日、10年前に甚大な地震が起こりまして、当時はマグニチュード9、震度7という、そしてまたお亡くなりになられた方、行方不明の方が既にもう2万2,000人を超えておられます。また、避難生活をされている方も4万1,000人という膨大な数の方が不自由な生活をされております。本当に心よりご冥福、またお見舞い申し上げたいと思います。

私も当時、3か月後の7月11日に石巻市のほうへ行きまして、お手伝いしてきたことを覚えております。それ以降、自身も防災士、そして三重県防災コーディネーターとして、今現在、亀山防災ネットワークの先輩の方々とともに地域でお役に立てるようなことを頑張っております。本当に

あれから見てもいまだに、本日も朝からニュースでいろんな情報が映像として流れております。

今回は、亀山市の中の防犯カメラの状況についてから始めさせていただきたいと思います。

まず、今回の令和3年度の予算につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

5番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市内の防犯カメラ設置の3年度の考え方、予算についてということでございます。

まず、今亀山市全体に249基の防犯カメラが設置をされておりますが、さらに犯罪の抑止等々をしっかりと考えていくという意味で、さらに充実を図ってまいります。

なお、令和3年度に市全体で考えております防犯カメラの設置につきましては、29基の予算を計上させていただいております。安心・安全なまちづくりに努めていくという考え方でありまして、

中身ですが、そのうち6基を関宿及びその周辺につきまして、ちょうど伝統的家屋が建ち並んで密集をしておりますので、延焼の危険性が非常に高い地域でございますので、そのような状況下でここ一、二年、連続して不審火が発生をしております。地域住民の皆さんの不安につながっているところでございます。

このようなことから、関宿内の散策拠点施設など公共施設6か所に防犯カメラを設置するための予算を計上させていただいたところでございます。それ以外には、各地区コミュニティセンター22基、それから亀山公園1基の予算を計上させていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

今、3年度の予算をお伺いいたしました。

金額的には440万ということと、また管理費の補助金としても1,400万円ぐらいできて、先ほど市長のおっしゃっていただいた台数が配備されるということではございますが、今回、私がちょっと提言型という形でお話をさせていただきますのは、聞くところには、市の施設という形がありますが、やはり道路とか、そういう道筋につけるのは、かなり行政としては難しいとは伺っておりますが、今現在、自動販売機を利用して防犯カメラの設置が全国的に進んできております。三重県でも尾鷲のほうとか、既に企業との提携をして設置がされているところもございまして、こういう点につきまして、亀山市として、企業との連携につきましてどのようなお考えをお持ちかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

防犯カメラの設置は、亀山市防犯カメラ等録画情報の管理及び利用に関する要綱に基づき対応を図っているところでございます。

議員ご指摘のとおり、カメラ付自動販売機の設置につきましては、犯罪の抑止、犯罪発見等、一定の効果は見込まれると認識しているところでございますが、先ほども申された道路の道沿いの設

置につきましては、なかなか難しいと判断しているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

施設ではなく、沿道になるとちょっと問題もいろいろ出るということでございますが、1つ実例といいますか、紹介させていただいて終わりたいと思いますが、埼玉県の越谷市のほうではございますが、安心・安全まちづくりのICTの推進機構という形で、防犯カメラを市として50台とか、防犯カメラ40台とかを設置したと。それにつきましては、やはり予算的なものが非常に関わってまいりますが、今企業のほうでしっかりと設置からメンテナンスについて全て無償で対応を取れるということで、やはり市の課題というのはそこにも関わってくるのではないかと思います。簡単には、こういうようなパンフレットもしっかり出されて、自動販売機に直接カメラがついたり、その延長線の少し離れたところにもカメラがついたりとか、こういう実例が既に出てきております。やはり、先ほど危機管理監がおっしゃいましたように、犯罪の抑止とかも関係してくるんですけど、今の時代、高齢者の徘徊とか、そういうところにも関わってくるところがありますので、やはり沿道という面に、そして予算を市として持ち出しがないのが一番ということで、こういうようなものがあることをご紹介させていただきました。ちょっと今のところは難しいという結論でございました。

次に、獣害対策についてでございますが、近年の有害鳥獣の被害というのは、亀山市内だけではなく、全国的に大変な状況になってきておるというところで、近年の有害鳥獣の捕獲の状況、実績等をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

有害鳥獣捕獲のここ3年の実績につきましてご答弁申し上げます。

まず、イノシシでありますけれども、平成30年度177頭、令和元年度554頭、本年度1月末までの数字でありますけれども、本年度は255頭を捕獲しております。令和元年度につきましては、豚熱が発生したということで、県が狩猟を禁止したということによりまして、一年を通じて有害鳥獣捕獲ということになったことから、例年の有害捕獲と狩猟の頭数を足したものと比べても、同等以上捕獲をいただいたということになっております。また、本年度イノシシの捕獲数が少ないということにつきましては、昨年度捕獲を強化したということに伴いまして、生息数が減少したことによるということをお伺いしております。

次に、鹿でありますけれども、平成30年度190頭、令和元年度212頭、本年度1月末で693頭、捕獲をしております。本年度、鹿の捕獲頭数が急増しておりますけれども、これにつきましては、イノシシの生息数が減少したということによりまして、猟友会が鹿の捕獲のほうを強化させていただいておるとのことと伺っております。

次に、ニホンザルでありますけれども、平成30年度は81頭、令和元年度72頭、本年度は1月末までで27頭と減少傾向にございます。

最後に、アライグマでございますが、こちらは令和元年度が35頭、本年度1月末で91頭と捕

獲頭数は増加をしてきております。この要因でございますけれども、本年度、捕獲の機会を増やすというために、貸出用のおりを5基増強させていただきました。そのほかこのアライグマの捕獲に取り組んでいただく猟友会の会員の方が増えたということも要因であると伺っておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

非常に多い年もあれば、今回の鹿の700頭近いというのが驚きのものでございますが、やはり猟友会の方が駆除という形で頑張っているというのは聞き及んでおります。そういう中におきましても、猟友会の方が非常に高齢化が進んできているということにつきましては、私も心配しておるところではございますが、こういう中で、亀山市として猟友会の方の高齢化について、またとある市によりますと、市の職員もそういう駆除に対して協力をしているというところも聞き及んでおります。こういうことに関しまして、亀山市として、高齢化とか、市の職員の育成、この点についてどのようなお考えをお持ちか伺います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、三重県猟友会亀山支部の会員の方の状況でございますけれども、60代以上の方の割合が平成28年度の67%から、本年度72%に増加をしてきておるところということで、議員ご指摘のとおり、高齢化が進んでいるということがうかがえるところでもあります。こうした傾向につきましては、これからも続いていくというものと考えておりますので、今後、高齢化の解消に向けた対策というものが必要になってくると考えておるところでございます。

そのような中で、市職員の育成ということも触れられましたけれども、現在、市といたしましては、産業振興課の職員6名につきましては、鳥獣被害対策実施隊ということで指名をしております。市民から猿に関する通報をいただいた場合、追い払いに行っておりますし、集落における防除対策に関する助言とか、そのほか侵入防止柵の設置の現場指導とか、被害防止対策に取り組んでおるところでございます。

そのほか三重県主催の獣害対策の研修とか、伊賀市、甲賀市と連携して現在取り組んでおります、いこか連携事業の獣害対策部会、こちらのほうに参加もいたしまして、獣害対策についての情報共有とか、視察を通じて研さんを積んでおるところでございます。今後もこういった形で職員の育成については図っていきたいと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

職員の方も様々な教育を受けていただき、またいこかではないですけど、伊賀市と甲賀市、やはり山つながりということで、猟友会の方にお伺いすると、片方だけ頑張ってもあかんのやと。両方から共にやっついていかないかんというふうな話は聞いておりますが、なかなか人的な問題も、人手の問題が関わってくると思います。そういう中におきまして、猟友会の方も、わなとかおりとかいろ

いろいろありますが、こういう面につきまして、市としての対応が、今回5つおりを購入というか、増やしたということですが、猟友会の方に対する免許の新規取得とか、そこも含めて、支援の考えはどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在、狩猟免許の取得の支援とか、例えば個人所有のわなとかおりの修繕に対する支援というような制度は市として設けていないところでございまして、そのような中でありますけれども、先ほども申し上げましたけれども、猟友会の会員の方の高齢化が進んでいくという中で、今後も獣害対策を進めていく上では、やはり若年層の有資格者の方を会員として増やしていくという必要性について十分認識をしておるところでございまして、まずは狩猟に興味を持っていただくための機会を創出しまして、裾野を広げていくという取組ができたかと考えております。今後、支援策も含めまして、具体的な方法については猟友会とも相談をさせていただいて、連携をしながら検討してまいりたいと考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

様々な答弁をいただきましたが、やはりまだまだ支援というところについては、市としては、やっぱり猟友会の方の駆除という形に支援のことがあるというぐらいですが、今の時代、やはりICT活用ということで1つ事例がありますが、長野の塩尻市というところでも、やはりICTを使った獣害被害が大幅に減少できるというようなシステムをつくり上げたりとか、確かにカメラを据え付けて、リモコンでおりをかちやっとなし押ししたりとかいうのもあるんですけど、そこら辺になるとかなりお金も高額になってくると思いますので、センサーをつけて、イノシシとか鹿が来れば、そのセンサーに触れることによって大きなサイレンとか音が出たりとか、そういうふうな形で追い払うというふうな仕組みもいろいろ出されてきております。こういう点につきまして、亀山市としても、今後の亀山市の状況をどのような形で有害鳥獣の被害対策をお考えなのか、3年度の予算も出てきておりますが、その辺の対策的なお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、現在、ICTということでは、猿の群れの位置情報のメールとか、インターネットによります情報提供をしておりますし、大型の捕獲おりにつきましては、カメラでおりの周辺が監視できるということに加えて、遠隔でおりの扉を落とすことができると、そういう捕獲が可能というようなことも導入はしておるところでございまして、今後、議員ご紹介いただきました、新たないろいろな仕組みも出てきておりますので、その辺については、有効な先進事例を研究させていただきたいと考えておるところでございます。

また、今後でありますけれども、これまでも進めてきておる施策のほかに、ICTの活用も含め、また猟友会の高齢化対策、こういうものもしっかり新たな施策について研究を進めていかなければ

ならないと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

新しい方法を考えていかなければならないという形で、ちょっと具体的なことを聞いたかったんですけど、現在いろいろな支援を地域の方にもされていると思いますが、その点の具体的なことをお伺いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在、地域への支援ということでありまして、農業者の方には、電気柵やフェンスなどの防護柵の設置に対する補助金、有害獣被害防止対策事業補助金ということで交付をさせていただいておりますし、また鳥獣被害防止対策推進協議会により捕獲おりの貸出しをしております。さらに、県の補助金を活用した大規模な鳥獣害の侵入防止柵の設置工事につきましては、新年度予算のほうにも計上させていただいたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

従来からの電気柵、おりとか、そのような形ではありますが、ぜひともまた今の時代に合うような、ICT化を導入した場合にも、そういうところで市としての支援をしっかりと打てるような体制づくりをお願いしたいものであります。

続きまして、道路管理のほうに移らせていただきます。

今回、先ほどからICT、ICTとくどいように言っておりますが、やはり時代によって、そのようなシステムを使った管理というのが大事だと思います。一昨日も議案質疑の中で道路の整備ということでありましたが、今日は、実際に異常を発見したときに、どのような形で市のほうに連携が取れているのかとかいうものにつきまして、まず市としてのシステム、その辺をお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

久野産業建設部参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

システムと申しますか、道路に関しましてのICT化でございますが、現在、道路に関しましては、市のホームページにあります亀山市地図情報サービスにおいて、市道の路線網図を公開しております。利用者、あるいは皆様方に広くご活用いただいているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

前年度の産業建設委員会におきまして、いろいろテーマ研究をしておりました。その中で、ちょっとコロナ禍の下、視察とかその辺が断念せざるを得ない状況ではございましたが、委員会として、

Fix My Streetというシステムを以前も同僚議員のほうからも話が出ておったと思いますが、やはり発見場所を明確に写真とデータで伝えられると。あそこを右に曲がって、左に曲がったところとか、そんな言葉ではなかなか難しいものがあると思いますが、そういうシステムを使うことによって、より迅速に場所の限定、そして市への連携が取れるんじゃないかということで、提言の中にも入れさせていただきましたが、今現在、亀山市としてのFix My Streetの導入についてはどのようにお考えかお伺いします。

○議長（中崎孝彦君）

久野参事。

○産業建設部参事（久野友彦君登壇）

Fix My Streetの状況の前に、現在の亀山市の道路の障害などを発見された場合の対応について、現状をまず説明させていただきますと、現在、自治会長や利用者の方々から道路障害などの異常についてご連絡いただいた際は、速やかに職員が現場を確認し、必要な措置を講じている状態でございます。その対応体制でございますが、休日や夜間などの市役所の閉庁時にも早急な対応ができるようにしており、現段階では、これまで問題なく処理できているような状態でございます。

なお、道路の障害や異常箇所については、職員のパトロール巡回や自治会長及び利用者の方々からの通報、また地域見守り活動の協力に関する協定書に伴いまして、日本郵便株式会社、鈴鹿農業協同組合、株式会社第三銀行、生活協同組合コープみえの職員さんからの通報などによりまして、早期発見と速やかな修繕対応に努めておるところでございます。

Fix My Streetにつきましては、生活文化部の地域観光課が亀山7座トレイルの情報発信として運用しております。また、このFix My Streetについても、道路の管理の観点から研究は行っておりますが、通報者と受信側との情報確認手段など、まだまだ課題も多いことから、すぐの活用は難しいと考えておるところでございます。しかしながら、亀山市ICT利活用計画に基づいて検討を行ってまいりたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

やはりなかなか研究という言葉でくられてしまいますが、実際に市の中では、金額的な、予算的なものもありますが、既に使っているシステムを使うということで、そういう面で考えると、予算的にはもう心配は要らないんじゃないかと、そういうところを強く今までも申し上げてきた次第でございます。いろいろ研究ということでございますが、実際に全国的に見てみて、視察の場所も、確かに組んでみたところが実際にちょっと行けなくなってしまったということで、導入事例はしっかりと全国を見てみればございますので、何とかその辺を、早期の研究課題を進めていただきたいと思っております。こちらの件は終わります。

次は、総合防災マップについてですが、今回、本年の4月には総合防災マップが亀山市の皆様のもとに配付される予定ではございますが、総合防災マップは他市とどのように違うものか。特徴というのは、亀山市バージョンといいますか、その辺をどのようにあるか、現物を見れば分かるかも分かりませんが、実際、私たちもまだ見ておりませんので、先の種明かしではないですが、ご説明

いただけるものなら、支障のない程度でお願いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

防災マップの件でございますが、本年4月1日の広報と同時に市民の方へ全戸配付及び事業者へ配付の亀山市総合防災マップにつきましては、大雨時等に関する土砂災害警戒区域や河川の洪水・浸水想定区域、その避難所等を示した風水害ハザードマップと、南海トラフ地震発生時に想定される進路分布や液状化の状況等を示した地震ハザードマップの2種類のハザードマップ及び私の防災マップと称した防災冊子の3種類で構成しております。

当市の防災冊子、私の防災マップでは、皆様一人一人が災害に関する条件、いわゆる住んでいる場所や家族構成、周辺の危険箇所の位置等が異なる中で、それぞれ自分の命は自分で守る手法が異なってきます。避難に関するこの部分につきましては、市民共通の手法というよりは、皆様一人一人でのその条件に合った避難行動をしっかりと取る必要があると考えております。この冊子に必要事項を考えて書き込んでいただく一つのオリジナルマップ、私の防災マップが出来上がり、平常時に何を取り組み、何を準備すればいいのか、災害時にどのような行動を取ったらいいのかが明確に分かるような仕組みとなっております。ハザードマップのように、市が市民の皆様に伝えなければいけない事項に加え、私の防災マップのように、それぞれが見て、考え、作成していただきたい事項を盛り込んでいることが大きな特徴でございます。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

大きく3つの形で新しい防災マップができると。私の防災マップというのがちょっと目玉になってくるのではないかなど。

それでは、この防災マップの周知方法でございますが、これをどのような形で進めていくか、また併せてお伺いするのは、市民の方にただ配るだけではなく、どのような活動をしていただきたいかというような面も含めて、この防災マップのさらなる展開をお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

亀山市総合防災マップの周知方法でございますが、既に広報3月1日号に掲載し、マップの構成・内容・特徴等を周知したところでございます。今後は、引き続き広報4月1日号でも紹介をし、さらには先ほど答弁させていただきましたとおり、それぞれが考え、記述する防災冊子がございますので、その書き方等を含めた、ケーブルテレビマイタウンかめやまで4月に紹介する予定をしております。

どういった展開に持っていきたいかということなんですけど、先ほどもご答弁させていただきましたんですけど、今回配付させていただく私の防災マップには、それぞれが見て、考え、作成していただきたい事項を盛り込んでおりますので、今後は地域や学校の出前講座等においても使用し、活用を深めていきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

それでは、ここの部門ではちょっと最後になりますが、今後この作り上げた総合防災マップ、亀山独自で作っていただいた形になっておりますが、これを今後どのような形でメンテナンスを進めていくか。実際には、紙にしたドキュメントでは、そうそう印刷もして、また市民に配付というのもお金もすごくかかってきますので、やっぱりこの辺も、メンテナンスについて、システムを変更するというような形で、亀山市のホームページとか、その辺ではどのような形で進めていこうとお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

どのような更新をしていくかということですが、亀山市地図情報システムへも土砂災害警戒区域、洪水・浸水想定区域、震度分布、液状化の部分について反映する予定でございます。現時点では、新規マップの配付段階であり、次回の紙ベースにおける更新時期は未定ではございますが、例えば今後、県が2級河川に関する洪水・浸水想定区域の指定を行った場合等には、この亀山市地図情報システムへの反映等を行い、データベースにおいて更新を行って、市民の皆様への随時周知を行っていきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

そういうような形で、紙ではなくデータで変更というのは、金額的にも、労力はかかりますけど、非常に瞬時的な状況が伝わるものではないかと思っておりますので、その点しっかりとメンテナンスしていただきたいと思っております。

総合防災マップは以上で終わります、最後の下水道の事業についてでございますが、まず今回の亀山市下水道ストックマネジメント計画とはどのようなものなのか、またこの計画について、まずはお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎上下水道部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

下水道ストックマネジメント計画とは、短期的な計画として、老朽化した施設の改築を行い、長期的な計画として、下水道施設全体において今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位づけを行った上で、施設の点検・調査・修繕等を実施するものでございます。また、下水道施設管理の最適化を図ることを目的としており、計画的かつ効率的に下水道施設を管理するためのものであり、5年ごとに見直しを行うこととされております。

本市の公共下水道施設の現状といたしましては、みどり町及びみずほ台の施設が最も古く、おおむね40年が経過しており、その2地区を除く他の施設は、管敷設後25年以下となっております。本年度策定しました亀山市下水道ストックマネジメント計画では、短期的な計画として、施設が古

いみどり町及びみずほ台において、本管及び取付け管のカメラ調査を行った結果を基に、改築が必要と判断した箇所を令和3年度から令和7年度までの5年間で改築工事を行う計画でございます。

長期的な計画としましては、この2地区を除く下水道施設において、順次点検・調査を行っていく計画でございます。なお、点検により異常が確認された場合には、詳細な調査を行い、改築工事を実施してまいります。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

ご丁寧に説明いただきました。5年間かけてということで、令和3年から7年の5年間で3億円、年間大体6,000万円ずつというふうな形で伺っております。優先順位のほうを伺いたかったんですけど、先ほどおっしゃっていただいたように、今現在、みどり町とかその辺と伺いましたので理解いたします。

それでは、最後は工法について、どのような形で工法を進めていくのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

改築工法につきましては、開削で既設管を新設管に入れ替える敷設替え工法と、非開削でマンホールより筒状の樹脂製や塩ビ製などの構成材を既設管内に挿入し、空気圧や水圧等で既設管に密着させ、温水や蒸気等で樹脂を硬化させる更生工法がございます。

工法の選定につきましては、施工費の比較や既設管の損傷状況などにより決定しますが、今回の計画では、本管の改築はおおむね更生工法で、取付け管については、開削による改築工事を計画しております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

工法といたしますのは、更生工法ということで、ちょっと難しいか分かりませんが、そのような形で進め、あまり道路を掘り返して管を交換というのも、オーソドックスで安全な工法かも知れませんが、先ほどいろいろおっしゃられた、ちょうど消防ホースみたいな、そういうような材質にガラスライナーとかをひっつけてやると、掘らずに管の中へ新しい管ができるという、私が以前お世話になった会社のほうでも製作段階を見させてもらってききましたけど、確かにこれがそんなふうになるのかなと、完成品を見せてもらいましたら、もう本当にFRPのかちかちの立派なものが出来上がって、これは地震なんかに強いということも伺っております。ぜひこういうふうな工法も利用しながら、工期を短縮、そして予算も短縮できるような形でいていただきたいと思います。

それでは、最後のところで、機能強化対策事業の計画とはどのようなものかお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

農業集落排水事業機能強化対策事業計画につきましては、最適整備構想を基に、施設の経年劣化による機器などの機能低下に対応するため、機器を更新し、低下した機能本来の機能に戻すことで、処理施設などの性能維持が可能となるよう整備する計画で、標準的な計画期間は5年程度でございます。

また、本市の農業集落排水施設の現状といたしましては、平成8年度供用開始の田村地区から平成26年度供用開始の昼生地区まで14地区全てが供用を開始しております。本市の機能強化対策事業計画は、供用年数や更新機器の状態による優先度を考慮し、辺法寺地区、白木地区、上加太地区を令和3年度から令和7年度で整備を行い、引き続き下加太地区、一ノ瀬地区、南部地区をその後の5年間で整備する計画としております。

整備内容の概要としましては、処理場の老朽化した機器類の更新及び中継ポンプなどの通報装置に、機器の稼働状況等を事務所のパソコンや携帯電話から即時に把握できるクラウド化を図っております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

今回は農業集落排水のところの件でございますが、先ほどの事業の内容をお伺いするにも、やはり亀山市もだんだんパソコンを使ったりとか、そしてクラウド化を導入することによって、このような形を確認できるというのは、やはりメリットではないかと思えます。

そして最後にお伺いしたいのですが、もっとよい目玉といますか、メリットがあればお伺いしたいのと、そして今後の施設がいろいろ、以前説明いただいたのは、施設と施設の統廃合とか、そういうのも含めて、今後の計画的な面についてもお伺いしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

まずメリットでございますけれども、本計画を策定することにより、農業集落排水事業補助金を活用することが可能になり、今後必要とされる施設の維持管理費の軽減が図れるとともに、処理施設などの低下した機能を本来の機能に戻すことにより性能維持が可能となり、適正で持続的な施設管理が図れることとなります。

次に、施設等の統廃合ということでございますけれども、これにつきましては、令和元年度に策定しました最適整備構想で公共下水道への接続及び農業集落排水地区同士の統合の検討を行い、田村地区、井尻地区、白木一色地区を公共下水道へ接続し、次に沓掛地区と坂下地区を統合し、小川地区と両尾・安坂山地区を統合する計画としております。

○議長（中崎孝彦君）

新議員。

○5番（新 秀隆君登壇）

今ありましたように、公共下水道につなぐということにより、施設と施設の統合によってメンテナンス費用がやっぱり浮いてくるのではないかなとは思っています。そういうふうな形で、地域の方の

負担も少なくなるような、そういうような形の計画であっていただきたいと思います。

今後の様々な、今現在も心配するところは、やっぱり地震とかそんなのによって配管が壊れるとか、また施設の稼働が止まってしまうとか、そのようなことのないように願うものであります。

私の質問は以上で終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

5番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時47分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 伊藤彦太郎議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、その前に、朝方から福沢議員、新議員のほうからもありましたけれども、今日で東日本大震災から10年が経過したということで、まずそこで犠牲になられた方に哀悼の意を示しますとともに、福沢議員も言われていましたけれども、原発事故とかで帰還困難地域とかが存在しているなど、まだまだ復興道半ばということで、心より復興をお祈りしたいと思っております。

ちょっと当時を振り返ってみますと、たしか議場で森 美和子さんが一般質問されている中でしたかね、そこでそれほどの大きな揺れはなかったと思うんですけども、ただ突然の揺れで一旦議会在中断されて、事務局のテレビを見にいったら、私はたまたま宮城県の仙台の大学に行っていたんですけども、その仙台市の風景が映ってまして、川が海のほうから山のほうに逆流している風景が映し出されていたということで、ほかにも自分の見慣れた風景が非常に悲惨な状態になっているのを見て非常に心を痛めた記憶があります。

ちょっとさらに余談ですけれども、仙台というまちは、実は中心市街地から海のほうまで車で30分ぐらい走らないと届かないというところなんですけれども、多分、当時の伊達政宗、その武将が仙台城を中心にまちづくりを進めていく中で、やはり津波も想定してまちづくりをしたんだなというのを後々感じさせられて、政治というのはこういうものなのだなというふうに改めて感じさせられたというふうな気がしておりました。

余談はその程度にしておきまして、今回、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、今回は多選の弊害についてということと、あと鈴鹿関跡の国史跡指定についてということで2点を通告させていただいております。この2点につきまして、まず1点目、多選の弊害についてということで通告させていただいております。

まず、この多選の弊害につきまして、平成21年に櫻井市長が初めて市長選に出られるときに、マニフェストにこう書かれています。ちょっとお手元に配付されている資料にも書かれていますけれども、市長の任期を最長3期12年に制限。情報公開と首長の多選禁止は、21世紀の自治体経営の標準装備品です。絶対的権力は絶対に腐敗するというイギリスの歴史家アクトンの言葉がある

ように、強大な権限を持つ市長の任期を制限するとともに、開かれた市政を目指しますとあります。このことにつきましては、既に先日の代表質問で、服部議員が私の考えとかをほぼ言っていたというふうな気持ちでおりますので、それ以外の部分、1%ぐらいのものかもしれませんが、それについてちょっと問わせていただきたいと思います。

まず先ほどの記述ですね、市長の任期を最長3期12年に制限からのくだりですけども、この記述は、そもそも守るべきマニフェストなのか、あるいは聞き流してもいいような枕言葉のようなものなのか、その点をまず確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当時の最初の市長選に臨みます政策公約、マニフェストにつきましては、68項目を記載させていただきました。大枠7つの形という中で、さっきご紹介いただきました公の形の中に情報公開と首長の多選禁止、それから開かれた市政を目指すということ、それからもう一つは、当時、市庁舎の移転の計画が動いておりましたので、経済の潮目、リーマンショックの直後でしたので、これを見直すと、このことを記載させていただいたものでございます。当時としては、ここに書かせていただいたものは、4年間の約束という形で書かせていただきましたが、この記載につきまして、当時、私は地方自治体の首長の多選については、法律や条例等の仕組みによって制限されるべきものであろうと、そのような考え方で、私の政治的な信念として掲載をさせていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

これにつきましては、法律・条例等で規制すべきという、まあそれは信条とか信念なんですかね。私は、この3期12年というのはマニフェストなのかどうかというのを聞いたんですけども、先ほどこれは当然マニフェストだというようなことは言われたと思います。少なくとも聞き流してもいいようなものではないんだろうということで、じゃあその前提で聞かせていただきますけれども、さきに行われました12月議会で、櫻井議員の一般質問に対する答弁で、3期12年で退かれるという、そういうふうなことなのかという話でしたけれども、その答弁をお聞きする限りは、実は3期12年で退くというような意味ではなくて、3期12年に制限する制度をつくるという意味であるような、そういうふうな意味だったんだというふうに聞こえたんですけども、先ほどもちらっとそういうふうに言われましたけれども、そもそもこの最初のマニフェストに書かれた記述の意味ですね、これがご自分の任期を12年とするという意味なのか、あるいは3期12年というか、市長の多選を禁止、制限する制度をつくるという意味であるのか、どちらなのか、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

昨年の櫻井議員の12月議会のみならず、今日に至りますまでに、基本的な考え方を議員からも何度もご質問いただいておりますので、申し上げてきておるところでございますので、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

それから、当時なぜ私が県議会議員のときに、市長選へ初挑戦するときにこのマニフェストを掲げたか、この意味合いでございますけれども、ちょうど地方分権が叫ばれて、平成10年頃だったと思いますけれども、今から20年ぐらい前でしょうか、いわゆる地方分権における地方自治体の力を高めていかななくてはならない、あるいは自治体議会はさらに権限を強化して、活性化していかななくてはならない、そういう思いで議員活動をさせていただいております。また、全国では、いわゆる市町村長、知事も含めて高齢多選が非常に問題になっておりまして、あるいは知事の不幸事等々が大きな問題でございました。そういう中で、アメリカ大統領制、あるいはドイツもそうでしょうし、韓国もそうなんですが、大統領の任期を縛るような仕組みが必要ではないか、そのような思いから、この多選を制限する仕組みが地方分権の時代には必要ではないかと、このような認識を持たせていただいております。

そういう思いから、当時の施策公約にその思いを掲げさせていただいたものでございますので、これは今初めて申し上げておるのではなくて、あるいは12月に申し上げたのが初めてではございませんでして、それは随分、そのような思いでここに記載をさせていただいたということでありませう。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

率直に言いまして、答えてもらっておるのか、答えてもらってないのかよう分からん答弁であります。ただ、仕組みをつくるという思いがあったんだということで、そうしたら、もう間違いなくこれはそういう仕組みをつくりたいという思いがあったというのは、これは制度化がそもそもマニフェストということですよ。じゃあそういうふうな意味で、私は捉えさせていただきます。それはどうかというのはありますよ。これはもう服部議員も言われましたけれども、どういう意味があったにせよ、今回の4戦目の出馬は、いかんせん不可解やったということは間違いのないと思いますけれども、ただ少なくとも、そういう仕組みをつくるんやという思いがあったのなら、それを実現するために、当時1期目、市長本人はもちろんですけれども、行政としてもどのような取組をされたのか、この点につきましてお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これも以前に何度もこの公の場でもご答弁させていただいておりますが、そもそもこの地方公共団体の首長の多選を禁止すべきか否かの議論というのは随分昔からございました。古くは昭和29年の知事の3選を禁止する法案、同じく昭和42年の4選を禁じる法案、そして平成7年には知事と政令指定都市の市長の連続4選を制限する法案が国会に提出されましたが、いずれも廃案となりました。国と地方の地方分権を進めるという中で、中央と地方の、何と申しますか、地方自治体、地方議会は、国からこの地方分権を進めるという立場で、国から見れば非常に権限の強い首長が存

在をするという、これもやはり対立軸というのは昔からあったわけであります。真の地方分権をつくっていくという、国においては逆であります、そういう法案は過去に国会でそのような流れがあったと理解をしております。

また、地方自治体におきましては、先ほど申し上げましたが、平成10年以降、地方自治体の停滞が続いておりました。そういうものを刷新していこうといういろんな動きが全国の自治体、あるいは議会が動き始めたところがございます。そういう中の一つとして、ちょうど平成15年でしたか、東京の杉並区が多選禁止条例等々を制定されました。19年には神奈川県知事が、知事の本選を制限する条例を全国で初めて制定されたところでもあります。しかし、これもご案内のことと思いますが、この多選の禁止につきましては、その後も含めまして、日本国憲法との絡みについて様々な論議がなされてきました。例えば14条の平等権、あるいは15条の立候補の自由、それから何条だったか忘れてましたが、職業選択の自由、併せて92条の地方自治の本旨、これらに抵触する可能性があるということで、この条例の制定のいろんな運動は一旦、あの時点で少ししぼんでしまったと思っております。神奈川につきましては、そもそも憲法をはじめ法律上の根拠がないことなどから、その施行には至っておりません。ご案内のとおりでございます。

そこで、私自身の首長の任期に対する認識であります、これは以前にも申し上げてまいりましたが、首長は地方自治体の広範囲な事務を執行する大きな権限を有することから、行政の硬直化やなれ合い、権力の腐敗につながりやすいという側面がございます。その一方で、地方分権の時代においては、多選によって政治的実行力の向上や長期的な政策推進のメリットが指摘されておるのも事実であります。いずれにいたしましても、どの自治体におきましても、政策課題とか地域事情がありますので、一概に言えないものというふうに考えておりますが、公選職であります首長、あるいは議員の皆さんもそうであろうかと思いますが、与えられた4年間の任期の中で何をなすべきなのか、その責務を全うすることが極めて大事であると、そのように認識をさせていただいております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろと言っていたんですけれども、いろいろそんなお考えがあるのは結構なことですよ。その考えを基に、1期目は何かしたんですかという話を私はお聞きしたんですわ。はっきり言って、いろいろそういうふうな世間のいろんな状況とかあるでしょうし、ただそれが国の法律、憲法違反云々とか、平等権とか言われましたけれども、こんなものははっきり言って、中学校か高校の公民か何かで習う被選挙権の意味を考えれば、そんなもん二十歳以下の子供でも分かるような話ですよ。高齢化の制限というのが一定の法的な問題もあるということ。憲法上の問題も出てくるん違うかといっても、こんなもんは分かるはずですし、市長ははっきり言って、市議会を務めて、そして県議会にも行かれて、それだけ長いこと政治の世界におられて、市長に出る、この立場の人がそんな状況も分からんとこのマニフェストに書いたんですかということですよ。

これにつきまして、ちょっと皆さんのお手元に配付している資料に、当時の市長のマニフェストに対するマニフェストレポートというのを市が作ったと。これは市長が責任を持って作ったものでしょうけれども、これは基本的に市の執行部が作ったものであります。ここの2枚目のところに、

マニフェストレポートの見方というので、ここで取組とか、5段階の評価になっています。1枚目のほうに、先ほど言った施策の内容とかが書かれていますけど、この取組結果というところに、先ほどのくだりの部分ですね、市のマニフェストの部分が書いてあって、評価としては5なんです。マニフェストを完全に実現したという評価になっておるんですね。じゃあどういう取組をしたんかというたら、平成21年3月、亀山市議会定例会において、市長になられた直後ですね、市長の任期を最長3期12年と答弁し、多選禁止の基本姿勢を表明しましたとあるんです。確かに当時の議事録を見てみますと、葛西 豊さんの質問やと思うんですけども、3期12年としたのは何でやと、ほんまなのかという話の中で、市長はこういうふうに答弁されています。強大な権限を持ちます市長の任期を制限するべきだという信念に基づいて、最長3期12年と公約の一つとして掲げさせていただいたところがございますと、こういうふうに言われているわけです。

これをもって強大な権限を持つ市長の任期を3期12年に制限しますということが実現されたという評価になるんですか、これ。ここがそもそも問題ではないんですかね。これにつきまして、制度化なされていませんけれども、この姿勢を示しただけでマニフェストが守られていると言えるのかどうか、この点につきまして、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、そもそもマニフェストとは何かということになるかと思いますが、先ほど、従来のお願いベースの公約から、やはり具体的なこととか、あるいはその4年間の任期の中で何をするのか、これを明記するというのが1つ。そして、それは言いつ放しではなくて、検証する仕組みとして、私は1期目に2年間の中間で1回マニフェストレポートを出させていただきました。それから4年後に、その検証のレポートとして公にさせていただきました。そのいわゆる事後検証性ということが極めて重要だとこのように思っております。そういう意味から、マニフェストに具体的な公約を掲げさせていただきました。

先ほど、68の公約の中の7つの大きなくくりの中に、今お手元に配付をいただいた公の形の公約を記載させていただいております。それは、いわゆる情報公開と首長の多選禁止は極めて重要であって、開かれた市政のキーワードであるということと、それから大型の事業でありました市庁舎につきましては、この計画については、それ以上に優先すべき政策があると、だからその計画を見直すと、この3点のことを公の形の公約として明記をさせていただいたものでございます。

それに対して、今のいわゆる完全に達成したというのはいかがかということではありますが、確かにこの市長当選後の直後の3月議会で、この議員のご質問に対してそのように答えさせていただいた、このことをここへ記載をさせていただきました。それから、2つの先ほどの開かれた市政に向けた庁舎計画でありますとか、その基金の積立ての一時凍結でありますとか、こういうことも含めまして、ほぼ達成をしたと、こういう記載になっておるところであります。

いずれにいたしましても、この公約を事後検証していくと、今から見ますと、もう12年前であります。この4年間、あの時点でそれを検証する仕組みとして、マニフェストレポートに記載をさせていただいたものであります。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

ほぼ実現しましたので5にしましたということなんですよ。ここでも、レポートの見方に書いていますよ、マニフェストをほぼ実現したというのは4ですよ、5じゃないんです。何で5なんですかと聞いているんですよ。その話だと4ですよ。

そもそも、何でこれが5という評価になったかといったら、この多選禁止の基本姿勢を表明しました、なぜかという、この評価というのは、3期務めた後でしか評価ができないということじゃないんですか、これそもそもが。だから、このときの担当、恐らく担当でしょう、これ。担当者は3期12年後の話を今評価するわけにはいかんわなど。基本姿勢を表明しました、これでまあほかはちゃんとできておるので5にしておこうかということですよ、こんなものどう考えても。当時の認識としてはそうですよ、多くの方々は。それに対して、制度化が目的でしたというんやったら、これは間違っていますよねということをやっているんですよ、僕は。

市長、あなたの姿勢はどのこののなんて聞いていない。これに対するマニフェストレポートというこの評価は間違っていましたよねという話を言うているだけです。ですので、これを私、指摘させてもらったんです。

ちょっとこれは、はっきり言って、冒頭でも言いましたけれども、服部議員が言われたとおりですよ、全てにわたって。ただ、それだけじゃないんです、今回の話に関しては。そもそも、この多選の弊害というものが存在して、これを今後どうしていくんだという部分がやはり出てくると思うんです。少なくとも市長は、ご自分じゃないけれども、多選とか、ちょっと高齢というのもしましたね。高齢とか多選とかそういう意味では、市の各種農業委員さんとか、いろんな委員さんに対して、やはり多選は好ましくないみたいなことは言われているんですよ。こういう在り方を、やはり市としても向かい合っていく上では、無関係ではいられないですよという部分で、ある程度ちょっとはっきりさせておかなあかんという意味で、そういう意味で、ちょっと次の2番目の項目に移らせていただきます。

多選の弊害に対する市長の考え方についてということで、そもそもマニフェストで3期12年という数字を上げられましたけれども、そもそもこのジョン・アクトンの言葉を引用されていますけれども、絶対的な権力は絶対に腐敗するとあるんです。これを市長が絶えず言われているということは、このアクトンの言葉を、市長は、これはやはり一つの正しいものとして認識しておられるんだと思いますけれども、それに従いますと、絶対的な権力は絶対に腐敗する、この腐敗という状態、市長という絶対的な権力の座に居座り続けたら、何年ぐらいでこの腐敗という状態になるんですか。それに対する市長の認識をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市長の多選によって弊害が生じる、そういうケースもあろうかと思えますし、そうじゃない、それは、今のアクトンの言葉は、本当に専制君主時代のヨーロッパのことを評した言葉であります、これは我々自らの戒めのようにも捉えて、やはり開かれた市政、民主主義の時代にあって、その仕組みの中でその公を全うする努力をしていくと、このことがまさに私たちに今問われている、また

役目であろうというふうに認識をいたしております。

先ほど申し上げましたが、地方自治体の首長は地方自治体の広範囲な事務を執行する大きな権限を持っておりますので、これが行政の硬直化やなれ合い、あるいは特に当時よく言われたのは、議会と行政のなれ合い、オール与党化とか、そういうことも本当に大きな政治的なテーマでありました。そういうものをやっぱり打破していく、そのことが腐敗を防止していくことにつながる政治の風土が出来上がっていくことにつながるんだらうと、このように認識をいたしております。

いずれにいたしましても、公選職であります私たちは、その民主主義のルールの中で、市民の皆さんに開かれた市政、そして公の責務を全うするべく、その責務を果たすと、このことに尽きようかと思えますし、民主主義のルールというのは、やはりその上で有権者の皆様は4年、4年のその公約、その歩み、あるいは資質、そういうことを総合的に判断されるものというふうに認識をいたしております。

いずれにいたしましても、やっぱり権力を有する者でありますので、しっかりそれは、本当に自らを戒めつつ、様々な行政の執行に当たっておるということであります。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

まあいろいろ言われますけれども、おっしゃるとおりですよ、全く。私もそう思いますよ。

ただ、何回も言われるアクトンの言葉、これは絶対に腐敗するというんですね。100%腐敗することですよ。これはさっきも言われましたけれども、腐敗、そういうふうなことになるないケースもあれば、なるケースもあると。ということは、市長は、このアクトンの言う言葉は、これは正しいというわけではないという認識ですか。私は一理あるなどは思いますよ。でも、これは真実とは思わない、このジョン・アクトンの言葉は。あくまでも腐敗するのは、やはり政治家の資質によるものだと思います。もちろん勝手にしがらみとかがまとわりついて、まともな政治が機能しなくなることだってある。それを思えば、首長となる人物は、それも含めて、それを絶えず正常化する努力が必要、それには資質も要ると思います。ただ、少なくともこのジョン・アクトンの言う言葉、一理はあるなどは思いますけれども、ただこれに対して、そうすると市長は、この言葉は真実ではないというふうにお考えなんですかね。

もう一つ、戒めと言われましたけど、3期12年という言葉は、戒めではあるけれども、どうして3期12年だったのか。当時、2期8年が主流でした、たしかこの多選禁止というのは。多くの自治体で言われていたのは、もちろん3期もありましたけれども、2期8年が主流でした、たしか。なのに、これはなぜ3期12年なのか。本当は4期16年でもええと思うんですよ。それに対して、なぜ3期12年という数値を設定されたのか。マニフェストですよ、数値目標ですよ、この3期12年という根拠をお示してください。ジョン・アクトンの言葉に対する真偽のほどと。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、イギリスのジョン・アクトンの言葉は、先ほども申し上げましたけれども、当時のヨーロッパの専制君主制におけます統治について、やはり極めて鋭い指摘をされたということで、今日ま

で世界中で引用されたり、あるいは使われてきた言葉というふうに認識いたしております。そして、それは地方自治体や国家だけではなくて、組織というもの、これは企業も含めてそうなんです、そういう組織というもののの中に絶対的な権力が存在をする。それはいい面もあるときはあるかもしれませんが、これが続くということについては弊害を生みやすいものであると、こういう問題提起でもあろうかというふうに思っておるところであります。

いずれにいたしましても、この格言といいますか、アクトンは政治家でもありましたが、歴史家の言葉として、現代を生きる、これは政治に携わる人間もそうですし、企業経営等々に携わる皆さんも、非常に心してその任に当たっておるといふふうに理解をいたしておるものでございます。

すみません、もう一点ご質問が。当時は2期8年が主流であったという言い方をされましたが、そのようには認識をいたしておりません。3期12年もあったと思いますし、ただ多選は2期なのか、あるいは3期なのか、4期なのか、そういうことについては、本当にどこで線を引くのかというのは、いろいろ考え方があろうかというふうに思います。それらを含めて、民主主義のルール、あるいはその中で有権者のご判断をいただくものと、最終はそのように考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

何期でもこれはええと思いますよ。ただ、なぜ3期12年と書いたんですかという。2期8年でもよかった。何期でもいいじゃないですか。3期12年という数を上げなくてもいいじゃないですか、さっきの話やったら。なぜわざわざ数を書いたんですかというふうに聞いているんです。なぜ3期12年という数を書いたのか教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当時の2期8年なのか、3期12年なのか、4期なのか、いろいろあろうかと思いますが、私も地方議員をさせていただいた、市議会議員をさせていただいた折に、当時の亀山市長は今井市長さんでありましたが、6期という期数を刻んでおられました。県におかれては、田川さんという知事さんも6期という期数を全うされておられました。いかんせん、やはりこの5期、6期という、当然高齢が悪いということではありませんけれども、長年の中で様々な新しい行政課題や社会のいろんな変化に適応しにくい、そういう状況も踏まえたと、やはり5期、6期という長期の多選については問題があろうかというふうに考えたところあります。

あわせて、かといっていろんな政策の中には、いわゆる中長期で、特に長期で追っかけなければならないまちづくりの課題というのはたくさんあるわけでありまして。そうしますと、1期4年とか2期8年でできることもあろうかとは思いますが、そうすると、そういう長期の施策の達成には一定の期間が必要であろうと、このように考えたものであります。当時、私は県議会議員でございましたが、その立場から、当時自分が体験したことも含めまして、あるいは先ほど申し上げたような、全国の地方自治体が地方分権を本当に勝ち取るというような信念で我がまちを考えたときに、そのような思いで政策公約に記させていただいたということでございます。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

今のご答弁を最初から言ってもらったらいんですよ、はっきり言って。今井市長とか田川知事が6期で、ちょっと5期、6期はさすがに長い、ちょっと問題が出てくるぞと。一、二期では難しい施策があり、その中間として3期、4期やわなというふうに当時は思っておったと。

まさに服部議員が言われるとおりでですよ、はっきり言って。変わったんやったら、変わりましたというふうに説明したらそれで済む話なんですよ、この話は。ただ、その中で、多選・高齢はやはり望ましくないということを信念として持つておられるというふうに言われています。そういう意味では、この3月も、実は豊橋市が多選自粛条例というのを制定するというので、議会に上程しているというふうに言われています。まだ議決が行われていないのでどうなるか分かりませんが、櫻井市長として、この多選を自粛する制度化、自粛条例とか、禁止するのは難しいにしても、少なくとも、実際に廃止とか執行とかも含めると、今まで26の自治体がこういうふうな条例を制定しています。こういう動きを亀山市でもする考えがあるのか、その点だけ確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

多選自粛条例というのは、先ほど神奈川が19年に多選禁止条例を定めましたが、それより以前、平成15年であったかと思いますが、東京杉並をはじめ、大分の中津でありますとか、北海道の釧路でありますとか、そういう多選を自粛する条例というのが幾つか、十幾つ、多分22、23年頃までに制定をされたと理解をいたしております。いわゆる多選自粛条例の弊害というか、課題もたくさんありまして、制限をした期数の最後の期数になると、いわゆるレームダックになってしまうとか、組織全体のガバナンスがやっぱり弱ってしまうとか、いろんな政策推進に問題が出るということも非常に顕著になってまいります。したがって、当時制定されました多選自粛条例につきましては、ほとんどその後、廃止をされておるところであります。そういういつきの政治の風土、運動との背景があるかと思いますが。

したがって、近年、それを提案されておられるまちなり、市長さんの考え方は聞いておりませんが、随分、当時の経過を考えますと、あるいは詳細については正確に把握しておりませんが、私自身は、地方自治体の首長の多選について、申し上げましたように、法律や条例の仕組みによって制限されるべきと考えておりますので、亀山市として、独自に多選自粛条例を制定するという考えは持っておりません。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

その考えはないと言ってもらったらそれでええんですけれども、一言だけ言わせていただくと、法がそうかどうかというのは別にしまして、自粛条例とかを制定することはできるという、これも法なんですよ。それで決めても、それで制限をされるとしたら、それも法がそうになっているという

ことです。そのことを申し上げておきます。

それでは次、鈴鹿関跡の国史跡指定についてに移らせていただきます。

これは今後の取組についてというふうなことで通告させていただいておりますけれども、そもそもこの国史跡に指定されたことのメリットとは一体何なのか、この点を確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村生活文化部参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

鈴鹿関跡が国の史跡の指定を受けるメリットにつきましては、発掘調査や計画策定、また遺跡の整備や公有地化を図るなど、これらを実施するに当たりまして、指導や助言が国・県等から受けられるという人的支援、それと補助金、これは2分の1ですが、これらが受けられる財政支援がございいます。また、そのような支援のみならず、国から公表されることなどで、アナウンス効果が亀山市の知名度の向上につながることで、シティプロモーションの活性化も期待できる点がメリットの一つであるというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

人的支援、財政支援なりいろいろあるということでしたけれども、その中で、12月議会で複数の議員さんからもありましたけれども、どうしていくんやという話の中で、保存管理計画というのをつくらなあかんのやみたいなのがありました。この保存管理計画とは一体どういうものなのか、これはつくらなあかんものなのか、これをつくらんと財政支援がもらえやんのかとかですね、これがどういうものなのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

まず、ちょっとお断りですが、さきの12月議会におきまして、先ほど議員申し上げられたとおりの保存管理計画ということで、さきの議会で答弁させていただきましたが、ちょっと法律の改正等によりまして、計画の名称が保存活用計画というふうに変更がなされておりました。申し訳ございません。

まず、保存活用計画につきましては、史跡の保全及び活用に組織的に取り組むための事項を明示しまして、その保存や整備に関する将来的な方針を明らかにするものでございます。具体的には、文化財の基本情報をはじめ、その文化財の保存・管理・活用の基本方針や整備方針、また運営体制や現状変更等の考え方及びその適用区域などを記載することとなっております。なお、計画期間はおおむね5年間を想定いたしまして、期間終了時には当然見直しも必要となります。また、この計画は、最終的には国、文化庁の認定が必要となるものでございます。

それと、必ずつくらなければならないのかといったご質問でございますが、これは義務化はされておられません。ただし、こういった史跡など個々の文化財の保存活用の考え方を明確にいたしまして、それを確実に継承を図るということから、作成が推奨されております。また、これを受けまし

て、過去の文化審議会の答申では、保存計画の作成を一層促進することが必要であるといったことも言われておりますことから、本市といたしましては、計画を策定してまいりたいというふうを考えております。

○議長（中崎孝彦君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

そういうふうな感じで、国とも連携しながら進めていくということなんだなということを改めて認識させていただいた感じなんですけれども、今回、鈴鹿関跡の範囲を特定することにおいて、当然まず西側の築地塀の辺りからという話やったと思います。

一方、東側をどういうふうに特定していくのかという上で、従来、やはり鈴鹿関に関する史跡というので、旧関町からずうっと言われていたのが、古厩の鈴鹿駅家跡、あそこが一つの鍵になるんじゃないかと言われております。律令制における駅家制度、これの駅家があったところということで、非常に重要な遺跡、恐らく旧関町でもナンバーワンじゃないかという遺跡なんですけれども、もう一つ、切山遺跡というのも近くにあるんですけれども、この切山遺跡は既に県で遺跡調査が行われているんですけど、この古厩遺跡は本格的な調査がまだ一切行われていないというふうに聞いております。

近所で今、太陽光発電とかそういったものがどんどん出てくる中で、やはりこの遺跡の調査というのが非常に難航してしまうんじゃないかという懸念も出ておるんですけれども、そういった国の支援もある中で、これは早急に古厩遺跡の本格調査に進んでいかなあかんのというふうに考えるんですけれども、この点につきまして考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

辻村参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

議員ご指摘のとおり、鈴鹿関跡の関連遺跡といたしまして、切山瓦窯跡、また古厩遺跡が考えられます。特に古厩遺跡につきましては、鈴鹿駅家跡や鈴鹿郡衙、これは古代鈴鹿郡の役所ですけれども、その可能性も指摘をされておりますが、これまで本格的な発掘調査は実施されておりました。

なお、鈴鹿関跡の調査につきましては、私どもだけではなく文化庁や県教育委員会だけでなく、鈴鹿関跡学術調査委員会の指導・助言もいただきながら実施しているところでございますので、先ほどの古厩遺跡などの鈴鹿関跡の関連遺跡として注目すべき遺跡につきましても、委員会からのご意見も頂戴しながら、十分検討した上で調査を実施し、保護を図ってまいりたいというふうに考えております。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

13番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時48分 休憩）

(午後 1時58分 再開)

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

会派結の森 英之でございます。

今朝から皆さん、各議員の方、市長も哀悼の意を示されましたけれども、間もなく10年という、まだ少し時間もありますけれども、ということで、時間を迎えることになろうかと思えます。

私も、当時は亀山市で一番高い建物だと思うんですけども、そのこのオフィスで仕事をしておりまして、地震を察知したわけなんですけど、そのときにですね、すごく長い間揺れたということを経験しております。それがいわゆる長周期振動と呼ばれるものかと思えます。かなり長い間揺れたという記憶があります。それは、高ければ高いほど長い周期を示すということを言われておりますけれども、そのような記憶をしているところであります。亀山駅前の再開発が進みますと、亀山一高い建物というのがそちらになるかどうか、ちょっと私定かではありませんけれども、そのような記憶をさせていただいているところであります。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今後の市政運営についてということで取り上げさせていただきました。

今回、草川議員が代表質問という形で質問していただきましたけれども、私の視点から、市長の今後の市政運営について問わせていただきたいというふうに思います。

市長のマニフェストのNEXT亀山 緑の八策と、それから令和3年度施政及び予算編成方針、それから教育行政一般方針の具体的取組についてということで、順番に聞かせていただきたいと思います。

まず、第2次総合計画後期基本計画における行財政改革についてというところでございます。

こちらが、この八策のうち七策のところ、開かれた市政と行財政改革を進めるということになっています。

こちらの事務事業のスクラップ・アンド・ビルドということが、この行財政改革大綱の中でも示されておりますが、このスクラップ・アンド・ビルドについてはどのように進めていく予定なのか、お聞かせいただけますか。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質問に対する答弁を求めます。

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

スクラップ・アンド・ビルドでございますが、令和2年2月に策定いたしました第3次行財政改革大綱におきまして、15の重点方針の一つといたしまして、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを掲げております。

これまでも事業仕分等の実施を行ってまいりましたが、長期にわたって継続している事務事業について、その目的が達成されたか否かの検証を行い、継続の有無や再編について検討し、事務事業

のスクラップ・アンド・ビルドを推進していくという考え方でございます。

また、新型コロナウイルス感染拡大等の影響が懸念される現況下におきまして、より一層選択と集中によるスクラップ・アンド・ビルドを進めていかなければならないと考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

行財政改革を進めなくてはいけないということ、そこは分かりました。

では、そうしたらどのように進めていくかということなんですけども、このマニフェスト、NEXT亀山 緑の八策では、八策にたくさんの事業を実施すべくまとめられております。ただ、全ての事業に手をつけて前へ進めるというのは、予算編成上、あるいはこの期間の中でやっていくというのは大変困難かと思えます。そういった中で、スクラップ・アンド・ビルドの中で、ビルドというのはこのコロナによっておのずと最優先でされる項目が行われたということで、これはすなわちビルドだと思うんですね。これは最優先ということで、おのずとビルドになってきたということだと思います。ただ、やはりその中でスクラップというものを進めていかないと、やはり財政の問題ということもあって、なかなか進まないんじゃないかと思えます。

ここで市長にちょっと問わせていただきたいんですけれども、このスクラップというところの思いですね、どのように進めていく思いがあるのか、ちょっと聞かせていただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おっしゃるように、スクラップをしなければビルドができないということは、当然おっしゃっております。そこはなかなか行政の継続性とか、あるいは惰性のようなことにならずに、ある一定のこの10年の間にも幾つか事務事業評価、あるいはザ・点検とか、様々なチェックをしながら事務事業自体を廃止にしたものも幾つかございました。

そういう意味では、例えば昨年度なんかですと、長年やってきた総合環境研究センターの事業とか、15年ぶりに断ち切ったということが幾つかあるかと思いますが、やはり一つの中期的な計画を策定する、特に今は後期基本計画を令和3年度でつくり上げていく過程でございますので、当然、議員の皆さんや市民の皆様にご議論いただいております基本計画、あるいは実施計画等々、こういうものは可能な限りその実現を目指しますが、それに入っていないような様々な事業が何年も継続してきたとか、あるいはその効果が出ていないものについては、しっかりこういう機会に精査をさせていただいて、そして廃止すべきものは廃止をさせていただいて、その分を必要なものに投入ができるような、そういう庁内全庁的な議論をやっていく、今、ある意味そういう意味ではこの令和3年度というのは、そういう節目に入っていくのではないかとこのように考えておるところであります。ここはしっかりやってまいります。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ある意味4期目の再選を果たされたこのタイミング、このタイミングだからこそ、思い切ったことができると思うんです。コロナという一つの大きな災害ですよね。これを機に思い切ったことをしていただく、今まさにこのタイミングなんじゃないかというふうに思いますので。

ただ、やはりこのスクラップするに当たっては、市民の方になぜこれをやめるのか、終息をさせるのかというのを説明は当然必要かと思えますけれども、その上で、しっかり次の事業、新しい事業への振り向ける力になるべく、そういうスクラップにもしっかり目を向けて対応していただきたいと思えます。

続いて、人材育成システムの改革についてというところに移らせていただきます。

こちら行財政改革の中の大きな目標の一つであります行政システム改革の中の4つ目に掲げられております。その中で、今回の施政方針の中でも、課の所掌事務やグループの体制等の見直しを実施するということが掲げられておりました。どのような見直しを実施する予定なのか聞かせていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

市の組織機構につきましては、平成30年度の再編以降、第2次総合計画に掲げました施策事業の着実な推進を図ることができたものと認識をしております。

一方で、組織機構に関する課題につきましては、毎年管理職に対するヒアリングを実施いたしまして、実態把握と効果検証を継続的に続けてきたところでございます。

令和3年度は、前期基本計画の最終年度を迎えますことから、組織の機能をより高め、各施策の目標を達成するために、これまで行ってまいりました検証結果を基に、課の所掌事務やグループ体制の一部見直しを予定しておるところでございます。

また、令和4年度は第2次総合計画後期基本計画がスタートいたしまして、市の重要政策が動き出す時期でもございますので、令和4年度には組織機構の全体的な見直しを行うとともに、タスクフォースのような組織についても設置をいたしてまいりたいと考えているところでございます。

令和3年度につきましては、小規模な、今いろいろ聞き取りの中で、事務がうまくいっていなかったり、そういった小幅な所掌事務の見直しというところで検討しておるところでございます、また確定いたしましたらお示しをさせていただきたいと存じております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

現体制を随時見直しながら、それから後期基本計画の中ではしっかり盛り込んでいくということでもございました。

今議会でも、財政の硬直化とかいうことがよく言われておりました。先ほど、市長の答弁の中でも行政の硬直化ということもございましたけれども、私は行政の硬直化の一つの原因として、人材育成の問題があるんじゃないかというふうに思うんですね。組織の問題。

特に市民の方からも言われますのは、例えばいろんな手続をするに当たって、法的な確認が要る申請手続、許認可等の手続なんですけど、そういったことをするに当たって、なかなか本来でしたら

進むところが進まないというようなことも起きているやに聞きます。これは専門の方が少なくなってきたせいなのか、それとも人事交流がうまくいかないのかなんですけれども。これすなわち、市民の方がその市民サービスを享受する、あるいはその市民の方が事業を起こしていく、そういった過程の中でそういうことが起きてしまうと、ビジネスチャンスを阻害するようなことにも陥りますし、これはひいては市政に対しても損害につながるわけですね。ですから、そういったところをやはり見直していく時期にあるんじゃないかと思うんです。

これは本当に財政財政とよく言われますけれども、私、人だと思っんです。財政は厳しいけれども、厳しい中でも人がきちっと創意工夫すればいろんな事業ができるわけですね。当然スクラップで、先ほど申し上げました、そこが大事になってきますが。ですので、私は人材ということをさらに大事にして進めていくべき、本当に大事な局面に来ているんじゃないかと思うんです。

ですので、一つの提案なんです、その人材等の硬直化を含めての対策の一つとして、1つ課題として思っているのが、この退職者の方の重用が、重んじているところがあるんじゃないかと思うんです。

ですから、今よくいろんな自治体であるのが、民間の方を入れる、副市長に対して入れる、そういうような動きが起きてきています。そういったことも検討の一つ、余地があるんじゃないかというように思っんです。そういった考えはないのかどうかお聞かせいただきます。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本市の人材育成につきましては、平成29年に亀山市人材育成基本方針を策定いたしまして、この中で人事制度、職員研修、職場環境という3つの側面の人材育成に取り組んでまいりましたが、議員ご指摘のとおり、特に人事制度の中で、今申された硬直化につきましては、うまくジョブローテーションがっていないでありますとか、なかなか専門性を持った職員がたくさんいないということの中から、適正な配置が一部欠けているのではないかという、そういうご指摘だったというふうに思います。

これにつきましては、しっかり研修等を行い、また適正な人員配置を行う中で対応していかなくてはならない課題ではあると思いますが、そのような中で、今ご提言のありました民間の人力を活用する、これは非常に重要な視点であると思っんです。

今、全国ではいろいろ、例えばDXを進める等で、いろいろなノウハウを持つところからそういう人材を活用していくという、そういったところがございまして、市の制度の中にも任期付で雇用する制度というのがありまして、例えば一定、5年なら5年の間しっかりとある程度高いお給料を払ってしっかりと技術を皆さんに教えていただくという、そういった任期付の採用制度というのもございまして、そういったところも一部活用するということが今後検討させていただきまして、民間のお力を借りるといった視点もしっかりと検討してまいりたいと思っんです。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ご答弁いただきました山本部長も退職を迎えられるということで、非常に私は質問としてはやり

にくかったんですが、あえて言わせていただきました。

やはり民間の考え方をを入れて活性化するというのは非常に大事だと思うんですね。ただ、1つ言えますのは、今福祉の観点から、年金の支給が上がってきております。退職の年齢も民間が上げなくちゃいけない、あるいは退職後の方を雇用するというようなことも求められておりますので、そういった観点から、このOBの方、退職者の方を、部長が適材適所とおっしゃっていただきましたが、そういう方を、十分ノウハウを持っている方を活用していただくというこういう視点も当然大事であります。大事であります、大事なのは、その中で活性化をしていくことかと思うんですね。

それで、人材を交流して働きやすい環境をつくる。物を言いやすい環境、新しい事業を起こしていく、そういった新しい視点を取り込んでいく、そういったことが必要かと思っておりますので、ぜひそういう視点からこの人材育成システムの改革についても取り組んでいただきたいと思います。

続いての質問に移ります。

働き方改革の推進であります。

施政方針のところでありましたが、これはちょっと働き方推進とは違うというのは認識しておるんですが、庁内のペーパーレス化のために、幹部職員の方にタブレット端末を導入するということがございました。

私が思うに、テレワークというものが遅々として進まないといいますが、そういう状況だと思います。1つ思いますのは、タブレットですとかノートパソコン、これを全庁的に導入することによって、自宅でのそういうワークも可能かというように思うんですが、そういった考えは今のところないかどうか、その辺を確認させていただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、今回新年度、令和3年度で幹部職員に配置をいたすタブレット端末につきましては、議員のタブレット端末の更新に併せて、新執行部も議員と同じタブレットの中で情報を共有するという、そういう意味合いの中で、幹部職員を中心にタブレット端末を配付する、そういった事業でございます。

また一方で、テレワークの推進の中で、職員1人に1台パソコンを配付しながら、テレワークを可能にするようなことを考えるべきだと、そういうご指摘でございます。

テレワークにつきましては、今、現下のコロナ禍の中で、非常に見直しをされておまして、必要性についても十分把握しているところでございます。

ただ、そういうような中で、テレワークはネットワークの環境やセキュリティー対策、また住民への窓口対応など、テレワークができないような事務もございますので、全てテレワークで対応できるということではないかとは思いますが、この現下のコロナ禍の中の大きな新しい働き方改革としては、確実に実施をしていかなければならない課題だというふうに考えております。

このことから、テレワークを進めるに当たりますでは、実施に向けた諸課題の整理を行った上で、十分なセキュリティー対策を施しICTを活用することから、現在市におきましては、自宅のパソコンから職場にあるパソコンを安全に遠隔操作する仕組み、これは特殊なUSBを購入いたしまして、セキュリティー対策を施していくという事業でございまして、この事業を新年度に

予算化をしておりますので、全ての職員にはまだ対応できませんが、一部の職員でテレワークが可能な環境は整うものと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

私も、ハードを準備すればいいというわけではなくて、当然今おっしゃっていただいたネットワークのところ、やっぱりセキュリティーの問題が出てくると思います。その中で、それを対策したUSBを使うというようなことの答弁がございました。

全ての方がテレワークということ、これは不可能であります。当然窓口担当もありますし、その職員の方の業務の仕分けですよね、棚卸し、これも私立派な働き方推進の一つだと思うんです。それをやった上で、必要な方に対しては、可能な方に関してはテレワークをしていただく。その中で、今おっしゃっていただいたUSBを導入していく、これは一つ、本当に方針かと思しますので、しっかり進めていただきたいというように思います。

ハードの対応ということであれば、私はこの亀山市役所のほうはどうなっているか、ちょっと私定かじゃありませんが、そのリース契約等の更新の時期があれば、必要とされる方に対してはノートPC、あるいはタブレット端末、いいものがどんどんできていますので、そういった更新を変えていくということも併せて方針として示していただいて、進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、教育環境の進化についてということでも聞かせていただきたいと思います。

これは二策、マニフェスト八策のうちの二策の子供の笑顔と生きる力を育むというところで、教育環境を深化させますという結びになっています。その中で、少人数教育推進の現状と課題についてということで取り上げさせていただきました。こちらは昨日、福沢議員のところでも、議案質疑のほうでもご答弁いただいております。

私のほうで確認させていただきたいのは、今後5年で全学年にということを開議決定されたということは認識しているんですけども、その中で、国・県がその予算をもって、少人数学級推進の教員の配置に代わって採用していくという形になるかと思うんですけども、それは人材の確保という点は、市のほうで進めていく必要があるのか、これは予算のとおり、県のほうで人材を確保していく形になるのか、確認させていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、国・県の動きによります少人数の過密学級の解消につきましては、これらについては国・県からの予算、雇用になっていくということになるわけでございますけれども、その人材確保という視点でまいりますと、予算的なものは国・県からのものということになるわけでありますけれども、必要な人員、これは県が雇用する形になってまいります。

また、それに乗らない市の少人数教育推進事業のもの、これは単独のもので、これは当然市が雇用する形になってまいります。

ただ、県費、市費、これらに基づいて講師等の人員確保につきましては、各市町の教育委員会の

業務となっておりますので、講師等の人材確保につきましては、市の教育委員会が行っていくという形になるというものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

小学校の35人学級というのは、国のほうで示されて、順次ということになるんですけども、その国が進めるものは予算としては当然国・県が見て、県が採用することになるんですけども、人材の確保は逆に市のほうでしていく必要があるということかと思えます。

その中で、財政のほうは、市費で少人数教育推進教員というのは配置をされているわけなんですけど、その分国費あるいは県のほうで予算が賄われるとなると、その予算というのは当然浮いてくるかと思うんですね。それをやはり予算上その分浮いてきたというものは削ってしまうことになるのか、あるいはほかに充当していくことになるのか、その考え方を確認させていただきたいと思えます。

○議長（中崎孝彦君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

1学級当たりの人数が35人以下という形になりましても、児童・生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導を行うにはまだまだ十分とは言えず、今後におきましても、少人数による授業や習熟度別授業等の取組は欠かすことができないものでございます。

なお、国の施策の現状といたしましては、習熟度別指導等を目的といたしました加配教員は削減されている実態がございます。

市といたしましては、きめ細やかな教育の実現に向け、国や県の施策が十分ではない限りは少人数教育推進事業等を継続してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

習熟度を上げるための施策から行われておった人員に関しては、加配というのは逆に抑えられていく方向だということでしたね。

亀山市としては、そういうきめ細やかな教育を推進するに当たって、まだまだ不十分だということ、今の答弁にありました。その中で、個の学び支援事業というのはあると思えます。これはいろんな方々が関わっている、教員以外にも関わっている、そういう事業かと認識しておりますけれども、どういったスタッフが個の学び支援事業で学校教育に関わってみえるのか、どういった業務があるのか、確認させていただきます。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

そもそも個の学び支援事業は、特別支援教育に係る養護のお話でもございましたが、主に介助員、または看護師、そういった方を配置する事業となっております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

介助員、看護師等の配置の中で行われる授業だということを確認させていただきました。

そのほかに、学校現場では、私聞いているところによりますと、例えばスクールサポートスタッフの方ですとか、それからスクールカウンセラーの方、このスクールカウンセラーの方って意外と言ったら失礼ですけども、このコロナでいろんなことが起きていますし、いじめの問題等もありますし、いろんな相談を受けるというようなことも聞いております。

また、コミュニティ・スクールというのが、全て学校運営協議会が始まりました。この補助員という方もおられると思います。こういった形の多くのスタッフが個の学び支援事業の中で配置されているということを知っていますので、そういった取組をまた進めていただいていると思いますが、ちょっと私間違っているようでございますので、ちょっと逆に訂正をいただけますか。恐れ入ります。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

個の学び支援事業は、あくまでも特別支援教育を要する児童・生徒、介助員、看護師、また普通学級における発達障害の子を見ていただく支援員というものがございます。その3種類でございます。

スクールサポートスタッフとか、コミュニティ・スクールの事務員とか、カウンセラーとか、別途主要事業に位置づけてはおりませんが、そういうスタッフの任用がございます。

そういったほかにも学習指導員とか、いろいろ多岐にわたってはいますが、例えばスクールカウンセラーでいいますと、これは県費職員で、学校を拠点校にして全学校に派遣されるとか、その増時間を我々は県教委に求めて、少しずつ増時間を実現していくとか、そういったことがございます。

その少人数教育に話を戻しますと、市の少人数教育推進事業は、35人未満学級、過密学級を防ぐために35人未満学級を実現するための目的と、教科を限定しながらの、特に算数、数学、英語とかのさらに少人数化したグループを編成して、ゆっくりコースとか、スピードコースとか、習熟度という言葉も使いますが、そういった効果的な少人数教育、さらなるきめ細かな少人数教育をするためと、2つ目的がございます。

県の少人数教育加配というのもございまして、学級を、学年を割る場合もありますし、今のような習熟度別学習をするような目的の少人数加配というのもございますが、その部長が削減されてきているというのは、少人数加配に習熟度別指導とかグループ別指導とか、そういった学習を目的とした加配教員が削減されてきている。その分35人のほうに向いていると、そういう動きがあります。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ちょっと私も間違っているところを修正いただきましてありがとうございます。

そういったところで、習熟度を上げることと過密学級を抑制していくといたしますか、そのための少人数推進学級を、これは国を挙げて取り組むことになったということでもありますので、先んじて亀山は取り組んでおるといってごさいますので、さらに前に行っていただくというか、昨日の福沢美由紀議員への答弁でも、小・中学校、幾つか35人以上学級があると聞いていますので、その解消に向けて対応いただきたいと思うんですが、1つ懸念点があるんですね。

少人数学級が進むと、箱物、教室が果たして、先生もそうですけれども、教室が大丈夫なのかという心配があるんです。この辺りどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（中崎孝彦君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

特に児童数が、今の時代なんかは増加傾向にある井田川小学校、西小学校、川崎小学校等におきましても、35人を見据えて施設が整っているという認識を持っておりますので、今のところ心配はないかなと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そこの教室の対応は心配ないということでありました。

そういうふうになると心配なのが人材の確保ということになるかと思うんですが、例えば、今日はこういう日ですので、10年、10年という言葉がよく言われておりますけど、小学校6年生でいいますと、10年たつともう先生のほうになる年齢なんですね。ですから、中学生でいうと7年です。

そういう年齢が教壇に立つ側が変わるといって、非常に学校現場で先生が魅力ある授業、先生が魅力ある職業なんだというような、そういう教え方といいますか、意識してやるってなかなか難しいんですけども、これをやっていくのが非常に大事かと思うんです。

私が覚えているのは中学校3年生、卒業するときに学校の先生になってはどうかと担任の先生に言われたときに、僕はやめておきますと、学校の先生は忙し過ぎるんでやめておきますと言ったことをはっきり覚えております。ですが、それを言った先生が、悲観な目をしているわけじゃないんです。疲労こんぱいの目をしているわけじゃないんです。一生懸命取り組んで、私の今の心の支えになっている先生であります。

やはり、働き方改革と言われておりますけれども、先生が生き生きとして働いて、自分たちが先生になりたいというふうな、そういう学校を目指していくことが必要かと思っておりますので、また学校教育ビジョンが変わってくる時期かと思っておりますので、その点含めて、学校教育ビジョンの策定も進めさせていただきたいというふうに思います。

続いて、ジュニアスポーツの活性化についてでございます。

これは、緑の八策の中で、ジュニアスポーツの活性化について取り上げておられました。どういふことをお考えなのかなということを取り上げさせていただきました。

たしか、青少年に対するスポーツ・文化芸術の分野で飛躍を志す青少年に対する応援制度を創設しますとあります。この応援制度創設というのは、具体的にどういふことをお考えなのか確認させ

ていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私のマニフェストで掲げました応援制度、ジュニアスポーツ及び文化芸術活動について、例えばスポーツ少年団はじめ各種教室などで、地域の指導者の皆さんの熱心なご指導あるいはご尽力によりまして、特にこの近年、活躍する技能とか技術を携えたジュニアの育成が非常に図られてきたというのが顕著になってまいりました。

本市においても、これは分野、スポーツに限らずですが、特に優れた成績を収められるジュニアが現れるようになって、育成の成果が出てきておるといふふうに喜んでおるところであります。

そういう中で、次代を担うジュニア育成支援のため、活躍が期待される若い芽を何らかの形で応援することができるよう、様々な分野に働きかけを行って、単発な支援、例えば現在ですと全国大会等へ出場する折に激励金という仕組みを持っておりますが、旅費の支給のような支援、そういう単発なものではなくて、中長期的な支援が行えるような仕組みづくりができないのか、このように考えておるところであります。

具体的に現時点でこれだということをごここで申し上げることはできませんが、今後、総合計画後期基本計画の策定の中で、しっかりどういうものがベストであるのか、しっかり検討をさせていただいて、基本計画に位置づけができればというふうに考えておるところであります。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

この八策の中で、スポーツ、それから文化芸術の分野ということをご明記されております。

先ほど市長に答弁いただきましたスポーツの分野では、例えば全国大会に出場する方に対しては、その支援金等の仕組みがあるというのは存じ上げております。その文化芸術分野に対して少し、その支援の手を伸ばそうという、そういう考え方、私は非常に大事かと思っております。

ぜひ検討いただきたいんですが、加えてジュニアスポーツの推進という中で、この三重国体、東京オリ・パラを契機としたということがございます。私、この三重国体、亀山で行われますけれども、これを契機に、この機運を促すだけで終わってはいけないと思うんですね。それで、財政の問題があるのは十分承知しております。

そういった中で、これからリニアも誘致していくという夢のような話もある中で、やはり亀山としての利点という中で、将来を見据えて、このスポーツ界にとっては私一つ大きなシンボルとして、400メートルトラック、これの創設というのを考えていただきたいんです。

これは当然、一定規模の用地も要りますし、財政も必要かと思っておりますが、いろんな財政の財源を考えていただいて、これをぜひ一つ、後期基本計画に入れ込むってなかなか難しいかもしれませんが、そういった視点でもぜひ検討をお願いしたいということを思います。

一言、市長、この考えについてご答弁いただけますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

400メートル級の陸上競技の整備のご要望であります。運動施設等々については新設等々については莫大なコストがかかってまいります。あるいは維持管理についても同様でございます。まずは施設の老朽化や使用者のニーズに対応するための修繕とか改良を本当にやっていくというのが基本であろうかと思っておりますし、周辺の広域の対応の中で、例えば県営スポーツガーデンは400メートルの陸上競技場はございませんが、例えば以前から前田議員がおっしゃっておられる亀山にサッカー場をとという話もいただいておりますけれども、少し広域の中でうまく活用できたらというふうに思っております。

本当に、ご要望としては受け止めさせていただくんですが、さっきのスクラップしてビルドしていくということの考え方は大事なんですが、かなりスクラップしないとなかなか今の新たな運動施設の設置等々、今回の400メートル陸上トラックということにつきましては、財政状況等鑑みますと現時点では少し難しいのではないかというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

当然難しいということ認識した上で聞かせていただきました。

そういう認識をした上で、やはり短期的な視点ということではないんです。長期的な視点からそういったものを明文化するといいますか、そういうことをすることによって、やはり皆さん目標ができるといいますか、そういうことができる、またその財源の確保等にもいろんな方面から動くことも可能かと思っておりますので、そういった視点でぜひ、明文化は難しいにしても、検討は入っていただくような形でぜひ示していただきたいというふうに思います。

続いての質問に移らせていただきます。

この八策の中で、四策の中に防犯対策の強化による体感治安の向上についてということでございます。

今日、新議員の質問にもございました防犯カメラの設置であります。防犯カメラの予算としましては、29基の設置を目標に予算化しているということで説明がございました。

私のほうで確認させていただきたいのは、防犯対策について、防犯灯と防犯カメラの設置という、両面の対応が私はあるんだと思うんですけども、今後、現状の防犯灯の設置の状況、それと防犯カメラの設置について、どのような方向性を考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

防犯灯の設置の状況ということで、今私どもはLED化について進めているところでございますが、防犯灯のLED化は環境に優しく省エネで長寿命でありますことから、本市におきましては平成22年度から防犯灯のLED化に取り組んでいるところでございます。

平成22年がLED灯22基で、普及率が0.5%でございましたんですが、10年たった現在では2,050基のLED灯が設置され、普及率は44%まで上がってきたところでございます。

今後の考え方ということでご答弁させていただきますと、亀山市では補助金事業により、集落内

の防犯対策として防犯灯のLED化の整備を行っているところで、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、防犯カメラの設置につきましては、午前中にもご答弁させていただきましたんですが、犯罪の抑止、犯罪の発見につながるなど、大きな効果をもたらしていることは認識させていただいているところでございます。

自治会等における防犯カメラ設置に係る支援につきましては、地域の合意形成を取っていただくなど、詳細なことも必要になるのではないかと考えますと、他市の状況等も参考にしながら事業実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

質問の途中ですが、しばらくお待ちください。

本日3月11日東日本大震災の発生から10年を迎えます。ここで震災により犠牲になられた多くの方々に哀悼の意を表し、1分間の黙祷をささげます。

皆様、ご起立をお願いいたします。

黙祷。

（黙 祷）

○議長（中崎孝彦君）

黙祷を終わります。ありがとうございました。ご着席ください。

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

東北に思いをいたしながら、残り時間、短くなりましたが、質問を続けさせていただきます。

先ほど危機管理監のほうから答弁いただきましたが、防犯灯に関してはLED化を進めて10年で44%まで進んでおるということでございました。この期間も10年というところでございませぬ。

44%、この数字、かなり伸びてきております。やはりこれは地道に、最初は0.5%でしたか、という数字からここまで伸びてきておりますので、これは十分成果がある。電気料金も市が負担しているということで、これは大きな事業の一つかと思えます。

ただ、防犯カメラを通学路等に設置をしてくれというのは、過去、今岡議員でありますとか岡本議員でありますとか、いろいろ質問されております。やはり要望はあるわけですね。ただ、やはり設置として、今日も新議員への答弁もありましたとおり、その情報管理というところで非常に難しいというところでございました。

津市では、本年から助成が始まっております。15万円までということで助成が始まっているということを聞きます。ただし、やはり15万円というのは非常に高額であります。

その設置につきましては、ぜひ今後検討を進めていただきたいというように思いますが、ただ、防犯灯の設置もまだ全て対応できているわけではございません。そこもきちっと対応していただいて、その情報管理のところ、難しさもありますが、他市の状況を踏まえて検討を進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

こちらで質問は以上とさせていただきます。

最後、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

こちらについては、今議会でもスケジュールというようなことも聞いておりますけれども、日々情報が錯綜しておる中で、難しい面はあるかと思うんですが、現時点でのスケジュールというのは、これは今議会でも答弁ありましたとおり、これを指し示すことはできると思うんです。ですので、その時点その時点で市民に対して周知していくという、これは大事かと思うんですが、そういう考えはないのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

コロナウイルスワクチンにつきましては、そのワクチンの入荷状況も日々刻々と変化をしております。私、今議会の答弁でも、22箱が入ってきますというふうなご答弁もさせていただいたところでございますけれども、それも少し危うくなってくるような現状になってまいりました。

実際には、今のところですが、来週亀山市の接種計画というのを議会の皆様にお示しできる、今のところは見込みでございます。その後、その状況は刻々と変化はしておりますけれども、その接種計画をお示した後は、きちんとその都度その都度と、例えばホームページ等で公開しながら市民の皆様にも周知をさせていただこうと思っております。

○議長（中崎孝彦君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今、部長の答弁あったとおり、ホームページ等で随時ということでありました。

情報が刻々と変わっていくから、なかなか混乱を招くことがないようにするために出すのを拒んでいると、こういうことではいけないと思うんですね。ですので、ホームページ等でやはりその時点その時点での情報を開示していくという、これは大事かと思っておりますので、この刻々と変わっていく中で広報等で周知するというのはなかなか難しいと思います。ですので、そのためのホームページかと思っておりますので、そういったもので、ケーブルテレビもしかり、そういうもので情報を更新していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

1つ、大きな考えとして、キャンセルという問題があるかと思うんですね。キャンセルということは、体調不良も当日あって難しいかと思っておりますが、このキャンセルというのは今の間に何らかの対策を考えておく必要があるかと思うんですが、何か考えておくことがございますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、今回のワクチン接種につきましては、集団接種、個別接種の併用で行っていかうというふうに計画をしております。

集団接種、個別接種のいずれにいたしましても、まずご本人様が予約を取っていただいて、その上で接種会場までお越しいただくというふうに考えています。

当日、発熱等でやはりどうしても接種を受けられない現状になることも考えられますので、キャンセルというのは十分に考えられることとございます。

今回のファイザー社製のワクチンは、皆さんも御存じのように1瓶当たり5回が取れますので、

ですので5の倍数で予約を取ってまいります。ずっと毎日のように予約を取ってまいりますので、今日キャンセルがあったら明日打てるかという、それはちょっと不可能です。ですので、そのキャンセルの取扱いについては、今非常に大きな課題の1つとなっております。

何かいい方法がないかということで、今みんなでその対応方法について考えておるような現状でございます。

○3番（森 英之君登壇）

ぜひ検討をよろしく願いいたします。

終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

3番 森 英之議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時54分 休憩）

（午後 3時02分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 豊田恵理議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問いたします。

今回、大きく3項目あります。

まず選挙についてですが、この選挙につきましては、過去にも質問させていただいております。全国的に投票率が落ちてきている傾向があるという問題、また最近では地方によっては立候補者に欠員が出る等の問題も起きております。

事情については様々ございますが、その中に選挙に対する無関心や政治に対する不信感といった問題も恐らく大きく、選挙や政治に対しての距離を置く人が多くなっているのではないかと。また、選挙の仕組みについても、不合理であったり時代に合っていないことも多いのではないかと思ひ、選挙、政治に関わる自分としましても、時々この問題は取り上げていきたいと思っております。

まず、1問目の投票率の推移についてですが、亀山市で行われる選挙において、国・県・市の選挙がございますけれども、現状を把握するためにも、これらの過去の投票率についてまずお聞きいたします。

○議長（中崎孝彦君）

8番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

松村選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村 大君登壇）

議員お尋ねの選挙の投票率の推移につきまして、おおむね過去10年間の各種選挙における投票率の推移を申し上げます。

少し長くなりますが、最初に国政選挙から申し上げます。

まず、衆議院議員選挙では、平成21年8月に執行した選挙で、小数点以下は省略いたしますが、

約62%、平成24年12月に執行した選挙が約61%、平成26年12月に執行した選挙が約54%、平成29年10月に執行した選挙が約60%で、過去4回の衆議院議員選挙の投票率は約62%から約54%の間で推移しております。

また、参議院議員選挙では、平成22年7月に執行した選挙が約61%、平成25年7月に執行した選挙が約56%、平成28年7月に執行した選挙が約60%、令和元年度7月に執行した選挙が約52%で、過去4回の参議院議員選挙の投票率は約61%から約52%の間で推移しております。

次に、県の選挙を申し上げますと、まず統一地方選挙によります県知事選挙ですが、平成23年4月に執行した選挙は約55%、平成27年4月に執行した選挙が約49%、平成31年4月に執行した選挙が約39%で、このときの選挙は県議会議員選挙が無投票であったことから投票率が低かったものと思われます。過去3回の県知事選挙の投票率は約55%から約39%の間で推移しております。

また、県議会議員選挙では、平成23年4月に執行した選挙で約55%、平成27年4月に執行した選挙が約48%、平成31年4月に執行した選挙は無投票で、投票率は約55%から約48%の間で推移しております。県の選挙は、国政選挙と比べ少し投票率が低い結果となっております。

次に、市の選挙におきます市長選挙でございますが、平成21年2月に執行した選挙は約62%、平成25年2月に執行した選挙は無投票で、平成29年2月に執行した選挙が50%ちょうどございました。そして、今年1月の選挙は無投票で、投票率は約62%から50%の間で推移しております。

最後に、市議会議員選挙ですが、平成22年10月に執行した選挙が約63%、平成26年10月に執行した選挙が約52%、平成30年10月に執行した選挙が約56%で、過去3回の市議会議員選挙の投票率は約63%から約52%の間で推移しております。以上でございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

かなり詳細な部分まで、投票率の推移ということでお聞きさせていただきました。

私の実感としましては、投票率の変化においても、期日前投票の存在、投票率を上げているのではないかと感じておるんですけれども、昔は投票日というのは1日のみであります。今は期日前投票というのがあって、利便性も少しは高くなっているのかなと思っております。期日前投票における投票率の推移というのはありますでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

松村事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村 大君登壇）

期日前投票における各種選挙の投票率の推移につきまして、まず国政選挙では、過去の期日前投票率は衆議院議員選挙、参議院議員選挙とも過去は約10%でございましたところ、直近の選挙では約20%から約23%と2倍以上も増えているところでございます。

また、県の選挙と市の選挙では、過去の選挙から直近の選挙まで、約8%から約10%の間で推移しており、期日前投票における投票率が大きく増えているとは言えない状況でございます。

国政選挙と開きがございますが、その要因は期日前投票期間が大きく異なることから、その辺が大きな要因と考えられますが、特に市の選挙では、市民が最も身近な選挙でありますことから、期日前投票を利用されずに、当日に投票に行かれる方がまだまだ多いのではないかと推察するところがございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

国政選挙の利用率が2倍以上ということで、確かに伸びているのかなと思いました。でも、県と市においては8から10%ということで、私が思っていたほどの変化というのは見られなかったのかなというふうな感じですが、この項目の最後に、実際に全国的には投票率低下傾向と見られておりますが、亀山市としてはこの結果において投票率の傾向はどのように見ているのでしょうか。

○議長（中崎孝彦君）

松村事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村 大君登壇）

いずれの選挙におきましても、全国的に選挙における投票率が低下傾向にある中、亀山市の場合ですが、無投票を除き、県の選挙以外は直近の選挙でほぼ前回は上回る投票率となっております、特に亀山市の場合、投票率が低下してきているとは言えない状況であり、今後も投票率向上に向けた取組を十分行っていきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

亀山市の投票率はむしろ上昇しているという答弁でした。なかなかやっぱり肌で感じる印象と違うなあと思いながら聞いていたんですけども、期日前投票の存在、利便性の向上について、これは確かに定着はしているものの、やはり今でも知らない方もいらっしゃるもので、やはり必要なはその周知であると思います。さらなる周知をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

投票率向上に対する取組についてお聞きいたします。

これも何度も取り上げているテーマであり、直近の28年3月にも質問しておりますが、投票率向上についての亀山市の今までの取組についてお聞きいたします。

○議長（中崎孝彦君）

松村事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村 大君登壇）

選挙における投票率向上に向けた当市のこれまでの取組につきましては、選挙時におきます市広報、市ホームページへの掲載や、ケーブルテレビでの文字放送、懸垂幕や公用車へのマグネットシールの設置、また、投票日の周知を図るため、広報車による市内巡回などを行い、さらに市の選挙におきましては、亀山市明るい選挙推進協議会の委員とともに市内の店舗などの商業施設におきまして、街頭啓発を実施しているところでございます。

また、高校生など若者の投票率の向上を目指すため、市内の主要駅である亀山駅、井田川駅、関駅において、早朝の通学時間帯にそれぞれの駅を利用する学生などの若者に対して、ポケットティ

ッシュなどの選挙啓発物品を配付するとともに、選挙の投票を呼びかける街頭啓発を亀山市選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会の委員の方々と実施し、少しでも投票率の向上につながる取組を行っているところでございます。

しかしながら、今回の市長選挙、1月に予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染症の影響により、これらの街頭啓発は行わなかったところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

たしか、前回の質問に対する答弁の中で、高校での模擬投票などについてのお話もあったと思うんですけども、2016年から法律が変わりまして、選挙権18歳以上になったことから、若いうちからの選挙に対する意識の向上が重要だとして様々な取組が全国的にも行われるようになっております。今後の亀山市としての新しい取組の計画というのを教えてください。

○議長（中崎孝彦君）

松村事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村 大君登壇）

今後の選挙における投票率向上に向けた取組といたしましては、議員おっしゃられるように特に若者の投票率向上は重要であるというふうに考えておりますことから、過去に1度、法改正によりまして18歳から投票ができるようになった際に、市内の高等学校へ出向き、実際に使用する投票箱や記載台を使用して生徒たちに模擬投票をしていただくなど、選挙に関心を持っていただくための選挙啓発を実施いたしました。対象となる生徒も年々変わっていきますので、今後は適時学校へ打診するなどPRを行い、模擬投票の実施を含め投票率向上に向けた選挙啓発に努めていきたいと考えております。

また、毎年市内の全小・中学校へ選挙啓発ポスターを募集して作品を提出していただいておりますが、新たな取組といたしまして、このときに併せて出前講座や子供向けの選挙に関する啓発などの取組も行っていきたいというふうに考えております。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

次の項目に移ります。

新型コロナウイルス感染症対策についてということで、昨年よりずっと新型コロナの影響を受けて、私たちの生活が何から何まで全て一変したわけですけども、やっぱり選挙といいますと、どうしても投票所に人が集まってしまう、密をつくってしまうということがございます。

今年初めに行われました市長選挙は無投票であったため、状況はつかめませんでしたが、今年、また国政選挙、来年は市議会議員選挙が予定されている中で、コロナ対策というのがまた重要なことであると考えております。

選挙における新型コロナウイルス対策について、亀山市ではどのような対策を考えているのかお聞きいたします。

○議長（中崎孝彦君）

松村事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村 大君登壇）

まず、選挙における投票につきましては、新型コロナウイルスに感染した人や、また感染の疑いのある人が投票に来られましても、公職選挙法上、他の有権者と同様に投票はできることとなっております。

そこで、選挙における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、今年1月に市長選挙が控えておりましたことから、昨年の夏以降、様々な情報を得ながら準備を進めてまいりました。

まず、予防対策の物品といたしましては、投票所内で使用する使い捨て鉛筆、ボトル式やスプレー式の消毒液、除菌ティッシュ、使い捨てマスク、使い捨て手袋やフェースシールドなどを準備し、また投票記載台の間隔を空けて投票用紙に記入してもらう工夫や、受付で有権者が混み合わないよう間隔を空けて並んでもらうため、床に貼る足形のストップ表示なども準備いたしました。

また、開票所では、密を避けるため従事者を減らし、作業中はフェースシールドや使い捨て手袋などを着用して開票作業をすることとしており、あらゆる対策を講じた準備をしておりました。

しかしながら、今回の市長選挙は無投票となったことから、これらの物品を今回は使用しませんが、次回の選挙の際に使用するとともに、新たな予防対策物品などがございましたら準備をし、徹底して感染予防の対策を講じていきたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

市の投票所においては、準備は徹底していたという答弁であったと思います。

一方で、どうしても投票日当日というのは、多くの人々が投票に集まります。例えばこういうときこそ、人を分散するために期日前投票をより一層推奨するなど、まだまだ亀山市としてできることもあると思いますし、亀山市以外のほかの自治体でも、この時期に選挙を終えたところもございますので、そういった研究をぜひよろしくお願ひいたします。事前の準備、対策の徹底をお願いしまして、この質問を終わらせていただきます。

4番目の項目は割愛させていただきまして、続きまして、コロナワクチンの接種についてお聞きいたします。

コロナワクチンの接種に関することは、臨時議会においてもお聞きしたんですけれども、およそ1か月経過した現在、状況が大きく変化していることは先ほどまでの答弁の中で分かりました。

最新の亀山市のワクチン接種体制、そして亀山市の対応の変更についてお聞きいたします。

○議長（中崎孝彦君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

先ほども少しご答弁をさせていただきましたけれども、ワクチンが三重県に入ってくる状況が刻々と変化をしております。

私、この議会の中で、医療従事者用も22箱、高齢者用も22箱というふうにご答弁させていただいてまいりましたけれども、医療従事者用の22箱が少し入るかどうかが危うくなってまいりました。その代わりですけれども、高齢者用の22箱につきましては、本日県のほうから通知が参り

まして、4月12日の週に1箱、4月の最終週であります26日の週に1箱、4月中に合計2箱亀山市に入ることが確定をしました。

それで、高齢者1万3,300人お見えになります。うちの2箱ですので、約1,000人に対しての2回分しかございません。ですので、高齢者の中でも、少し順番を決めて接種を開始してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

本日決定したということで、これからいろいろ順番についてとか決めていくことになると思いますので、またそのことについては後日ということで、次の項目に移りたいと思います。

今後の予定についてということですが、その中で、亀山市において、来年度に取り組む主な事業の一つとして、新型コロナウイルス感染症総合対策パッケージを総額4億350万円を上げておりますよね。そのうちの2億4,375万8,000円がワクチン接種、これは全て国費ですが、計上されております。

この予算が、全市民のどれだけ、つまり高齢者だけでなく、ほかの人も含めてのどのぐらいの接種人数を想定して組まれているのか、まずそこからお聞きいたします。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

今回、来年度予算に盛り込みましたそのワクチンの接種費用につきましては、ワクチンの日本での承認前に予算要求をさせていただいたものでございますので、その承認時点で16歳未満はワクチン接種から省かれました。ですので、実際に接種率100%として接種をされる方というのは5万人から約7,000人を引いて、4万3,000人程度の方やと思います。

しかしながら、この予算要求時点では、そのワクチン接種5万人全員分として見込んでおりますので、予算上は5万人分でございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

あとちょっと聞きたかったのが、ワクチン接種がうまく進んで、市民のうちのどれぐらいの割合が接種をした場合によしとされるのかなど。つまり、私たち今生活にかかっている様々なことが規制されているんですけれども、どれぐらいの市民の方の割合、接種した人の率の割合がどうなったときにいろんなことが自由になってくるのかという、その割合についてお聞きすると、すみません、何回も出てきていただくのは申し訳ないので、医師会との連携、これは今最終調整中ということで、それだけ確認して終わります。

○議長（中崎孝彦君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、集団免疫という考え方がございます。

感染症の専門家のお医者様にお聞きすると、大体60%から70%の方が免疫をお持ちになると、感染の拡大がなくなるというふうにも言われております。それを基に、少なくともやはり70%の方に予防接種、このワクチン接種を受けていただきたいというふうに考えております。

それと、医師会との連携でございます。

医師会の先生方の協力となると、例えば集団接種にお越しいただいて問診をしていただいたり、あるいは個別接種で各クリニックのほうで接種をしていただいたりという協力は本当に欠かせないものになってまいりますので、本当に先ほども言っていたいただきましたように、最終的な調整中でございます。

また、毎月開かれております医師会の理事会のほうにも副市長をはじめお邪魔をさせていただいて、説明をさせていただいているような現状でございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、最後の項目に移りたいと思います。

庁内業務の新型コロナウイルス感染症対策についてです。

まず、現状についてということで、昨年新型コロナウイルス感染症が世界で大きな脅威となりまして、2月末には国内初めての緊急事態宣言、急遽発表されて日本で大混乱が生じました。現在は第3波と呼ばれますコロナ感染症の猛威により、今なお亀山市も例外なく新型コロナの対策には様々な対策を講じておられると思いますが、今回特に庁内においてと限定しまして、亀山市の庁内業務において、どのような対策を取っているのかを確認したいと思います。

まず最初に、現在の亀山市のコロナ対策状況についてお聞きいたします。

○議長（中崎孝彦君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

庁内における新型コロナウイルス感染症対策の現状でございますが、昨年4月以降、全国及び県内の感染状況に応じまして、職員の勤務体制の削減を実施してきたところでございます。

具体的には、職員間の感染拡大を防止するため、職場における接触機会の低減を図る働き方として、勤務時間をずらす勤務時間の弾力化制度や、土曜日、日曜日の週休日の割り振りを変更することや、年次有給休暇などの休暇の取得促進、会議室を一部執務室に利用するなどにより、通常の職員体制の3割から5割の削減に取り組んできたところでございます。

ただし、住民サービスの低下を避ける観点から、全ての部署において実施することは困難でございますので、可能な限り勤務体制の削減を目指しているところでございます。さらには、外部との会議や研修のみならず、経営会議など庁内会議においてもウェブ会議を実施しているところでもございます。

また、庁舎内におきましては、飛沫感染防止パネルや手指消毒液を設置するとともに、定期的に換気のアナウンスを、これ10時と午後2時でございますが、行っているところでございますが、先月には庁舎東口と西口にサーモグラフィーのカメラを設置いたしましたところでございます。

なお、勤務体制以外でも、職員に対しましては日々の健康管理の徹底は当然のことながら、5人

以上での会食の自粛や一人一人の基本的感染対策を実施するよう、注意喚起を図っているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

私もここに通っていますので、見える部分においては様々な対策について確認できますが、見えない部分、先ほどのご答弁の中にもございましたようなこと、どのような対策がされているのかを把握していない部分もあり、質問をさせていただきました。

今回、この質問をすることで、庁舎内で市職員が新型コロナウイルスに感染した場合、様々な緊急事態が想定されますけれども、準備や対策ができているのか、またそれを未然に防ぐためにどのような対策が取られているか、今後の取組としてどういったことを考えているのかということ进行を明らかにしていきたいと考えております。

近いところでは、昨年末にも三重県庁のほうでクラスターが発生しております。また、地方自治体においても、昨年の4月には大津市において市職員によるクラスターが発生しましたが、そのときの大津市の対応を振り返ると、市役所の本館の4階の建設部、3階の都市計画部と2つの部署で11人のクラスターが発生しまして、その両部署の260人の職員さんが自宅の待機となっております。当時、まだ初期段階でもありましたので、前例のない事態で、市長も判断に大変苦しんだと思いますが、この後の感染拡大を防ぐために、大型連休を含んだ4月25日から5月6日まで13日間、消防、水道などのライフラインを担う部署を除いて本庁業務を停止し、本庁職員1,200人が自宅待機、PCR検査の実施となったそうです。その間の窓口業務は、全て支所や委託先のコールセンターで対応したと聞いております。

こういった事態が実際に近いところで起きております。自分のまちでこのような事態が発生したらと考えると、大変心配をしております。

防災対策でも同様なことが言えますが、何かあったときに、例えば地震であったり大規模災害が起こった場合など、初動で重要なのが庁内体制であると思っております。感染症においてもまたしかりでございます。だからこそ、この万が一の可能性を最小限にするためにも体制の徹底、十分にお願いしつつ、次の項目に移ります。

テレワークの導入についてということで、一例として挙げさせていただきました。

可能な限り出勤者を減らすなどの密をつくらない方法の一つとして、テレワークの導入が考えられます。テレワークについては、昨年の3月にも委員会でその可能性を聞きましたが、そのときは難しいという答弁でした。第3波が来て、亀山市でも現在50人を超える感染者が出ている今、テレワークに対する市の考え方を確認していきます。

まず、テレワークをするにも、準備や調査が必要ですが、先ほどの森議員への答弁の中で、調査等しているということで、テレワークに関する調査、今までに行ったことがあるということで、どのような内容なのかお聞きしたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、テレワークの有意性につきましては、議員ご指摘のとおりだと思います。しかしながら、少し行政におきましては、独自のネットワークの環境でありますとか、セキュリティ対策、あとは住民への直接の窓口対応といったところで、テレワークが一般企業よりも実施が遅れている状況にあると、まず認識をしておるところでございます。

そうした中、本年1月、テレワーク用の調査として、紙媒体を用いて直ちに在宅勤務が実施可能な業務について、各所属単位で全庁的な調査を実施いたしました。その結果といたしましては、会議録の確認や、各種計画の内容検討など、実施が可能な業務というのは非常に限られていた状況でございました。

こうした調査結果からも、在宅勤務を効果的に取り組むためには、やはりICTを利活用したテレワークの必要性を改めて認識をいたしたところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

テレワークの導入が必要だということを知っていただいたということで、それでは、この調査していただいて、亀山市においてテレワークの導入の可能性はあるのか、またもし可能であるのなら、どこの部署なら可能なのかとか、どんな準備が必要で、いつから行えるのかとか、そういったことがもしある程度決まっているのなら教えていただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず導入の可能性でございますが、現在テレワークの実施に向けてまさに諸課題の整理を行い、十分なセキュリティ対策を施した上で、自宅のパソコンから職場におけるパソコンへ安全に遠隔操作をする仕組み、これは森議員の中で、特殊なUSBの活用ということで、これは予算化をさせていただいたところでございますが、こうしたことによりテレワークの導入を進めるための諸準備を現在進めているところでございます。

それとテレワークにつきましては、できましたらこういったことで、まず庁内の中でしっかりルールをつくりまして、新年度において試行実施をさせていただきたいというふうに考えております。

それと、どのような部署で実施をするのかということでございますが、テレワークにつきましては、業務に支障を来さない範囲で所属長が認めた場合において実施できるものと考えております。したがって、部署によって実施の有無が分かれてくるものではなく、実施業務の内容によってテレワークが適するかどうか判断するものと考えております。

例えばですが、市民サービスに直結する業務、窓口業務でありますとか、個人情報を取り扱う業務などはテレワークを実施できる業務に限りがある一方で、庁内事務など比較的テレワークを実施しやすい業務もありますので、部署による向き不向きはあるものと考えておりますので、こうした部署の選定につきましても、しっかり検討して対応してまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

1年の間にいろいろ考えていただいたということで、今どういふことをするかということを検討中ということで、来年度から試行実施をする予定があるというお話でした。

確かに、テレワークといってもなかなか諸課題あると思うんですけども、大きな問題としてどのようなものがあるのかという課題について確認したいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

テレワークの大きな課題でございますが、業務によりましては、機密情報や個人情報を取り扱う業務もございますので、テレワークが実施可能な業務の選定が必要となってまいります。また、セキュリティ対策をはじめとした技術的な環境の整備と、職員一人一人が情報セキュリティに対して厳密な注意意識を持つことも必要でございます。

ほかにも、自宅におるということになりますと、職員同士のコミュニケーションが希薄となることから、組織力の低下が懸念されるとともに、例えば管理職が勤怠管理、勤務しておるかどうか、休憩しているのかどうかという勤怠管理や、モチベーション管理などのマネジメントも難しくなる傾向があるというふう聞いております。また、市民サービスに直結する窓口業務など、テレワークに適さない業務もございます。

これら様々な課題がございますが、テレワークにつきましては新型コロナウイルス感染症対策の観点だけでなく、コロナ後の新たな日常を見据えた働き方改革として取り組むべき事業であると認識をしておりますので、こうした諸課題をしっかりと整理をいたしまして、実施に向けて進めてまいりたいと考えております。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

テレワークについては、昨年も述べたんですけども、コロナ対策だけではなく、子育てや介護などを抱える自治体職員の多様な働き方を推進するとか、実現するための手段にもなると思うんですね。

亀山市として、新しいより豊かな働き方の実現、またその可能性を拡大するためにも、もちろんコロナもありますが、ぜひともテレワークに限らず、今の社会に合った新しい働き方の研究を行っていただきたいし、また試行錯誤していただくことによって、いろいろ進めていっていただきたいなと思っております。

それでは、最後の項目に移ります。

今後の在り方についてということですが、先ほどテレワークの導入を一例に挙げましたが、実際にはほかにも様々なコロナ対策というものがあまして、ほかの自治体でもいろいろ取組が見られますが、亀山市でのコロナ禍における庁内業務の今後の在り方について考えをお聞きいたします。

○議長（中崎孝彦君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今後の感染対策としての業務の在り方でございますが、市職員が感染した場合、市民サービスの

低下につながるおそれがありますことから、やはり全国的な感染状況や、県内における発生状況などをしっかりと注視して、その状況に応じまして、今は3割から5割というふうになっておりますが、適切な勤務体制の削減を引き続き実施するとともに、先ほどもご指摘のありましたテレワークの導入が可能な部署におきましては、実施により感染拡大の防止とともに、必要な業務の継続に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、一方では、近年働き方改革の必要性も問われておりますので、こうしたコロナ禍の経験も生かしながら、ポストコロナにおいての新たな働き方改革にもつなげてまいりたいというふうと考えているところでございます。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

市役所には、毎日実に多くの人が入り出ております。特に今は確定申告の時期でもございますので、今後、より多くの来庁が予想されます。対策は十分されているというふうに思いますが、新型コロナの感染リスクとされている密を避ける対策をぜひお願いしたいと思います。

また、3月、4月というのは年度替わりでありまして、また引っ越しなどの手続など、いろいろ増えると思うんですが、これも現在亀山市のほうでは住民票など、コンビニで受け取れるサービスもあり、市役所に行かなくても手続が可能であるなど、コロナ禍に適した環境も存在しております。

一方で、もう一つ、これ意見なんですけれども、亀山市で導入済みのFix My Street、これ導入から随分たちますが、先ほど新議員の質問の中で、道路部署では活用がまだ難しいという答弁、先ほどいただきました。Fix My Street Japan、自分のまちを自分でよくしていくための市民協働ツールなんですけれども、自治会長さんだけでなく、いつでもどこでも誰でも自分のまちの道路の陥没であったり、ガードレールの破損や土砂災害とか、そんなことであっても来庁しなくて、スマホで写真や場所を市役所に伝えることができるツールです。そういう意味では密を回避するための優れたツールであり、要望があったときに庁内に来なくてもいい、市役所に来なくてもいい、コロナ禍である今こそ活躍ができるものと思いますが、最後に市長に再度お聞きいたします。

コロナ禍において、亀山市の庁内業務の在り方について、来年度そういったことを十分見据えて行政経営を行っていただくわけですが、そのための手段・ツールの活用はとても重要だと思います。デジタル改革を意識した総合計画についてということで、昨年9月にも提言をさせていただきましたが、市長の目指すコロナ禍におけるこれからの庁内業務の在り方についてを最後に確認いたします。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

大きな質問だと思いますし、基本的には先ほど総合政策部長が申した、私どもとしては、このコロナでの庁内体制の整備ということではご提案のあったテレワーク等々の導入、遅れておりますので、これは急務としてその環境を整えてまいりたいと思います。

さらに今、Fix My Streetのご提案もございました。可能なことはさらに活用しな

がら、これを生かしていくと。その中でコロナを乗り越えるというのはもちろんなんですが、ご指摘のように、ポストコロナのその後も含めた様々な視点を加えたような、そういう環境、体制を整えてまいりたいと思います。

まだまだ長丁場でありますし、いろんな局面があろうかと思いますが、ぜひ、その辺しっかりと向かってまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（中崎孝彦君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

今回、3つ質問させていただきましたが、大きくはコロナ対策といいますか、その辺でさせていただいたつもりでございます。

これから新しい年度が始まるんですけども、ぜひ注意していただきまして、よい令和3年度になることを祈念いたしております。以上です。ありがとうございました。終わります。

○議長（中崎孝彦君）

8番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので、関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次に、お諮りします。

明日12日から25日までの14日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

明日12日から25日までの14日間は休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの26日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

（午後 3時43分 散会）

令和 3 年 3 月 2 6 日

亀山市議会定例会会議録（第 6 号）

●議事日程（第6号）

令和3年3月26日（金）午前10時 開議

- 第 1 諸報告
- 第 2 議案第 8号 亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第 3 議案第 9号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第10号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 第 5 議案第11号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 6 議案第12号 亀山市基金条例の一部改正について
- 第 7 議案第13号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
- 第 8 議案第14号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 9 議案第15号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
- 第10 議案第16号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第12号）について
- 第11 議案第17号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第12 議案第18号 令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第13 議案第19号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第14 議案第20号 令和2年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第21号 令和2年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第22号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第23号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第5号）について
- 第18 議案第24号 令和3年度亀山市一般会計予算について
- 第19 議案第25号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 第20 議案第26号 令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 第21 議案第27号 令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第22 議案第28号 令和3年度亀山市水道事業会計予算について
- 第23 議案第29号 令和3年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 第24 議案第30号 令和3年度亀山市公共下水道事業会計予算について
- 第25 議案第31号 令和3年度亀山市病院事業会計予算について
- 第26 議案第32号 市道路線の認定について
- 第27 議案第33号 市道路線の認定について
- 第28 議案第34号 市道路線の認定について
- 第29 議案第35号 市道路線の認定について
- 第30 議案第36号 市道路線の認定について
- 第31 議案第37号 市道路線の認定について
- 第32 議案第38号 市道路線の認定について
- 第33 議案第39号 市道路線の認定について

- 第 34 議案第40号 市道路線の廃止について
 第 35 議案第41号 和解について
 第 36 議案第42号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
 第 37 議案第43号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
 第 38 委員会提出議案第1号 亀山市議会会議規則の一部改正について
 第 39 委員会提出議案第2号 亀山市議会委員会条例の一部改正について
 第 40 委員会提出議案第3号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の一部改正について
 第 41 委員会提出議案第4号 亀山中学校及び中部中学校のセンター方式による完全給食の早期実現を求める決議

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	古田秀樹君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	青木正彦君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部次長	谷口広幸君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	田所学君	健康福祉部参事	豊田達也君

会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田邦敏君	消防署長	原博幸君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局 長	松村大君

●事務局職員

事務局 長	井分信次	書 記	水越いづみ
書 記	西口幸伸		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(中崎孝彦君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

市長から、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定により、亀山市国民保護計画の変更について報告がありましたので、ご覧おきください。

次に、去る10日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第2、議案第8号から日程第34、議案第40号までの33件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第 8号	亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	原案可決
議案第 9号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第10号	亀山市職員給与条例の一部改正について	原案可決

令和3年3月17日

総務委員会委員長 前田 稔

亀山市議会議長 中崎 孝彦 様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第12号	亀山市基金条例の一部改正について	原案可決
議案第13号	亀山市国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
議案第14号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決

令和3年3月16日

教育民生委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 中崎 孝彦 様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第11号	亀山市手数料条例の一部改正について	原案可決
議案第15号	亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第32号	市道路線の認定について	原案可決
議案第33号	市道路線の認定について	原案可決
議案第34号	市道路線の認定について	原案可決
議案第35号	市道路線の認定について	原案可決

議案第36号	市道路線の認定について	原案可決
議案第37号	市道路線の認定について	原案可決
議案第38号	市道路線の認定について	原案可決
議案第39号	市道路線の認定について	原案可決
議案第40号	市道路線の廃止について	原案可決

令和3年3月15日

産業建設委員会委員長 伊藤彦太郎

亀山市議会議長 中崎孝彦様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第16号	令和2年度亀山市一般会計補正予算（第12号）について	原案可決
議案第17号	令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について	原案可決
議案第18号	令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第19号	令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第20号	令和2年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第21号	令和2年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第22号	令和2年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第23号	令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第5号）について	原案可決
議案第24号	令和3年度亀山市一般会計予算について	原案可決
議案第25号	令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決
議案第26号	令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について	原案可決
議案第27号	令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について	原案可決
議案第28号	令和3年度亀山市水道事業会計予算について	原案可決
議案第29号	令和3年度亀山市工業用水道事業会計予算について	原案可決
議案第30号	令和3年度亀山市公共下水道事業会計予算について	原案可決

令和3年3月23日

予算決算委員会委員長 新 秀 隆

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

○議長（中崎孝彦君）

初めに、前田 稔総務委員会委員長。

○15番（前田 稔君登壇）

おはようございます。

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る10日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、17日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第8号亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、行政不服審査法施行令が改正され、審査請求書への押印を要しないものとされたことに伴い、固定資産評価審査委員会への審査の申出の手続については、地方税法の規定により行政不服審査法の規定を準用することとされていることから、所要の改正を行うものです。また、口頭審理における口述書の提出者等に義務づけられている署名押印についても取扱いの見直しを行うことから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、議事に関与した委員や調書を作成した書記の署名押印が不要となることで不都合が生じないかとの質疑があり、これについては役職で責任が全うされており、個人の名前は必要ないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第9号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正については、現下の厳しい経済情勢等を総合的に勘案し、市長については、令和3年4月1日から令和7年2月5日までの間に支給する給料、期末手当及び退職手当の額を引き続き減額するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第10号亀山市職員給与条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、改正後の新型コロナウイルス感染症の定義に変異株が含まれるのかとの質疑があり、これについては、指定感染症の新型コロナウイルスについては、全ての新型コロナウイルスを指すものと判断しており、変異株も含まれると認識しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。
以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

次に、森 美和子教育民生委員会委員長。

○10番（森 美和子君登壇）

おはようございます。

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る10日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、16日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第12号亀山市基金条例の一部改正については、市民まちづくり基金は、地域まちづくり協議会の活動拠点施設などの施設の整備に要する資金に、関宿にぎわいづくり基金は、新市まちづくり計画に位置づけられる関宿賑わいゾーン・周辺整備事業を推進するための施設等整備に要する資金にそれぞれ充てることができるよう、所要の改正を行うものです。

また、伝統的建造物群保存基金は、既に積み立てた基金の全額を取り崩していることから、関宿における伝統的建造物の保存及び活用に資する事業については、関宿にぎわいづくり基金を活用することができるよう見直した上で廃止するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、関宿にぎわいづくり基金が活用できる地域に関する質疑があり、これについては、関宿及びその周辺地域に限るものであるとの答弁でありました。

次に、市民まちづくり基金を亀山駅周辺整備事業に充当することはないかとの質疑があり、これについては、今の亀山駅前の事業にということではなく、その地域のコミュニティ、市民のまちづくりに関する事業等に使うことはあるとの答弁でありました。

次に、市民まちづくり基金は、合併特例債でつくった基金で、合併してから一定の期間、必要性のあるものに対して使うものであり、なくなったら積立てをせず、必要な財源は財政調整基金から取り崩すべきではないかとの質疑があり、これについては、今後も市民参画・協働及び地域づくりに寄与する活動の支援に活用していくため、基金が減少したら枯渇することのないよう積み立てていくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第13号亀山市国民健康保険条例の一部改正については、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、本条例で引用している条項が削除されたことに伴い所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第14号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令が改正され、国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額の引上げ及び令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴う国民健康保険税軽減判定基準の見直しが行われたことから、所要の改正を行うものです。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、本条例で引用している条項が削除されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

審査の経過では、今回の改正により、軽減を受ける人が増えるのかとの質疑があり、これについては、給与所得者と公的年金所得者はそれほど影響はないと思うが、最近増えている給与所得者以外のフリーランスの方は、給与所得者の給与所得控除のようなものがないため、その方々にも配慮する意味で、今回の個人所得税の改正が行われ、その結果として保険税が安くなると考えているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る10日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、15日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第11号亀山市手数料条例の一部改正については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が改正され、現在、非住宅部分の床面積の合計が2,000平米以上の建築物を対象としている建築物エネルギー消費性能適合性判定について、令和3年4月1日から300平米以上の建築物に見直されることにより、市が所管する規模の建築物についても、新たに適合性判定の対象となることから、所要の改正を行うものです。また、低炭素建築物新築等計画認定等の審査業務等に係る所要時間は、適合性判定と同等として差し支えないことが国から通知されたため、併せて所要の改正を行うものです。

審査の過程では、今回の改正によって、市内でどれほど影響を受けるのかとの質疑があり、これについては、過去3年の申請件数は、平成29年度に低炭素建築物新築等計画認定に係る申請が1件、令和元年度に建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象が1件であったことから、ほとんど申請はないと思われるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第15号亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正については、道路構造令が改正され、本条例で引用している条項が繰り下げられたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第32号から議案第39号までの8件の市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である川合45号線、北鹿島10号線、北鹿島11号線、名越27号線、名越28号線、羽若39号線、羽若40号線及び野尻12号線の市道路線の認定について、また、議案第40号の市道路線の廃止については、一般交通の用に供する必要がなくなった、みずほ台56号線の廃止について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、市道路線を廃止するみずほ台56号線の存在は、開発行為によって判明したのか、あるいは以前から確認が取れていたが、廃止をする機会がなかつ

たのかとの質疑があり、これについては、今回開発によって発覚した。このような道路はほかにもあると思うが、全ては把握していないとの答弁でありました。

次に、行き止まりの路線が多いが、「通り抜けできません」といった表示はできないのかとの質疑があり、これについては、自治会などから要望があれば看板を設置しているところもあるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

次に、新 秀隆予算決算委員会委員長。

○5番（新 秀隆君登壇）

おはようございます。

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る10日の本会議で当委員会に付託のありました議案第16号から議案第23号までの令和2年度各会計補正予算8議案、及び議案第24号から議案第31号までの令和3年度各会計予算8議案の審査に当たるため、22日及び23日の2日間にわたり委員会を開催いたしました。

初めに、議案第24号令和3年度亀山市一般会計予算について、議案第25号令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、議案第26号令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について、議案第27号令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第28号令和3年度亀山市水道事業会計予算について、議案第29号令和3年度亀山市工業用水道事業会計予算について、議案第30号令和3年度亀山市公共下水道事業会計予算について及び議案第31号令和3年度亀山市病院事業会計予算についての8議案の審査を行いました。

その結果、議案第24号令和3年度亀山市一般会計予算については、231億円という過去2番目の大型予算となったが、亀山駅前再開発に22億円、リニア調査に1,760万円、リニア基金積立てに5,000万円、不要不急の市道和賀白川線整備事業に8,400万円を計上するなど、大型事業優先で、コロナ感染症対策は総額4億円と言いながら、市独自で実施する事業は起債を含めても4,000万円ほどしかない。このようにコロナ禍でありながら、十分な対策を講じることなく不要不急の大型事業を優先させ、また市民要望の強い老朽化した学校や園の建て替えは放置されるなど、市の最優先の仕事が後回しにされた予算であることなどの理由から反対討論がありました。

この議案については、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

また、議案第25号から議案第31号までの7議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

なお、委員会として、1つ、委員会の審査過程において出された意見を十分に尊重するとともに、前期基本計画の最終年度となることから、計画に位置づけられた施策の具現化に向け、計画的・効率的な予算の執行に取り組み、第2次実施計画に掲載された事業の着実な推進に努められたい。

1つ、予算の編成に当たっては、経常収支比率や公債費比率をはじめ、各種財政指標に目標値を設定して取り組むとともに、厳しい財政状況の中、後期基本計画策定に向けて、市民ニーズを的確に把握し、施策の優先順位を見極め、十分に精査された長期財政見通しを示されたい。

1つ、歳入において、地方交付税の振替措置である臨時財政対策債の発行予定額が大きく増加していることから、本来の地方交付税として交付されるよう、あらゆる機会を通じて国に働きかけられたい。

1つ、新型コロナウイルス感染症対策については、今後の市民のワクチン接種に向けて万全の体制で臨むとともに、引き続き市民の安全・安心を守るため、各種感染防止及び経済対策に取り組みたい。

以上、4点の意見を申し添えたところであります。

次に、議案第16号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第12号）について、議案第17号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第18号令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第19号令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第20号令和2年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第21号令和2年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第22号令和2年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、及び議案第23号令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第5号）についての8議案は、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれ審査を分担したことから、審査の経過内容について、各分科会会長から報告を受けました。

各分科会会長の報告に対する質疑及び討論はなく、議案第16号から議案第23号までの8議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第8号から議案第40号までの33件について討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表して、議案第24号令和3年度亀山市一般会計予算について、反対の立場で討論します。

この予算案は、一般会計だけで231億円という過去2番目の大型予算となり、財政調整基金を9億円取り崩し、臨時財政対策債14億5,000万円をはじめとする前年度比50.5%増の27億円の市債などで編成されました。新型コロナウイルス感染症というかつて経験したことのない感染症との闘いを1年間経験した後に組まれた予算です。

コロナの封じ込めが見通せない中、長引く自粛要請の影響を受けて、困難に直面している業者や市民への支援を最優先に予算化し、延期できる事業は延期し、縮減できる部分は縮減していく、そ

れがコロナ禍での予算編成のあるべき姿ではないでしょうか。

ところが、231億円という過去2番目の大型予算を組み、新図書館7億円を含む亀山駅前再開発に22億円という突出した予算が計上され、またリニア駅誘致では、中間駅を生かしたまちづくりの可能性の調査に委託料1,760万円を計上し、リニア基金を5,000万円積み増しています。さらに、不要不急の市道と賀白川線整備事業に8,400万円を計上するなど、従来型の大型事業優先の予算案になっています。

コロナ感染症により困難に直面している業者や市民への支援やPCRによる社会的検査などが今最も強く求められています。ところが、市のコロナ感染症対策は総額4億円と言いながら、主なもの3億3,000万円の事業費のうち、国からの補助金や交付金などを財源としたワクチン接種などを除けば、市が独自に実施する事業費は3,000万円の起債を含めて4,000万円ほどしかありません。これでは、十分なコロナ対策とは言えません。

また、大型事業優先の予算案により放置されているのが、学校や保育園の建て替えです。代表質問で指摘したように、学校の建て替えでは既に更新時期が来ている建物の更新費用が38億円、来年度以降の10年間に更新時期を迎える建物の更新費用が100億円にも上り、来年度以降計画的に進めなければ老朽化を放置することになります。ところが、櫻井市長の答弁で、計画すらないことが明らかになりました。また、保育園では、和田保育園で保育室の増設に向けた予算が計上されましたが、あとは手つかずです。

さらに、近年多発する災害への予算も全く不十分です。総括質疑では、豪雨時によく開設される3つの指定避難所に、有利な起債を活用して空調機などの設置をするよう求めましたが、前向きな答弁はありませんでした。

このように、コロナ禍でありながら十分な対策を講じることなく、不要不急の大型事業を優先させ、市民要望の強い老朽化した学校や園の建て替えが放置されています。これでは地方自治法が、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とするとうたっていることに反し、市の最優先の仕事が後回しにされた予算案と言わざるを得ません。これが反対する第一の理由です。

個別の予算にも問題があります。

市民の暮らしを守る最前線で仕事をする職員体制ですが、正規職員と非正規職員、非正規の会計年度任用職員の割合が相変わらず半々であり、定員適正化計画でうたった真に必要な職種には正規職員を配置するということがまだまだできていません。また、市民要望の強い亀山中学校と中部中学校での給食の実施の予算、まだありません。さらに、市民のプライバシーを守る保障がないまま推進されるマイナンバーカード事業など、問題のある予算が幾つも含まれています。

以上のとおり、大型事業優先で、コロナ対策をはじめ、市民の命と暮らしを守り、切実な要求に十分に応えない問題のあるこの議案には反対するものです。

私たちは、コロナ以前から暮らし優先の予算を求めてまいりましたが、今回議案質疑で明らかになりましたように、少人数学級や教育、不登校の子供たちの学びを保障しようとする大変評価する予算も含まれております。個別の視点ではなく、先ほどから申し上げましたように、重ねてコロナ感染症との闘いがさらに始まる来年度の予算こそ、その大きな視点が必要ではないでしょうか。まちを歩けば、暮らし、営業が困難で苦しむ市民がおります。いつもどおりではない、市独自の暮らしを支える予算であるべきと考えるものであります。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（中崎孝彦君）

9番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

公明党会派を代表して、議案第24号令和3年度亀山市一般会計予算について、賛成の立場で討論します。

新型コロナウイルス感染症の蔓延は、日常生活はもとより地域経済にも大きな影響を及ぼしています。提案された令和3年度予算には、コロナ禍において感染防止に大きな期待が寄せられているワクチン接種の実施に係る予算をはじめ、医療センター内に新設される発熱外来診査室や市内保育所の保育室の抗菌化など感染症対策に欠かせない予算が数多く計上されています。

また、認知症高齢者や家族に代わって市が個人の賠償保険に加入するための保険料、ひきこもり実態調査費、不登校児童・生徒に対する支援事業費など、社会問題化している課題に対する市の姿勢が表れた非常に重要な予算が含まれております。そのほか、令和4年度に完成予定の亀山駅周辺整備事業費や図書館整備事業費、今年開催の三重とこわか国体の開催事業費、防災・減災対策費など必要な予算となっています。

最後に、ワクチン接種事業に関しては、市民の関心が高い事業であります。速やかな周知・広報、また障がい者に対する合理的配慮を含む安全で円滑な事業実施を望みます。

以上のような理由で、令和3年度亀山市一般会計予算について賛成します。議員各位の賛同を求め討論といたします。

○議長（中崎孝彦君）

10番 森 美和子議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、議案第8号から議案第40号までの33件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それではまず、討論のありました議案第24号令和3年度亀山市一般会計予算について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第24号令和3年度亀山市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第8号から議案第23号まで、及び議案第25号から議案第40号までの32件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第8号 亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

議案第9号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

議案第10号 亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第11号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第12号 亀山市基金条例の一部改正について

議案第13号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

議案第14号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第15号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

議案第16号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第12号）について

議案第17号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

議案第18号 令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第19号 令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第20号 令和2年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第21号 令和2年度亀山市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第22号 令和2年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第23号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第5号）について

議案第25号 令和3年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第26号 令和3年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第27号 令和3年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について

議案第28号 令和3年度亀山市水道事業会計予算について

議案第29号 令和3年度亀山市工業用水道事業会計予算について

議案第30号 令和3年度亀山市公共下水道事業会計予算について

議案第31号 令和3年度亀山市病院事業会計予算について

議案第32号 市道路線の認定について

議案第33号 市道路線の認定について

議案第34号 市道路線の認定について

議案第35号 市道路線の認定について

議案第36号 市道路線の認定について
議案第37号 市道路線の認定について
議案第38号 市道路線の認定について
議案第39号 市道路線の認定について
議案第40号 市道路線の廃止について

は、いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第35、議案第41号から日程第37、議案第43号までの3件を一括議題とします。
市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第41号和解についてでございますが、平成26年2月に発生いたしました亀山市林業総合センターの火災事故に係る損害賠償請求事件の和解について、去る3月15日、津地方裁判所から和解勧告があったことから、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第42号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の多田照和氏は、令和3年6月30日をもって任期満了となりますので、後任の委員として亀山市関町中町528番地にお住まいの落合英治氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和3年7月1日から3年間でございます。

次に、議案第43号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の宮崎 司氏は、令和3年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和3年7月1日から3年間でございます。

以上、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時48分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第41号から議案第43号までの3件に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑に当たっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求め
るものです。

したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないよ
うご注意くださいとともに、発言は簡潔にお願いいたします。

通告に従い、発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

それでは、議案第41号和解について質疑をさせていただきたいと思います。

今も議長も言われたように、時間がありませんので、答弁者も簡潔に答弁をいただきたいと思っ
ております。

提案理由について、今回3月15日、津地方裁判所から和解勧告があったと。その和解解決金が
3,000万であるということです。

そのことについて、議員各位等に資料を配付させていただいたと思いますけれども、この事案に
ついては、火災発生が、出火日時が平成26年2月17日月曜日11時頃に発生したと。それで、
鎮火が12時15分でしたんですけれども、これを早期復旧するために、まず林業センターの復旧
工事をして、設計業務委託として株式会社アスカ総合設計に324万円、復旧工事、白川建設株式
会社に6,868万1,520円、それから監理業務委託でアスカ総合設計に172万8,000円、
トータル7,364万9,520円が当市の支出として予算に計上され、支出がされております。

その中で、平成26年の決算の添付資料によりますと、そのうち弁償金として324万円が亀山
市に納入されております。その324万円を差し引きますと、当市のこの修復にかかった金額が7,
040万9,520円であるということになります。にもかかわらず、この3,000万で和解を津
地裁が勧告したと言いますけれども、この3,000万の根拠についてお示しいただきたいと思っ
ております。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

裁判所から出されました和解金3,000万円の算出根拠でございますが、裁判所からお聞きし
ておりますのは、市が発注した建物復旧工事請負代金6,868万1,520円、建物復旧工事設計
業務委託料324万円、建物復旧工事監理業務委託料172万8,000円、市職員の時間外勤務
手当11万6,883円、施設使用料キャンセル分2万8,040円、さらに相手方が火災事故後に行
いました電気設備や清掃等の仮設復旧対応費用570万527円を加えた合計7,949万4,9
70円を損害の総額といたしまして、双方に過失があるとして相殺された額から相手方の既払金等
を差し引いたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、今言われた七千九百何がしの金額ですか、その既払金というのがあるんですけども、既払金を引いても7,000万強の金額が出てくると。にもかかわらず、3,000万の和解金ということについて、どんな状況であるかという、ちょっと私も消防署に、お手元に皆さん方にお配りをさせていただいた亀山市林業センター建物火災関係資料という形で裏表2枚の資料を提供していただきました。消防署のほうにちょっと確認をさせていただきたい。

いろいろ火災の状況とか、出火場所の判定、出火原因の判定とかそういうのがあるんですけども、その火災原因の判定の中で、まず1番目の当該出火火災時に設置された工事中的エアコンからとあると思うんですけども、どのような状況であったか、再度ここでお示しいただきたいと思います。

○議長（中崎孝彦君）

豊田消防部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

資料にもございますとおり、まず林業センターのエアコンにつきましては、室内機の電源100ボルトと室外機の電源200ボルトがありまして、当時の作業時には、屋内機の電源回路のみ切断をし、作業をしたものというふうに原因調査では記載されています。

そういったことで、作業を開始したところ、配線の短絡、ショートによりまして出火して、配線等に着火、それから冷媒体の保温材に燃え移り、建物やエアコンの室外機等に延焼したものと推定するというふうになっております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

今の消防部長の説明によりますと、その後段の方の延焼部分については、株式会社日本空調三重から提出された工事故発生報告書ではと、それによるものではないんですか、今の見解はどうですか。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

出火原因の推定は、事業者からの事故報告と、それから現場の実況見分をさせていただいたことを総合的に判断しまして、出火原因を特定しております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、今回の火災は、点検業務をやっておった株式会社日本空調三重、そこからこういうような報告書があったことを消防署として判定して、施設にも、この後段の2行目ですね、保温材はポリエチレンフォームが使用されており、ポリエチレンの発火温度は350度で、この付近から東側和室までの冷媒配管の保温材は全て焼却したと。

結論とした中ですか、あくまでもそのときには裁判を27回、都合28回ですか、6年間。こういうのは、出火原因とか報告書を作成されたのって、ちょっと市長にもお聞きしたいんですけれ

ども、これをもって3,000万で和解せよと言うんですかな。これに基づいて。今回提案された理由は。市長に聞きたいんや。

○議長（中崎孝彦君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

6年間に及びます1回の弁論、それから弁論26回の弁論、これらの過程におきまして、双方、私どもは当然、私どもとしての正当性なりその主張を展開いたしてまいりました。そして、先方は先方としての主張を展開して、6年という歳月が流れたわけであります。

今回、これもう議員も釈迦に説法でございますが、今回和解勧告が裁判所から出されると。この意味は、和解勧告自体、それぞれの主張があって一定の裁判所との心証に基づきまして、本来和解勧告自体は、判決に値する裁判所としての意思であろうかというふうに思っておりますので、私どもとしては、その裁判所の和解勧告を真摯に受け止めて、この過程も含めまして、今ご指摘のような様々なことがこの間ありましたけれども、それを受け止めて、今回和解に応じるという判断を市長としてさせていただいたものでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

市長、私、釈迦でも何でも無い一般の人間ですしな、もう71年を過ぎておるんですけれども、お釈迦さんに怒られるわな、そんなことを言ったら。

基本的に今消防署の方から言うていただいた報告によると、日本空調としてそれなりにその自己責任はないという主張の中でこの和解に至ったと。

それなら、平成26年2月17日の段階で現場検証をするのに、今度は西口副市長に聞きたいんやけれども、消防署から、日本空調からの事故報告書はいつ提出された、その確認をしてござるかな。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

今、手元にその事故報告書がございませんので、正確な日時は分かりませんが、2月17日に火災が発生して、2月ないし3月に提出されたものというふうに理解しております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

日時はいつでしたかなと言うの。もう一度。

○議長（中崎孝彦君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

今手元に資料がございませんが、火災が発生した26年2月17日以降の2月ないし3月ではな

かったかと記憶しております。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それなら、この報告書をどのように当亀山市の顧問弁護士と協議されて、この27回の裁判、6年間の裁判に至ったのか。

私もこの件につきましては、再三この本会議場で一般質問させていただきました。経過・経緯を。そのときの答弁が、今係争中でございますので、詳細についてはここで答弁を差し控えさせていただきますというの、ずうっと答弁だったんですよ。

ところで、事故報告書で、火災現場に警察署も当然鑑識が来まして、三重県警と亀山消防署と合同調査をやって、それで火災現場の現場検証をやるわけですわ。当然、日本空調からもそれなりの火災に対する報告書が来ると。それは恐らく県警とか消防署が求めた事故報告書やと思っておるんですわ。

当然事故を発生させた者は、どのような状況であるかという報告書を作成して、当該施設の管理者に対して報告する義務があると思うんですけども、そうですね、消防部長。

○議長（中崎孝彦君）

豊田部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうですね。だから、被災者、それから警察、消防署、それから加害者と言うとおかしいけども、この火災を発生した原因者、この3者がこのような形で報告が上がって1つのものに取りまとめていくと。そうすると裁判を27回も続けんならんとという原因ですな、なぜ27回もする前に、この報告書に基づいておれば、これはもっと速やかにこの裁判をせんでもいいと。というのは、この和解勧告書の中には、議案書の中に、このように書いてあります。

（5）訴訟費用は各自の負担とすると。これも以前確認させてもろうたら、この訴訟案件には310万の弁護士訴訟費用がかかっています、6年間で。そうすると、これは無駄な金やったと私は思う。この火災原因報告書と裁判をせんならんとという顧問弁護士の判断が、私は間違っておったんか、市長があくまでもこれは原因者の責任であるという指示に基づいて27回も裁判をさせたんか。そのような中で、最終的に津地裁から和解勧告書が出て、3,000万と。この3,000万をやることによって、この資料のですな、示させてもうた、7,040万9,520円、これを折半しても3,500万円の和解ということにするのが、それを裁判官に申し出るのが普通ではないかと思うんですけども、そのような考え方は市長はございませんかな。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これはもう議会の良識と見識をお示しいただきたいというふうに思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように……。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

議会の良識と何。どういう意味や、これ。

○市長（櫻井義之君登壇）

裁判所に対して、私ども亀山市としての主張はこの間6年間にわたって、その正当性を27回にわたるこの弁論準備の過程等々でしっかり申し上げてまいりました。当然、先方としての主張が、ここが長い年月それぞれの主張が出されてきたと。そこは双方の意見が出尽くして、そして裁判所の心証がほぼ固まりましたことによりまして、今回和解勧告が裁判所から出されたということであります。

先ほど申し上げましたように、この和解勧告の意味合いというのは、議員本当にご案内のように、非常に重いものであると思います。私どもとしては、議会ともご相談させていただく中でいろいろ説明させていただいてまいりましたけれども、この判断については、市民の利益確保につながるかと考えるところでありまして、この和解勧告を本市として受け入れるという判断に至ったものでございますので、そこはぜひ深いご理解をいただいて、お願いをいたしたいと、こういう立場でございますので、重ねてお願いを申し上げる次第であります。

○議長（中崎孝彦君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

議会の何と言うたか、良識と何とかと言われたけれども、それなら私は良識がないのかな。

だけど、基本的に、消防部長も答弁してもうたように、日本空調は事故は起こしたけども、この報告書の中ですよ、事故は起こしたけども、ショートによって、違う点検場所外のところでショートが起こって火災が発生したという報告書を出しておるわけですよ。その中で、それでこの27回の裁判が継続したわけですよ。違いますかな。

これをもう少しかみ砕いて、顧問弁護士と協議した中でやっておれば、もっと早く、あなた市民の利益を得るがために3,000万で和解をするんやということを言われますけれども、なぜこの3,000万という数字が7,040万9,520円という、その中で何で3,000万が妥当やということが私は理解できやん。

また、裁判費用、弁護士費用310万、これも双方が負担するということです。それは、後日のことやと思う、私また後日やりますからね。だから、理解をせえと言っても私は理解できやん。あなたの主張は。私は、一番はあなたの判断が、速やかに判断して7,000万の中の裁判所が和解勧告をするように促すような行為を5年前にやっておけば、310万円の裁判費用は要らんだと私は思う。そこが政治力の判断があなたは悪い。この3,000万を私はどうしても理解できない、根拠が。根拠をもう少し明確にすべきやと私は思う。

時間ですので、反対討論をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質疑は終了し、議案第41号から議案第43号まで3件

に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第41号については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、所管の産業建設委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

産業建設委員会

議案第41号 和解について

○議長（中崎孝彦君）

続いて、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号及び議案第43号の2件については、会議規則第36条第3項の規定により常任委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

議案第42号及び議案第43号の2件については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会開催のため、暫時休憩します。

（午前11時12分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中崎孝彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、産業建設委員会にその審査を付託しました議案第41号を議題とします。

産業建設委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第41号 和解について

原案可決

令和3年3月26日

産業建設委員会委員長 伊藤 彦太郎

亀山市議会議長 中崎 孝彦 様

○議長（中崎孝彦君）

伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第41号和解については、平成26年2月に発生した亀山市林業総合センターの火災事故に係る損害賠償請求事件の和解について、去る3月15日に津地方裁判所から和解勧告があったことから、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、これまでに要した訴訟費用の内訳に関する質疑があり、これについては、印紙代などの実費弁償として120万9,696円、弁護士手数料が着手金も含めて189万5,000円であるとの答弁でありました。

次に、裁判確定後の弁護士への報酬に関する質疑があり、これについては、結果として市の要求が完全に満たされたわけではないため、成功報酬については、その分の減額も見込み、200万円程度を想定して弁護士と協議に当たる予定であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（中崎孝彦君）

産業建設委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中崎孝彦君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第41号から議案第43号までの3件について討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

今回追加で上程されました議案第41号和解についての件について、反対討論をさせていただきたいと思えます。

この林業センターは、建設着手が平成9年8月20日、それから平成10年7月15日に完成されました。建設費用は2億1,000万円です。このたび、空調点検で火災事故が起り、火災事故が起こってから6年間の裁判を経て、今日の和解案件がこの議会の議決を得るために上程がされました。

顧みますと、平成26年6月補正において、改修費として7,130万円の費用が予算計上されております。そして歳入のほうで、弁償金として同額の7,130万が上程されております。しかし、この上程の際に、当亀山市には何ら責任がないという形でこのような議案を提出されたと思うんですけども、経過・経緯を本会議で質問させていただいたように、日本空調株式会社のほうからの事故報告書によると、林業センター内にショートによる、他の部分がショートして被害を大きくしたというような報告書が出されておる中で、明らかに本市にも裁判を行うということは、やはり勝つ見込みのない裁判をやり出したと。ある程度のところで、やっぱり和解をすることによってそれなりの費用が回収できたのではないかと私は思っております。

この6年間に、先ほども産建の委員長さんのほうから報告がございました。訴訟費用は印紙代が120万、弁護士費用に180万かかったと。この印紙代の120万というのは、弁償金額の7,100万についての印紙代だと思っております。ということは、ある意味、このような中で、なぜもう少し早くこういうような和解でこの3,000万でやるんやったら、総額、使用したお金が7,040万9,520円という費用負担にもかかわらず、3,000万で和解をするということは、私はどうしても腑に落ちん。また、質疑をさせていただいても、3,000万の根拠があやふやであると。

それで、市長にも尋ねましたら、3,000万は妥当であると。良識ある見識を持った考えで審議をしていただきたいというふうなご答弁がございました。私も議会議員として長らくこういうふうな議席を置かせてもろっておりますけれども、私が見識がないのかどうか分かりませんが、やはり議会議員として3,000万のその根拠が明らかにならんことには、この議案には承服することはできやん。それが市民から負託を受けた議員の責務やと思う。

後々、恐らく和解が成立した場合に、4月30日に和解金が3,000万入金されると思えます。どのような形で、この市の財政の中に入ってくるか、その動向は分かりませんが、今回3,000万入ると。当然、6月ぐらいにはこの補正が出てくると思えますけれども、そのときに、市民から預かった税金を、裁判をやることによって1円たりとも損することはならんと、それが私たち議員の責務だと思う。やっぱり使ったら使ったように、どのように使ったと確認するのが議員の仕事やと私は思っています。損失を認めた中で、こういうような裁判を長引かせた、私は櫻井市長にも原因があるというふうに思っています。やはり、鉄は熱いときに打て。火はぼやのうちに消せと。だから、こういうような事案が起こったときは、速やかにこのような事案は長らくやらんと、速やかに処理していくのが行政を預かる首長の役目であると私は思っています。だから、私は6年もかかってこの裁判をやって、裁判所の意向によって3,000万の和解金で承諾するということには、とても市長の説明責任を果たしていないこの議案には到底賛同できないことを申し上げて反対討論とします。

議員各位のご賛同をいただきたい。ありがとうございました。

○議長（中崎孝彦君）

18番 櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、議案第41号から議案第43号までの3件について、起立により採決を行います。

それでは、まず討論のありました議案第41号和解について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第41号和解については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第42号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第42号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第43号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第43号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第38、委員会提出議案第1号から日程第41、委員会提出議案第4号までの4件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

初めに、岡本公秀議会運営委員会委員長。

○12番（岡本公秀君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第1号から第3号までにつきましては、議会運営委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

まず初めに、委員会提出議案第1号亀山市議会会議規則の一部改正についてでございます。

令和3年2月3日に、標準市議会会議規則が改正され、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会の欠席事由として、育児、看護、介護等が明文化されるとともに、出産について、産前・産後期間にも配慮した規定の整備が図られました。また、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名押印の規定の見直しが行われました。

これら標準規則の改正に鑑み、本市議会の会議規則についても同様の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、まず本会議または委員会の欠席の届出に係る規定に、欠席の事由として公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由を加えるとともに、議員または委員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長または委員長に欠席届を提出することができることとします。

次に、請願者に対し請願提出時に求めている署名押印を、署名または記名押印に改めます。また、請願者が法人の場合は、代表者が署名または記名押印をしなければならないこととします。

次に、委員会の表決方法を、本市議会の運用に合わせ、起立から挙手に改めます。

次に、規則中、理由（意見）を付し期限（条件）を付すると表記している各規定を、理由（意見）を付け期限（条件）を付けるに改めます。

なお、施行日は、公布の日といたします。

続きまして、委員会提出議案第2号亀山市議会委員会条例の一部改正についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く状況下においては、委員会の開催場所に委員全員が参集することは困難となる場合が想定されます。

このことから、委員会について、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症の蔓延防止の観点等から開催場所への参集が困難な場合には、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下これを「オンライン」と言います。）を活用して開催できることとするため、所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、委員会がオンラインを活用して開催できるよう、開催方法の特例を加えるもので、まず委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症の蔓延防止の観点等から、委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、オンラインを活用した委員会を開催することができることとします。

次に、委員は、委員会へのオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならないこととします。

次に、委員長の許可を得た委員がオンラインによる出席をした場合における第16条、第17条第1項及び第30条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなすこととします。

次に、オンラインを活用した委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定めることとします。

次に、オンラインを活用した委員会は、秘密会とすることができないこととします。

なお、施行日は、公布の日といたします。

続きまして、委員会提出議案第3号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例は、議員が議会の会議等を長期間欠席した場合、その期間に応じ、議員報酬及び期末手当を減額するため、亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定めたものです。

今般、標準市議会会議規則の改正に鑑み、本市議会の会議規則において、本会議や委員会の欠席事由に関し、出産における産前・産後期間に係る規定の整備を図ること等の理由から、本条例の関連規定に所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、議員報酬等の減額に係る欠席期間の適用除外について、まず出産による欠席の場合は、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ届け出た期間に限ることとし、会議規則との整合を図ります。

次に、欠席事由のうち、「公務上の災害または通勤による災害」並びに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める患者または無症状病原体保有者である場合」の規定について、所要の整備を図ります。

なお、施行日は、公布の日といたします。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

次に、森 美和子教育民生委員会委員長。

○10番（森 美和子君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第4号亀山中学校及び中部中学校のセンター方式による完全給食の早期実現を求める決議については、教育民生委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから決議の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

亀山中学校及び中部中学校のセンター方式による完全給食の早期実現を求める決議。

平成17年の旧亀山市と旧関町との合併以降、中学校給食については、亀山中学校と中部中学校には完全給食がなく、関中学校のみセンター方式による完全給食が実施され、その不均衡が長年の課題であった。市議会でもこのことについては、これまで多くの議員が取り上げ一般質問等を行ってきた。

一方、教育委員会では、亀山市学校給食検討委員会を設置して検討を開始し、平成19年に「中学校給食の実施についての方針」が定められた。

そして、平成21年から中部中学校で、平成23年から亀山中学校で、それぞれデリバリー給食がスタートしたが、その喫食率は現時点においても30%台にとどまり、完全給食とは程遠い状況にある。

その後、平成28年に教育委員会が、「亀山中学校及び中部中学校において完全給食の実施が望ましい」との方針を取りまとめ、翌年策定された第2次亀山市総合計画前期基本計画において、「中学校給食の完全実施に向けた多面的な検討を行う」と位置づけられて以降、これまで検討が続けられてきた。

そのような中、新たな動きとして、令和2年9月に「亀山の学校給食を考える会」が、『みんなで食べる給食』の実現を求め、9,000筆を超える署名を教育長に提出し、市長にも同趣旨の要望を行った。

そして、市議会には「亀山中学校及び中部中学校においてみんなで食べる給食を早期に実施するよう求める請願書」が提出され、その結果、請願は令和2年9月定例会において、全会一致で採択された。

この請願採択により、市議会が、請願内容に対する処理の経過及び結果の報告を教育委員会に求めたことで、令和3年3月24日、市議会全員協議会の場で、教育委員会から「亀山中学校及び中部中学校の給食についてはセンター方式による完全給食」とする方向性が示され、「令和3年度に策定される第2次亀山市総合計画後期基本計画に位置づけたい」との報告があったが、実施時期については明言されなかった。

よって、亀山市議会として、亀山中学校及び中部中学校のセンター方式による完全給食の早期実現に向け、下記のとおり強く求めここに決議する。

記1. 教育委員会が決定した「亀山中学校及び中部中学校のセンター方式による完全給食の早期実現」に向け、令和3年度に策定される第2次亀山市総合計画後期基本計画の第1次実施計画に、新たな給食センターの整備を位置づけること。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中崎孝彦君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより委員会提出議案第1号から委員会提出議案第4号までの4件について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第1号から委員会提出議案第4号までの4件については、会議規則第36条第2項の規定により常任委員会への付託はしないこととします。

次に、委員会提出議案第1号から委員会提出議案第4号までの4件について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、委員会提出議案第1号から委員会提出議案第4号までの4件について、起立により採決を行います。

まず、委員会提出議案第1号亀山市議会会議規則の一部改正について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第1号亀山市議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第2号亀山市議会委員会条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第2号亀山市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第3号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第3号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第4号亀山中学校及び中部中学校のセンター方式による完全給食の早期実現を求める決議について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中崎孝彦君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第4号亀山中学校及び中部中学校のセンター方式による完全給食の早期実現を求める決議については、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中崎孝彦君）

ご異議なしと認めます。

したがって、令和3年3月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。ご苦労さまでした。

(午後 1時28分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年3月26日

議 長 中 崎 孝 彦

2 番 中 島 雅 代

1 1 番 鈴 木 達 夫